ISSN 0916－2631

愛知学院大学論叢

愛知学院大学

教養部紀要

第65巻　第1号

論　文

柴　田　哲　雄：岩本忠夫の原発をめぐる半生の軌跡
——双葉町の酒屋の主人の抵抗と「転向」——……（ 1 ）

柴　田　哲　雄：鈴木安蔵——南相馬市小高区出身の日本国憲法の実質的な起草者——……（ 37 ）

山名賢治・尾崎順子・中野博文：ルイス酸存在下でのトリメチルホスファイトの
(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンへの付加反応における
置換基効果と律速段階の検討……（ 89 ）

川　口　高　風：明治期の奉安殿護国院……（254）

翻　訳

中　村　実　生：アーニャ・ザレヴスキー著
「ヒトラーのじじいなんか死んじゃえ！」
イギリスへのユダヤ人児童移送（キンダートランスポート）の回想
——著者による「解説」——……（ 97 ）

資　料

川　口　高　風：「正法輪」における仏骨奉迎の記事について㈠……（218）

2017

愛知学院大学教養部

岩本忠夫の原発をめぐる半生の軌跡

――双葉町の酒屋の主人の抵抗と「転向」――

柴　田　哲　雄

はじめに

2011年7月15日、岩本忠夫は慢性腎不全のために82歳で世を去った。その死去は広く報じられた。岩本は双葉町で酒屋を営みながら、1985年から町長を五期、20年近く務めた。元々地域における反原発運動の草分け的なリーダーの一人であり、社会党の福島県議時代には原発問題を厳しく追及していた。しかし84年に離党して、原発推進派に「転向」した。その後の岩本は原発推進派の中でも超積極派に属している。各方面からの慎重論をよそに、原発増設やプルサーマル計画などの実施に向けて動いていたのである。2011年3月の原発事故後には、福島市内に避難していた。

岩本は最期の日々を一体どのような思いで過ごしたのだろうか。その思いを忖度しようにも、分からないままである。岩本は最初の一時避難先の南相馬市の体育館のテレビで、原発事故の状況を目の当たりにした時に、「何やってんだ！」と突然激しい怒声を発した以外は、死去の日まで一切事故について語ることがなかったからである（『福島民報』2015年2月10日付け）。

さて、原発事故後、岩本は被災地を取材する各種のマスコミによって繰り返し取り上げられるようになった。だが岩本に関する記事や証言などはいずれも断片的なものである。また岩本は被災地の歴史について扱った研究書でも取り上げられているが（開沼博（2012）、中嶋久人（2014））、概略的に論じられているに過ぎない。例えば最も早くに岩本に注目していた開沼博は、岩本の「転向」について以下のように分析している。

> 岩本の「転向」は一見「大変節」に見える。しかし、（中略）岩本の行動に必ずしも矛盾がないことも見えてくる。すなわち、そこに貫かれるのは「そこに住む人間がこう生きたいと思っていた生き方を、物や金といった物理的条件で貫けなくなることは許せない」というある種の「愛郷」の想いだ。資本や政治の力でムラがゆがめられることは避けなければならない。そのためには、反対の立場のさらに奥にあった愛郷の立場に立ち戻る必要があった（開沼博（2012）127頁）。

開沼の指摘はたいへん興味深いものの、岩本の半生を「反対」「推進」「愛郷」の三語のみで語ることは、やはり単純化し過ぎている嫌いがある。岩本が本格的に取り上げられたり、論じられたりしてこなかったのは、著名な政治家でも知識人でもなく、酒屋を営みながら反原発運動や地方政治に携わってきたに過ぎない人物だからであろう。おそらく原発事故さえ起きなければ、岩本は地元の双葉町の住民からさえも早晩忘れ去られてしまったにちがいない。

しかし、原発事故後に生きる我々にとって、岩本の原発をめぐる半生は様々な教訓を提供してくれるにちがいない。そこで本稿では、マスコミ報道や先行研究を参照しながら、岩本の原発をめぐる半生の軌跡とはどのようなものであったかについて論じるものとする。1では生い立ちをも視野に入れて、反原発運動のリーダーとしての活動を、2では反原発運動の行き詰まりを、3では「転向」の経緯を、4では「転向」の契機を、それぞれ論じる。また「おわりにかえて」で、岩本の半生の軌跡から何を学ぶべきかについて考えることにしたい。

1．反原発運動のリーダー

幼少期から青少年期：農村恐慌と太平洋戦争

岩本は1928年10月に双葉郡新山町大字前田（現双葉町前田）で生まれた。少なくとも岩本の父親の代からその地に住み着いていた[1)]。父親はその地で酒屋を始め、岩本も「町の酒屋の2代目」となる（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月11日付け）。その酒屋は原発事故の直前まで、岩本の子息・久人が引き継いでいた。

岩本の幼少期から二十代にかけての歩みに関しては、岩本自身が自伝的な回想を残していないこともあって、不明な点が多い。

岩本の幼少期、郷里は農村恐慌の最中にあった。農家の負債が増加し、飯米欠乏農家が増加して、出稼ぎ・身売り・離村が相次いでいた。農村恐慌を引き起こした要因の一つは災害であるが、新山町大字前田にも1931年から32年にかけて暴風雨による浸水被害が立て続けに起こっている。特に32年の暴風雨による浸水被害は甚大であった[2)]。

新山町役場もこうした状況に手を拱いていたわけではない。町税滞納が続出して、財政が窮乏していたことから、政府からの借入金によって、農家の救済を試みている。しかし「時の状況から考えるとスローの施策であった」(『双葉町史　第1巻通史編』745頁)。

農村恐慌の最中に、岩本は地元の新山尋常高等小学校（1941年3月より新山町国民学校に改称）に通学したものと思われる[3)]。当時の小学校では農村恐慌を意識して、「勤労第一」などの教育が行われていたが[4)]、岩本もそうした教育を受けたにちがいない。

岩本は小学校を卒業した後、「双葉修練農場」に入場している。岩本の最終学歴は「双葉修練農場」となっている[5)]。修練農場とは、農林省が農村恐慌に対処するための農村更生運動の一環として、1934年に各府県に創設したものである。修練農場は当初20か所に設置されたが、その後急速に普及し、十年後には50有余を数えるようになった（上野忠義（2014）29–30頁)。福島県においても県が設立主体となって、1934年7月に「矢吹原修練農場」が、37年3月に「山村道場」がそれぞれ設置され、40年4月には双葉郡広野町に「双葉修練農場」が開場されることとなった（『広野町史　通史編』754頁)。

岩本が「双葉修練農場」に入場した正確な時期については不明である。諸情勢から勘案すると[6)]、入場は少なくとも1944年4月から「双葉実験農場」に改組される47年3月までのことであると思われる。

仮に、岩本が太平洋戦争末期に「双葉修練農場」に入場していたとすれば、農村更生だけにとどまらない戦時色の濃い教練を受けていたであろう。元来、修練農場では塾風の教育を特色としていた。すなわち少人数、指導者と生徒の人間関係の濃密さ、全寮制、人格形成の重視、実践主義、文部省の学校教育の型にはまらない自由なカリキュラム等である。こうした塾風の教育は農村の中堅人物養成に大きく貢献したとされている。しかし戦時体制が強まる中で、皇国思想との結び付きを強め、一部の修練農場では満州開拓移民の訓練などの役割をも担うようになっていた（上野忠義（2014）30頁)。

「双葉修練農場」においても、開場当初は、当時の教頭自らが「農家を一軒借家して、ランプの下で、第一回生三十名（卒業名簿では十一名）と起居をともにした」と回想しているように、塾風教育を行なっていた。しかし政府が食糧・労働力不足に対処するために、農村青少年による「食糧増産隊」の編成を決定すると、「双葉修練農場」にも1944年4月に総勢300名余りから成る「食糧増産隊」が編成されることになる。その活動振りは、当時の場長によると以下のようであった。

> 「戦時中は専ら食糧増産と松根油製造、大釜で海水を煮つめて食塩を作った。当時の食べ物は、芋飯、麦飯、たくあん、味噌汁一杯である。そのため栄養失調で病人も出た。ま

た怪我人も出た。ただ戦争に勝たねばならぬ一念で、一致団結をして昼夜の別なく働き通した。」(『広野町史　通史編』754–755頁)

「双葉修練農場」における「食糧増産隊」の過酷な活動を支えていた「戦争に勝たねばならぬ一念」が皇国思想と結び付いていたことは言うまでもないだろう。岩本も当時入場していたとすれば、塾風の教育の下で、皇国思想に感化されて、師友とともに「食糧増産隊」の過酷な活動に邁進していたものと思われる。

太平洋戦争の末期になると、岩本の郷里にも戦火が及んでいる。福島第一原発が建設された土地には当時、陸軍の飛行場があったことから、周辺地域への空襲も激しかった。新山町大字前田にも空襲が及び、岩本の自宅は免れたものの、家屋が数軒にわたって焼失するなどの被害が出た(『双葉町史　第1巻通史編』826頁)。当時、岩本もそうした被害を見聞したものと思われる。

反原発運動の開始

酒屋を引き継いだ岩本は「元来商人だから、労組活動や本格的な農民運動をしたわけではない」が、1958年に社会党に入党するに至る(『原発の現場』338頁)。岩本が社会主義に惹かれるようになった背景には、幼少期から青少年期にかけて自ら体験した様々な出来事、すなわち郷里を襲い小学校教育の前提にもなった農村恐慌、郷里にも及んだ空襲被害(さらには戦時中に「双葉修練農場」に入場していたとすれば、「食糧増産隊」の過酷な活動、並びにそうした活動を支える皇国思想の敗戦による破綻)などがあったにちがいない。なお岩本は戦後、酒屋を営む傍ら、青年団活動にも携わり、双葉郡連合青年会長にまでなっている(『福島県社会党の三十五年』290頁)。

岩本は社会党に入党した後、双葉地方の党の要職を歴任する。1962年に双葉支部協議会の事務局長となり、翌63年には双葉郡協議長に就任した。また双葉総支部になった66年には委員長に就任した。その間、63年から双葉町議を一期務めた。その後、67年に福島県議選に出馬するも落選し、71年の県議選で初当選を果たす(同上、397頁)。

岩本が反原発の道を歩み始めたのは、双葉町議の頃からである[7)]。岩本が町議に当選した1963年に、東京電力は正式に大熊町と双葉町を福島第一原発の建設予定地に内定したが、その頃から両町の合併問題が取り沙汰されるようになった。合併した方が東電への寄付の申入れなどもやりやすいとの考え方があったからである。岩本は当時、双葉町長であった田中清太郎とともに反対の立場をとり、結局合併話はご破算となった。こうした合併話に岩本は「東電の『介入』を感じた」。そしてその頃から岩本は「『無公害』のエネルギー源としてもてはやされ

たこの『得体のしれないもの』に不信感を増していった」。

福島第一原発は、岩本らが反対する間もなく着々と工事が進んでいった。しかし東京電力福島第二原発と東北電力浪江・小高原発の建設計画が明らかになる1968年頃から、地域住民の間で反対運動が芽生える。その草分けは、福島第二原発に反対する富岡町毛萱地区の住民によって組織された「毛萱地区原発反対期成同盟」であり、浪江町棚塩地区の住民によって組織された「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会」であった。強力な運動を終始継続し得た後者とは対照的に、前者は「約一年間強い運動を展開したあと、結局は崩れ去った」（高槻博（1976）28–29頁）。

岩本は「毛萱地区原発反対期成同盟」に対して、「憲法を守る双葉住民の会」の立場で、学習会を手伝うなどの支援活動を行なっている。もっとも岩本の支援活動は「ややもすれば個人の動きのようにとられがちだった」。当時の社会党の原発に対するスタンスは、方針転換の途上にあったことからはっきりせず、「反対するなら反対してもよい」といったものだったからである（『原発の現場』336–337頁）。1955年に自民党とともに原子力基本法の制定に関わった社会党が、原発反対へと正式に方針転換したのは、72年に開催された第35回党大会であった[8)]。

岩本の支援活動は個人的な色彩が強かったものの、福島第二原発の建設予定地の買収交渉に当たった元県職員の男性が「岩本さんがいなければ、どれほど楽だったか」と言わしめる程のものであった。しかし岩本の言を借りれば「あらゆる巧妙悪辣な手段をろうした」推進派によって、「毛萱地区原発反対期成同盟」はあっさりと瓦解するに至る（『福島民報』2015年2月12日付け）。

岩本は「富岡町毛萱における闘争を単に支援という立場でしか取組むことができなかったという弱さ」故に、反対運動が失敗してしまったと結論付けた。そうした「総括と反省のうえに立って」、県議当選後の1972年8月に「社会党、地方労、社青同を中心にして」、「相双地方原発反対同盟（後に双葉地方原発反対同盟と改名）」を結成する（岩本忠夫（1975）40頁）。さらに岩本は1971年から反原発運動の主戦場を福島県議会にも拡大することになる。

1971年の福島県議会議員選挙

岩本は福島県議選に、1967年、71年、75年、79年、83年と五度立候補しているが、当選したのは71年のみである。岩本が71年の県議選に当選したのは、彼の反原発の主張が有権者の支持を集めたからではない。

1971年の県議選は4月に実施されたが、選挙直前の3月末に福島第一原発の一号炉が営業運転を開始し、選挙の翌月には早くもその安全性について疑念が突き付けられる事件が起きて

いた。米原子力委員会が福島第一原発にも設置されている「軽水冷却型発電用原子炉尚非常用冷却装置（原文ママ）の“欠陥”」を公表したのである（もっとも東京電力は福島県側に「問題はない」と回答している）（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年5月28日付け）。しかし県議選では、福島第一原発の安全性の問題が争点になることはなかった[9]。

当時、県議選は「票に占める地縁、血縁の率が高いといわれるせいか、政策論争の影は薄いようだ」と指摘されていたが（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月10日付け）、岩本に投じられた票にも同様なことが言えるだろう。双葉郡の選挙区では定数2名に対して、岩本の他に自民党の現職・笠原太吉と新人・早川理久が立候補していた。なお笠原は岩本と同じく双葉町の出身である。岩本は選挙中から、自民党の二人の候補者に対して「全域から革新系の票を集めるほか、地元双葉町での人気が高い」ことから「善戦している」と報じられていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月3日付け）。果たして選挙結果は、岩本が笠原を200票余りの僅差で振り切って当選するというものであった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月13日付け）。保守系の地盤が固い双葉郡に革新系の票などわずかしかないことから、岩本は事実上双葉町の地縁に支えられて、当選を果たしたと言ってよいだろう[10]。

岩本が地元の双葉町で人気が高かった要因としては、第一に、その魅力的な人柄が挙げられるだろう。岩本は「人が良くて、情に厚かった。頼まれごとも断ろうとしない」というだけでなく（『福島民報』2015年2月11日付け）、「陽気で女性にもて、ロシア民謡を朗々と歌う」といったような人物であった（『東京新聞（朝刊）』2012年4月24日付け）。

第二に、1971年当時は、双葉町における反原発運動に対する「風当たり」が、後年ほど強くなかったことが挙げられるだろう。前述のように、福島第一原発の安全性の問題が県議選の争点になることはなかったものの、原発に対する漠然とした不安は地域において広範に共有されていた[11]。しかしその後、東京電力に「各町村から（中略）コネで入る」者が多くなるなど、「地元にもいろんな恩恵が出て」くるにつれて、「反対するやつが罪人扱いになってくる」（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。

原発の安全性や原発管轄行政のあり方に対する追及

岩本は福島県議会でしばしば原発問題を追及していた。その追及の内容には以下のように、原発事故後に脚光を浴びる諸問題に重なるようなものが含まれている。もっともそうした内容は、当時マスコミの原発特集記事においても言及されていたことであり[12]、決して目新しいものではなかったことは断っておく必要があるだろう。

第一は、原発の安全性に対する追及である。例えば、岩本は「原子力研究の希薄な日本において世界的試みの少ない百万キロワット級の大型原発が双葉地方の狭い地域に、過密集中化さ

れ」ていることを問題視していた（1973年2月定例会）。

一方、木村守江知事（当時）は当然のことながら、原発の安全性を保証する内外の学説に依拠しており、「今日の日本の科学、世界の科学を信用する限り、原子力発電所の安全性を強調しなければならないと考えている」と力説していた。それに対して、岩本はたとえ安全説を採るにせよ、「現に事故が発生する条件が多くあるわけで、基準を守れば絶対安全だというのは一方的で」あると応酬している（1973年6月定例会）。

なお、岩本は早くから使用済み核燃料の問題にも注目しており、「原発稼働後一年を経過したのであるが、その間の使用済み燃料はどのように処理されたのか」などと問い質している（1971年12月定例会）（『福島県議会史　昭和編第九巻』1083頁、1213−1214頁、628頁）。

さて今日、福島第一原発の事故の原因は、津波とこれに伴う浸水によって、非常用ディーゼル発電機など全ての電源を失ったことにあるとされている。全ての電源を失ったために、炉心を冷却することができなくなったのである。ただし原発そのものは地震の揺れにも耐え得たとされている。そういったことを踏まえると、岩本による原発そのものの危険性に対する告発は的を射ていなかったのかもしれない。しかし岩本は、たとえ原発そのものが安全であるとしても、現実に「事故が発生する条件」が多々あると指摘しており、実際、津波対策を怠ったことは結果的に「事故が発生する条件」になってしまったと言えるだろう。

また昨今、使用済み核燃料の問題は大きく注目されている。使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを抽出し、それを再び高速増殖炉や原発で使用しようという核燃料サイクル計画は事実上破綻している。そうしたこともあって、膨大な量に上る使用済み核燃料が行き場を失い、その一部は各原発内のプールで一時的に保管されるに至った。事故を起した原発内のプールにも使用済み核燃料が一時保管されている。周知のように今日、それらがメルトダウンするのではと危惧され、対策が急がれている。

第二は、原発を管轄する行政のあり方に対する追及である。岩本は折に触れて、国の原子力委員会について「原子力開発を推進する機関と規制する機関が分離していない」として批判していた（1974年2月定例会）。そしてこうした原子力委員会が行なう「わが国の安全審査の内容は、電力会社が提供する資料に依存し、厳正かつ自主的な審査を欠く」と批判していた（1973年2月定例会）。

また、岩本は県当局に対しても、「アメリカでは原発の最大事故を仮想して基準を設けているが、日本の原発はこの基準を全く満たしていない」と指摘した。その上で、「福島原発事故の最大仮想事故の規模、周辺に及ぼす影響、住民の退避の方法を詳細に聞きたい」と迫っている。それに対する生活環境部長の答弁は「仮想事故については、冷却材喪失事故と主蒸気管破断事故を想定しており、その際周辺住民に与える影響は（中略）十分安全である」というもの

であった（1973年2月定例会）（同上、1503、1126、814、1084、1086頁）。

一方、原発事故以降、国の原子力委員会は世論から強く批判され、2012年に廃止されるに至った。また政府や県の当局は元々原発の重大事故の発生を予期していなかったせいか、原発事故が起こった当初、場当たり的な対応に終始し、住民に的確な避難指示を出すことができなかった。その結果、住民に無用な被曝を強いることになる。

原発作業員の被曝問題や低線量被曝の問題に対する追及

以上の第一と第二の追及については、今日では政府当局や東京電力も声高に反論することができていないような状況にあると言ってよいだろう。しかし以下の第三と第四の追及については、今日でも依然として政府当局や東京電力、専門家の多くから公然と黙殺されたり強く反駁されたりしている。

第三は、東京電力の下請会社の原発作業員の被曝問題に対する追及である。例えば、岩本は1971年12月の定例会で、同年「八月下旬東京電力の某下請会社の作業員五名が（中略）急性照射量二百レントゲンの被曝をし、一ヵ月の出勤停止とな」ったことの真相を問い質した。それに対する当時の企画開発部長の答弁は、作業員の「被曝量は法令に定めるところの（中略）許容量以下であり、その健康状態にはその後何ら異状は認められない」というものであった。

岩本は企画開発部長の答弁に納得しなかったために、翌72年2月定例会で再度その問題を取り上げた。そして「東京電力と県の報告、説明に真実性が欠けている」、「県と東電が安全確保の協定を締結しているにもかかわらず事故として通報されなかったことは東電側のカモフラージュに利用されているものでしかない」などと批判している（『福島県議会史　昭和編第九巻』628、632、713頁）。

一方、事故を起した原発の廃炉に従事する下請会社の作業員の被曝線量は、通常の原発作業員のそれと比べると、飛躍的に高くなっている。被曝線量の限度は、通常作業の場合、1年間で50ミリシーベルトまでである。もっとも緊急作業に際しては、1年間で100ミリシーベルトまでとされていた。しかし原発事故の発生後、政府当局は被曝線量の限度をそれまでの2.5倍に当たる250ミリシーベルトにまで引き上げたのである。こうした措置からも明らかなように、政府当局も東京電力も、作業員の被曝問題に関しては、岩本の追及当時と同様に、事実上黙殺する姿勢を貫いていると言ってよいだろう。

第四は、低線量被曝の問題に対する追及である。例えば、岩本はジョン・ゴフマンやアーサー・タンプリンの学説に基づいて、原発作業員や原発周辺住民が「微量の放射能」に汚染されて、遺伝的影響を被っているのではないかと問い質している。それに対して木村は、低線量被曝による健康被害を認めるか否かという「両方の学説がある場合、ゴフマンやタンプリンの

学説だけが金科玉条だと考えることは考え直す必要がある」と答弁した（1973年6月定例会）。

岩本は、その後も木村の答弁に納得することなく、その問題を提起し続けている。例えば「知事は環境放射能問題を、自然環境放射能と人工的な放射能を同一のものという見方をしているが、人工的な放射能は微量でも危険である」と強調した（1973年9月定例会）。

また、岩本はヨウ素による甲状腺癌の発生にも着目している。ヨウ素が「大気―牧草―牛―ミルクを通じ人間の甲状腺に集中的に取り込まれ影響が注目される」と指摘した。そして「昨年（筆者注：1974年）県下の肉牛の甲状腺には、他県産に比べ数倍の沃素一三一が検出された」ことを取り上げ、「これは原子力発電所に由来する」のではないかと問い質した（1975年2月定例会）。

なお、岩本は原発からの「洗たく水」の海洋への放出についても、そこに含まれる放射能が「微量だから安全であるという（筆者注：県側の）考えは、危険性が立証されているので避けるよう要望する」と発言している（1972年9月定例会）（同上、1212–1213頁、1287、1891、901頁）。

さて、昨今取り沙汰されている低線量被曝の問題は、岩本の追及当時に比べれば、格段に深刻化している。被曝者数が飛躍的に増加し、被曝線量もはるかに増大している。福島県における小児甲状腺癌の発生率も、通常の数十倍に達するとされている。しかしながら今日においても、低線量被曝の問題については、岩本の追及当時と同様に、健康被害を認めるか否かをめぐって、賛否両論がある。健康被害を認めないとする見解が支配的であり、政府当局や東京電力からも支持されている。そしてそうした見解においては、自然放射線と人工放射線の間には物理的性質に差がなく、身体に与える影響にも違いがないとされている。また小児甲状腺癌の多発が、原発事故に由来する放射性物質による被曝に起因するとしている一部の専門家の説には否定的である。

もっとも今日、福島第一原発の汚染水については、さすがに政府当局や東京電力も「洗たく水」と同様に「安全」とは言えないために、汚染水処理を行うなど様々な対策を行なっている。しかし「多核種除去設備（ALPS）」を用いても、唯一トリチウム（三重水素）という放射性物質だけは、除去することが不可能である。そこで政府当局は、トリチウムを含んだ「浄化水」を海洋に放出することを検討中である。政府当局によれば、希釈して放出すれば、「安全」は保たれるとのことだ。

岩本の原発問題をめぐる発言は、当時においても決して目新しいものではなかったものの、その問題の核心に触れるものであったと言えるだろう。しかしそのためであろうか、岩本は県議会の原発推進派から「報復」を受けている。当時の岩本の同志であった石丸小四郎によれば、福島第一原発で働く作業員からの情報に基づいて、「東電の事故隠し」を追及した際に、

「議会では報復のように特別調査委員会が作られた」。そして「質問の情報源が追及され、事実無根の質問で県民に不安を与えたなどと非難された」(『朝日新聞（朝刊)』2016年3月14日付け)。

次節では、反原発運動の行き詰まりについて見ていくことにしよう。

2．反原発運動の行き詰まり

「原発、火発反対福島県連絡会」

岩本の反原発運動が行き詰まった要因としては、第一にセクト主義、第二に地域住民の不支持が挙げられるだろう。まずセクト主義から見ていくことにしよう。

元来、双葉郡は保守的な地域であり、反原発運動は低調であった。東京電力関係者によれば、「全国的に見れば、福島の運動はそれほどでなく、スムーズにいっている方だという」(『朝日新聞（福島版・朝刊)』1972年2月1日付け)。しかし1973年9月に福島市で開催される全国初の「原発公聴会を控え、県内の原発反対運動が盛り上がりをみせ」るようになった(『朝日新聞（福島版・朝刊)』1973年9月6日付け)。もっとも皮肉なことに、公聴会は、反原発運動が盛り上がる契機になると同時に、運動が分裂する契機にもなる。

当時、双葉郡における反原発運動には、大きく二つの組織があった。一つは、1972年8月に岩本らによって結成された社会党や労働組合中心の「双葉郡原発反対同盟（以下、同盟と略記)」である。もう一つは、73年9月に反対派住民団体によって結成された「原発、火発反対福島県連絡会（以下、連絡会と略記)」である。

当時は後者の「連絡会」の方がマスコミの注目を集めている。「連絡会」は、1973年9月に開催される全国初の公聴会の直前に、「双葉郡内の様々な住民団体が全県に呼びかけ」て結成したものである。ちなみに、住民団体の内訳は、福島第二原発に反対する「公害から楢葉町を守る町民の会」と「公害から富岡を守る町民の会」、広野火発に反対する「広野町公害反対期成同盟」、浪江・小高原発に反対する「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会」であった[13)]。なお、こうした住民団体の立ち上げの中心となったのは「地元の高校教師」である。「公害から楢葉町を守る町民の会」の早川篤雄によれば、「双葉郡で住民に原発知識を啓発していけるのはわれわれ、教師ぐらいしかなかった」からである（『朝日新聞（福島版・朝刊)』1973年10月11日付け)。

「連絡会」は開かれた組織を目指しており、「社会党系も含めて、県内のすべての民主的団体や個人の参加を呼びかける」姿勢を示している。すなわち「連絡会」は社会党系や共産党系などの党派にとらわれることなく、福島県内の全ての反原発・反火発運動団体を網羅しようとし

ていたのである。その上で「全国的規模の運動にも足並みをそろえる計画」を立てていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月6日付け）。

開かれた組織づくりは、すでに「連絡会」の前身である個々の住民団体の立ち上げの頃から見られる。1971年3月に福島第二原発の用地の買収交渉がまとまると、早川は友人二、三人と相談して、翌72年2月に120人の会員を擁する「公害から楢葉町を守る町民の会」を結成した。そこには「後に原発推進に変わった人も、社会、共産党を支持する人もともに含まれ」ていた（『原発の現場』344頁）。

しかし「同盟」を含む社会党系は「連絡会」の呼びかけには応えていない。「連絡会」に参加したのは「日本科学者会議福島支部、県立高教組、共産党県委員会など各種団体、個人」であった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月12日付け）。こうしたことから、後述するように「連絡会」は共産党系として色付けされるようになる。

ここで、当時の共産党の原発に対する基本政策を確認しておこう。当時、共産党中央は基本政策として「新しいエネルギー源である原子力」推進を謳っていた。一方、共産党系の科学者や弁護士が個々に反原発運動に加わったり、「平和利用三原則」に反する原発計画や事故に対して個別かつ具体的に対応したりしていた（加藤哲郎（2013）233頁）。

そうしたことを踏まえると、「連絡会」に共産党県委員会が参加するに当たっては、無論のこと上意下達の組織であることから、党中央の指示もあっただろうが、当時共産党の唯一の県議であった箱崎正夫の意向も強く働いていたものと考えられる。箱崎は県議会において岩本ほどではなかったにせよ、折に触れて原発の安全性について問い質す発言を行なっている。

公聴会をめぐって

では、「連絡会」に「同盟」が参加しなかった理由とは何だったのだろうか。それは、公聴会に対する対応の相違に端を発する両者の感情の「シコリ」である。少なくとも公聴会までは、早川によれば、「私たちも対県交渉は（筆者注：当時県議だった）岩本さんを窓口にやった」とのことであり（『原発の現場』344–345頁）、「連絡会」を構成する住民団体と「同盟」の関係は良好だったようである。しかし公聴会の実施が決まると、「連絡会」は共産党県委員会とともに参加を表明する一方で、「同盟」を含む社会党系はボイコットの意志を示し、当日には会場にピケを張って、機動隊と衝突した。「この経緯がシコリとなって」、「連絡会」と「同盟」という双葉郡の「二つの大組織が共闘できない」事態に陥ってしまったのである（高槻博（1976）31頁）。

もっとも子細に見ると、公聴会をめぐる「同盟」や「連絡会」の態度には、さほど大きな隔たりがあったとは考えられない。岩本も元来、公聴会の開催を求めていた。例えば、浪江町棚

塩地区において原発誘致反対の声が高まっていることから、「住民の不安をなくすため、さらにこの問題について民意を問うために、この際公聴会を開く必要があると思う」と主張していた（1972年6月定例会）。さらに岩本は公聴会のあり方として、以下の諸点を挙げている。

> 原発計画中の場所で知事の判断にかかわりなく公聴会を開催すること。住民の推薦する科学者等を陳述者として認めること。公聴会の速記録を公開し、その内容を公聴会審査の対象とすること。公聴会の回数、時間、人数などの制約を設けないこと。建設、運転開始は公聴会後住民が決めることを保障すること（以下略）（1973年6月定例会）（『福島県議会史　昭和編第九巻』814頁、1212頁）

しかし、1973年5月に国の原子力委員会が決めた公聴会開催要領は、「原発計画中の場所」ではない福島市を開催場所に選んだ上に、「同委で陳述人を選び、発言時間も制限するなど“国ペース”の色が濃かった」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年8月14日付け）。そこで「同盟」を含む社会党系は、県側と交渉を重ねたものの、「ごまかし公聴会の本質は、改善されなかった」として、「公聴会ボイコット、実力阻止」を決定するに至る（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。そして公聴会の前日に双葉町で、独自に「国民のための原発公聴会」を開催することにした（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年8月15日付け）。

一方、「連絡会」側もすんなりと公聴会への参加を決定しているわけではない。「最初は我々もボイコットしようかと考えた。しかし、賛成者だけの公聴会をやられたんではよけい困る」（「公害から富岡を守る町民の会」の小野田三蔵）（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。また早川らが「公害から楢葉町を守る町民の会」を結成した際の主張の一つに「地元住民を対象とする公聴会を開け」があった。すでに署名運動を行ない、楢葉町の有権者の半数を超える署名を集めていた。「連絡会」側はそうしたことを考慮して、最終的に意見陳述、傍聴ともに参加することにした。その時の苦悩を早川は以下のように語っている。

> 「社会党系の人たちが言うように、公聴会が建設へのステップというのは分かる。あちらの作った土俵だが、第一回だし、こちらで開けと言っていたのだから、言いっ放しになるのもしようがない。住民の生の声を堂々と言える好機ではないか。それに今後我々の運動の中でも利用できる」と（『原発の現場』345頁）。

なお、共産党県委員会も公聴会の開催に当たって、岩本の前述の発言と重なる改善要求を、政府当局に提出したものの、全面的に拒否されている[14]。それにもかかわらず共産党県委員会

は、公聴会が多くの制約をもつことに不満を示しながらも、「原発の安全性について公式に意見を述べる言論の場としたい」との意向から、公聴会への参加を決定した（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月8日付け）。

要するに「同盟」と「連絡会」との間では、公聴会への参加・不参加という相違はあるものの、「開催問題で（筆者注：住民の要望に沿うように）イニシアチブを取れなかった県への不満は共通している」のである（同上）。今日の我々の眼からは、両者の間では相違点よりも共通点の方がより大きいように映るだろう。

セクト主義

しかし、なぜその後、「同盟」と「連絡会」の間では、感情の「シコリ」が残るようになったのであろうか。その理由の一つは、我々が想像する以上に「同盟」側にとって、公聴会への不参加が大きな意味を有していたからである。岩本によれば、「同盟」の運動の取り組みは、「ごまかし公聴会阻止闘争を頂点として」いたのである（岩本忠夫（1975）40頁）。岩本からすれば「頂点」を共有できない「連絡会」との共闘は論外だったのだろう。

もう一つの理由は、「連絡会」が当時の社共両党のセクト主義による争いに巻き込まれ、「同盟」側から「共産党系」というレッテルを貼られたからだと考えられる。公聴会に参加したのは共産党の地方組織である県委員会だったにもかかわらず、公聴会をめぐる社会党の対共産党批判は、県レベルを超えたものになっていた。成田知己・社会党委員長（当時）が直々に「政府の“合法的手続き”に手を貸した」として「原発公聴会に参加した共産党を暗に批判した」のである（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年10月1日付け）。「同盟」側の共産党に対する批判が強ければ強いほど、「同盟」側の眼には、「政府の“合法的手続き”に手を貸した」という点で、「連絡会」も共産党と同じ穴の狢と映っていくことだろう。

もっとも、「連絡会」を「共産党系」と見なすのは「同盟」側だけに限られたことではなかった。後年になって出版されたルポルタージュや研究書においても、同様な見方がなされている[15)]。

しかし、前述のように「連絡会」は結成当時より開かれた組織を目指す姿勢を示していた。「連絡会」のそうした姿勢は、「同盟」側との間で感情の「シコリ」が生じた後にも堅持されている。早川によれば、「向こうのグループが集会を開くときは我々には一言もありません。でも私たちは案内状を出しています。意地を張らないで呼びかけだけはきちんとやろう、と」のことである（『原発の現場』346頁）。仮に「連絡会」が「共産党系」ならば、その社会党系を排斥するセクト主義故に、「同盟」側にわざわざ歩み寄ることなど考えられないだろう。このように見てくると、「連絡会」を「共産党系」と断定することは適当とは言えないだろう。

むしろ、岩本らの方が共産党に対するアレルギーから、「連絡会」に対してセクト主義的対応に終始していたと言えるのではなかろうか。こうしたセクト主義的対応の結果、「同盟」の反原発運動は行き詰まりを見せるようになる。岩本自身も「私たちの運動視点が限定された組織（筆者注：社会党系労組・市民団体と言い換えてもよいだろう）にのみむけられ」ているという「体質的欠陥が私たちの運動の低迷を招来している」ことを認めていたのである（岩本忠夫（1975）40頁）。

ちなみに「同盟」の会員数は、結成から数年経っても、社会党、地方労、社青同、日農を中心に約30人のままである（『原発の現場』338頁）。前述のように、「連絡会」を構成する「公害から楢葉町を守る町民の会」の結成当時の会員数は120人程であった。ただでさえ小規模な組織が多い反原発運動団体の中でも、「同盟」がより小規模な組織であったことが理解されるだろう。「同盟」はセクト主義に走ったために、そうした小規模性から最後まで脱却することができなかったのである。

大衆闘争構築の試み

次いで、岩本の反原発運動が行き詰まった二つ目の要因である地域住民の不支持について見ていくことにしよう。

岩本は反原発運動の低迷を踏まえて、「住民を組織化した大衆闘飛（原文ママ）を構築していく闘いが、いまなにより私たちに求められる命題である」と訴えていた（岩本忠夫（1975）41頁）。しかし大衆闘争の構築に当たって、「連絡会」との提携は最後まで考慮の外に置かれた。岩本が提携しようとしたのは、浪江町棚塩地区の住民によって組織された「浪江原発誘致絶対反対期成同盟会（以下、浪江同盟会と略記）」である。

ここで注意すべきことは「浪江同盟会」もまた「連絡会」の結成に加わっていたことである。しかし「浪江同盟会」の中心人物であった舛倉隆は、公聴会をめぐって、「連絡会」を構成する他の住民団体のリーダーたちとは別行動をとるに至る。舛倉は公聴会の陳述人に選ばれたことから、参加するつもりだったものの、「公聴会とは名ばかり、単なるセレモニーに過ぎないことが明らかになった以上（中略）ボイコットせざるを得ない」と考えた。そして公聴会前日に開催された社会党系独自の「国民のための原発公聴会」に参加することとした。さらに登壇までして、「ごまかし公聴会を非難」している。「国や電力会社の原発安全論のまやかしを批判し、公聴会で質問する予定だった放射能と距離の問題に関する疑問を提起して話を終えた」（恩田勝亘（2011）98–99頁）。

舛倉が公聴会をボイコットする一方で、社会党系の集会に参加したことにより、岩本は「浪江同盟会」に対しては、「連絡会」を構成する住民団体でありながら、積極的に提携しようと

する姿勢を示すに至る。岩本は石丸らとともに「浪江同盟会」が行なっていた「一坪運動」に参加した。反対派の地主から原発予定地の山林の贈与を受けて「一坪地主」となり、用地買収を阻止するのである（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

また岩本は「棚塩（筆者注：『浪江同盟会』）のような運動の中核となっている農民を支援することにもなる、という基本認識に立って」、「同盟」とは別に「双葉郡農民協議会」という新しい組織を立ち上げている。その新組織は、「とにかくできることから、個人個人がそれぞれの責任で何かやろう」と若い農民が集まって開始したもの」であった。農民と原発の関係については、農民自身の健康問題以外にも、米と放射能、農民の原発工事下請けへの出稼ぎなどの面で密接につながっているとしていた。このような点から「『原発とは何か』をもう一度考え直し、それを行動に結びつけて行こう」というのである[16)]。

地域住民の不支持

岩本は大衆闘争の構築を最重要課題として提起していたが、実際に行ない得たことは「浪江同盟会」との提携くらいであった。岩本は大衆闘争の構築に、換言すれば、反原発運動への地域住民の動員に成功しなかったと言ってよいだろう。その証左は1975年、79年、83年と県議選で立て続けに落選したことである。

岩本が落選し続けた理由としては、第一に、双葉郡にもたらされた巨額の原発マネーを挙げるべきだろう。原発マネーがいかに地域住民を惹き付けたかについては、岩本自身も認めており、「原発の誘いがあった大熊町にたいし、他町村は異常なほどに羨望のまなざしをむけ」たと記している。ただし岩本に言わせれば、地域住民は「東電が説明するように、原発によって地域の繁栄をもたらす、と言うこと以外は何も知らない」という有様であった（岩本忠夫（1975）36頁）。

地域住民が原発の危険性を理解しさえすれば、巨額の原発マネーに心を奪われることはなくなるのだろうか。当時、岩本がその一点に賭けて、盛んに原発の危険性を訴えていたことは、先に見た通りである。そして1974年5月、参院大蔵委員会に参考人として出席した岩本は、次のように強調している。「今日の原発の安全性が確保されない限り、いま出されているような電源開発促進法案、これをもって金を与えて原発を促進する、こういうものには徹底的に反対していくという立場が、地域住民の中には強く根ざしていることも確かであります」と。

また、岩本は参院大蔵委員会の席で、地域住民が原発マネーに依存せざるを得ないように強いている地域の後進性にも言及し、その要因を分析している。岩本に言わせれば、地域の後進性を「つくり出したのは、何といっても政府みずからの政策のまずさ」に尽きていた。「たとえば農業問題で申し上げますならば、生産調整や減反によって農民を重化学工業に吸収をし

て、そういう中から農業を破壊していった」ことである（「第七十二回国会　参議院大蔵委員会会議録第十九号」4頁）。さらに岩本は県議会でも、地域の後進性を脱却するためには、「双葉地方は農村が主体をなしており、農商工中心の地場産業を発展させる投資が必要で、これを基本として開発を進めるべきである」と訴えている（1973年9月定例会）（『福島県議会史　昭和編第九巻』1284頁）。

しかしながら、岩本の参院大蔵委員会での発言とは裏腹に、原発をきっぱり拒絶し得た者は少数に止まった。原発の危険性が地域住民に理解されなかったわけではない。久人によれば、「父のやっていること（筆者注：反原発運動）はわかるんだけれども、やはりもうできてしまった原発に対して、当然、そこで働いている方も増えてきましたし、地域も潤ってきているわけですから」、今更になって原発反対というのはいかがなものか、というスタンスだったのである（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

地域住民のそうしたスタンスは、1979年の米国におけるスリーマイル島原発事故後の県議選でも変わらなかった。石丸によれば、「マスコミは岩本の選挙に神風が吹いたと報道し」ていた。しかし反原発を訴えた「ビラまきをしても、糠に釘を打つような感じ」だった（「福島原発震災と反原発運動の四六年」54頁）。当時、岩本の同志であった丸添富二もまた、スリーマイル島原発事故が「追い風だと言ってこうやると（筆者注：大見得切って反原発を訴えると）、やっぱり警戒しちゃうんだよね、住民というのは」と述べている（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。

また、岩本が県議会で提起した双葉郡の開発の青写真は、客観的に見ても、抽象的であり、具体案に欠けていたと言わざるを得ないだろう。そのためか久人の眼からも、岩本は「やっぱり社会党というイメージが大きくて、原発に対してもそうですけれども、何でも反対するという、そういうイメージはやっぱりあった」（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。原発も含めて「何でも反対する」というイメージだけで、マネーを生み出す代案がなければ、相対的に貧しい地域住民の支持を得ることは難しいだろう。

岩本が落選し続けた理由としては、第二に、双葉郡の根強い保守的な政治風土を挙げるべきだろう。双葉郡は「お上」である自民党の支持基盤が強固な地域である。自民党の支持基盤の中核は地域や一族の「ボス」たちである。地域の重要事項は、「お上」の意向を受けた「ボス」の「親心」によってしばしば決定される。その典型的な例が、1973年9月の公聴会に当たって、原発推進派の小貫正・富岡町助役（当時）が、最終的に福島第二原発の用地買収に応じた同町毛萱地区の住民の断りなしに、独断でほぼ全員の傍聴券を申し込んでいたことであろう。発覚後、いみじくも小貫は「全くの親心で、悪意はなかった」とコメントしている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月18日付け）。

また、双葉郡には「“お上にさからうやつはアカだ”という意識がいまだにあるという」。そのために「お上」、すなわち自民党が持ち込んだ原発に対する反対運動を「アカ」同然と見なして、身内や身近にそうした運動に関わる者がいれば、「ボス」が「親心」から止めるように諭すことが多々あった。例えば「連絡会」を構成する「公害から富岡を守る町民の会」の小野田も「親類筋あたりから忠告されることがあるんですよ」と打ち明けている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年10月11日付け）。そうした状況下では、岩本が反原発を訴えたところで、なかなか地域住民の支持を得ることは難しかったであろう。

第三に、原発を推進しようとする当局の徹底した妨害活動を挙げるべきだろう。当時、丸添によれば、「国も東電も、警察も皆一緒になって」、「同盟」に対する警戒活動を行なっていた（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。石丸によれば、そうした一体化した東京電力と公権力によって、特に二期目をめざす1975年の県議選では、岩本の経営する酒店への嫌がらせや尾行などがしつこく繰り返されたとのことである（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

次節では、岩本が「転向」して、原発推進の超積極派になった経緯を見ることにしよう。

3．「転向」へ

反原発運動からの離脱

岩本が反原発運動からの離脱を考えるようになった契機とは、1979年の県議選での劣勢と敗北である。石丸はそれについて以下のように語っている。

> 岩本さんの娘さんが東京電力の社員と結婚したので、推進派に転じたと言う人がいるけれど、そんなちゃちな男ではないですね。それは関係ないと思います。七九年のスリーマイル島原発事故の翌月の選挙でビラまきをしたが、まったく争点にならなかった。それを見て、政治的勘のある人ですから、政治的思いを遂げられないなと悟って身を引いたということだと思います（「福島原発震災と反原発運動の四六年」54頁）。

石丸と同様のことを久人も証言している[17)]。

さらに久人によれば、岩本は1979年の県議選の中途から、反原発運動からの離脱のみならず、社会党からの離党をも示唆するかのように「郡民党」という言葉を使い始めている。久人は次のように述べる。「父（筆者注：岩本）の口から郡民党という、そういう郡民の皆さん、双葉郡のために私は立候補しているんだと、双葉地方のために働かせてくださいというような、そういう訴えに変わってきた」と（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

岩本は83年の県議選にも落選すると、社会党に離党届を出すと同時に、反原発運動から完全に離脱することをも決断するに至る。離党の直前に、前述の「浪江同盟会」の「一坪地主」を抜けるという決断を石丸に伝えていた（『朝日新聞（朝刊）』2016年3月14日付け）。

双葉町長選挙

岩本は反原発運動から離脱し、社会党を離党したからといって、即座に原発推進の超積極派になったわけではない。岩本は1983年の県議選に落選した後、政治の世界からは身を退き、酒屋を経営しながら、地区の行政区長として地元の地域活動に専念していた（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

1985年になると双葉町では、公共下水道工事への町費不正支出や町職員の逮捕事件などの不祥事が起こった。その結果、連続六期二十二年にわたって長期政権を築いてきた田中清太郎町長（当時）が責任を問われて辞職に追い込まれた。その際、岩本は一連の疑惑解明を住民の手で盛り上げようと開かれた「双葉町を明るくする町民大会」のリーダーの一人となっている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月2日付け）。

岩本は、「何とか町を立て直してくれ」という思いを抱いた町民から、町長選への立候補を強く要請された末に、決心する（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。丸添によれば、岩本が町長候補に担ぎ上げられたのは、「政治は好きだし（中略）人の面倒もいいかったし（中略）全般的に評価はされていた」ためである（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。1985年12月に実施された十数年ぶりの町長選では、前町長派の候補・伊沢昭久（町議会の前議長）と反前町長派の候補・岩本との一騎打ちになった。ちなみに両者は小学校時代の同級生で、同じ時期に町議をしていたこともあった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。

伊沢は、1971年の県議選で岩本に敗れた双葉町出身の笠原県議（当時）や前町長派町議らを中心に、町内の保守系支持者をまとめていたほか、福島第一原発の労組と政策協定を結び、町内労働者の支持をもまとめていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。選挙戦の初日には、後援会長の笠原が「中央とのパイプはまかせてほしい」と応援の演説をしている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。伊沢の最大のセールス・ポイントは「中央とのパイプ」であったと言えるだろう。

一方、岩本は選挙戦に当たって、反前町長派の保守勢力が前面に立ち、社会党員時代から関係の深かった地元地区労などの組織が陰に回るように手筈を整えていた。その一方で「町民党」を名乗って、手作りの選挙運動を展開している（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。地域の根強い保守的な政治風土に配慮しつつも、「町民党」を名乗ったり「手作

り」感を出したりすることにより、あくまでも住民の代表であることを強調して、前町長派には欠けている清廉さをアピールする狙いだったと言えるだろう。いみじくも選挙の初日には、反前町長派の町議らが「今回は世直し選挙。住民の手で明るい町づくりが必要」と応援の演説を行なっている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月4日付け）。

両候補の公約についてであるが、岩本と伊沢はともに企業誘致や中規模農業の育成などを掲げていた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付け）。なお原発問題については、前述のように岩本はすでに容認に転換している[18]。原発容認に転換した岩本と伊沢の間には、公約において実質的に大きな相違点がなかったと言えるだろう。

両候補の公約がほぼ同じであり、かつ一連の不祥事による田中前町長の辞任後ということもあって、町長選の大きな争点は、金権政治からの脱却と町政への信頼の回復となっていた。そこで伊沢は前町長派ながらも、「『田中色』を意識的にぬぐい去った選対を組織」することになる（同上）。当時、地域では金銭によるモラルの低下が、一部の政治家や町幹部のみならず、子どもたちにも及んでいただけに[19]、町民はその争点に大きな関心を寄せたものと思われる。

町長選の争点として、金権政治からの脱却と町政への信頼の回復がクローズ・アップされればされる程、「新鮮なイメージ」の岩本には有利に働くであろう。そのためであろうか、伊沢陣営は岩本の元社会党籍や反原発運動の経験をとらえて、「無所属といえども根は革新。原発立地の町に革新系町長では無理」という宣伝まで行なっている。しかしそれが町民から「かえって反感を買った」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月10日付け）。果たして選挙結果は、岩本が伊沢に約800票差をつけて、3000票余りを獲得して勝利を収めた（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月9日付け）。

町長当選後、岩本は町長室を一階に移して、ガラス張りにしたり、町民と直接対話する会合を開いたりするなど、市民運動的な理想を実現しようとしている。職員にも気さくに声を掛け、慕われていたという（『毎日新聞（朝刊）』2011年8月25日付け）。

原発増設とプルサーマル計画

岩本が明確に原発推進の超積極派になったのは、二期目の町長時代からである。福島第一原発は大熊町と双葉町にまたがっており、双葉町では五号機、六号機の二基が稼働している。1986年4月にチェルノブイリ原発事故が起こり、89年3月に福島第二原発三号機で重大事故が発覚していた。それにもかかわらず、岩本は91年12月に双葉町に七、八号機を増設するよう正式に要請する決断を下す。それに先立って、同年9月に双葉町議会で原発増設誘致の決議を行なった際には、岩本は「増設に政治生命をかける」とまで述べて、半数ほどいた慎重派を説得し、全会一致を勝ち取っていた[20]。原発増設の誘致に当たっては、岩本自らが旗を振って

いたのである。

資源エネルギー庁によれば、原発立地自治体の増設要請は「全国でもおそらく初めて」のことであった。岩本が全国初の原発増設の誘致に踏み切った背景には、後述するように町財政の悪化がある。

さらに、岩本は原発増設を実現するために、国策であるプルサーマル計画の受諾へと踏み込む。プルサーマル計画とは、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、ウランと混ぜた混合酸化物燃料（MOX 燃料）に加工して、原発（軽水炉）で燃やすというものである。プルサーマル計画の実施対象は福島第一原発三号機であった。

プルサーマル計画が浮上した背景には、高速増殖炉にトラブルが相次いだために、高速増殖炉でプルトニウムを燃やすという計画が大幅に先送りされ、余剰プルトニウムが行き場を失っているという問題があった。なお後述するように、再処理工場の度重なる竣工の延期によって、使用済み核燃料の再処理が大幅に滞っているために、使用済み核燃料が原発内で蓄積されるという問題が起こっている。

岩本による原発増設の誘致やプルサーマル計画の受諾という決断に対して、反原発運動団体のみならず[21)]、福島県や双葉郡周辺の市町村も反発を隠さなかった。当時「プルサーマルも増設も、他の立地町や福島県当局は受け入れに慎重だ。岩本町長だけが積極的に見える」と言われたほどである（『日本経済新聞（朝刊）』1997年 6 月 9 日付け）。相馬市や原町市の議会に至っては、双葉町の原発増設誘致に反対する意見書を採択している（『河北新報（朝刊）』1994年 1 月11日付け）。

佐藤栄佐久・福島県知事との対立

こうした岩本による原発増設の誘致やプルサーマル計画の受諾に対して、強力に立ちはだかったのが佐藤栄佐久・福島県知事（当時）である。佐藤は参議院議員だった1987年 1 月に中曽根首相（当時）の東欧訪問に随行して、前年 4 月のチェルノブイリ原発事故の影響を目の当たりにする。「晩餐会には、出された肉を指して、『これはチェルノブイリで汚染されていない肉です』といちいち説明があった」。この経験が佐藤にとって、「原子力事故の恐ろしさと、ひとたび起こってしまうと、一国では終わらない広がりをもつということについての（中略）原体験となった」（佐藤栄佐久（2009）50–51頁）。

佐藤は1988年に知事に当選すると、翌年 3 月に福島第二原発三号機の重大事故に遭遇した。岩本と違って、佐藤はこの重大事故を機に、国や東京電力に対する不信感を強めることになる[22)]。佐藤は決して反原発に転じたわけではなかったものの、その後「譲れない一線」として、「事故情報を含む透明性の確保」と「安全に直結する原子力政策に対する地方の権限確保」

という二点を追求し続けることとした（同上、112頁）。そして原発増設やプルサーマル計画に対して慎重な態度をとるようになる。

当時、佐藤は原発増設について、「原発が10基もあって、なぜ増設しなければ地域振興にならないのか」と問い掛けていた。また原発が廃炉の期限を迎えることをも視野に入れて、「原発に頼りすぎない自立した地域づくり」のあり方を考える必要があると訴えていた。それに対して、岩本は「『自立』と言われても『タネ』がなければ難しい。（知事の言う）『自立』に具体性はあるのか」、「当面、（悪化する）町の財政を好転させることが重要で、そのためには『増設』となる」と反論している（『河北新報（朝刊）』2002年2月23日付け）。佐藤は後年、こうした双葉町の原発増設ありきの姿勢に対して、「麻薬中毒患者が『もっとクスリをくれ』と言っているのと同じではないか」と振り返っている（佐藤栄佐久（2009）54頁）。

さらに、佐藤はプルサーマル計画に対しても、次第に態度を硬化させるようになる。1998年11月に一旦は全国で初めてプルサーマル計画の事前了解を東京電力に通知したものの、2000年1月と01年4月に受け入れを拒否した末に、02年9月の定例県議会の冒頭で「プルサーマル計画については、前提となる条件が消滅しており、白紙撤回されたものと認識している」と声明した[23)]。

こうした佐藤のプルサーマル計画をめぐる態度の硬化の背景には、どのような情勢の変化があっただろうか。MOX燃料のデータ改竄の発覚のほかに、1999年9月に茨城県東海村の核燃料加工会社で起きた臨界事故、及び2002年8月に東京電力も認めざるを得なくなった福島第一・二原発での検査記録改ざんなどによるトラブル隠しがあった[24)]。特にトラブル隠しが決定的であったと言えよう。佐藤によれば、「東電の不正は、県が検討してきた疑問点が現実に顕在化したもの」にほかならなかった（『河北新報（朝刊）』2003年1月7日付け）。

2002年10月以降、佐藤は、原子力政策を推進する自民党国会議員や関係閣僚に対して、核燃料サイクルの停止など、原子力政策の見直しを求めるようになる。それに対して、自民党国会議員からは「福島県の考え方には誤りがある」「もっと大きな視点に立って考えるべきだ」などと反発が相次いだ（同上）。

岩本は、原発増設とプルサーマル計画実施を求める立場から、政府当局と佐藤との対立に介入して、政府当局の立場を積極的に擁護するようになる。例えば、2005年1月に開かれた国の原子力委員会の新長期計画策定会議の場では、岩本と佐藤は「真っ向から対立する格好となった」。佐藤は核燃料サイクル政策の見直しを強く提言した。それに対して岩本は、プルサーマルは国策で推進すべきであり、かつ福島第一原発七、八号機の増設を実現すべきであると訴えた。また県と国との信頼関係の強化をも求めている（『河北新報（朝刊）』2005年1月15日付け）。岩本が県と国との信頼関係の強化に言及したのは、国との対立を辞さない佐藤の

譲歩を暗に促すためだったと言えるだろう。

なお、岩本はプルサーマル計画を受諾するとともに、原発内の使用済み核燃料プールの増設にも同意している。1994年5月に全国原子力発電所所在市町村協議会（以下、全原協と略記）は総会で、使用済み核燃料の保管場所は原発の外部を原則とするよう国に要望することを決議していた。これは国の原子力委員会の新長期計画における「当面は原発内貯蔵が原則」という方針に対して、全面的に対決姿勢を打ち出したものにほかならない。

しかしながら、双葉町も全原協の一員でありながら、岩本はここでも原子力委員会に助け舟を出すかのように、「外に持って行けと言うより、原発に置くのが現実的な対応」というコメントを出している。こうした岩本の対応について、反原発運動に従事している大和田秀文は「(筆者注：増設してでも）カネになる原発はほしいが、ごみはいらないとは言えないのでしょう」と推察している（『朝日新聞（朝刊)』1994年6月27日付け)。

次節では、岩本が反原発派から原発推進の超積極派に「転向」した契機について検討することにしよう。

4．「転向」の契機

双葉町の財政の悪化

さて、岩本は反原発派から原発推進派に「転向」したと言われているが、原発推進派と一口に言っても、その中には慎重派から積極派まで様々な立場が存在している。かつて反原発運動の旗手であった岩本は原発推進派に「転向」しても、佐藤のような慎重派にはならなかった。前述のように「プルサーマルも増設も、他の立地町や福島県当局は受け入れに慎重だ。岩本町長だけが積極的に見える」と言われるほどの超積極派に「転向」した。

超積極派になった岩本は、慎重派の佐藤を批判する急先鋒となった。石丸がいみじくも述べているように、岩本はかつて「社会党の地区委員長や反対同盟の委員長をやった」だけに、その点では「千両役者」であったと言えるだろう。「国と電力にとって相当使い勝手があったはずで」ある（「福島原発震災と反原発運動の四六年」54頁)。このように見てくると、原発の安全性の追求という「根っこにあるもの」は「常にどの立場にあっても決して変わってない」とする久人の岩本に対する評価を（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」)、鵜呑みにすることは難しいと言わざるを得ないだろう。

岩本が超積極派に「転向」した契機とは一体何だろうか。第一に、双葉町の財政の悪化が挙げられるだろう。双葉町は、1987年度に電源三法に基づく交付金の交付が終わったり、原発関連の固定資産税が減価償却に伴って減少したりしたこともあって、原発増設の要請を決定し

た前年の90年には、12年ぶりに地方交付税交付金の交付団体になってしまった。そこで岩本は、町内の原発敷地のうち約100ヘクタールが遊休地となっていることに着眼して、財政再建の切り札として、原発増設に動き出したのである[25)]。

もっとも、岩本自身も双葉町の財政悪化に拍車をかけている。双葉町を含む原発立地自治体の財政に重くのしかかってきたのは、周知のように「ハコもの」の維持管理経費にほかならない。電源三法に基づく交付金は、その使途が道路、港湾、都市公園、公共施設などの「ハコもの」に限定されていることから、原発立地自治体では多くの「ハコもの」が整備されてきた。自治体の収入が減少しても、毎年一定程度の「ハコもの」の維持管理経費は必要とされる。

双葉町では、こうした維持管理経費の圧迫のために、原発増設の要請から約10年後の2000年度には「財政構造は硬直化の域に入っている」とまで評されるようになった。それにもかかわらず、岩本は「道路、下水道など社会資本の整備はまだまだ必要だ」と主張している[26)]。「運動公園に特別養護老人ホーム、新しい駅舎…。原発増設をあてこんでいた岩本は町民の要望に応えようと、次々と施設の着工に踏み切った」(『福島民報』2015年2月14日付け)。その結果、原発増設の要請から約20年後の09年には、町は財政破綻一歩手前の「早期健全化団体」に転落することになる。

原発をめぐる認識の根本的変化

第二には、岩本の原発をめぐる認識の根本的な変化が挙げられるだろう。岩本自らが以下のように、県議時代に追及した原発の安全性に対する認識の変化について言及している。

> 私が県会議員になったのは昭和46年4月ですが、この年の3月26日に原発1号機が営業運転に入った。運転当初のこともあって1号機はトラブルも発生したんです。そこで、私は安全性について徹底的に追求したんです。これが4年間くらい続いたんでしょうか。
>
> その間、双葉町原発反対同盟という組織もでき、私はその責任者も努めた。原発には極めて批判的な立場をとっていたわけですよ。
>
> というのは、その当時、私の原子力発電所に対する認識不足がありました。と同時に、1号機には大きくはなかったがトラブルも多かった。そんなことから、私は初期の段階ではまだ実証炉ではない、言い方をかえれば営業運転はまだ早い――という判断をもっていた。
>
> そういう時代を経て、私はだんだんに原子力発電所の安全性は確認されつつある時代にきている方向に傾きました。
>
> そして、町長に就任する1年前に社会党を離党、その頃から原発の安全性は確認されて

いるとして、これまでの原発反対から脱皮、原発是認の立場を明確にとるようになったんです。

（中略）

私は最近、町民の方々に申し上げるんです。原発の1号機が営業運転を開始21年になる。10年ひと昔どころか10年2昔。多少の故障は発生したかもしれないが、放射漏れなどなく、安全性は十二分に確信してよいと思っているんです。

20年の歴史の証明は説得力があるんじゃないですか（岩本忠夫（1992）13頁）。

また、岩本は原発管轄行政のあり方に対しても認識を変えている。県議時代には、前述のように、国の原子力委員会について「原子力開発を推進する機関と規制する機関が分離していない」と批判していた（1974年2月定例会）。

一方、前述の国の原子力委員会の新長期計画策定会議では、岩本はかつてとは正反対の立場をとっている。同会議では、核燃料サイクルやプルサーマル以外にも原子力安全・保安院（以下、保安院と略）の経済産業省からの分離の是非が議論されていた。保安院は、2001年にエネルギー施設などの安全確保を目的として発足した。規制機関である保安院と推進機関である資源エネルギー庁がともに経済産業省に属していることを、佐藤はかねてから問題視しており、同会議の席でも保安院の分離を主張していた。しかし岩本は、保安院を分離せずに現行体制で安全を強化すべきであると主張したのである（『河北新報（朝刊）』2005年1月15日付け）。なお原発事故後の2012年に、原子力規制に関わる各府省の行政組織を一元化するために、環境省の外局として原子力規制委員会が発足すると、保安院は同委員会に移行し、廃止されている。

さらに、岩本は県議時代に追及した原発作業員の被曝問題に対しても認識を改めている。福島第一原発の作業員が被曝に伴う慢性骨髄性白血病により死亡して、1991年末に労働基準監督署から労災認定を受けていたことが、93年5月に報道により明らかにされた後になって、ようやく東京電力が双葉町側に連絡するという事態が起こった。そうしたショッキングな労災認定隠しが判明した直後にもかかわらず、岩本は以下のように述べている。

「かつて全国的に原発内で働く作業員の被ばくが問題になったが、現在は被ばく線量の基準は順守されているようだ。安全対策は万全であると信じている」（『河北新報（朝刊）』1993年5月7日付け）。

岩本は、原発作業員の被曝問題を解決済みと見なすようになった以上、県議時代に追及した

低線量被曝の問題についても、健康被害などあり得ないという認識に変わったと見てよいだろう。こうした原発をめぐる諸々の認識の根本的な変化こそが、原発推進の超積極派に「転向」するに当たっての重要な契機になったと言えるだろう。

ここで、我々はさらに理解を深めるために、岩本の原発をめぐる認識の特徴についても考察することにしよう。それは、岩本だけに限らず、反原発派であれ、原発推進派であれ、専門家以外の者は基本的に自らの認識を科学的に実証することが事実上不可能であり、ただ単に専門家の解説を信奉して、それを自らの認識に代える以外にはないというものである。専門家の解説を信奉するばかりで、自らそれを科学的に実証する術がない以上、反原発派であれ、原発推進派であれ、その認識の主張はある種の「信仰」告白にならざるを得ないだろう。

いみじくも前述のように、岩本が原発の安全性を請け負う際に提示した根拠とは、「20年の歴史の証明」という科学的な実証からは程遠いあやふやなものであった。また前述のように、労災認定隠しが明るみに出た直後にもかかわらず、岩本は「安全対策は万全であると信じている」と述べているが、この「信じている」は文字通り「信仰」に近いニュアンスを帯びていると言ってよいだろう。

岩本は元来、反原発派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」を抱いていたが、時とともに「信仰」が揺らいだ末に「転向」した。そして原発推進派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」をもつようになり、超積極派となって、「信仰」が揺らぎ始めた慎重派の佐藤を厳しく批判したと言えるだろう[27)]。

権力の自己目的化

第三には、岩本にとって手段であったはずの権力が自己目的化するようになったことが挙げられるだろう。権力が自己目的化するのに伴って、岩本は地域住民の多数派の世論に同調することで、多数派の支持を獲得しようと試みるようになる。

岩本は県議の頃には、被曝した原発作業員に対して強い関心を寄せていた。「電源三法交付金で恩恵を受ける人の一方で、被曝した労働者の実態は闇に葬られるという構図」(「七〇〜八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動」68頁）の下では、後者は明らかに地域住民の中でも少数派だと言えよう。その一方で岩本は、地域住民の多数派の支持獲得にも並々ならぬ意欲を示している。前述のように、岩本は「住民を組織化した大衆闘飛（原文ママ）を構築していく闘いが、いまなにより私たちに求められる命題である」と訴えていた。また岩本は本気で県議当選を狙っていた。勝敗を度外視して、選挙を単なる社会党の政策や自己の主張のアピールの場だと割り切っているわけではなかった[28)]。そうしたことから岩本にとっては、少数派である被曝した原発作業員への配慮とともに、多数派の支持の獲得も重要な課題であったと言えるだ

ろう。

しかし、岩本は度重なる落選によって、自らの反原発の主張が地域住民の多数派から受け容れられないということを悟らざるを得なくなった。この時点で岩本には酒屋を営みながら、一活動家として反原発の主張をあくまでも貫くという選択肢もあっただろう。だが岩本はその選択肢を選ばなかった。それまで反原発という目的のための手段に過ぎなかったはずの権力が自己目的化するに至る。そして岩本は、多数派の世論に同調することで、多数派の支持を獲得しようと試みるようになる。前述のように1979年の県議選からそうした兆候が見られており、85年の町長選に際しては、全面的にそうすることによって勝利を収めた。

岩本にとって、原発推進派の専門家の解説に対して揺るぎない「信仰」を抱き、超積極派になることは、地域住民の多数派の世論にさらに同調することを意味しているであろう。丸添によれば、1985年の町長選挙の「期間中、町民から『原発を増設して』という声が寄せられていた」(『福島民報』2015年2月14日付け)。それを受けて、当選後、岩本は地元紙の取材に「もし町民が望むなら、増設運動を繰り広げていきたい」と語っている（『毎日新聞（朝刊)』2011年8月25日付け)。当時の新聞報道を見る限り、双葉町において、積極的に「原発を増設して」と望む声は決して多くはなかったものの、それでも戸惑いつつも、やむを得ないという声が大半を占めていた。それは次のような商店主の発言に象徴されているだろう。

> 「とにかく仕事のねえ町だから。みんな東電と『運命共同体』って意識が強いんじゃねえの。我々だってそのお金で生活してるんだもの、心の隅では『どっか行ってほしい』って思っても、背に腹は変えられねえってことさ」。

岩本が四選を目指した1997年11月の町長選挙に際して、こうしたやむを得ないという声を受けて、対立候補の渡辺了以も「増設、プルサーマル計画に基本的には賛成」としており、選挙の争点には全くならなかった（『朝日新聞（福島版・朝刊)』1997年11月13日付け)。地域住民の多数派は、やむを得ないという判断であったにせよ、曲がりなりにも超積極派に属しており、ひいては原発推進派の専門家の解説への揺るぎない「信仰」を共有していたと言ってよいだろう。

岩本は、自ら超積極派の旗振り役になることによって、戸惑いがちの地域住民の多数派を牽引し、そのさらなる支持を獲得して、自らの権力をより盤石なものにしようとしたと言えるだろう。そしてそれは成功を収める。岩本は後述のように、いくつかの金銭絡みの不祥事に巻き込まれながらも、およそ20年にわたって町長の地位を維持したのである。

しかし、岩本の視野からは、いつしか少数派である被曝した原発作業員が排除されるように

なってしまった。前述のように、原発作業員の被曝に起因する死亡に対しての労災認定隠しが明るみに出た直後にもかかわらず、「現在は被ばく線量の基準は順守されているようだ」と嘯いていたことがその証左である。

一方、岩本と正反対の道を歩んだのが石丸である。石丸は自ら非「転向」を貫いた理由を以下のように語っている。

> 私が運動を継続できたのは原発労働者に接してきたからです。原発の問題点を勉強する必要がありますが、勉強だけでなく、原発労働者と接触を続けるなかで、原発の内部がいかにでたらめで、東京電力は原発を運転する資格はないということがわかってきました。（中略）さらに、原発被曝労働問題を追及してきましたから、怒りが根底にありました（「福島原発震災と反原発運動の四六年」56–57頁）。

石丸が終始接しようと努めてきたのは、いつしか岩本の視野から排除されてしまった少数派の被曝した原発作業員である。石丸は信奉する反原発派の専門家の解説を自ら科学的に実証することができなくても、少数派に対する人間的な共感をもち続けることによって、非「転向」を貫くことができたと言えるだろう。

東京電力の不正資金への関与疑惑

古今東西の例を引くまでもなく、政治家は権力が自己目的化すると、腐敗に手を染めがちになる。岩本もご多分に漏れずと言うべきか、町長在任中、いくつか金銭絡みの不祥事への関与が取り沙汰されていた[29]。その中でもとりわけ東京電力の不正資金への関与疑惑は、「転向」が二度と後戻りできなくなる程の大きな影響力を及ぼしたと考えられることから、注目に値する。もっともその疑惑について言及するに当たっては、故人である岩本本人、並びに久人をはじめとする存命中の親族の名誉にも関わることだけに、慎重を要するであろう。以下にマスコミの報道に基づいて、その疑惑の概要について見ることにしよう。

東京電力の不正資金への関与疑惑が起こったのは、町道建設問題をめぐってである。国道六号線と福島第一原発七、八号機の予定地を結ぶ町道の拡幅工事に当たって、岩本は福島第一原発の所長に費用負担を求め、約30億円の分担金を受けた。1996年から97年にかけて、拡幅工事に伴う用地買収に際して、分担金をめぐる不祥事が起こり、2000年5月に明るみに出る。すなわち「原発増設を急ぐ町としては、是が非でも買収したい。資金は東電の金で、町の懐は痛まない。蜜にアリが群がるように、そこに地権者がたかり、表に出せない金が渡された」（『東京新聞（朝刊）』2012年4月25日付け）。ある町議によれば、「東京電力の分担金という甘

い汁に、町民もたかったし、町執行部にも、どう使っても良いという甘えがあった」。また当時の役場担当者によれば、「東京電力も分担金を町が不正に支出することを了承していた」(『河北新報（朝刊)』2000年12月21日付け)。

2001年5月に岩本ら六人は約2800万円を町に返還した（『朝日新聞（福島版・朝刊)』2002年1月24日付け)。同年6月の「市民オンブズマンふたば（白岩寿夫代表)」の告発に基づいて、02年1月に浪江警察署は、岩本ら十数人を背任と公正証書原本不実記載の疑いで福島地検に書類送検したが、同年3月に福島地検は不起訴処分にした[30)]。岩本は危ういところで政治生命が断たれる事態を免れた。

この不祥事では、岩本は原発増設を実現するために、地権者に不正に東京電力の分担金をたからせる便宜を供与したという疑惑がもたれただけである。岩本自身が不正に分担金にたかったという疑惑は起こっていない。しかしどのような形であれ、ひとたび不正資金に関与したという疑惑がもたれれば、たとえ不起訴処分を勝ち取ろうとも、東京電力や政府当局に弱みを握られたのも同然となり、それらの意のままに動くことを余儀なくされるだろう。たとえ岩本が望んだところで[31)]、再度の逮捕や起訴によって政治生命を絶たれるというリスクを冒すことなしに、超積極派から反原発派はおろか、慎重派にさえ立場を変えることができなくなってしまうのである（実際、慎重派の佐藤は2006年10月に収賄罪で逮捕され、政治生命を絶たれている)。

前述のように、開沼は、岩本の「転向」前後の行動を貫くものとして「愛郷」を指摘している。「愛郷」とは「そこに住む人間がこう生きたいと思っていた生き方を、物や金といった物理的条件で貫けなくなることは許せない」という想い、換言すれば「資本や政治の力でムラがゆがめられることは避けなければならない」という想いにほかならない。しかし少なくとも東京電力の不正資金への関与疑惑の後には、岩本にそのような意味での「愛郷」の想いがあったとは言えないのではなかろうか。

おわりにかえて

最後に、原発事故後の状況を生きる我々が、岩本の半生の軌跡から何を学ぶべきかについて考えることにしよう。学ぶべき点はプラス面・マイナス面を含めて多々あるものの、筆者は何よりも、岩本の県議時代における原発問題に対する追及から学び、それを受け継ぐべきだと考える。それは具体的には、原発の安全性、原発管轄行政のあり方、原発作業員の被曝問題、低線量被曝の問題などに対する追及である。

昨今、全国の原発の安全性について、再稼働に賛成か反対かに関わらず、厳しく精査すべき

であるという声が高まっているのは周知の通りである。また原発管轄行政のあり方についても、一応の反省がなされ、国の原子力委員会が廃止されたり、経済産業省の下にあった保安院が環境省の外局である原子力規制委員会に吸収されたりした。一方、今日、事故を起した原発の廃炉に従事する作業員の被曝問題は黙殺されているに等しい。また低線量被曝による健康被害については、否定的な見解が支配的となっている。こうした状況を目の当たりにすると、岩本の原発問題に対する追及の中、後二者を受け継ぐ必要性を改めて痛感するであろう。

以下では、特に低線量被曝の問題について取り上げることにしたい。今日、低線量被曝の問題を提起することは、岩本の県議時代よりもさらに困難になっている。今日の方が岩本の県議時代よりも、被曝者数が飛躍的に増加し、被曝線量もはるかに増大しているにもかかわらず、である。困難の理由の一端については、開沼の以下の発言が如実に語っている。

> 福島にいると、「善意の暴力性」というものを感じます。脱原発・反原発を主張する人たちが時々都会から集団でやってきて、「こんなに汚染されている」と、地元の人の前で怖がってみせて帰っていく。社会正義の下に、善意の暴力性が潜んでいることに気づかず、自己満足していると感じる（『朝日新聞（大阪版・夕刊）』2012年7月25日付け）。

我々は、低線量被曝の問題を提起するに当たって、福島の人々を傷付ける「善意の暴力性」に陥らぬように注意深くあらねばならないだろう。

一方、開沼は「さまざまなデータが出揃った中、甲状腺がんを残し、現在も今後も内部・外部被ばくによる健康被害の可能性は極めて低いと勝負がついた」と断言している（「放射能とワクチン　不安に寄り添う怪しげな『支援者』」）。だがそうしたデータは、開沼自身が収集したり分析したりしたわけではないだろう。ただ単にアカデミズムの主流の専門家（要するに一流大学の教授で、学会の要職に就き、政府の審議会の委員を務めているような専門家）の多くが支持しているデータだから、「勝負がついた」と断言しているに過ぎない。

さらに、開沼は福島県における小児甲状腺癌の多発の問題について、以下のように言及している。

> 甲状腺がんの問題もよく話題になりますが、「福島で甲状腺がんが多発している」と論文にしている専門家は、岡山大学の津田敏秀さん以外に目立つ人はいない。その論文も出た瞬間、専門家コミュニティーからフルボッコで瞬殺されています。
>
> この構造を把握していない人たちを利用する「支援者」や自称科学者たち。大手メディアも、普段のクセで両論併記をして、まともな専門家と同じ分量を割くから、50対50の

論争なのかと勘違いする人が出てくる（「放射能と子宮頸がんワクチン　カルト化からママを救う」）。

ここでも、開沼は自ら科学的な実証によって、津田の学説に反駁しているわけではない。ただ単に主流の専門家の間の多数決で、津田が圧倒的に負けていることから、おそらく津田の学説は誤りにちがいないと言っているに過ぎない。しかし歴史を繙けば明らかなように、科学的真理の全てが主流の専門家によって、また主流の専門家の間の多数決によって定まったわけではない。

ちなみに、開沼は原発事故直後、以下のように主張している。

素人には理解しがたい高度な科学技術の結晶である原発に向けられるまなざしは、「国が、東京電力がやっているのだから信じるしかない」というある種の「信心」だ。日本全体を、この種の根拠のあいまいな「信心」が覆っていた。

（中略）

専門家によって現代社会の高度な科学技術は支えられている。同時に、専門家は全知全能の神ではない。私たち素人は専門家の言うことに身を任せて安心しきったり、逆に猜疑心の塊になってパニックに陥ったりすべきではない（『朝日新聞（朝刊）』2011年3月29日付け）。

現在の開沼が「国が、主流の専門家が言っているのだから信じるしかない」という態度をとっているように感じられるのは、筆者だけであろうか。

無論のこと、筆者も低線量被曝による健康被害を科学的に実証するデータを自ら揃える術があるわけではない。結局のところ、低線量被曝の問題についても、健康被害を肯定するにせよ、否定するにせよ、専門家以外の者は基本的に自らの認識を科学的に実証することが事実上不可能であり、ただ単に専門家の解説を信奉して、それを自らの認識に代える以外にはないということを自覚するよりほかないのであろう。

その上で、石丸が長年にわたって地域住民の少数派である被曝した原発作業員に対して、人間的な共感をもとうとする姿勢を保ち続けてきたように、今日、少数派である低線量被曝による健康被害を訴える人々に対しても、そのような姿勢を保ち続けようとすることが必要なのだろう。ただし人間的な共感をもつということは、決して高みから同情を寄せることを意味しているわけではない。むしろ見習うことを意味しているのではなかろうか。

今日、低線量被曝による健康被害を訴えている人々としては、例えば小児甲状腺癌を患う子

どもやその家族がいる。彼らは少数派として、「まわりの目を恐れるなど、様々な理由で孤立を余儀なくされ」ながらも、以下のように追及する姿勢を示している。

> これら小児甲状腺がんの多発やそれぞれの個別の小児甲状腺がんについて、今、多くの専門家が、東京電力福島第一原発事故が原因とは考えにくいと主張しています。しかし、私たちは、その言葉に戸惑いを感じています。福島原発事故で大量の放射性物質が放出され、私たちと私たち家族は被ばくしました。福島原発事故が原因ではないと否定する根拠は見当たりません（「311甲状腺がん家族の会　設立趣旨」）。

我々もまたこうした謙虚かつ断固たる姿勢を見習って、「善意の暴力性」に陥らぬように注意深くありながら、低線量被曝の問題をあくまでも追及し続けるべきだろう。

注

1）1992年4月、岩本の自宅が農業用水路をまたいで増築されているという建築基準法違反が発覚した。岩本によれば、「昭和初期、父親の時代に自宅前の道路が拡幅され」た際に、用水路上を利用したとのことである（『河北新報（朝刊）』1992年4月16日付け）。

2）「大字前田地域の床下浸水五〇余戸及び屋上の破損無数、浸水耕地五〇町歩に及び、稲架の倒潰したものは殆んど全耕地にわたり、稲の流水したもの三町歩余にわたった惨状であった」（『双葉町史　第1巻通史編』734頁）。

3）岩本が県議選に初当選した際に「双葉南小PTA会長」と紹介されていたが（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年3月31日付け）、双葉南小学校の前身は新山尋常高等小学校である。

4）当時の小学校教育には三つの特徴があった。第一は、郷土教育や労作教育の振興である。疲弊した農村を自力更生させる運動が展開され、郷土産業の開発や郷土民の公民精神の高揚がしきりに唱道されるようになっていた。当時の新山尋常高等小学校の児童訓の一つに「勤労第一」が取り上げられており、郷土教育・労作教育重視の一端をうかがうことができる。第二は、疲弊困憊した農村の寒さ、貧しさ、無気力を克服するのは、修身教育だけでは無理であるとされ、生活を見つめる綴方指導に力が注がれ、綴方教育運動が展開されたことである。第三は、表彰状を授与するなどして、児童の欠席を減らす工夫がなされたことである。当時の経済不況や農村の貧困は、児童の学校への通学をはばみ、欠席児童の増加が目立っていた（『双葉町史　第1巻通史編』861–863頁）。

5）『朝日新聞（福島版・朝刊）』1997年11月12日付け。ただし『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年12月7日付けでは、「双葉経営伝習農場」が最終学歴となっている。「双葉修練農場」は戦後になると、47年3月に「双葉実験農場」に、50年4月に「双葉経営伝習農場」に改組されている。仮に岩本が「双葉経営伝習農場」を卒業しているとすれば、入場時点で20歳を超えていることから、それは考えにくいだろう。ちなみに「双葉経営伝習農場」は高度経済成長の最中の1974年に「農業経営研修所」に、その後「福島県農業経営大学校高等部（修業年限二年）双葉教場」に改組され、82年3月に廃校となっている（『広野町史　通

史編』755、792頁、792頁）。

6）開場当初、「双葉修練農場」の入場資格は満18歳以上とされ、修練年限は一年であった。しかし太平洋戦争勃発後、兵役適齢期の青年を入場させることが困難になってきたために、1944年4月からは国民学校高等科卒業者を入場させることとし、併せて修練年限を二年に延長することとした（『広野町史　通史編』754頁）。

7）以下の記述は『原発の現場』335–337頁を参照。

8）加藤哲郎（2013）189、241頁。ただし社会党は1969年1月の第32回臨時党大会で、福島県本部を先頭とする原発建設予定十県の本部が共同で提出した「地域住民を犠牲にする原子力発電所建設反対に関する決議」を採択している。「社会党が大会の決定で積極的な反原発闘争に入るのはこれからだ」としている（『福島県社会党の三十五年』189–191頁）。

9）もっとも公害防止と工業開発のバランスをどのようにとるかということは、1971年4月の福島県議会選の争点の一つとなっていた。当時、自民党は工業開発に、社会党は公害防止に、それぞれ相対的に比重を置いていたと言える（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月10日付け）。

10）双葉町からは、岩本とともに笠原も立候補していたことから、「有権者四千六百余人と同郡でも小さい方の同町」では「いやが上にも選挙ムードは盛上が」り、投票率は90％以上が見込まれていた。一方「最大の票田で各候補者の攻防の舞台と見られた浪江町」では「『地元から候補者が出ていない選挙では―』という声が多い」こともあって、投票率は低調であった（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年4月12日付け）。そのために双葉町の有権者の投票が、笠原との間で二分されたとはいえ、岩本の当選をもたらすに至ったと言えるだろう。

11）当時、米原子力委員会が「軽水冷却型発電用原子炉尚非常用冷却装置（原文ママ）の“欠陥”」を指摘したことから、「『原発基地』双葉郡の各町には同原発の安全性について、やはり不安があるようだ。近く東電や第二原発の建設が始る（原文ママ）富岡町で、町議会議員と役場職員二十人が、（筆者注：五月）二十七日午後同原発を訪れ、保安担当職員から安全性について説明を聞いた。『今ごろ先進地米国でそんな初歩的な実験をしているのでは、安全対策もまだ完全でないのでは……』『将来この地区にいくつも原子炉が出来ると、危険もますのではないか』などきびしい質問が出た」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1971年5月28日付け）。

12）例えば『朝日新聞（福島版・朝刊）』に1973年9月から10月にかけて連載された特集記事「原発：その安全性と住民」。

13）『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年9月6日付け。なお高槻博によると、「連絡会」を結成した住民団体は、福島第一原発に反対する「大熊、双葉の環境をよくしよう会」、浪江・小高原発に反対する「請戸地区原発反対同盟」、福島第二原発に反対する「公害から楢葉町を守る町民の会」と「公害から富岡を守る町民の会」、広野火発に反対する「広野町公害反対同盟」となっている。また「連絡会」結成の契機も、福島第二原発と広野火発の公有水面の埋立て免許取消し訴訟、並びに福島第二原発の原子炉設置許可処分に対する異議申し立てとなっている（高槻博（1976）29頁）。

14）共産党県委員会の改善要求は、「①公聴会では、陳述希望者全員の意見を聴き、公述人の一方的指名をやめよ②公述人に日本学術会議の推薦する科学者らをみとめよ」などである（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1973年8月25日付け）。

15）浪江・小高原発反対運動を取材したルポルタージュでは「連絡会」は「共産党系」とされており（恩田勝亘（2011）97頁）、そのルポルタージュを引用している研究書においても同様な記述がなされている（中嶋

久人（2014）155頁）。

16）高槻博（1976）31頁。石丸によれば、岩本は元々「全日本農民組合」のメンバーであり、農民運動に参加していた（「七〇〜八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動」71頁）。

17）「（筆者注：スリーマイル島原発事故の翌月にもかかわらず）むしろ（筆者注：反原発を）訴えれば訴えるほど逆風になるんじゃないかというような、そういう感じを持ったかな、私（筆者注：久人）はね。（中略）（筆者注：岩本は）自分でもやっぱりそこは感じていたのかなというふうには思いますよ。だから、（選挙戦）終盤のころはもうなるべく原発の訴えを、それを避けて、やっぱり双葉郡の地域振興とか、そういうほうに訴えを切り替えていた」（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

18）町長選では、久人によると、岩本が演説で原発の話に触れたことは「記憶がない」とのことである（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。また丸添によれば、「できてしまっているもの（筆者注：原発）をどうしろこうしろと言ってもね（中略）だから、（筆者注：岩本は）安全の問題について」訴えていたとのことである（「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」）。

19）当時、双葉郡では「急激な地域開発により町が急に『盛り場』化し、少年非行や欠損家庭が急増、金銭感覚も狂うなど子供たちに大きな影響が出ている」ことが問題視されていた。子どもたちの間では「原発が来てから、学校でガラスを割っても『弁償すればいいんでしょう』というように、何でも損得で考えたり金で解決しようという風潮が出てきた」（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1985年11月1日付け）。

20）『河北新報（朝刊）』1991年11月4日付け。なお岩本はチェルノブイリ原発事故について、後年「原発の安全性の問題は頭から離れないが、チェルノブイリのように軍事目的から出発した原発と違い、日本の原発は堅牢（けんろう）な構造になっている」と語っている（『朝日新聞（福島版・朝刊）』1998年2月20日付け）。

21）原発増設の要請の翌月には、岩本の古巣である社会党双葉総支部などの四団体が、原発の増設誘致決議の白紙撤回を求めた申し入れ書を、岩本などに手渡している（『河北新報（朝刊）』1992年1月28日付け）。

22）佐藤は当時、重大事故の情報が現場から東京電力本社、通産省、福島県、富岡町という順に伝えられたことから、「目の前にある原発に、自治体はまったく手が届かない」という無力感を抱いた。またこの重大事故の「強烈な教訓として残ったのは、『国策である原子力発電の第一当事者であるべき国は、安全対策に何の主導権もとらない』という『完全無責任体制』だった」としている（佐藤栄佐久（2009）51–53頁）。

23）佐藤栄佐久（2011）170頁。「前提となる条件」とは1998年に事前了解した際に設定した①MOX燃料の品質管理の徹底、②取り扱い作業員の被曝低減、③使用済みMOX燃料の長期展望の明確化、④核燃料サイクルの国民理解のほかに、プルサーマル計画実施の前提となる立地地域の信頼を指している（同上、58頁、170頁）。

24）詳細は佐藤栄佐久（2011）を参照。

25）『朝日新聞（朝刊）』1991年12月26日付け。電源三法に基づく交付金は、最も多かった1978年度には5億6900万円に達している。また原発関連の固定資産税も、ピークの83年度には17億9700万円にまで達したが、90年度には原発関連税収は12億8200万円にまで減少している。なお双葉町の91年度一般会計当初予算は33億1800万円であった（同上）。

26）『河北新報（朝刊）』2002年2月25日付け。双葉町の2000年度の財政指数は0.67であり、かつ「ハコもの」の維持管理経費が膨らんだために、経常収支比率は78.1％の高水準になっていた（同上）。

27）佐藤は「信仰」が揺らぎ始めた要因について、以下のように述べている。「原発の中は、当然われわれには窺い知ることのできない世界である。（中略）われわれ福島県民は、専門家を信用するしかないのである。

では、どんな専門家が信用できるのか。それは、よい情報も悪い情報も、包み隠さず示し、その意味を納得のいくように説明し、説明の質が外部からの評価に耐えうる専門家である。隠蔽がばれて、『いや、その基準は厳しすぎるんです』と後から言い訳する専門家の話など、誰が信用するだろうか」（佐藤栄佐久（2011）159頁）。

28）久人は、岩本が県議選で落選するたびに、父のことながら「ほんとに悔しい思い」を抱き、岩本自身も「支持者の方にすまない」という気持ちを抱いていたと語っている（「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」）。

29）『河北新報（朝刊）』で報じられた金銭絡みの不祥事に関する記事の一部について、見出し部分だけ引用しておく。「日本ロイヤルクラブ／ゴルフ場開発で住民に同意強要／福島県・双葉町／『自粛要請』を無視／町は関与否定」（1992年6月1日付け）、「揺れる福島・双葉町　課税漏れ表面化から2カ月（上）／町民の怒り／法廷闘争も辞さず／矢継ぎ早に町政批判／今秋の町長選が絡む」（1993年5月25日付け）、「福島・双葉町の小学校改築／奇妙な入札やり直し／契約拒否の議会　一転同意／落札業者変わらず／背景に反町長派つぶし？」（1995年8月11日付け）。

30）『河北新報（朝刊）』2002年3月16日付け。「市民オンブズマンふたば」の告発状とは、「双葉町が98年に町道を建設する際、①地権者代理人の町議に架空工事の書類を作成し損失補償費として約303万円支払ったのは虚偽公文書作成、同行使、背任の疑いがある②町道用地の地権者に代替地を提供した6人に支払った所得税などの肩代わり分約165万円は背任の疑いがある―としていた。さらに、双葉町が98年、別の町道を建設する際、地権者に町有地約648平方メートルを無償譲渡し、登記簿上は『売買』としたのは背任、公正証書原本不実記載、同行使の疑いがあるとしていた」（同上）。

31）1999年9月に茨城県東海村の核燃料会社で起きた臨界事故の後、村上達也・東海村長（当時）が「国の対応を批判するたびに『その通りだ』と応援演説をぶったのが岩本だった」。こうしたことから村上は「福島にそんな首長はおらず、特異な存在だった。本心では原発が良いとは思っていなかったんじゃないか」と推測している（『福島民報』2015年2月15日付け）。

参考文献

・『朝日新聞』
・『河北新報』
・『東京新聞』
・『日本経済新聞』
・『福島民報』
・『毎日新聞』
・朝日新聞いわき支局編（1980）『原発の現場：東電福島第一原発とその周辺』朝日ソノラマ⇒『原発の現場』
・石丸小四郎、LABORNOW 脱原発ビデオ・プロジェクト（2011）「一橋大学フェアレイバー研究教育センター（47）福島原発震災と反原発運動の四六年：石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟代表）に聞く」（『労働法律旬報』No. 754、2011年10月）⇒「福島原発震災と反原発運動の四六年」
・石丸小四郎、Labor Now 脱原発ビデオ・プロジェクト（2014）「一橋大学フェアレイバー研究教育センター（76）七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運動：石丸小四郎さん（双葉地方原発反対同盟代表）に聞く（2）」（『労働法律旬報』No. 1807・1808、2014年1月）⇒「七〇～八〇年代の福島県双葉地方の反原発運

動」
・岩本忠夫（1975）「大衆闘争を構築し更にたたかいの前進を：福島・双葉原発反対闘争」（『月刊社会党』1975年9月号、第225号）
・岩本忠夫（1992）「何故・原発増設誘致なのか：国・東電は早期決断を」（『エネルギー』第25巻第4号（第290号）日本工業新聞新社、1992年4月）
・上野忠義（2014）「日本における農業者教育」（『農林金融』2014年4月号、第67巻第4号、通巻818号）
・恩田勝亘（2011）『新装版　原発に子孫の命は売れない：原発ができなかったフクシマ浪江町』七つ森書館
・開沼博（2012）『「フクシマ」論：原子力ムラはなぜ生まれたのか』青土社（第12刷）
・加藤哲郎（2013）『日本の社会主義：原爆反対・原発推進の論理』岩波書店
・佐藤栄佐久（2009）『知事抹殺：つくられた福島県汚職事件』平凡社
・佐藤栄佐久（2011）『福島原発の真実』平凡社
・高槻博（1976）「反原発がめざす自前の論理：福島過密地帯にみる飛躍の条件」（『エコノミスト』1976年7月27日号、第54巻第33号）
・党史「福島県・社会党の三十五年」編纂委員会編（1982）『福島県・社会党の三十五年』日本社会党福島県本部⇒『福島県・社会党の三十五年』
・中嶋久人（2014）『戦後史のなかの福島原発：開発政策と戦後社会』大月書店
・広野町史編さん委員会編（2006）『広野町史　通史編』広野町⇒『広野町史　通史編』
・福島県議会史編さん委員会編（1982）『福島県議会史　昭和編第九巻』福島県議会⇒『福島県議会史　昭和編第九巻』
・双葉町史編さん委員会編（1995）『双葉町史　第1巻通史編』双葉町⇒『双葉町史　第1巻通史編』
・「岩本忠夫・双葉町町長を支えて（証言：丸添富二）」（『NHK　戦後史証言アーカイブス』2013年11月23日収録、http://cgi2.nhk.or.jp/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0012100045_00000）⇒「岩本忠夫・双葉町町長を支えて」
・「311甲状腺がん家族の会　設立趣旨」（https://311kazoku.jimdo.com/ 団体概要 / 設立趣旨 /）⇒「311甲状腺がん家族の会　設立趣旨」
・「第七十二回国会　参議院大蔵委員会会議録第十九号」（『国立国会図書館　国会会議録検索システム』http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/072/1140/07205301140019.pdf）⇒「第七十二回国会　参議院大蔵委員会会議録第十九号」
・「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて（証言：岩本久人）」（『NHK　戦後史証言アーカイブス』2013年11月22日収録、http://cgi2.nhk.or.jp/postwar/shogen/movie.cgi?das_id=D0012100046_00000）⇒「父・岩本忠夫（元双葉町長）の半生を見つめて」
・「放射能とワクチン　不安に寄り添う怪しげな『支援者』：対談 開沼博 × 村中璃子（前篇）」（『WEDGE Infinity』2016年4月20日付け、http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6614）⇒「放射能とワクチン　不安に寄り添う怪しげな『支援者』」
・「放射能と子宮頸がんワクチン　カルト化からママを救う：対談 開沼博 × 村中璃子（後篇）」（『WEDGE Infinity』2016年4月21日付け、http://wedge.ismedia.jp/articles/-/6618）⇒「放射能と子宮頸がんワクチン　カルト化からママを救う」

鈴木安蔵

――南相馬市小高区出身の日本国憲法の実質的な起草者――

柴　田　哲　雄

はじめに

福島原発事故から四年余り経った2015年6月、『東京新聞』に以下のような記事が掲載された。

> 憲法学者・鈴木安蔵の名を知る人は少ないだろう。日本国憲法の実質的な起草者とも言える存在だが、業績に比べて不当というほど顕彰されずにきた。その安蔵は福島県南相馬市小高区（旧小高町）で生まれ育った。世界にもまれな平和憲法のルーツは、自由民権運動の伝統が色濃く漂う、この古い町にあるともいえる。ところが安蔵の生家は今、居住が制限される区域の中にある。原発事故は九条の故郷も台無しにした。
>
> 小高区は事故後は警戒区域とされ、立ち入りが禁止された。三年前の再編成で避難指示解除準備区域となったが、今も夜間は立ち入りができない。
>
> 安蔵の生家は人けが絶えた町の中心部、商店街の中にあった。通りに面して「林薬局」と大きな看板があるが、シャッターは閉じられたままだ。裏手の古びた風格のある屋敷も、蔵が崩れ落ちて、荒れ始めている（『東京新聞』2015年6月30日付け）。

ここ十数年来、改憲の機運が盛り上がるとともに、護憲運動も活発になり、改憲のターゲットである第九条を守ることを主眼とする「九条の会」が全国各地に誕生した。鈴木安蔵はまさに「日本国憲法の実質的な起草者」として、護憲運動関係者の間では、かねてより知られた存在であり、彼を描いた映画『日本の青空』の影響もあって、護憲のシンボル的な存在として目

されてきた。

さらに昨今、安倍政権が解釈改憲によって、集団的自衛権の行使を解禁したことから、改めて平和主義を謳った第九条の意義が問い直されている。そうしたことから、鈴木に対しても改めて注目が集まっている。原発事故を機に、上記のような鈴木を紹介する記事が増えているのは、そのためだと言えよう。

一方、原発事故によって、近年、日本国憲法は新たな事態に直面している。民主党政権時代の2012年6月に議員立法によって成立した「原発事故子ども・被災者支援法」は、一定以上の放射線量の地域の住民や子どもに対して、「被曝を避ける権利」の行使を認めている。これは次のような日本国憲法の条文に基づくとされている。すなわち、前文「恐怖（中略）から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」、第十三条「生命（中略）に対する国民の権利については（中略）立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、第二十五条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(『原発避難白書』216–217頁)。

しかし現在、自民党政権に交代した影響もあって、事実上、「原発事故子ども・被災者支援法」は骨抜き状態にある。そして基本的人権の尊重を謳った上記の条文も空文化しようとしており、改めてその意義が問い直されていると言ってよいだろう。我々はそうしたことからも、鈴木に対して改めて注目すべきだろう。

実際、鈴木は終戦直後に「憲法研究会」の憲法草案を作成するに当たって、広範な人権条項を盛り込んでおり、その多くが連合国総司令部（以下、GHQ）によって採用されて、日本国憲法の条文となった。そのような経緯を経て、基本的人権の尊重が日本国憲法の三大原則の一つとなったのである。鈴木の生家が「崩れ落ちて、荒れ始めている」情景は、まさに原発事故を契機に、日本国憲法の基本的人権の尊重という原則が形骸化しつつある現況のメタファーだと言えるだろう。

ところで、鈴木の思想に関する先行研究についてであるが、多くの蓄積がある一方で、その過半は、彼が「日本国憲法の実質的な起草者」となるまでの、戦前から終戦直後にかけての思想の変遷について論じたものである。戦後の言論活動まで視野に入れて、鈴木の思想の変遷の全体像を論じたものとしては、竹中佳彦（1996）が存在するくらいである。しかし竹中佳彦（1996）は、鈴木、矢内原忠雄、横田喜三郎の三者の間の比較思想分析に主眼を置いているためか、鈴木の各時期の思想の間における共通点や相違点を明らかにしているとは言い難い。

本稿では、原発事故後の状況を見据えながら、先行研究の成果をも踏まえて、戦前から戦後にかけての鈴木の思想の変遷の全体像がどのようなものであったかについて明らかにする。その際、鈴木の各時期の思想の間における共通点や相違点とは何かについても分析する。

1では鈴木にとって最初の試練であり、憲法学者としての道を決定付けた学連事件について

取り上げる。2では鈴木の戦前における代表的著作の一つである『現代憲政の諸問題』で展開されたファシズム批判について、3では終戦直後の「憲法研究会」の憲法草案をめぐる鈴木の言説について、それぞれ論じる。また4では第九条をめぐる鈴木の思想について考察する。5では戦中の「転向」時期の民族問題をめぐる思想について、6では戦後の民族問題をめぐる思想について、それぞれ論じる。

また7では、故郷の小高区が原発事故の被災地になっていることを踏まえて、鈴木と小高区の人々との関係について取り上げる。「おわりにかえて」では、鈴木の原子力に対する認識を確認した上で、仮に今日まで彼が存命ならば、原発事故に対してどのような態度をとったかについて推測し検討を加える。

1．学連事件

倫理学からマルクス主義へ

鈴木は福島県立相馬中学校を卒業すると、1921年4月に仙台の第二高等学校に進学した。第二高等学校時代では当初、「リツプスを通じ更にカントを通じて倫理学を研究しようと志した」。しかしやがて「一日の食事にさへ差支へてる貧しい人々に価値ある人間の生活はたゞ生存することではなく道にかなつた善を行ふことだと強ひる倫理学は何の意義があるか？」と自問するに至る。そして長谷川如是閑らの論文を通して、「社会に起る犯罪貧困幾多悲惨事は（中略）階級対立の現在社会制度の下にあつては必然に起る」という「事実に気付いた時始めて自分の思想生活には忘れ得ない大きな転換が起つた」。すなわち「社会主義こそ否マルクス主義こそ自分を救ひ社会を救ふ」という考えを抱くようになったのである（『思想研究資料』163–164頁）。鈴木は卒業間際の23年秋にマルクス主義への関心から「第二高等学校社会思想研究会」の創立に加わる。

もっとも、鈴木は1924年4月に「『哲学する』ものゝメツカであつた」京都帝国大学文学部哲学科に入学する。しかし入学と同時に「京都帝国大学社会科学研究会（以下、京大社研と略記）」に参加し、翌25年には「経済学部の河上博士（筆者注：マルクス主義経済学の泰斗・河上肇）の許に移つた」。哲学科の講義を「一年間は熱心に出席したのであつた」が、結局「哲学を高踏的なもの」と考え、「実践への強い関心」から経済学部に転部することとしたのである（鈴木安蔵（1942）246頁）。

最初の試練

ところがその矢先に、最初の試練が鈴木を襲う。1926年1月に鈴木は、最初の治安維持法

違反事件である学連事件によって検挙されたのである。鈴木を含む検挙者の全員が、京大社研も参加していた大学横断的組織である「日本学生社会科学連合会（以下、学連と略記）」のメンバーであった。検挙者には、その後の共産党をめぐる著名人物も含まれていた。同党の最高指導者となって特高により虐殺された野呂栄太郎や岩田義道、転向後に作家として成功を収めた林房雄（本名、後藤寿夫）、男爵家に生まれ、出獄後の欧州留学を経て、日本の文化人類学の礎を築いた石田英一郎などである。

学連事件の発端は、同志社大学構内で軍事教育反対の宣伝ビラが発見されたことであった。その後、当局によれば、京都帝国大学や同志社大学の学生の「主脳分子十数名を検束すると共に（中略）多数の証拠品を領置して取調べたる結果（中略）共産主義運動の実行に干与せる形跡を認め」た（『思想研究資料』1頁）。

しかし、鈴木によれば、彼を含む学連のメンバーは「およそマルクス主義とは縁遠い存在であつた」。当時、マルクスやエンゲルスの著作の邦訳さえ十分にはない状態だったのである。そうしたことから、メンバーには「トルストイの『何をなすべきか』に胸うたれ、武者小路さんの新しい村の運動に心おどらせ、有島武郎さんの宣言に眼を見はり、河上肇先生の『社会問題研究』を熱読したヒュマニストが多かつた」。ただ単にスターリンなどが執筆した「プロレタリアートの独裁」といった内容の「テクストを研究したことが（中略）（筆者注：学連の）学生運動が、国体変革、私有財産制度の否認の目的をもって、そうした目的の結社のためにある（中略）という一つの証拠にされた」に過ぎなかった（鈴木安蔵（1956）142–143頁）。

憲法学の研究を志す

学連事件で検挙されたことは、その後の鈴木の研究の方向性に対して、以下のように大きな影響を及ぼすことになる。

> われわれが、上述のような正義感と、研究心と、献身的なヴ・ナロード（筆者注：人民の中へ）の気持で行動したことが、国法上の犯罪になる――これは、わたくし自身にとつては、大きいショックであつた。一体国法とは何か、犯罪とは何か。われわれのこの行動を処罰する国体、天皇制とは一体何か。わたくしが大学で何一つ講義をきこうとしなかつた憲法学、政治学に専門的研究の努力を注ぐようになつた一つの大きい原因は、まさしく、この抑えることのできない憤激と深刻な疑問であつた（鈴木安蔵（1956）143頁）。

鈴木は1926年秋に保釈されると、翌27年に京都帝国大学を中退した。そして上京し、当時共産党の合法的大衆機関紙であった『無産者新聞』の活動に従事したり、評議会東京合同労組

書記として労働組合運動に参加したりした。また同年中に、鈴木は肺結核が再発したこともあり、石田の配慮で、西宮市に転居し、当時コミンテルンの「二七年テーゼ」による批判の最中にあった共産党の最高指導者・福本和夫と行動を共にした。福本が翌28年6月に検挙されると、鈴木も逮捕された。釈放後、京都の妻の実家で静養し、河上の個人誌『社会問題研究』の編集を手伝い、翌29年には上京して、同誌の編集を本格的に手掛けるようになる。また『第二無産者新聞』の活動に従事し、プロレタリア科学研究所の創立にも関与している。この頃が鈴木の実践活動の頂点と言えるだろう（渡辺治（1987）65–66頁）。

もっとも、鈴木自身は「政治運動、社会運動に適さない自分を見究め、自分に残る道は学問！」と思い定めていたようである（鈴木安蔵（1967）178頁）。鈴木が共産党に正式に入党することなく、シンパの立場にとどまっていたのは、そうした自覚が早くからあったからだろう。

実際、鈴木があまり「政治運動、社会運動に適さない」ということは、河上の回想からもうかがい知れる。河上によれば、鈴木は共産党の一シンパでしかなかったにもかかわらず、「党の幹部とも連絡がある」などと「自分を偉さうに見せるため」に「馬鹿な真似」をするところがあった。河上が鈴木に『社会問題研究』の編集を一任したのも、鈴木の「馬鹿な真似」を真に受けたからにほかならなかった（『自叙伝（上）』294–295頁）。一方、鈴木と対照的だったのは親戚の平田良衛である。平田は当時、共産党の正式な党員になっていたものの、鈴木とは違って常に自己を客観視し、謙虚さを終始失わなかった。平田が逮捕後、拷問を受けながらも、非転向を貫いた一因として、こうした活動家としての優れた資質を挙げることができるだろう。

鈴木は1929年10月に、『第二無産者新聞』の活動が治安維持法違反に当たるとして、再度検挙されると、学連事件の有罪判決の執行も重なって、32年6月まで下獄を余儀なくされた（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」311頁）。しかしかえって入獄によって「いささか読書と思索とに専念する機会」を得ることとなる。この時、初めて鈴木は「自分の研究の目標を把握することができた」。すなわち「現在の政治の特質を理解するためには、その歴史的背景・由来を解明することが不可欠の一前提条件である」ことを悟ったのである。鈴木は獄中で「上杉慎吉、清水澄、穂積八束、さらに美濃部達吉の主要諸著書をほぼ余すところなく読んだ」（鈴木安蔵（1967）38頁）。こうした獄中での読書経験を経て、鈴木は在野の憲法学者になっていくのである。

２．ファシズム批判：『現代憲政の諸問題』所収の論説を中心に

鈴木は1934年3月に『第二無産者新聞』の活動が治安維持法違反に当たるとして、再び逮捕され入獄を余儀なくされた。35年1月に出所すると、9月に日本学術振興会第九小委員会助手となり、37年6月には衆議院憲政史編纂会委員となった（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」312–314頁）。一方、その頃には国内で急速にファッショ化が進行するようになる。35年2月に天皇機関説事件、36年2月に二・二六事件、37年7月に日中戦争が相次いで起こったのである。鈴木は憲法学の知見に基づいて、ファシズムの台頭に対して批判の論陣を張る。

鈴木によるファシズム批判の白眉は『現代憲政の諸問題』という著書である。日中戦争勃発後の1937年10月に出版された同書は、即座に当局から発禁処分を受けた。しかし同書の英訳は米国において軍関係者を含めた日本問題専門家の間で広く読まれ、戦後の日本の国政改革の計画を練る上での最高の参考書となる（立花隆（2008）128頁）。

立憲政治の理想型を擁護

『現代憲政の諸問題』におけるファシズム批判の特徴は、何よりも立憲政治を擁護する観点からなされていることである。ここで立憲政治の理想型について定義すると、同時代の英仏諸国で行なわれていたような、資本主義体制の下での民主主義（鈴木が以下の引用文で「デモクラシー」と述べているところのもの）に基づく議会政治ということになるだろう。それはまた18世紀的民主主義の範疇に入ると言えるだろう。

1936年12月の日付けがある「立憲政治と独裁政治」で、鈴木は、自由民権運動の理論家・植木枝盛が起草した立憲政治の理想型を体現する憲法草案と対比しながら、大日本帝国憲法の構造的欠陥を断罪している。鈴木はまず「立憲政治と独裁政治とは一般に信ぜられてゐるやうに全く正反対のものであらうか？」という問いを発し（鈴木安蔵（1937）50頁）、日本では否だとする。そして以下のように、大日本帝国憲法の条文に依拠しながら進行中の「合法ファッショ」について分析している。

> …然しながら形式的には憲法に準拠せる議会政治であるにしても、その憲法が極めてオートクラティツク（筆者注：独裁的）であり、その議会の権限が甚しく制限されてをるばかりでなく、名目上の権限さへも有名無実であるやうなものであつたなら、かゝる政治は、いはゞ外見的立憲主義ないし仮装絶対制とも呼ばるべきものであつて、もしもその運用が意識的に今日のごとき独占資本の要求、官僚イデオロギー、国際国内両者の危機克服のためになされ、オートクラティツクな旧形式・旧内容が単に当面の新しき目標に順応せしめ

られても（原文ママ）モデイフアイ（筆者注：修正）されるものであるならば、如何に形式上では憲法が遵守され、議会が存続せしめられやうとも、それは必意（原文ママ、筆者注：必竟か？）事実上ファシズム独裁政治に外ならぬものであらう（同上50–51頁）。

一方、鈴木は、植木の憲法草案を取り上げて、「こゝにこそ、真の立憲政治完成の方向が暗示されてゐること、我が議会政治が如何にその名を裏切るものであつたか等を痛感せしめられる」としている（同上、60頁）。そして以下のように、ファシズムの台頭に対して国民が抵抗していく上で必要とされる改革案を列挙している。

今日最も必要のものは、先づ言論集会結社等一切の国民自由権の確保であり拡大であり、且つ参政権の普及であり、充実であらう。（中略）

次ぎに国民総意代表の機関たる議会の権限の拡大、議会による国政の基礎づけこそ立憲政治の枢軸たるものではなからうか？（中略）

…検察・警察権の運用について今や再批判されねばなるまい。近時漸く公けの問題とされた人権蹂躙は言ふまでもなく（後略）（同上、61–62頁）

植木の憲法草案から影響を受けた鈴木のこうした改革案は、戦後「憲法研究会」の憲法草案に盛り込まれ、GHQ を通して、日本国憲法において実現化するに至る。

スターリン憲法に対する高い評価

ただし、ここで注意すべきことは、鈴木が立憲政治の理想型を「最も理想的な政治形態だなどゝ言ふのではない」と断っていることである。要するに「封建的旧制度的政治に比しては大きい進歩であるといふ意味で、これ（筆者注：立憲政治の理想型）を支持する」に過ぎなかったのである。

共産党シンパの鈴木にとって、最も理想的な政治体制と映ったのは、1936年に制定されたソ連のスターリン憲法の下でのそれである。鈴木は「それ（筆者注：スターリン憲法）が果してソヴェト当局の主張するごとき実際的成果を挙げてゐるか否かは疑問であり、これを確かめる方法は私には今のところ無い」と断りつつも（鈴木安蔵（1937）93、155頁）、以下のように述べている。

抑圧すべき対象の存在しないところに、抑圧の具は不必要である。社会主義の完成につれて、統治は民主化する。プロレタリア・デモクラシーが全国民、全社会成員のためのデ

> モクラシーへ発展・転化する一歩を更に進めるにいたるのである。元来労働者農民のためのデモクラシーとしてスタートされたソヴェト政治においてそのデモクラシーから排除すべき分子ないし要素が著々減少し絶滅し来つた今日、諸種の自由権の制限や選挙制上の非民主的要素や（原文ママ）が廃除されるのは当然のことである（同上、154–155頁）。

鈴木にとって立憲政治の理想型は、ソ連のスターリン憲法下の政治体制には及ばないものの、「封建的旧制度的政治」体制、並びにそれが「当面の新しき目標に順応せしめられても（原文ママ）モデイフアイ（筆者注：修正）され」たファシズム体制に比較すれば、よりましなものとして捉えられていたのである。当時、治安維持法によって、共産党の革命を擁護し得ない中で、鈴木は次善の策として、立憲政治の理想型を擁護するという旗印の下で、ファシズム批判を展開するという戦術を用いていたと言えるだろう。

大日本帝国憲法下での立憲政治の試みを擁護

鈴木らの批判にもかかわらず、日本のファッショ化は急ピッチで進行していった。その結果、立憲政治の理想型どころか、大日本帝国憲法下での立憲政治に向けた不十分な試みさえも否定されるようになった。そこで鈴木は言わば次々善の策として、そうした試みを擁護するという旗印の下でも、ファシズム批判を行なうようになる。その一例として、1937年7月の日付けがある「日本独特の立憲政治」を見ることにしよう。当時、近衛文麿首相の前任者であった林銑十郎は「日本独特の立憲政治」を唱道して、それが「欧米の立憲政治とは全くその成立事情運用の規準を異にする」と主張していた。

鈴木は「日本独特の立憲政治」が意味しているものとして次のような事象を指摘している。「祭政一致」「政党内閣制の否定」「行政権の強化」「統帥権独立、軍部大臣武官専任制などの確保は言ふまでもなく事いやしくも国防に関する場合には議会の立ち入つた審議その他一切の干渉を許さゞること」「議会の立法権、予算審議権等を一層行政権に従属せしむること」「議会の内外を問はず政府に対する協力順応の気運を助成すること」「『反国体的精神』の排斥」（鈴木安蔵（1937）4–5頁）。

鈴木はこうしたことを踏まえた上で、「日本独特の立憲政治」の確立、換言すれば「合法ファッショ」化の実現を図ろうとする林らの軍部を、次のように批判する。林らの軍部は、「藩閥軍閥に対する憲政擁護運動」によってかち得た「民衆本位の諸成果」、すなわち大正デモクラシーによって確立された民本主義を「消滅」させた。それどころか、伊藤博文が認めた「立憲主義的原則」、すなわち伊藤は帝国議会の開設に当たって、「超然主義」を宣言し、政党無視の立場をとろうとしたものの、やがて政党の必要性を痛感すると、自ら立憲政友会という

政党を組織するなどして、最終的に認めるに至った「立憲主義的原則」さえも「拒否ないし無視」しようとしている。その結果、「正に我が議会政治は本質的には死滅せりと言ふ外はなく、今やそれが形式的にも終極点に到達せんとしてゐるのである」と（同上、30–31頁）。鈴木はこうした批判を通して、「日本独特の立憲政治」が実際には立憲政治そのものを完全に否定していることを明らかにしようとしたのである。

なお、『現代憲政の諸問題』には収録されていないが、鈴木は、天皇機関説事件に際しても、美濃部達吉への攻撃を批判する論陣を張っている。すなわち美濃部に対する論難者の「主張するところは（中略）故上杉（筆者注：慎吉）博士において、すでに端を発した憲法学の神学化の『非常時』的再生産である外、学説的には、わが憲法学界において何らの貢献もない」としたのである（鈴木安蔵（1934）181頁）。こうした鈴木の批判も、大日本帝国憲法下での立憲政治に向けた不十分な試みを擁護する取り組みの一環と言えるだろう。

元老や内大臣を批判

立憲政治を擁護する観点からなされるファシズム批判の諸論説の中で、ユニークさが際立っているのは、1937年7月の日付けがある「内大臣論」であろう。鈴木はファシズムに対する抵抗の主体についての世論の誤りを明らかにしようとする。すなわち「一部強力な勢力のフアツシヨ的進出に対する恐怖から生じた元老、内府（筆者注：内大臣）等の現状維持派に対する過当な信頼に由来」して、「あだかも元老や内府が反フアツシヨの一城塞であるかのごとく感じられまた期待されてゐる」ことについて（鈴木安蔵（1937）42頁）、大きな誤りだと断じたのである。そしてその理由を以下のように説明している。

> …第一に、元老や内大臣は憲法上の機関ではなく、然も陛下の左右にあつて最高の輔弼諮問の役割を果たし、実質上国務大臣や枢密院以上に決定的な勢力を振つてゐる。第二に彼れらは直接憲法上の責任を負はぬ地位にある。彼れらに過失があつても、よしや輿論の上での非難攻撃は蒙るにしても、辞職退位といふ憲法的去就に出でなければならぬ責務があるのではなく、その点極めて非立憲的である（同上、34頁）。

鈴木は当時の日本の現状について、「議会の上に存在してゐる全官僚機構を決定的に動かす力は、従来の最高勢力であつた元老およびその周囲の重臣たちと、他方、所謂軍部である」と指摘している。すなわち従来から元老や内大臣らは超憲法的存在であったのに加えて、近年ファッショ化を強力に推進する軍部までもが同様に超憲法的な存在となり、両者が共存関係を構築しつつあると示唆していたのである。それ故に「フアシズム的独断政治を憎み、立憲政治

の擁護に思ひをいたすのは至当である」とする一方で、「元老、内大臣、枢府議長などが最高決定権を振ふ我が立憲制の官僚性に対しても明確な批判意識を持たねばならない」と主張したのである（同上、35、43頁）。

マルクス主義的な階級分析の観点からの批判

『現代憲政の諸問題』におけるファシズム批判のその他の特徴としては、マルクス主義的な階級分析を挙げることができるだろう。例えば1936年7月の日付けがある「最近の社会相と膨大予算」では、鈴木は、資本家階級が軍部と共有する軍事的野心について、以下のように分析している。

> 我が独占資本主義が経済的に要求するところは、窮極（原文ママ）は、我が国威が全世界に発揚されるにあることは疑ひない。けだし、我が資本主義は、周知のごとく、その成立当初から、否すでに成立するためにも、国内資源の貧弱、特に重工業の必須原料の欠如、また国内市場の狭隘に悩まされ、否応なしに国外に、その資源と市場とを確保せねばならなかつたのである。然るに今日（中略）日本商品の進出、原料輸入は、いたるところで禁止的高度の関税壁によつて妨害されつゝあるのであるから、この難局を打開し、我が資本主義の危機を救ふためには、新たなる断乎たる解決方法に訴へる外ない状態にある。（中略）軍部と財界との間には本質的対立はない。それだからこそともかくも最後は「軍民一致」膨大（筆者注：国防）予算も議会で成立して来たのである。（中略）国防予算が我が資本主義自身の・かくてまた我が支配階級全体の利害に照応するものである事実を見逃してはならない（鈴木安蔵（1937）135–136頁）。

一方、鈴木は、労働者・農民階級などの大衆が、資本家階級や軍部とは異なり、民主主義や平和などを志向しているとして、以下のように指摘する。

> 如何に膨大な予算でも、それが労働者、農民サラリーマン等勤労大衆の生活確保、自由権擁護・拡張、文化的向上のために必要不可欠のものであるならば、国民大衆は強力一致して、その成立に努力するであらう。（中略）然しながら、自己の額に汗を流して働いた成果が、自分自身の生活の一層の悪化、自由権の極度の制限、社会生活の暗転にだけ使用されたり、世界平和の破壊、人類相殺の惨事に至るやうに消費されるやうなことがあつたなら、誰れがそれに心安らかであり得るだらうか？（同上、136–137頁）

また、『現代憲政の諸問題』では、皇道派の青年将校らに対しても、マルクス主義的な階級分析の観点から批判を行なっていることには留意すべきだろう。後年のように「財閥打倒を叫び、またそのように確信し志向した青年将校、諸種の革新運動に、この暗黒と堕落とからの救済があると錯覚する」事態にはまだ陥っていなかったのである（鈴木安蔵（1969）212頁）。同書における皇道派の青年将校らに対する批判は以下のようである。

> 然るに（筆者注：軍部の）中堅ないし青年分子は、今日益々激化しつゝある国際的対立に刺衝されることも特に烈しく、農村の疲弊、貧農小作人の窮迫を如実に目睹し、地方財閥・政党の奢侈、利権漁りに対しては人一倍純真な憤怒を覚えるのであるから、如何なる形態でか、何らかの根本的革新運動に憤起するのは必然である。然しながら、彼れらの中間層的ビューロクラシー（筆者注：官僚）的地位、日本主義的イデオロギーは、当然彼れらの革新運動がマルクス主義的であることを不可能ならしめてゐるから、この運動は、その志す目標の如何にかゝはらず、現実には必竟現資本主義的体制の修正であり形態変化に終る外はない。反財閥を標榜しつゝも、その運動の帰結は資本主義の再編制であり、危機救済である（鈴木安蔵（1937）98頁）。

このように『現代憲政の諸問題』では、鈴木はなおもマルクス主義的な階級分析の観点を堅持し、資本家階級や軍部、並びに皇道派の青年将校らに対して批判を行なっていた。しかし1941年6月に出版した『日本政治の規準』では、鈴木はファッショ化に対して、なおも最後の一線に踏みとどまって、批判を展開するものの、日本の軍事的野心を是認するようになる[1)]。渡辺治は、鈴木の本格的な「転向」が同年12月の太平洋戦争勃発前後に起こったと指摘しているが（渡辺治（1987）64頁）、その頃になると、鈴木は皇道派の青年将校らを「錯覚する」ようになって、ファシズム体制の擁護者かつ戦争協力者に変貌している。

今日の我々にとって、鈴木のファシズムに対する抵抗が興味深いのは、その抵抗の経験が、日本国憲法の元になったと言われる「憲法研究会」の憲法草案の作成に生かされたと考えられるからである。3では、「憲法研究会」の憲法草案をめぐる鈴木の言説について見ることにしよう。

3．「憲法研究会」の憲法草案をめぐって

冒頭で述べたように、鈴木はかねてより護憲運動関係者の間では「日本国憲法の実質的な起草者」として知られており、護憲のシンボル的な存在となってきた。鈴木が日本国憲法を間接

的に起草する前後の経緯について見ることにしよう。

民主主義的な憲法改正の訴え

鈴木は1945年8月15日を福岡で迎えた。終戦末期、米軍との本土決戦に当たって、まずは九州が戦場になるだろうと考えられていたが、鈴木は町田敬二陸軍大佐の誘いを受けて、作家の火野葦平らとともに西部軍報道部に加わり、福岡に赴任していたのである。鈴木は終戦とともに、妻子の疎開先である郷里の小高区に戻って、しばらくの間「これからさきどうすべきかに迷った」。おそらく親戚の平田の影響であったろうが、青年たちのために、「郷里に残って文化運動でもおこそうかという気もした」。しかし幸いにも「東京の書斎が焼けなかったこと、重要な文献は疎開先に保存してあったことに力をえて、東京に戻った」。

鈴木が上京後ほどなくして、憲法改正問題に取り組むようになった直接の契機とは、旧知のE・H・ノーマンの来訪であった。ノーマンはカナダ国籍の日本史研究家、外交官であり、宣教師の子として日本で生まれた。日本語に堪能であったノーマンは、鈴木とともにかつて尾佐竹猛の明治文化研究会に参加し、自由民権運動、並びに植木の憲法草案に深い関心を寄せていた。当時、ノーマンは「連合国の一員としてのカナダ代表で総司令部にいるということで、日本の当面する諸問題、ことにこれからの政治体制について深い関心をもって」いた（鈴木安蔵（1967）210–211頁）。ノーマンの来訪を機に、鈴木もまた日本の「これからの政治体制」について、すなわち今後のあるべき憲法体制について思索を巡らすことになる。

もっとも、ノーマンの来訪より前に、鈴木はすでに密かにそうした思索を巡らせていたようである。火野の自伝的小説『革命前後』には、鈴木をモデルにした安岡金蔵という憲法学者が登場するが、安岡は終戦直後に軍報道部の仲間を前にして、以下のように、これからの日本を襲う「革命」の見通しについて語っている。

> …たしかにアメリカの占領によって日本の憲法は根本的に改正されて、文字通り、革命がおこるだろう。今から予測はつかんけれども、日本にこれまでなかったような大革命が来ることは否定出来ない。それはポツダム宣言の全文を静かに読めばわかる。国体の護持という点だけを除いて、全面的降伏をしたわけだから、アメリカ軍の進駐とともに、ポツダム宣言によって指示された条項が一つ一つ実現されるんだ。大変なことだよ。日本は本州、北海道、四国、九州の四つの島に閉じこめられ、軍閥も財閥も一切なくなって、戦争犯罪人の摘発がはじまる。民主主義が新しい日本憲法の根幹になる（『革命前後（上）』218頁）。

さらに、安岡はこの度の「革命」が「仏教の伝来による精神文化の革命」と明治維新に続く「第三の革命」であるとして、「今からわれわれはそれに処する強い覚悟を決めていなくちゃならん」と述べる（同上、218–219頁）。『革命前後』は無論のこと小説であり、安岡についての描写も鈴木をモデルにしつつも、幾分脚色が施されているだろう。だが上記のセリフについては、鈴木がそのまま語ったとしても、違和感がないくらい、真実味を帯びていると言ってよい。「強い覚悟」とは安岡、すなわち鈴木自らが率先して国民の間から「革命」を起こす、すなわち国民の間から民主主義的な「新しい日本憲法」を制定する運動を起こすということを意味しているだろう。

鈴木は1945年10月以降、立て続けに憲法改正問題に関する論説を発表する。例として、同年10月14日の日付けがある「憲法改正の意義」（1946年４月に出版された『民主憲法の構想』に収録）について見てみよう。鈴木は、民主化のために要求される憲法改正について、「国体上絶対不可侵のものと解せられて」いる天皇に関する条文が焦点になることから[2)]、事実上、大日本帝国憲法の「廃止も同じである」、すなわち「一部的改正」ではなく「全部的改正」であるとしている。また憲法改正の発議権を天皇のみにしか認めていない条文については、それ自体が民主化に逆行するものとして否認する。そして「ひろく国民の間から、溌溂として積極的な真に民主主義的改正意見が展開され」るべきだと主張している（鈴木安蔵（1946）46–49頁）。

なお当時、幣原喜十郎内閣、並びにそれに協力していた美濃部らは、大日本帝国憲法を改正しなくても、その運用の仕方を変更するだけで、民主化は必ずしも不可能ではないとする見解を打ち出していた。鈴木の主張は、まさにそうした見解に対する強力なアンチテーゼであったと言えよう。

「憲法研究会」の憲法草案と植木枝盛の影響

鈴木の上記のような言論活動が背景となって、1945年10月末に開かれた日本文化人連盟の創立準備会の席で、元東京帝国大学教授・高野岩三郎は自らが主宰する民間の憲法制定研究団体「憲法研究会」に、鈴木にも参加するように声を掛ける。研究会には、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、岩淵辰雄らが名を連ねていた。鈴木は会員の中で唯一の憲法学者ということもあり、実質的に憲法草案を作成する役割を担うことになる。

「憲法研究会」は二ヶ月間にわたって議論を重ね、1945年12月26日に憲法草案（以下、研究会案と略記）を発表した。鈴木は前述のように、戦前のファシズム批判に際して、植木が起草した立憲政治の理想型を体現する憲法草案と対比しながら、大日本帝国憲法の構造的欠陥を断罪していたが、研究会案の作成に当たっても、植木の憲法草案などを参照している。特に国民

主権や天皇制に関わる条項に、以下のように植木などの影響が随所に見られる。

根本原則（統治権）
1、日本国ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス
（←植木案草稿本「日本国ノ最上権ハ日本全民ニ属ス」）
2、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
3、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
4、天皇ノ即位ハ議会ノ承認ヲ経ルモノトス
（←立志社案「第九十七条　国会ハ帝位ヲ認定ス」）
（←植木案清書本「第百条　皇帝ノ即位ハ必ス立法議員列席ノ前ニ於テス」）
5、摂政ヲ置クハ議会ノ議決ニヨル
（←植木案清書本「第百十条　摂政官ハ皇帝又ハ主相之ヲ指名シ立法院之ヲ定ム」）（小西豊治（2006）83–84頁）

また、研究会案は植木の憲法草案の影響を受けて、法の前の平等を定め、拷問を廃止し、満二十歳以上の男女が選挙権を有して第一院議員を選び、議会が立法権を掌握すると定めている（同上、86頁）。

研究会案は発表と同時に、GHQにも提出された。GHQはすぐにそれを英訳し、民主主義的で賛同できると高く評価した。一方、当時、日本政府も憲法改正案を作成していたが、その改正案が大日本帝国憲法と大きく変わらないことにGHQは失望し、自ら憲法草案を作成することを決定した。その際にGHQが参照したのが、研究会案だったのであり、それを下敷きにしたからこそ、短時日の中に憲法草案を完成させることができたのである。

民主化の停滞と克服

鈴木が日本国憲法を間接的に起草するに至った経緯については以上である。だが、鈴木を「日本国憲法の実質的な起草者」にして、護憲のシンボル的存在として強調するあまり、彼が日本国憲法に対して、あたかも満点に近い評価を与えていたと考えるのならば、それは大きな誤解である。実際、鈴木は後年、護憲を主張するようになっても、以下のように述べている。

…私はこの憲法には七十八点ぐらいの点数をつけている。もう二点だと優にしたいんだけれども、優とするには二点足りない（鈴木安蔵（1964）210頁）。

では、鈴木は日本国憲法のどのような点に不満を抱いていたのだろうか。その問いに答えるためには、鈴木が戦後直後に抱いていた民主化構想を改めて理解する必要があるだろう。1945年11月の日付けがある「停滞せる民主主義と停滞の克服」(『民主憲法の構想』に収録)を見ることにしよう。まず鈴木は、ポツダム宣言受諾によって生じた「民主主義化なる絶対至上の要請に対して、そのあまりにもはなはだしい停滞は、いまや何人の眼にも明白である」として(鈴木安蔵(1946)16頁)、その原因について以下のように分析する。

> 1　戦争中の政権は、軍国主義的帝国主義者、官僚、財閥、地主の利益を代表せるものであつた。そして天皇は、つねに超階級的で全国民の天皇であるといはれてきたが、現実には、これらの少数特権層に囲繞され、国民一般とはなんら直結するところがなかつた。したがつて天皇制は、国民大衆に対する搾取、抑圧の階級的権力のヴェールたる役割を演ぜしめられたことは争ひえない。(中略)。
>
> 2　われわれはあらためて、日本が「家族的国家」とはおよそ対蹠的な階級支配の国家であつたことを認識せねばならぬ。階級国家としての具体的性格は、封建的軍国主義勢力、封建的重臣、財閥、地主、これらすべてと利害を密接にともにし、思想感情を共通にする官僚群の支配する国家であつた。そして存在せる政党は、これらの階級層の代表者、代弁者が圧倒的に勢力を占むる政党であつた(同上、16–17頁)。

このように鈴木は、戦前・戦中のファシズム批判の際と同様に、マルクス主義的な階級分析の観点から、民主化の停滞の原因について考察していたのである。

鈴木の考察に従うのならば、日本の民主化のためには、1の天皇制の「国民大衆に対する搾取、抑圧の階級的権力のヴェールたる役割」を解消するという課題、並びに2の「封建的軍国主義勢力、封建的重臣、財閥、地主」などを一掃するという課題に、それぞれ取り組む必要があるということになるだろう。1の課題の解決に当たっては、研究会案で「天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス」「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル」などとして具体化されたのは、すでに見た通りである。

一方、2の課題に取り組むに当たって、鈴木はGHQ任せにするばかりでなく、「民主主義を欲し、民主主義を徹底的に実現しうる階級、層、民衆の勢力の組織的結束」、すなわち「民主主義的統一戦線」の結成を求めるべきだとしている。鈴木は「民主主義的統一戦線」の構成要素を具体的に明らかにしているわけではないが、「民主主義的統一戦線を、共産党の人民戦線として」恐怖したり嫌悪したりせぬように訴えていることから、共産党がその中心の一つになることは間違いないであろう(同上、23–24頁)。要するに、鈴木は日本の民主化に当たっ

て、階級闘争の必要性を主張していたのである。ただし共産党は、研究会案が発表されると、「天皇制を温存するものであるとして、はげしく批判する論文を発表し」ており（鈴木安蔵（1967）239–240頁）、鈴木の呼びかけに応えることはなかった。

18世紀的民主主義と20世紀的民主主義

さて、鈴木は日本の民主化に当たって、18世紀的民主主義と20世紀的民主主義を同時に実現する必要があるとしている。18世紀的民主主義とは「封建的絶対主義（中略）に対する闘争」を経て、実現した「人権の尊重、個性の価値の自覚、ヒュマニティーの倫理、たがひに自他の立場を尊重しつつ自由と平等とを確立すること」を指している。なお、封建的絶対主義とは「君主主権、君主を頂点・中心とする少数の特権的貴族、僧侶等いづれも封建的大地主階級およびこれらを代表する官僚の一方的専制の政治形態である」（鈴木安蔵（1946）25–26頁）。鈴木は日本においても、以下のように18世紀的民主主義を確立すべきだとする。

> …平等の要求は、封建的家長制的な家長専制、男子専制から社会における身分的差別なる華族等にいたるまでの全廃を当然とする。自由の要求が従来のいつさいの日本独自の警察政治国家的法令、制度の廃止はもちろん、公私すべての面における言論、信仰の完全な自由をふくむことはいふまでもない。
>
> 内大臣府、枢密院その他の封建的な宮廷陰謀の具が全面的に廃止さるべきはもちろん、貴族院なる名称自体にも表現された特権的二院は廃止さるべきである（同上、26–27頁）。

日本における18世紀的民主主義の確立を、階級闘争の観点から捉えるのならば、天皇の周辺にいる華族や皇族という特権身分、並びにそれらが含まれるところの「封建的重臣」や「封建的軍国主義勢力」の打倒を目指すということになるだろう。研究会案に18世紀的民主主義がどのように具体化されたかについて確認する紙幅がないが、日本国憲法において、18世紀的民主主義は概ね確立されたと言ってよいだろう。

一方、20世紀的民主主義とは、「民主主義の新たな史的形態」としての社会主義にほかならない。鈴木は具体的に「前大戦争後のドイツ憲法――いはゆるワイマル憲法――は、現代における民主主義形態を考へる場合、再検討すべきである」と主張している。18世紀的民主主義を体現した「アメリカ憲法、フランス革命憲法等における人権保証は、ここ（筆者注：ワイマール憲法）においては労働権保証に発展し、個人の資本、企業の自由は、社会的正義、福利に奉仕する範囲において、また独占大資本の抑制の下に認められることとなつた」としている（同上、28–30頁）。

ここで、鈴木が20世紀的民主主義を体現するモデルとして、ソ連の憲法ではなく、ドイツのワイマール憲法を挙げていた理由ついて考察することにしよう。鈴木は戦前、前述のようにスターリン憲法を高く評価していたが、戦後においても、後述のようにソ連の政治体制に対して、留保しながらも、高い評価を与えている。それにもかかわらず、敢えてワイマール憲法をモデルとすべきだとした理由とは、何よりもGHQの占領方針との兼ね合いがあっただろう。

鈴木は「われわれの要求する（筆者注：民主化という）目標が、現実的な実現条件をもつことに充分留意せねばならぬ」とした上で、そのためには「第一に、日本国家の現事態をもたらした社会的政治的経済的根因と聯合国側の対日根本方針とが、厳に分析把握されねばならぬ」としている（同上、21–22頁）。そして「聯合国側の対日根本方針」であるポツダム宣言について、「単なる降伏文書と見るべきではない、敗戦・降伏の条件ではあったけれども、しかしまさに日本の人権宣言であり、独立宣言ともいうべき、そういう歴史的価値を含んだ宣言なのであると考え、そこから、それに即応した民主的で平和な国家の基本法を作らなければならないとし」ている（鈴木安蔵（1964）196–197頁）。

「聯合国側」、すなわちGHQの中心が米国であり、かつ当時、米ソ冷戦が始まろうとしていた以上、「民主主義の新たな史的形態」としての社会主義を目指すとしても、当然のことながらソ連型の社会主義はGHQの許すところとはならなかっただろう。しかしワイマール共和国型の社会主義、すなわち資本主義を前提にした一定程度の社会主義化ならば、まだGHQにも受け入れる余地があっただろう。鈴木はこうした考慮から、戦術的に敢えてワイマール憲法をモデルにしたと言えるだろう。

「憲法研究会」の憲法草案と20世紀的民主主義

鈴木は、研究会案の発表直後の1945年12月28日の日付けがある「新憲法の構想：憲法研究会の憲法草案」（『民主憲法の構想』に収録）において[3)]、「日本民主主義の建設は、二重の性格を併せ有する」として（鈴木安蔵（1946）151頁）、研究会案に18世紀的民主主義と20世紀的民主主義が具備されていることを明らかにしている。

では、研究会案では、ワイマール憲法をモデルとする20世紀的民主主義はどのように条文化されているだろうか。まずは人権保障の条文についてであるが、以下のようである。

> さらに新憲法には、現代社会における人権必然の具体的形態として、左のごとき新しき権利が保障さるべきである。
>
> 一、国民ハ労働ニ従事シ其ノ労働ニ対シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス
>
> 一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ最高八時間労働制ノ実施勤労者ニ対スル有給休暇制療養所社交教養機関ノ完備ヲナスベシ

一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サルル権利ヲ有ス（同上、142頁）

一方、経済体制に関する条文については、「憲法研究会」の会員の間でも、以下のように意見が割れたようである。

憲法になんらの経済体制についての規定を含まないのは、それ自体その憲法の封建性を示すものである。

「経済国家」とさへ称せられる現代国家において、その最も基本的な経済体制の根本原則は、当然、国家の根本組織法に明示さるべきである。

この意味において日本民主主義の建設を表現する憲法には、すくなくとも、独占資本の制限、財閥の禁止、寄生的土地所有の禁止、勤労者の生活、健康、教養の向上を脅かすごとき労働条件の禁止、高利、高額小作料の禁止、私有財産並営業、契約の自由は国家公共の福祉に貢献するを根本条件とするとの規定を設くべきであるとの意見も提出された。

また「土地ハ国有トス公益上必要ナル生産手段ハ議会ノ議決ニヨリ漸次国有ニ移スヘシ」なる条文の案の主張もあつた。

これに対し（中略）かかる具体的規定は、それ以外のあるひはそれ以上の経済政策ないし体制建設の障害となるおそれがあらう等の意見が提出され（後略）（同上、147−148頁）

結果的に、研究会案において「経済体制」に関する条文は以下のように決定された。

一、経済生活ハ国民各自ヲシテ人間ニ値スヘキ健全ナル生活ヲ為サシムルヲ目的トシ正義平等進歩ノ原則ニ適合スルヲ要ス

各人ノ私有並経済上ノ自由ハ此ノ限界内ニ於テ保障サル

所有権ハ同時ニ公共ノ福利ニ役立ヘキ義務ヲ有ス

一、土地ノ分配及利用ハ総テノ国民ニ健康ナル生活ヲ保障シ得ル如ク為サルヘシ寄生的土地所有並封建的小作料ハ禁止ス（同上、148−149頁）

研究会案において具体化された20世紀的民主主義を、階級闘争の観点から捉えるのならば、第一に、当時はまだ農地改革前であったことから、戦前から手つかずのまま残存していた地主

階級の打倒を目指すということになるだろう。なお、憲法に条文化するということは、農地改革後における地主階級の復活の芽を摘むことをも結果として意味するだろう。第二に、当時進行しつつあった財閥解体が終了した後にも、資本主義という枠組みが変わらぬ以上、大きな権益を維持するにちがいない資本家階級に対する最低限の抑止を目指すということになるだろう。

日本国憲法に対する不満

では、1946年11月3日に公布された日本国憲法に対して、鈴木がどのような不満を抱いていたかについて見ることにしよう。鈴木は1947年に出版した『新憲法の解説と批判』において、端的に「憲法の欠点は、今日の資本主義社会の生む欠陥にたいして十分な根本対策について規定してゐない点にある」（鈴木安蔵（1947）38頁）、すなわち20世紀的民主主義が十分に体現されていない点にあると指摘している。そして具体的に以下の諸点を挙げている。

> 第二十五条、第二十七条、第二十八条などは、これについて苦心したものではあるが、しかし国民が健康な文化的な最低限度の生活をいとなむ権利を有すると保障されても、単に国家が社会政策の徹底につとめるといふだけでは、心もとないのである。具体的に独占資本や寄生土地所有の利潤至上主義を抑制し、完全雇傭を根本方針たらしめ、失業しないですむ現実の条件を確立することを明記し、耕作権を保障し過重労働を禁止し、さらに失業保険、老疾保険、無料診療、有給休暇などを国家の義務としなければ、今日の社会事情の下で、この憲法が真に勤労者大衆の憲章たりうるであらうか。
>
> いはんや政府などが、勤労する権利といふのは、失業しない権利、家族を養ふに足るだけの収入をもたらす職業につきうる権利といふ意味（すでにワイマール憲法やソ聯憲法で採用し実現した原則）でなく、勤労することを妨げられない権利だ、などといつてゐるやうでは、いよいよこの憲法は深刻な社会矛盾、生活苦にたいして空文となる危険がある。
>
> また勤労者の生産管理権、経営参加権は、第二十八条の団結権の必然の発展として、今日諸国のみとめてゐるところであり、新憲法でも、ここまで具体的に進むべきであつたとおもふ。
>
> 教育の機会均等についての規定（第二十六条）も、もし貧乏なために上級学校にも行けない境遇にたいして、国家が学資を給するといふやうな規定をも加へなければ、あまり実効はないのである。
>
> 第二十九条の財産権、私有権の規定も、単に、その不可侵のみが規定されたのでは、かへつて資本家・地主の擁護にをはる。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに法律

で定めるといふだけでは不十分で、財産権は、かならず公共の福祉のために利用される義務があるとか、あるひは公共のためには国有化されるとかの積極的規定こそ必要であらう（同上、38–39頁）。

今日、護憲を強調するあまり、鈴木の日本国憲法に対するこうした不満を見落としがちである。しかし鈴木が今日まで存命ならば、近年、日本に先進諸国では最悪レベルの貧富の格差がもたらされた根本原因として、まさに日本国憲法において20世紀的民主主義が十分に体現されていないことを挙げるのではなかろうか。日本国憲法において、貧富の格差を是正する根拠は、主に第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という条文に求められるが、鈴木は「単に国家が社会政策の徹底につとめるといふだけでは、心もとないのである」という自らの一文を改めて肯定するに違いない。冒頭で言及した今日の「原発事故子ども・被災者支援法」の事実上の骨抜き状態も、こうした延長線上にあると言えるだろう。

ファシズム批判との共通点

さて、2の末尾で、「今日の我々にとって、鈴木のファシズムに対する抵抗が興味深いのは、その抵抗の経験が、日本国憲法の元になったと言われる『憲法研究会』の憲法草案の作成に生かされたと考えられるからである」と述べた。そこで3の最後に、ファシズム批判と研究会案、並びにそれをめぐる言説との間の共通点について考察することにしよう。

第一に、教条主義的に原理原則、すなわち最善の策に囚われることなく、客観的な状況に応じて、次善の策を選択するという柔軟な戦術を挙げることができるだろう。ファシズム批判に際して、鈴木は共産党のシンパとして、ソ連のスターリン憲法下の政治体制の導入を最善の策と考えながらも、治安維持法によって、共産党の革命を擁護し得ない中で、次善の策として、立憲政治を擁護するという旗印を掲げていた。さらに立憲政治の内容に関しても、その理想型から大日本帝国憲法下での不十分な試みに至るまで、ファッショ化の進行に応じて、擁護する対象を柔軟に変えていった。

一方、研究会案において20世紀的民主主義を具体化するに当たって、鈴木はGHQの占領方針との兼ね合いから、敢えてソ連型の社会主義ではなく、ドイツのワイマール共和国型のそれを採用することにした。

また、前出の「新憲法の構想：憲法研究会の憲法草案」によれば、研究会案に天皇制を残すか否かについても、当時「憲法研究会」の内部で議論があった。特に主宰者の高野は、当時再建されたばかりの共産党と歩調を合わせるかのように、天皇制の廃止、すなわち大統領を元首とする共和制の樹立を主張していた。しかし鈴木は他の会員とともに「当面、なほ天皇制を存

続することが国民一般の感情である」ことを踏まえて、天皇制を残すことに賛成している。なお鈴木は、研究会案発表直後の1946年1月3日の日付けのある「天皇と天皇制」(『民主憲法の構想』に収録)で、「政治機構、体制としての天皇制は廃止さるることが、『君民』ともにとつての幸福であることを認識すべきである」と述べていることから(鈴木安蔵(1946)138–140、134頁)、個人的には高野の主張に共鳴していたものと考えられる[4)]。

第二に、マルクス主義的な階級分析の観点から行なった考察を挙げることができるだろう。ファシズム批判に際して、鈴木は、資本家階級が軍部と軍事的野心を共有して、市場と資源を確保するために、膨大な国防予算を成立させ、軍事的侵略を行なおうとしているとした。しかし労働者・農民階級などの大衆は民主主義や平和を求めて、資本家階級や軍部と対立しているとした。

一方、終戦直後、民主化を構想していた際には、鈴木は民主化を停滞させている元凶として「封建的軍国主義勢力」、「封建的重臣」、財閥、地主、官僚といった支配層を挙げていた。そして共産党を含む「民主主義を欲し、民主主義を徹底的に実現しうる階級、層、民衆の勢力」が「民主主義的統一戦線」を結成して、そうした支配層を一掃すべきだとしていた。

また、ファシズム批判に際して、鈴木は皇道派の青年将校らに対しても、反財閥をどれだけ標榜しようが、「中間層的ビューロクラシー(筆者注:官僚)的地位」などの故に、その革新運動の先にあるものは、単なる「資本主義の再編制であり、危機救済である」と断じていた。

一方、終戦直後、民主化を構想していた際には、鈴木は、「転向」時期に高く評価していた皇道派の青年将校らに対して、以下のように考察している。

> いはゆる昭和維新を唱へた人びとの国内改革の主張は、反財閥を標榜した場合も封建的復古的方向をとり、労働者農民の解放をもたらすものではなかつた。それは都市小市民的反抗と農村中産層の反発とから生じた観念的な改革運動であり、ドイツ、イタリアのナチズム、ファシズムとひとしく、資本制、封建的農村搾取制の個個の現象を攻撃しつつ、その根本を廃止することをめざさぬ点で、結局、旧来の国際秩序、社会体制の枠内での政権移動以上は考へてゐなかつた(同上、18–19頁)。

鈴木の終戦直後における皇道派の青年将校らに対する評価は、まさにファシズム批判の頃のそれに回帰していると言ってよいだろう。

3では主として、日本国憲法の元になったと言われる研究会案をめぐる鈴木の言説を見てきたが、日本国憲法について語る際に逸することができないテーマはやはり第九条であろう。4では第九条をめぐる鈴木の思想を見ることにしよう。

４．第九条をめぐって

フランス第四共和国憲法の規定に賛同

鈴木はかねてより護憲運動関係者の間で、護憲のシンボル的存在になっているが、護憲の主たる内容が第九条の擁護であるためか、「世界にもまれな平和憲法のルーツは、自由民権運動の伝統が色濃く漂う、この古い町（筆者注：鈴木の郷里の小高区）にあるともいえる」などと言われる。しかしそれは大きな誤解である。そもそも鈴木によれば、第九条、すなわち「『戦争放棄』条項については、憲法研究会ではなんらの主張も出なかった」。研究会案の作成に際して、「憲法研究会」としては「こんどの戦争の惨禍と全軍隊の武装解除と国民全般の当時の心情からみて、軍にかんする規定をおくことは全然考えていなかった」のである。

それどころか、鈴木自身は第九条について、「政府案の発表のとき、わたくし個人はただちに全面的共鳴にはいたらなかった」と回想している（鈴木安蔵（1977）102頁）。鈴木は前出の『新憲法の解説と批判』の中で、第九条に関して、将来的に以下のように改正すべきだと示唆している。

> 他方国際的には、当面国際聯合の活動に依存するわけであるが、なほこれが加盟もみとめられてゐない現状においては、とくに国内的の規定たる憲法には、これについての規定を入れることは適当でないが、しかし将来独立対等の国家として復活することを前提とするならば、新フランス憲法にみられたやうに「相互的であることを条件として、平和の組織および防衛のために必要な主権の制限に同意する」といふふうな規定がふさはしいであらう（鈴木安蔵（1947）29–30頁）。

上記の鈴木の記述は、趣旨が明確でない嫌いがある。そこでフランス第四共和国憲法の該当箇所の前後の規定を以下に引用することにしよう。

> その伝統に忠実なフランス共和国は、国際公法の原則に従う。フランス共和国は、征服をめざしていかなる戦争を企てることがなく、またいかなる民族の自由に対してもその実力を行使することがないであろう。
>
> 相互主義の留保のもとに、フランスは、平和の組織と防衛に必要な主権の制限を承諾する（『世界憲法辞典』58–59頁）。

フランス第四共和国憲法は、侵略のための戦争を明確に否定しつつも、自衛のための戦争ま

では否定していない。そして「平和の組織」すなわち国連による世界平和の実現に寄与するために、「相互主義」、すなわち加盟各国とともにという条件の下で、国連への主権の一部の移譲を承諾するというものである。その際には、フランス軍が国連による武力制裁に参加することも想定しているだろう。

鈴木も当時、こうしたフランス第四共和国憲法の規定に類似した条文を構想していたことを、1954年3月に開催された衆議院外務委員会公聴会で、以下のように証言している。

> …しかし独立国として軍備を持たないということは、今の国際情勢上おかしいのじやないか、そこで将来国民の間で研究した場合、第四共和国フランス憲法――当時はまだ草案でありましたが、その程度の規定の方がより妥当ではないか（中略）つまりこれは日本だけが軍備をなくしてしまうことは片手落ちでないか。やはり軍備を持ち戦争をするということは、国の主権の発動と従来考えられておりましたから、私はほんとうによりよきものとしては、国際平和のために相互的であることを条件として、国の主権の制限に同意することであると思う。それからいかなる侵略戦争もしない、いかなる民族の自由に対しても武力を行使することをしない、つまりこの程度のものがいいのではないかと当時考えておったのであります（鈴木安蔵（1955）206–207頁）。

鈴木が当時、第九条に対して「ただちに全面的共鳴にはいたらなかった」理由について考察することにしよう。鈴木は『新憲法の解説と批判』の中で、「たんに戦力をもたないことを規定し、武力――武器、軍隊など――を放棄しただけで、平和国家たりうるか、世界平和がもたらされうるか」と問題を提起している（鈴木安蔵（1947）29頁）。そして以下のように答えている。

> …戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情、すなはち日本におけるおびたゞしい零細農民の原始的な生産様式、国内市場の貧困、帝国主義的ないし独占資本主義的経済・政治制度および国家主義的諸勢力を、根本的に清算しうることが必須不可欠であらう。少くとも、国内的にこれらの弊害を能ふかぎり抑制ないし防止しうる根本規定を設けるべきものとおもふが、この点を規定してゐないのは遺憾である（同上、29頁）。

仮に、鈴木が主張する通りに、第九条に加えて、日本国内の「戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情」を解消する条文を設けることができたとしよう。しかしその結果は、ただ単に日本のみが平和国家になるばかりであろう。世界平和を実現するためには、日本だけで

なく、少なくとも主要国においても、憲法を改正するなり何なりして、第九条に相当する内容の条文を設けるとともに、日本と同様に見受けられる「戦争の勃発する根本原因の一つである経済的事情」を解消する条文をも設けるべきだろう。しかしこうしたことは当面、実現不可能である。だからこそ鈴木は現実的な見地から、フランス第四共和国憲法「程度の規定の方がより妥当ではないか」と結論付けたのだろう。

「自衛のための戦争」に参加した経験

ここで、当時、鈴木が自衛のための戦争を否定していなかった背景について考察することにしよう。鈴木は太平洋戦争末期に東京を襲った空襲について以下のように回想している。

> …いまでもくっきりと目に浮かぶ――空襲警報とともに夜空にB52の巨体が悠然と数機やってくる。高射砲がはげしくひびく。この書斎はいく分高台になっているので、その窓から上馬や荏原、大森方面までが焼きつくされたときの炎ははっきりみえた。たまたま一機、二機が撃墜される。それは、不安といきどおりとの中での詩であった。わたくしは、このままやがてわが家も爆弾で焼かれるものとおもいきめ、最後まで焼夷弾の防火などに努力するだけだと考えて日々をすごした。
> （中略）
> …まさしく米英の侵略が、「一つの」アジアを寸断し、また、いま日本に攻撃を加えていると考えた（中略）そしてその下で、多くの友人、後輩は死に、多くの同胞の家は焼かれ、国民の大多数は、栄養失調に陥り、家族はちりぢりに別れてしまったのである（鈴木安蔵（1967）202–203頁）。

当時、鈴木はまだ「転向」の最中にあったことから、そもそも日本の一方的な侵略によって一連の戦争が始まったという意識が薄かっただろう。それに加えて、上記のような連夜の空襲とその悲惨な結末を見聞することによって、まさしく米英が「日本に攻撃を加えている」、すなわち日本を侵略しているという認識をもつに至っていた。そうした時に、前述のように、鈴木は町田大佐から、米軍との九州での決戦に備えるために、西部軍報道部に加わり、福岡まで赴任されたいという誘いを受ける。鈴木は「即座に承諾した」。「このままここ（筆者注：東京）で爆死するよりも、戦場で死ぬべきときだろうと考えたからである」（同上、203頁）。

当時の鈴木の心境は、米英の侵略から日本を守る、すなわち「自衛のための戦争」に参加するというものだったにちがいない。「自衛のための戦争」に参加した経験から、さほど時が経っていなかったからこそ、鈴木は、自衛のための戦争を否定しないフランス第四共和国憲法

を現実的なものとして受け入れられたのだろう。

しかし、鈴木が第九条について、当時、決して改正を声高に叫んでいたわけではないことには注意を要する。むしろ『新憲法の解説と批判』においても、「日本国の今日までの悲惨、不幸の根因が、その軍国主義、軍部専制にあつたことにたいする反省として、ここに徹底的な平和国家たることを約束した」との理由から（鈴木安蔵（1947）29頁）、高く評価していたのである。また「国家権力の最期の担保は、いうまでもなく軍隊である」が、第九条の内容、すなわち「すべての戦争放棄、一切の軍事不保持は、明治憲法体制にたいする最後のとどめを刺すこととなるのは明らかであった」ということも（鈴木安蔵（1979）123–124頁）、高く評価する理由の一つであっただろう。

第九条に対する解釈

冷戦が本格化する1950年代になると、鈴木は第九条を留保なく受け入れるようになる。まず憲法の前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」について、前述の衆議院外務委員会公聴会で、以下のような解釈を示している。

> …全世界の諸国民の公正と信義は信頼し得るものである。かりそめにも、ある国が突如不法侵略をする、あるいは自衛に名をかりて侵略戦争をしかける、そういうような懐疑を持たない（中略）のであります。従って、従来の国際法上の自衛権の観念をさらに超克いたしまして、そういう平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれ自身の自衛問題は安んじて解決することができる。こういう態度をとっておると私は解釈するのであります（鈴木安蔵（1955）168–169頁）。

鈴木はこうした前文の解釈を踏まえた上で、それにもかかわらず、他国より侵略を受けた際の第九条第一項（「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」）の解釈について、以下のように述べている。

> …たとえば他国よりいわゆる侵略される（中略）こういう場合に、今日の国際法上の通念から申しますと（中略）そういう不法な侵略はけしからぬから至急やめてもらいたいということを、相手国に対しましても、その他の諸国に対しても当然呼びかける、そうして原状の回復ないしは救済を求めるのであります。こういう行動は、私どもの解するところによれば、すでに立派な国際紛争であります。（中略）それが侵略された国といたしまして

そういう要求をいたしました場合に、単に要求しただけではいられない、またじっとしておれば国が滅びるというようなことによって（中略）そういう不法な侵略国に対してはわれわれは絶対に外交関係を持つことができない、われわれも当然これに対して戦いを宣言する、つまり国際法上の厳密な意味における戦争宣言をする（中略）かりにそれが一方から考えて自衛戦争と考えられます場合にも、私は日本国憲法においては、すでに国際紛争を解決する手段としては一切のものを放棄するといっている以上、これはできない（同上、171−172頁）。

鈴木は、上記のような第九条第一項の解釈を踏まえた上で、第二項（「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」）の解釈を次のように述べている。「一切の軍備を持たない、軍備に類するものを持たない、こういうことによって初めて前項（筆者注：第一項）のような（中略）徹底した自粛、自己制限が可能となるのであります」。

さて、鈴木のこうした第九条に対する字義通りの解釈には、どのような政治的意図があるのだろうか。日本国内に対しては、軍国主義の復活を阻止することを明確に意図していた。すなわち再軍備を認めれば、「敗戦後九年未だ戦前の軍国主義は決して根を絶やされていない日本においては（中略）たとえ統帥権その他の問題について、一応民主的な制度を定めたとしても、実際の社会的、政治的状態の中に、根強い軍国主義が復活抬頭して来る」というのである（同上、175、154頁）。

一方、世界に対しては、水爆の出現という新たな軍事情勢の展開を受けて、平和の強力なメッセージを送ることを意図していた。鈴木は以下のように述べている。

日本国憲法は、このような（筆者注：軍国主義の）世界観、問題解決の方法に正面から対立する。原子兵器の完成や世界各重要地点の基地化による「防衛」方策のごときは、科学はじめ人間の知能の案出するものであるかぎり、かならずや相手諸国の陣営においても到達する方法である。軍国主義の対立・競争は、かくしてとどまるところがない。水爆・原爆の即時的全面的廃止はさらにあらゆる軍備、戦力の即時的全面的廃止にいたることによってこそ、「平和」「自由」なるものは確実となるという、きわめて明白な論理を隠蔽してはならない（鈴木安蔵（1954）67頁）。

第九条第一項が適用されないケース

再び前述の衆議院外務委員会公聴会における鈴木の陳述に戻ることにしよう。鈴木は、第九条第一項の解釈が適用されない例外的なケースとして、以下のようなことを挙げている。

…突如としてある国より不法侵略された、こういう場合に、敵国の軍隊がわれわれの領土の中に入って来て、従横無尽（原文ママ）に掠奪暴行をほしいままにするというような事態、この際にわれわれがそれぞれの方法をもってこれに抵抗する、こういうことは当然に自衛行為として生ずるでありましようし、またそれを否定することはできない。それは当然憲法にも容認するところであろうと思う。（中略）あくまでもやむを得ざる、まったく緊急不正の急迫したそういう危害をやむを得ず力をもって防ぐというぎりぎりの一線は認めますけれども、一歩立ち直って、さらに相手の軍隊を領土から追い払う、あるいはそういうことについて世界に対し、相手国に対してこの中止を要求する、こういう段階に入りましたならば、そういう事実上の実力抵抗さえも日本国憲法は認めない（後略）（鈴木安蔵（1955）173–174頁）

これに対して、福田篤泰委員は、鈴木が事実上「自衛権」を一定程度認めたものと解釈して、以下のように疑問を呈している。

…あなたはこの憲法について、戦力の保持は明らかに禁止されておると言われた、これはもちろん私も同感でありますが、同時にあなたは、自衛権は認められた。ところがその説明において、実力を伴うものはいけないと言われておる。（中略）空疎な、実力の裏づけのない自衛権というのは一体いかなるものでありましようか（同上、195–196頁）。

福田の疑問に対して、鈴木は「実力」を伴わなくても二つの方法によって「自衛権」を行使することができるとしている。

一つ目の方法について、次のように述べる。「緊急不正の攻撃があった場合に、全世界の平和愛好諸国に対してそれを訴え、その力によってそういうことを救済する、現状を回復するということはかまわない、あるいはまた国際連合が――つまりそれは国際連合自身に日本が自国のそういう保障をもとめることでありましようが、そういう方法だけが憲法上考えられる唯一のことである」。

また、二つ目の方法について、次のように述べる。「緊急不正の危害が起った場合にいたしましても、どんな強力な軍隊を持っておりましても、真にその土地の民心を得なければ占領が長く続くということは考えられないのでありまして、日本の労働者に真に愛国の気持があるならば、それこそゼネストという方法もありましよう、多くの国が第一次大戦（筆者注：第二次大戦か？）において経験しましたレジスタンスの諸形態もあるでありましよう」。

福田は、特に一つ目の方法に対して、「自衛権の問題について、たとえば外国から助けても

らう、あるいは国連その他の集団保障の形をとれば、自衛権行使もさしつかえないではないかという御説明でありますが、これでは自衛権自体の法的性格がきわめて不明確になる」と指摘している（同上、197–199頁）。まさに福田の指摘の通りであろう。

鈴木も、自らの第九条解釈の理論的欠陥を意識していたのか、別の委員の質問に回答する際に、以下のように本音を漏らしている。

> …現在の場合においては、私はこの徹底的な平和主義者の立場、これは自分が理論的に十分に整理できないけれども、自分の全人間的な気持からいうと、戦争というものは徹底的にいやである。私は理論的には相当この戦争のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあることも判断できるのでありますが、自分の気持としては、戦争というものは徹底的にいやである。（同上、207頁）

上記の「戦争のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあること」は「日本に対する緊急不正の攻撃のやむを得ないこと、自然に起るであろう、起らざるを得ない危険のあること」と言い換えると、引用文全体の趣旨が明確になるだろう。実際に日本が「緊急不正の攻撃」を被った場合、いかにして「実力」を伴わない「自衛権」を行使するかについて、鈴木は「理論的に十分に整理できない」ということを意識していたと言えるだろう。鈴木は第九条の解釈に当たって、「戦争というものは徹底的にいやである」という感情論が先に来ていることを自覚していたのである。

永世中立論と中ソに対するイデオロギー的な共感

それ故に、鈴木は、日本が「緊急不正の攻撃」を受けないための方策についても思索を巡らせることになり、福田に対して、以下のように永世中立論を提起することになる。

> …日本がそういう緊急不正の危害をこうむらないためになすべき態度は、実力を持たないということを規定した憲法上からいっても、他に方法があるのじやないか、たとえば（中略）永世中立の要求（中略）日本国自身を二大陣営の間の緩衝地帯にする、どちらの陣営もこれに対して一切自国の衛星国にするようなことをしない、日本に対してどちらの陣営も一切軍事基地を設けるようなことはしない、日本をまったく非武装に徹する、三十八度線を中心にした緩衝地帯のような地帯に日本をおく、そういうとりきめに日本自身が先頭に立って働きかける、こういう方法もやはり憲法の前文の考えておるところの自国の生存と安全とを確保する一つの外交手段だと思うのであります（鈴木安蔵（1955）197–198

頁)。

なお、鈴木はこうした非武装・永世中立論について、当然ながら「日本の一方的な意志だけでは出来ない」としている。また「アメリカとフイリピンとニユージーランド、オーストラリアが保障しても、ソ連と中国が保障しないというならば駄目であ」るとしている。そこで1951年9月に開催されたサンフランシスコ講和会議に先立って、「全面講和によらなければ永世中立ということは保障されない」と主張したのである(鈴木安蔵(1951)14–15頁)。

鈴木は外交面では永世中立を唱えていたが、注意すべき点は、イデオロギー面では、資本主義陣営よりも、社会主義陣営の方に共感を抱いていたことである。鈴木は1969年に出版した『新版　政治学入門』で、ソ連の政治体制について、さすがにフルシチョフによる「スターリン批判」の後だけに、「ツァーリズム以来の悪伝統、スターリン時代の官僚主義、専断的側面を有した統治など、およそ共産主義の理念を裏切る現実の存したことも否定しえない」と認めていた。しかしながら「官僚的気風とか、事務の官僚的非能率とか」といった「多くの未完成な面と欠陥との存在にもかかわらず、制度的に、まさしく人民自身のための計画と管理との新しい国家、平等社会への発展が成長していることをみとめねばならぬ」として、高い評価を与えている(鈴木安蔵(1969)99–100頁)。

一方、鈴木は中国共産党の「民族解放運動」については、その実態がまだよく外部世界に伝えられていなかったせいか、同党の公式発表の通りに進捗しているものとして、以下のようにいささかの留保もなく高く評価している。

> …しかも現代にあっては、被征服諸民族自体のうちに、多く資本主義が発展し、土着大資本家は、外国独占資本家と緊密に結び(中略)自国の勤労者大衆を搾取する。民族解放運動が同時に階級闘争たることは、この場合もっとも明白である。かかる民族解放運動は、内外の独占資本主義・帝国主義の搾取と抑圧とから、全勤労者大衆、中小資本家すべてを解放するという内容をもっているから、資本主義そのものの変革を希求し使命とする労働者階級は、同時に、民族解放運動のもっとも中心的な主体となる。(かかる目的意識に統一された民族がプロレタリア民族である。)中国の闘争はそれをしめしている(同上、219頁)。

さて、鈴木の中ソ両国に対するイデオロギー的な共感の背景には、どのような事情が存在していただろうか。鈴木はもとより戦前から日本共産党とソ連のシンパであったが、戦後になると、特に太平洋戦争勃発以降の「転向」に対する痛切な反省を経て、以下のような結論を得る

に至っている。

ところで「大東亜共栄圏」とか「新秩序」ないし新体制にたいするわれわれの幻想は、その主体が日本の軍部と官僚および財閥、独占資本であることを理解しなかったこと、資本主義・帝国主義からの発展は、社会主義革命および植民地民族解放以外に存しえないことのきわめて初歩的な把握をなしえなかったことによる（鈴木安蔵（1967）182頁）。

鈴木は、少なくともソ連の実態については薄々知りながらも（中国については全く知らなかった可能性があるが）、現実に「社会主義革命および植民地民族解放」の代表国がソ連と中国である以上、「転向」の後ろめたさもあって、両国の政治体制や政治運動を殊更に高く評価するに至ったのであろう。

晩年

1950年代になってから、鈴木は第九条の解釈を通して、非武装・永世中立論を唱えるようになったが、そうした主張はその後、どうなったのであろうか。鈴木の晩年の1972年に日中国交正常化が実現し、さらに78年には日中平和友好条約が締結された。周知のように特に後者に関しては、いわゆる覇権条項が事実上、日中両国による対ソ牽制になっており、中国政府は日米同盟に対しても反対から支持へと態度を変えるようになる。いわば鈴木がかつて強い共感を寄せた「プロレタリア民族」の国、中国が日米同盟を容認して、それに接近するに至ったのである。

こうした日本をとりまくパワー・ポリティックスやイデオロギーの構造の劇的な変化に際しても、鈴木は以下のように、依然として永世中立論を唱えつつ、さらには日本が中ソ両国の和解をも斡旋すべきだとしている。

日本は、この時これら諸強国（筆者注：米ソ中）の一つの陣営に組みこまれることによって安全でありうるのか。独占資本家が構造的不況打開のために、無限ともいうべき資源および市場の確保のために一定の国家（筆者注：中国）との平和的交渉を求めるのは当然であるが（中略）核戦争を背景とする軍事的同盟体制は、日本の安全とは断じて相容れぬものである。（中略）

社会主義諸国が社会主義を基本としてすべて協力、共同路線を歩むことが当面不可能とみらる事態となっていることは、まことに不幸であるが、しかし日本は、このような時、その矛盾の激化のためにではなく正常化の方向に進むべきは理の当然である。ましてや日

本自体のあらゆる条件から、いかなる側の軍事的拠点ないし基地と化することは最大の不幸を招くのみである（鈴木安蔵（1979）167–168頁）

また、鈴木は依然として第九条の字義通りの解釈にこだわりを見せている。さすがに再軍備、すなわち自衛隊の存在が軍国主義の復活につながるとまでは言わないが、依然として民主主義に対する脅威になっているとして、以下のように述べている。

…今日の日本の軍事力は、わが国の民主主義を、さしせまった状態の下では、一挙に抑圧し去ることのできる態勢を十二分に確立しているといわねばならぬ。（中略）沖縄および内地の基地の継続的利用、自衛隊の強化を前提としたアメリカ軍の指導力との関連の中に、第九条の現実はあるのである。このような軍隊、軍事体制の確立は、もっとも反民主主義的なものである。日本の民主主義は、きわめて外形的なものとなりつつあるというべきではないか（同上、126–127頁）。

さらに鈴木は、第九条の字義通りの解釈が、日本の平和のみならず、世界全体の平和にもつながるとして、以下のように主張している。

第九条の解釈の歪曲・立法規範の軍事国家的破壊の到達点は、いかなる点からしても、日本国民の生命、自由の保護、日本国土の安全の保障とは正反対の道を示すものである。（中略）その（筆者注：戦争は必然であるとする主張の）中に身を投じてみずからの「絶滅」にすすむか。それとも全力をつくして、このような戦火の勃発を防ぐか、核兵器の廃止、戦争の放棄を全世界に実現しようとする運動に挺身するかが、われわれの課題であるとき、第九条はきわめて明確に後者の道を指示しているのである（同上、169頁）。

このように見てくると、鈴木の第九条をめぐる思想が、1950年代、60年代、70年代を通して、その解釈の理論的欠陥にもかかわらず、良く言えば、首尾一貫している、悪く言えば、柔軟性に欠けていることが理解されるだろう。もっとも当時、野党第一党の社会党が一貫して非武装中立論を党是としていたことからも明らかなように、鈴木の第九条をめぐる思想は、たとえ柔軟性に欠けていると映ったとしても、決して現実的な基盤を欠いていたわけではなかったことには注意を要する。

さて、鈴木の第九条をめぐる思想は、彼の思想全体の中でどのような位置を占めているだろうか。前述のように、戦前・戦中におけるファシズム批判、並びに終戦直後における研究会案

作成の際には、鈴木は教条主義的に原理原則、すなわち最善の策に囚われることなく、客観的な状況に応じて、次善の策を選択するなどの柔軟な戦術をとっていた。そうしたことを踏まえると、第九条をめぐる思想が特異なものであることが明らかになるだろう。こうした特異なまでの（良く言えば）首尾一貫性の故に、鈴木は今日、あたかも第九条も彼の発案であるかのように誤解され、護憲のシンボル的存在になるに至ったと言えよう。

他方で昨今、安倍政権が解釈改憲を通して、集団的自衛権の行使を解禁するという新たな事態を受けて、護憲運動の主だった課題が大きく変質している。かつてのように第九条の字義通りの解釈に基づく自衛のための戦争や自衛隊の存在の否定ということではなくなっている。保守政党が戦後長らく追求してきた方針、すなわち自衛のための戦争を認めつつも、自衛隊の戦力を自衛目的に限定するという方針の擁護ということに変質している。そうした事態を踏まえると、鈴木の第九条をめぐる思想は、今日では現実的な基盤を失っていると見ることもできるだろう。

さて、1、2、3では鈴木の思想の全体像における言わば光の部分を見てきた。4では言わば影の部分、すなわち戦中の「転向」時期における民族問題をめぐる思想について論じることにしよう。

4.「転向」時期の民族問題をめぐる思想

「つまづきの石」としての民族問題

前述のように、渡辺は鈴木の本格的な「転向」が1941年12月の太平洋戦争勃発前後に起こったと指摘しているが、その直接的な契機とは一体何だったのだろうか。鈴木自身は「民族問題こそは、満州事変以来の太平洋戦争にいたるまでのわが国の勤労大衆およびわれわれ知識人の多くにとって、真に非惨な『つまづきの石』であった」としている。民族問題が「つまづきの石」であったとは、具体的には「帝国主義支配と、搾取とからの『アジア解放』という呼びかけが、少なくとも米英の帝国主義的支配が万人の目に明らかな事実であったかぎり、かの東亜共同体、大アジア主義、大東亜共栄圏、『アジアは一つなり』の諸理論に、なんらかの進歩的動向を信じ」るということである（鈴木安蔵（1969）212–213頁）。

鈴木にとって、民族問題が「つまづきの石」になった背景にはどのような経緯が存在しているのだろうか。コミンテルンは1920年7月から8月にかけての第二回大会、及び同年9月の東洋諸民族第一回大会以降、主としてアジアにおける植民地問題や民族問題に本格的に取り組み始めていた。それに対して、特にアジアに広大な植民地を有する英国が、自国の利益に対する直接的な脅威と見なして、警戒を強めていた（『コミンテルン史』221–226頁）。

コミンテルンの指導下にあった日本共産党も、当然のことながら植民地問題や民族問題に取り組んでいたが、政府当局の弾圧によって組織が壊滅し、コミンテルンとの連絡も途絶えがちになってしまった。それと軌を一にするかのように、鈴木は次第にマルクス主義から離れて、「問題の階級性（中略）にたいする判断を正しくもちえな」くなり、民族問題に対しても「階級性を見失っ」てしまった。そして鈴木の思想には、少年時代から培われてきた「愛国者たらねばならぬ」というナショナリズムだけが残り（金子勝（1986）105頁）、強化されていった。そうした経緯を経て、鈴木の眼には、英国（及びその最大の同盟国の米国）帝国主義下の植民地問題や民族問題の解決の担い手として、コミンテルンに代わって日本が浮上するようになったと言えるだろう。

なお、鈴木はそれと同時に、日本国内における階級闘争の担い手についても、見方を変えるようになった。すなわち共産党に代わって、前述のようにかつて批判していた皇道派の青年将校らに期待を寄せるようになったのである。鈴木は次のように述べている。「既成政党、官僚的ブルジョア的議会政治の腐敗にたいする憤激、しかもその憤激を選挙に、立法・行政・司法の諸作用に反映し、人民自身の手によって政治を改革することを不可能とされていた当時の日本において、世界的恐慌とはげしい国内大衆の窮乏とにうちひしがれた国民の心理には、財閥打倒を叫び、またそのように確信し志向した青年将校、諸種の革新運動に、この暗黒と堕落とからの救済があると錯覚」したのである（鈴木安蔵（1969）212頁）。

日本の近代史に対する認識

鈴木は1944年に出版した『日本の大陸発展と共栄圏建設』において、植民地問題や民族問題の解決の担い手として、日本が世界に登場したのは、1931年9月に勃発した満州事変以降だとしている。鈴木は満州事変、さらには太平洋戦争に至るまでの日本の近代史について、どのように総括していたのだろうか。以下に鈴木の論旨を見ることにしよう。

まず、19世紀末から20世紀初頭にかけての日清・日露戦争ついてであるが、鈴木によれば、日本の大勝利にもかかわらず、日本の外交政策が「英国はじめ独仏露米等の方針に常に制約されたのは、やむを得ざるところであつた」。というのは、経済的にも軍事的にも英国を始めとするそれら諸国に深く依存していたからである。

次いで、大正時代（1912–26年）以降についてであるが、鈴木によれば、日本国内では「資本家階級の相対的比重は日露戦争以後漸次増大し、特に第一次世界大戦を機として急激に飛躍した」。その結果、「資本家階級」の「台頭・参加・修正の要求を反映し代表せるものは、すなはち政党の発達であつた」ことから、「旧来の藩閥官僚」内閣に代わって、政党内閣が登場するようになった。

鈴木によれば、「外交政策もまた、資本家階級的利害によつて著るしく左右されるにいたつた」。要するに「国際協調、すなはち当時の世界経済・政治の覇者たる英国ならびに米国の経済および外交政策に対する順応・適応が、しばらく我が対外策の基調となつた」のである。

鈴木はこうした「国際協調主義・英米追随は何ゆゑであつたか」と問うている。それは、日本経済が「深く英米資本主義に依存し左右されてをつた」からであり、かつ「かゝる経済体制に照応し、この世界秩序を合理化する政治的デモクラシーおよび国際主義が人類最高の政治原理として信奉されてをつた」からだとしている。

さて、鈴木によれば「国際協調主義、特に英米追随主義」を転換するためには、「国内の全体制の国防国家体制」への転換が求められている、すなわち「完全な計画統制経済と一糸乱れぬ指導者原理的政治体制と確乎不動の一元的思想体制」への転換が求められている。「かくして満洲事変以降十年前後にわたる深刻な陣痛を、日本は国内において経験しなければならなかつた」。「深刻な陣痛」とは、大正時代に確立された「自由経済主義、財閥的政党政治」の「克服」を指している。

また、鈴木によれば、国内体制の転換に先立って、外交方針の転換がすでに始まっていた。すなわち「関東軍の創意と断乎たる決意によつて、すでに年来軍および民間の革新勢力のうちに強く醞醸しつゝあつた旧世界秩序変換の要望は実行に移された」。満州事変の勃発がそれである。かくして満州事変以降、「もはやこれ（筆者注：米英等）と手を切り袂を分つて自主独往、たゞひとしく旧英米制覇に挑戦し奮闘しつゝあつた独伊とのみ協力提携して、東亜に新秩序を創造すべきを不動の国策たらしめんとして漸次転換しきたつたのである」。

鈴木によれば、「東亜新秩序・共栄圏建設の理念」は、1932年9月の「日満議定書のうちに『共同防衛』として先づ部分的ながら片鱗を現はし」ていた。次いで日中間の「全面的長期的衝突の展開に対処すべく立案・宣明されたる近衛声明（中略）にいたつて、より具体的に構想づけられた」。なお、この「近衛声明」が指しているのは、1938年11月の第二次近衛声明、並びに同年12月の第三次近衛声明であろう[5)]。

そして、ついに1941年12月に太平洋戦争が勃発した。鈴木によれば、「こゝに事柄の本質の一切は明白となり、世界の旧秩序・アジアの帝国主義的支配抑圧を維持せんとする米英陣営と、これを打破して新秩序・アジア解放・大東亜共栄圏建設を目ざす日本ならびにこれに協力する諸国家・諸民族の陣営との二大陣営に世界は分裂したのである」。

1943年11月に東京で、大東亜会議が開催され、日本及びその勢力下にあった満州国・汪精衛南京政府・タイ・フィリピン・ビルマ・自由インド政府の代表が集まり、大東亜宣言を採択した。鈴木によれば、大東亜宣言において「大東亜各国は相互に自主独立を尊重することが宣言された」が、「こゝに近代的民族主義の熱烈なる要請が満たされたのである」。また大東亜宣

言は「単に大東亜のみの指導原理ではな」く、「将来世界の指導原理」でもあった（鈴木安蔵（1944）251–252頁、255–257頁、262–266頁、284頁、282頁）。世界における植民地問題や民族問題の解決に向けての根本方針は、まさに大東亜宣言において明示されていると、鈴木は考えたのである。

中国をめぐる分析の矛盾

ところで、鈴木は満州事変の原因分析を行なった際に、日本の中国大陸に対する軍事的野心を指摘して、以下のように述べている。

> …国土の狭少、資源の貧弱、国内市場の狭隘をもつてしては、この発展力は到底十分に生かし得なかつたのである。しかも（中略）英・仏・米・露の包囲下にあつて、よくこれと対抗し独立独歩の地位を確保し得るためには、如何にしても国力の強化をはからねばならなかつた。（中略）
>
> 而して支那、特に満蒙の地は、地理的にまた経済的に、さらに歴史的に我が国が最も緊密なる提携・一体化をはかるべき適切な地域であつた。満蒙は我が生命線であるとは、つとに我が国朝野の間に不動に確立された認識であつた（鈴木安蔵（1944）221頁）。

また、鈴木は日中戦争についても、「日本の発展してやまない大陸政策の支那本土への必然的展開」を原因の一つとしている（同上、229頁）。こうした日本の中国大陸に対する軍事的野心は、どのように考えても大東亜宣言の「自主独立」の尊重という趣旨とは相容れないだろう。

また鈴木は、日本の軍事的野心に抵抗する中国ナショナリズムについて、以下のように分析している。

> 満洲事変の直接的契機となつた事変勃発直前の侮日・排日事件、我が権益蹂躙、条約違反についての詳細は省略するが、これらを単に満支における無智な民衆の反感、無頼不逞の蛮行とのみ視ることの不当なるは言ふまでもなく、また英・米・ソに操られた以夷制夷主義、国民政府や張学良政権の政治的野望とのみ一掃的に見ることは余りに簡単な考察である。それは根本的には第一次世界大戦後の諸列強の支那進出に対抗して、一九二五年五月三十日の上海における五・三〇事件に火蓋を切つた支那大革命・国民統一運動によつてスタートされた民族闘争の必然発展であり、そこには特に日本の大陸進出と直接に利害の衝突する支那土着ブルヂョアジーの資本主義的発展、また満支の労働者・農民層の自己解

放を求るための全国民運動が背後に存する（後略）（同上、225–226頁）

このように鈴木は、中国ナショナリズムについて、あくまでも自発的かつ自律的なものとして捉えている。今日の我々の視点からも妥当な分析と言えるだろう。

その一方で、鈴木は、中国ナショナリズムが「英米帝国主義」、並びにソ連やコミンテルンの指導を受けた「共産主義勢力」によって背後から操られていると指摘している。その結果、「向ふべき最大第一の敵」、すなわち「英米帝国主義」ではなく、「相協力すべき友」、すなわち日本と戦争するという「悲惨なる表現形態をとらざるを得なかった」としている（同上、268–269頁）。鈴木の中国ナショナリズムに対する評価には大きな矛盾が存在すると言えるだろう。

『日本の大陸発展と共栄圏建設』における中国をめぐる分析の矛盾について、我々はどのように考えるべきだろうか。おそらく鈴木は「転向」した後も、それ以前の共産党シンパの時代の認識を完全に清算することができなかったのだろう。それ故に満州事変や日中戦争の原因として、日本の中国大陸への軍事的野心を指摘したり、中国ナショナリズムの自発性や自律性を強調したりしたと考えられる。他方で「転向」が不完全だったからこそ、終戦から間もないうちに、戦前・戦中におけるファシズム批判の視座を回復して、民主主義的な憲法草案を作成することが可能となったとも言えるだろう[6]。

4では、鈴木の戦中の「転向」時期における民族問題をめぐる思想について論じてきたが、5では、戦後のそれについて見ることにしよう。

5．戦後の民族問題をめぐる思想

痛切な自省

戦後、鈴木は「転向」時期の自らの言説に対して決して頬被りすることなく、真摯に繰り返し向き合ってきた。鈴木は以下のように『日本の大陸と共栄圏建設』について言及している。

> わたくしの「日本の大陸発展と共栄圏建設」（昭和十九年）のごときは、本質的に事物をさか立ちしてとらえたものであった。すなわち、対支二十一条当時からの日本の大陸政策を明白に帝国主義政策としつつ、満州事変以降の日本の大陸進出を、その必然的展開として追及することができなかった。資本家地主の既成政党の反動性と退廃にたいする反感、当時の無産政党の折衷性、弱さにたいする絶望、また「白人帝国主義」すなわちイギリス、アメリカのアジア征服からの「アジアの解放」の希求、そして革新的な若い国家主

> 義者や少壮年人（原文ママ、筆者注：少壮軍人か？）たちの昭和維新運動にたいするひそかな期待などから生じた混乱した理論をのべたものであって、帰するところ、戦争を客観的に肯定したことをみとめなければならぬ（鈴木安蔵（1967）183頁）。

鈴木は単にこうした自省の念を述べるだけではなかった。鈴木は「転向」時期の言説故に、戦後、自らには「教壇に立つこと、学界的地位への就任」の「資格はない」と考えて、名古屋大学法学部創設時に教授職への就任を打診されながらも、固辞している。ようやく1951年になって、静岡大学の教壇に立つことを承諾したのは、「もはや諸条件から考えて、わたくし自身も改めて学界の一人として、大学の中で、憲法学について、自分の過誤を自己批判し、正しい方向をすすむことにしたがうことが許されようかと考えたからであった」（同上、175頁）。

民族問題と階級問題

鈴木は、戦時中に民族問題という「つまづきの石」に転び、戦後に痛切に自省することとなったにもかかわらず、「羹に懲りて膾を吹く」ようなことはなかった。1964年7月に開催された憲法講演会で、鈴木はE.H. カーの「現代二十世紀においては、民族独立問題がいちばん大きい問題に移っている」という見解に同意して（鈴木安蔵（1964）213–214頁）、以下のように述べている。

> …まさにここ第二次大戦後、（筆者注：民族独立問題の解決が）こんなに急速に展開するということは、わたくしどもにしても予想もできなかった。われわれの隣の朝鮮、中国、これは（中略）長いあいだ、外国の勢力によって踏みにじられ、従属せしめられ、植民地化されておった。インドまたしかりでありますが、もう今日では解放されたのみならず、暗黒大陸といわれるアフリカ自体が（中略）最後に次々と独立国を生み出している。（中略）ただ一つ残っておるのは、ようやくインドシナ半島において、フランス帝国主義を撤退せしめたと思ったのにもかかわらず、新たなネオ・コロニアリズム、新植民地主義といわれるような様相を呈して、なお問題が残っている。
>
> そういうふうな状態が展開していることは、歴史の上において、国民主権の原理と相照合するところの、国家独立主権の原理が、最後に残った問題として、現代にその解決が迫られておることを示している（同上、214頁）。

一方、鈴木が戦前から終戦直後にかけて、多々言及してきた階級問題については、カーの「十九世紀のいちばん大きい問題は階級闘争であった」という見解に同意して（同上、213–214

頁)、以下のように述べている。

> …いつのまにか階級闘争の問題は、社会主義国家の実現という形で、これは一つの解決が示された。また現代資本主義国家におきましても、あるいは社会福祉国家というふうなプリンシプル、たとえばイギリスのありかた、あるいはノルウェー、スウェーデン（中略）のありかたにおいて一つの解決を示している（同上、214頁)。

鈴木は、当時の日本の現状について、決して「社会福祉国家」になっているとは見なしておらず、「国政は、これ（筆者注：憲法第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」）を実現していない」としている。しかし「日本のすばらしい高度成長といわれておるところの生産力の復活から見ると、最低限度の生活をなし得るように、国民の生活を保障する政治は十分に可能であると思う」とも述べている。こうしたことから、当時の鈴木が日本の階級問題の解決について、比較的楽観視していたことがうかがえる。

一方、鈴木は日本においても民族問題、換言すれば「国家主権の公然の回復ということこそ、われわれの眼前の課題ではないだろうか」と訴えている。鈴木は「沖縄とか小笠原とか、こういうものが完全に日本の憲法の適用範囲の外にあるというような状態、これはどう考えても、公法学上による独立主権国家とは言えない」としている。また「一国主権の最後の担保であるところの国家実力」である「日本の自衛隊は、その構造において、決して独立の軍隊ではない」、要するに米軍のコントロール下にあると指摘している（同上、210–211頁、216–217頁)。

鈴木は、日本を含むアジア・アフリカ諸国の民族独立・国家主権回復の担い手として、社会主義勢力や植民地民族解放勢力を想定していた。それは以下のように、戦時中の「転向」に対する反省からも導き出されていると言えるだろう。既出ではあるが、再度引用しておこう。

> ところで「大東亜共栄圏」とか「新秩序」ないし新体制にたいするわれわれの幻想は、その主体が日本の軍部と官僚および財閥、独占資本であることを理解しなかったこと、資本主義・帝国主義からの発展は、社会主義革命および植民地民族解放以外に存しえないことのきわめて初歩的な把握をなしえなかったことによる。

一方、鈴木は「資本家、地主など、あるいは君主、軍人などの少数特権支配層」が「民族の発展、民族の利益というような一般的言葉をもって国民の野望への奉仕者たらしめるのは常套手段なのであった」としている（鈴木安蔵（1969）214頁)。こうしたことからも明らかなよ

うに、鈴木は、日本を含むアジア・アフリカ諸国の資本主義勢力や保守主義勢力（その多くはまた親米主義勢力でもあるだろう）による民族独立・国家主権回復の主張を根本的に認めていなかったと言えるだろう。

「転向」時期との異同

5 の最後に、「転向」時期と戦後との間の民族問題をめぐる思想の異同について検討することにしよう。まず共通点であるが、何よりも英国や米国の支配から諸民族の解放を希求した点が挙げられるだろう。

一方、相違点については、三点を挙げることができる。第一に、民族問題を解決する担い手についてである。「転向」時期には、日本、その中でもとりわけ皇道派の青年将校、並びに関東軍、民間右翼団体を中心的な担い手としていた。他方戦後には、社会主義勢力や植民地民族解放勢力を担い手としている。

第二に、日本の置かれた立場についてである。「転向」時期には、日本は民族問題、とりわけ「大東亜」の民族問題を解決する中心に位置付けられるとしていた。他方戦後には、日本は米国の従属下に置かれて、自ら民族問題、すなわち国家主権回復の問題を抱える立場に陥ったとしている。

第三に、民族問題の解決の方法についてである。「転向」時期には、日本の軍事力によって、民族問題の解決を図るべきだとしていた。他方戦後には、日本が自らの民族問題を解決する、換言すれば、日米同盟を解消して、米国の従属下にある国家主権を回復することにより、間接的にアジアの民族問題の解決に寄与すべきだとしている。それは「すでに安保条約および日韓条約によって、日本はアジアにおける対社会主義・民族独立勢力にたいする帝国主義的政策のパートナー、その軍事的『同盟』に組み入れられた（筆者注：傍点は筆者）」という認識に基づくものであると言えるだろう（『憲法学断想』鈴木安蔵（1979）168 頁）。またその際には、第九条を字義通りに解釈して、非武装・永世中立を実現すべきだとしている。

6 では、これまでとは視点を変えて、鈴木の故郷の小高区が原発事故の被災地になっていることを踏まえて、鈴木と小高区の身内や知人との関わりについて見ることにしよう。

6．故郷の小高区の人々

生家の没落と屈辱感

鈴木は晩年、交流のあった人々について、多くの回想記を物した。しかしそのほとんどは、仙台の第二高等学校に入学した以後に関わった人々である。故郷の小高区の身内や知人につい

ては、ほとんど回想記を残していない。その理由は、鈴木が小高区で暮らしていた少年時代に、生家が没落したことと関係があるだろう。相馬中学校一年生の時に書いた「我が家」という作文では、以下のように述べている。

> 我が家は小高町にありて、さゝやかなる雑貨を商ふ一家なり。(中略)
> 今我が家の歴史を語らんも涙多し。衰替（原文ママ）の悲運に遇ひたる我が一家はこの秀麗なる町の一角に僅ばかりの資本により、さゝやかなる店を開きて糊口しをるなり。
> 盛運一度乗ずればうの（原文ママ）極を知らず、又悲運一度到れば衰替（原文ママ）の限なしとか。
> その昔昨日迄は己が田よ畑よ山林よと人々に誇りし我が家も一度祖父が事業に失敗せると、父が急の死との為に、今日は数多ある山林田畑も悉く人手に渡り今迄は富豪の夢路をたどれるも、今は一変して貧しき人々の群に入るに到りぬ（金子勝（1986）96–97頁)。

鈴木の母・ルイは夫との死別によって、「若くして自らに残された只一人の男の子（筆者注：鈴木）を貧窮と屈辱との中に育て来つた」(『思想研究資料』160頁)。そして少年だった鈴木も母からこの「屈辱」感を受け継ぎ、それを晴らすために勉学に励んでいた。鈴木は「我が家」という作文で続けて以下のように述べている。

> かゝる苦境に打ち耐へて成長し来れる自分の双肩は実に我が一家の盛衰を荷ひをるなり。さらば自分たるもの大いに覚醒し勉強せずして可ならんや（金子勝（1986）97頁)。

小高区の身内や知人について何がしかのことを回想すれば、否応なしに「屈辱」感に苛まれていた自らの少年時代にも触れざるを得ない。それ故に鈴木は彼らについて積極的に書く気になれなかったのだろう。

なお、鈴木は小高区の生家から初めて離れて、下宿生活を送っていた相馬中学校時代に関わりのあった人々ついても回想記を残していない。その理由は「封建的な田舎の中学」に嫌気が差していたからだろうと思われる。当時、相馬中学校では、礼儀・風紀が保たれるという理由で、上級生の下級生に対する暴力制裁（リンチ）が黙認されており、余りの酷さに、鈴木は級友とともに同盟休校に踏み切ることにした（金子勝（1987）132–133頁)。そのような環境だったせいか、鈴木は高等学校や大学に対して早くから憧れを抱くようになり、その憧れ振りは「そこへゆけば何も彼も一切の疑問も解け、希望をみたされると考へ」るほどであった（鈴木安蔵（1942）246頁)。

父・良男と母・ルイ

もっとも、鈴木が故郷の小高区や身内に愛着がなかったというわけではない。戦前の共産党シンパの時代に、鈴木は「大山良男」や「小高良男」というペンネームで論説を幾編か発表している（「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」311–312頁を参照。）。ちなみに「良男」とは、鈴木が誕生する直前に、二十代の若さで夭折した父の本名である。

良男は若くして小高銀行支配人代理となり、地域の産業化に尽力する一方で[7)]、俳人としても活躍した人物である。良男は自らの早世を覚悟したかのように、余生という俳号を用いていた。正岡子規一門の人々と交流があり、河東碧梧桐といった高名な俳人がわざわざ良男を訪ねて来るほど、その俳人としての名声は全国にとどろいていた。良男が好んで詠んだのは故郷の井田川浦であり、以下のような俳句が残されている。

汐小屋の老木の桜枯れもせず
汐穴に汐湛えけり風薫る
雁鳴いて月光芦に白き哉
芦の花鴨立つ夕日静かなり
短夜や舟に眠ればすぐ明ける（『小高町史』794–795頁）

鈴木もまたこうした父の俳句に親しみながら、井田川浦を散策したにちがいない。小高区の美しい風景は、父の俳句などを通して、故郷を離れた後も鈴木の脳裏に刻み込まれたであろう。

鈴木は父と直接話をする機会には恵まれなかったが、父の蔵書を読破することで、父と同様に文学に対する愛好心を培っていた。鈴木は以下のように述べている。

> 書斎などはなかったから、わたくしの読書の場所は、土蔵の二階の薄暗い窓際であった。亡父や叔父ののこしておいた当時の文学書を手あたり次第読んだわたくしは、何時しか「河内屋」「己が罰」「思い出の記」「欺かざるの記」「魔風恋風」「浮雲」「噫無情」など、記憶にのこる明治中葉の流行作品を数え上げてゆくとかぎりがないが、そうした作品に魅了され、小学校を終る前後にはそこはかとなく、こうした作品の主人公の運命に自分をなぞらえたり、作者たちの名と自分の生涯とを結びつけたりしていた（鈴木安蔵（1952）126頁）。

また、鈴木は女手一つで自らと姉を育ててくれた母・ルイに対しても、一方ならぬ愛情を示

している。鈴木は相馬中学校時代に、「高等学校をおへて大学高等文官試験官僚との道程を経」て、「学識を具えた政治家」になろうと志していたが、それは「母が第一にどんなにか喜ぶであらうとの理由が根本的決定的のものであつた」と述べている（『思想研究資料』160頁）。

ルイは、鈴木が京都帝国大学二年生の時に亡くなった（平田良編（1984）156頁）。母の死は鈴木に深い悲しみを与えた。鈴木は父の影響からか、俳句ではないが、折に触れて短歌を詠んでいたが、その中には亡母を悼んだものがある。

かへりきし家に父なく母もなき身と老いづきぬ何時としもなく
その子ゆゑ二十一年堪へきしに子が業（わざ）見ずにみまかりし母よ（鈴木安蔵（1942）299–300頁）

平田良衛との交流

鈴木が身内の中で、終生にわたり互いに敬意を捧げたのは平田であった。平田も小高区の出身であり、鈴木よりも二歳ほど年長である。鈴木の従妹に当たる新田目マツ子が平田と結婚したことから、二人は親戚関係になった。元々二人は相馬中学校と第二高等学校で先輩と後輩の関係にあり、同郷のよしみもあって、平田は生家のある「金房村への往復のとき、しばしばわたくし（筆者注：鈴木）の生家にも立ちより、何彼と語り合うようになっていた」。ちなみに鈴木が平田とマツ子との仲を取り持ったのである（鈴木安蔵（1978）54–57頁）。

平田は東京帝国大学文学部独文科卒業後、大学院に進学したものの、やがて鈴木の後を追うように無産運動に参加し、産業労働調査所の活動を経て、1929年にプロレタリア科学研究所の創設に参加する。31年に共産党に入党し、翌年には検挙され、入獄したが、非転向を貫いている。36年に郷里の小高区に帰り、翌年に『農村だより』を創刊するものの、執筆禁止となる。戦後は共産党の再建に務め、福島県委員長に就任した。その後、金房村の開拓農民の指導者となり、再び『農村だより』を刊行する。このように平田はその半生を小高区の農民運動のために捧げている。

鈴木は戦前・戦後の『農村だより』に同人として参加しており、戦前の創刊号に以下のような書信を載せている。

東京より――鈴木安蔵
過日は久々でお目にかかれた上日頃きき得ない農村の実情を拝聴できて有難うございました。都会におると知らず識らず都会の空気にのみ動かされ勝ちで地方の現実を見失いがちです。その意味で諸兄との一夜は仲々得る所多きを感じております。

ただ農村の知的貧困、情的粗野と言った方面、政治的後進性などは、何としても克服さるべきものと感じました。

平田兄等がその契子（原文ママ、筆者注：楔子か？）となって下さるのを小生は深謝して居りますが、それが一層深められるためには今後お互が何れの方面に於ても忌憚なく隔意なく語り合うことが大切でありませう……（平田良衛（1976）82–83頁）

鈴木は戦前・戦後を通して、憲法という国政全体に関わる事象に取り組んできたが、上記の書信からも、平田を通して、小高区の諸問題にも並々ならぬ関心を抱いていたことが理解されよう。平田もまた「鈴木さんは、私（筆者注：平田）がその頃郷里の農村にとどまって汗を流していることを評価し、たえず激励してくれていた」と述べているように（同上、84頁）、鈴木の激励もあって、小高区での農民運動を継続することができたと言えるだろう。

鈴木もまた小高区の諸問題について論じたことがある。戦前の『農村だより』が創刊される前年、1936年4月の日付けがある「政治機構と人心」（『現代憲政の諸問題』に収録）がそれであるが、以下に引用することにしよう。

私は曾祖父および父母たちの大法会のため数日来東北の海岸の小さいこの町に滞在してゐる。山間の農村ではなくて僅かながら羽二重工場と四囲の農村への商品供給とによつて主として存続してゐるこの町は、その限りにおいて資本主義の影響を受ける程度が他の農村漁村よりは深い。

十何年振りで少しくこの町を観察する機会を得た私には、十何年以前の記憶と対比して著るしく眼にうつる資本主義的影響の種々相を感慨深く眺めたのである。（中略）土地所有に基く門地、家柄といふことの代りに、資本主義的富が財産が益々物を言ふやうになつた。それだけにまた人情とか相互扶助とかの代り冷たい打算が一層露はになつて来た。

（中略）

私は、嘗つてのいはゆる「旦那様」を中心とする半農奴的な町会、半封建的町政「淳風美俗」「協力一致」の実質的専横・弊風を看過するものではないが、今日の（中略）金銭的打算的傾向、自分の利害には敏感だが、町のため、隣人のためといふ相互扶助、自己犠牲の精神の欠如が如何に地方の政治生活を対立的にし、貧農、小作人、小商工者大衆をして不安と不満とに陥れる大禍根をなしてゐるかを痛感するのである。

他方、大衆はどう変化してゐるかといへば、嘗ての絶対服従といふ封建的蒙昧は克服しつゝあるが、全体的には依然として半封建的な事大主義の存在、然も政治的見識ないし公徳心の欠如である。これら両方面の欠陥から、真の自治精神の貧しさも胚胎してゐるやう

に感じられるのである（鈴木安蔵（1937）141–144頁）。

鈴木はこうした小高区における諸問題を解決するために、以下のような方策を提言している。

> 国防費その他を割愛して地方の貧農小作人大衆の生活に余裕を与へ、またこれら大衆のための自主的な――天降り的でない――文化施設を建設し発達せしめることが、差し当つての卑近な、然し忘れられてならぬ根本方針ではなからうかと思ふ。
>
> このためには、地方窮乏の禍根たる土地問題を解決せねばならぬ。現在はなはだ負担多き地方税の整理もなされねばならぬ。中央政府の事務を徒に地方自治体をして負担代行せしめるごとき中央集権制的弊風は廃止され、地方費は真に地方生活を豊かならしめるために使用されねばならぬ。参政権がもつと〳〵拡大され、女性をも政治に参加せしめるとゝもに、言論・集会・結社・団結の自由が広く確立されることによつて、地方人の政治的文化的水準が高められ、かくして自主的な批判的な地方自治実現の道が準備されねばならない（同上、146頁）。

こうした提言の過半は、周知のように、鈴木が間接的に起草したとも言い得る日本国憲法において実現化されるに至っている。

キリスト教をめぐって

再び小高区における鈴木の少年時代に戻ることにしよう。父・良男と母・ルイの他にも少年時代の鈴木に影響を及ぼしたと考えられる人物は、杉山元治郎（1885–1964年）である。杉山は大阪で生まれ、キリスト教徒となり、東北地方で伝道活動に従事した後、1922年に賀川豊彦らと日本農民組合を結成して、農民運動に従事する。32年以降、衆議院議員を務め、戦後は社会党に所属していた。

杉山は1910年に小高教会の牧師となり、当地に赴任した。鈴木はプロテスタントの父母の影響で、相馬中学校に入学するために小高区を離れるまで、姉・瑛子や母とともに毎日曜日に小高教会に通い、聖書の勉強に励んでいた（金子勝（1987）133–134頁）。なお鈴木は杉山についても回想記を残していない。

しかし、瑛子は杉山についての思い出を書き綴っている。瑛子によれば、「『熱心なクリスチヤンとして一生をすごすよう、殊にてるの教育には心して当分はうそをつかせぬよう、つかぬように』という亡父（餘生のこと）の遺した言葉によるとはいえ、当時女子教育など思いもよ

らないという時代に、私の教育に心を碑いた母親を励し宮城女子学校（現宮城学校）へ学費免除、給費生として御推せんくだすつたのは杉山先生でした」。また瑛子は「先生（筆者注：杉山）は、わたしの弟の安蔵にも心をよせられて、『やあ坊』とよんで、クリスマスの挨拶をさせられたことなどがおもい出される」と述べている（『農村だより』No. 2、1966年2月1日付け、3頁）。こうしたことからも、鈴木が幼い頃から姉とともに杉山から目を掛けられていたことがうかがえるだろう。

鈴木もまた亡父の「熱心なクリスチヤンとして一生をすごすよう」という遺訓を授けられたにちがいなく、かつ杉山から目を掛けられていたにもかかわらず、相馬中学校に入学すると、棄教するに至る。鈴木は「ポプラ樹陰の独語」という演説で以下のように述べている。

> …私は基督教信者ではありません。でないばかりでなくクリストが言つた『汝祈る時に偽善者の如くする勿れ彼れ等は人に見られんが為に会堂の隅に立ちて祈る事を好む吾誠に爾等に告げん彼等はすべてにその報を得たり』とかう云ふお言葉にそむいて殊更に人の前や教会の中では涙を流したり声を張り上げたりして信仰の有難さを説いたり高振つて説教をしたりして陰に廻つて非道徳な破廉恥を敢てする様なさもしい人々の多い今のクリスト教徒には寧ろ反感を抱いて居る一人であります（金子勝（1986）111頁）。

早熟で感受性の鋭かった鈴木は、（あるいは杉山をも含む）信者の一部に見られた小さな偽善を許すことができなかったのだろう。それと同時に、鈴木は自らの内面の醜さをも許すことができなかった。第二高等学校時代には、以下のような内面の煩悶を抱えていた。

> …夏目漱石氏の「行人」有島武郎氏の「迷路」は高等学校一年の折の忘れ得ない読書である。人を疑ひ自らも疑はずにゐられなくなる「行人」の主人公、自分の性欲自分の醜さに言ひやうない苦しみを苦しむ「迷路」の主人公は又自分自身の姿だと思ふのだつた。政治家学者にならうと志した過去の自分があはれまずにゐられなくなつた。幼い時うけた基督教にも一度帰らうとした。此頃何にならうどころではなく此自分は如何にしたならば此醜くさと此愚かさとから救はれるか？どうして自分は同じ自嘲哀愁を抱く人々を慰め得る夏目氏や有島氏の如くなり得るか、それが全関心事となつた。（中略）自分の苦みは依然として個人主義的に自分一個の問題についてのみだつた自分は醜い人間だ自分の天分は貧しい、一体俺はどうなるのか？との重苦しい気持に憂鬱にされつゞけた。クリスト教に走つても醜い俺はやつぱり醜いのだ、こんな人間が救はれやうなどと思ふことがたゞ利己的のやうに思はれて之もよしてしまつた。（『思想研究資料』161–162頁）

こうして鈴木は二度とプロテスタントの信仰に戻ることがなかった。

人生観と世界観の形成

杉山の説教が、少年時代の鈴木の人生観や世界観の形成にどれほどの影響を及ぼしたかについては、鈴木の杉山にまつわる回想記がないだけに測りかねる。しかし1912年8月から9月にかけて、杉山が小高教会で行なった「基督者の恩恵」という題目の説教の一節は、鈴木の精神の血肉になったと考えたところで、決して違和感を覚えないだろう。その説教の一節は以下の通りである。

> 普通徳といえば徳行のように考えらる。もちろんあらゆる善行徳義を指すのであるが、パウロがここにいう徳は、それらより以上の意味すなわち勇気というような分子が含まれているのである。たとえば、ここの字義は戦いによりて勝ち得たる徳であって、信仰の戦場にてよく戦った者に与えらる賞与である。“十字架なくば冠なし”で、困難なくば成功の快感に接することが出来ぬ。苦しき山坂を上らねば峠の面白さが味われぬ。（中略）基督者は大胆に正義を遂行するに今少し英雄の如くでなければならぬ。神我とともにいませばたとえ敵は百万ありとても進まんという勢でなければならぬ（『土地と自由のために　杉山元治郎伝』344頁）。

鈴木は文字通り生涯にわたって、信仰ならぬ信念の「戦場にてよく戦った者」であり続け、「勇気」という「徳」をごく自然に具えていたと言えるだろう。鈴木は相馬中学校時代には、信念の「戦場にてよく戦った者」になるべきだとする人生観、並びにそれに照応する世界観の骨格を明確に形成していた。以下に「心の声（県下学生雄弁大会草稿）」の一節を引用することにしよう。

> 然しながら諸君之（筆者注：第一次世界大戦の終結）が果して永遠の平和たり得るでせうか、吾々が闘争に永別して永遠に平和の道連れたり得るでせうか。
>
> （中略）
>
> 諸君静かに考へて御覧なさい。利害の不一致や人種的偏見や理想の差異感情の齟齬等が全然消滅せぬ限り如何に現代の教育機関が完備しても宗教が宣伝せられても、到底今後争闘の絶無を期することは出来ますまい。況んや人生の奥底に争闘といふ大きな本能性の潜在して居る限り私は永遠に真の平和を見ざるべしと叫ぶに躊躇しないのであります（金子勝（1986）100–101頁）。

こうして鈴木はまず闘争は永遠に続くとする世界観を示す。一方、こうした世界で、日本が生き残るために、国民は何をなすべきなのか、とりわけ青年は何をなすべきなのか。鈴木はそうした問いに対して、以下のように答えている。

> 斯の如く我今日彼を打たずんば彼明日我をうつべしといふ時代にあたつて一国の民族に何等の定見なく何等の信念なく只一時の平和に安逸の夢を貪つてをるとしたならばどうでせう、其国民の将来こそ甚だ危まざるを得ないではありますまいか。
>
> しからば果して帝国の現状如何。翻つて戦後に於ける我国民の生活状態を見渡す時に悲しい哉私は其処に何等欽仰すべき一大信念を見出し能はないのであります。(中略)
>
> そして今や世ば滔々として所謂成金を謳歌し物質的肉体的享楽を理想として帝国の使命を忘れ国民的自覚を欠くの状態ではありませんか。
>
> 吾々が過去幾千歳に亘る東西歴史のペーヂを繙く時に幾多諸国の興亡が国民的信念の省長によるものであるといふ事実を見出すのであります。
>
> 例を引いて御話致しまするならば古代希臘羅馬支那の衰微は痛切にこれを立証してをります。
>
> (中略)
>
> こゝに於て私は吾々青年はどうしても強い信念に生きる愛国者たらねばならぬと力説するのであります(同上、101–102頁、105頁)。

鈴木は上記の演説の通りに、生涯にわたって、闘争が永遠に続く世界において、「強い信念に生きる愛国者」として生きてきた。ただし「信念」の内容や闘争対象はその都度異なってきたことは、これまで論じてきた通りである。鈴木が人生観や世界観の骨格を築く上で、杉山のキリスト教による薫陶は大きな影響を及ぼしていたと言い得るのではないだろうか。鈴木の高弟の一人である金子勝も、鈴木の「心に、キリスト教的ヒューマニズム・正義感が培われていた」と述べている(金子勝(1987)133–134頁)。

鈴木は相馬中学校入学以来、小高区で暮らすことはなく、小高区の身内や知人についてもほとんど回想記を物すことはなかった。しかし以上見てきたように、小高区の人々は鈴木の人生に計り知れないほどの影響を及ぼしており、また彼も小高区の人々を愛していた。「おわりにかえて」では、鈴木の愛すべき故郷を襲った原発事故に対して、彼が今日まで存命ならば、どのような態度をとるかについて、彼の原子力に関する認識をも踏まえながら、検討することにしよう。

おわりにかえて

鈴木は前述のように、太平洋戦争末期になると、本土決戦に参加するために、西部軍報道部の一員として、福岡に赴任していた。そこで「八月六日の広島の原爆、つづいて九日の長崎の悲劇は、いち早く真実を知った」。特に長崎は西部軍報道部の管轄下であったことから、原爆投下直後の長崎市内の写真を目にすることができた。鈴木は、そうした写真に写っている「生々しい被害状況には、戦慄という以上に、いいがたいかなしみを覚えた」、「何一つ残らない焼け野原に、シャレコーベだけがころがり、かたわらに悲痛な少女が風に吹かれている写真など、今も眼底に残っている」と回想している（鈴木安蔵（1967）204–205頁）。

鈴木は原爆の出現に対して、言いようのない戦慄や悲哀を覚えていたが、原子力そのものに対してはどのような認識をもっていたのだろうか。原爆投下から約三年後に発表した「原子力時代と東洋の運命」では、原子力をめぐって以下のように分析している。

> …本来人類を幸福にすべき人類の創意、科学の研究の成果が、逆に人類の死滅の脅威の根源となるという悲惨な矛盾は、何ゆえに生じたのであろうか。科学自体の本質がそのように人類を破滅にみちびくところのものであるとはわれわれは信じない。科学が破壊的機能を発揮させられるというのは、まさしく人間社会の今日おかれている経済的政治的性格自体、その特殊な歴史段階、すなわち現代の階級的対立的構造によるものなのである。原子力時代の悲劇の根因は、原子力それ自体にではなくして、現代世界のこの階級的対立的構造に存する。（鈴木安蔵（1948）2–3頁）

こうした分析を踏まえて、鈴木は「原子力時代をして、人類のもつとも発展せる科学文明の成果を享受しうる時代たらしめる努力こそ、われわれ東洋の運命をになうものの最高の努力でなければならぬ」と説いている（同上、10頁）。換言すれば、日本を含むアジア諸国において「階級的対立構造」を解消することにより、原子力の平和利用を可能とする世界をつくるべきだと説いたのである。

こうした論旨からも明らかなように、鈴木は、「階級的対立構造」が解消されさえすれば、原子力の平和利用という理念を曲がりなりにも具現化した原発に対して、必ずしも否定的ではなかったと言えるだろう。もっとも「階級的対立構造」が解消されないまま、故郷の小高区周辺では1970年代初頭より原発が営業運転を開始することになる。管見の限り、鈴木が原発稼働について異議を唱えたということはないが、かといって原発推進を唱えたわけでもない。当時、米ソ冷戦の最中にあって、鈴木の関心は前述のように、専ら第九条に基づく核戦争の防止

と核兵器の廃止に向いており、原発に対してはさほど関心を抱いていなかったと言ってよかろう。

さて、仮に今日まで鈴木が存命ならば、故郷の小高区をも汚染した原発事故に対して、どのような態度をとるであろうか。鈴木は戦前、久しぶりに帰郷した折、親戚の平田に対して、「故郷の国見山の姿、途中川上堤から広々とした田圃や村の家々、昔ながらの国見山の姿を見て、涙のわいて来るような昔懐しい心持を感じた」と語ったという（平田良衛（1976）83頁）。今日、鈴木が自宅のある東京から帰郷したならば、国見山の姿は変わらずとも、雑草が伸び放題の荒れた田圃、人気が全くない家々、放射能に汚染された土を入れた黒い袋（フレコンバック）の山積みを見て、涙が尽きるほどの怒りと絶望を感じるにちがいないだろう。

鈴木はかつて戦争協力したことに対して痛切に自省したように、条件付きながらも、原子力の平和利用を容認していた自らの姿勢に対しても、痛切に自省することだろう。そして戦前・戦中や終戦直後に、マルクス主義的な階級分析に基づいて、当時の支配層である軍部、財界、官僚などを批判したように、今日においても原発再稼働を推進し、事実上の「棄民」政策を推進する支配層、すなわち東京電力を中心とする独占大資本、官僚、自民党などを批判することだろう。またその際、日本国憲法に基づいて、「原発事故子ども・被災者支援法」の着実な施行などにより、あらゆる被災者を救済するように主張するとともに、原発を即時廃止するように訴えることだろう。

注

1）『日本政治の規準』では、少なくとも日本の軍事的野心をめぐる鈴木の立場は、以下のように「転向」している。

> 「ここにおいてか我が国は、広く海外に発展して、重要資源を確保すると共に、市場を獲得するか、或ひはそのまま先進諸国の植民地となつて隷従するか、この二つに一つを択ぶ外他に方法は絶対になかつたのである。
> （中略）
> 大陸発展の第一着手として、我が国が着目せるは朝鮮であつた。（中略）まことに我が国力の増進と共に、早晩朝鮮、延いて満支を中心として、新興日本と諸列強、就中ロシアならびに清国との衝突は、避けんとしても到底避くべからず（中略）。大陸進出は、我が日本帝国の死活の問題であり、断じて放棄・譲歩することの出来ぬ生命線的要求だつたのである（鈴木安蔵（1941）267–269頁）。」

ただし、『日本政治の規準』では、鈴木はファッショ化に対して、なおも最後の一線に踏みとどまって、批判を展開している。すなわち「急速にファッショ化をおしすすめた軍事独裁的権力支配にたいして、彼ら自身が何よりの護符、大義名分とする『国体』『天皇』自体が、明治憲法を通して見るかぎり、彼らの政策、

国政とは異なる現実態を指示するものではないかという批判を加えることによって、より冷静な、より立憲主義的な国政を求めえないかという見解」を表明していたのである。こうした鈴木のファシズム批判は、丸山真男の目に留まり、後年丸山が鈴木に語ったところによれば、「あのころ、あの程度の言論がぎりぎりの線だとおもって、おやじ（筆者注：丸山幹治）をけしかけて書評させましたよ」とのことである。

『日本政治の規準』を執筆していた当時の鈴木は、すでにマルクス主義から離れて、日本主義に惹かれつつあった。「万葉集を愛唱し、中世期の日本家屋、とくに書院づくり、寝殿づくりの清楚でさびのある風趣にひかれ、下って清元の艶麗さに耳をかたむけた自分（筆者注：鈴木）は、日本文化独自の美を新しく発見することを自己の課題とした」のである（鈴木安蔵（1967）166–167頁、179頁）。

2）鈴木は『東京新聞』10月18日付けに発表した談話において、「憲法改正に関する民間の有力な意見」を次のように紹介している。「天皇不可侵権に関する本条（筆者注：第三条）は国民的な感情に合致しており、この精神は遵奉されるものであって、天皇に対し危害を加うべからざること並びに天皇が政治責任を負わざることの二点については外国の憲法においても当然にそれを認めている。しかし天皇に対し不敬の発言等をふくむ一切の批判が禁止されていることは、いわゆる言論の自由を確立すべきポツダム宣言の条章とそぐわないものがあるにはあらざるやとの見解が米国その他連合国側でも強く唱えられて」いる。こうしたことから「言論の自由を徹底する趣旨において本条に必要な改正が考慮されている」と（鈴木安蔵（1967）217–218頁）。

3）1946年12月28日の日付けになっているが、そもそも『民主憲法の構想』の出版が同年4月であることから、誤植であると思われる。

4）鈴木は終戦直後の「憲法研究会」参加以前には、「明治憲法の廃止、新しい憲法制定の必要は痛感したが、戦時体制からの影響、戦争中の風潮からの影響はきわめてふかく、この新しい憲法において、共和制的国家体制を構想するという着想はもちえなかった」。というのは「この頃までは誰とも連絡もとれず、ことに憲法問題について意見の交換をする機会のごときは全然なく、それだけに、当時までの旧憲法的諸観念また感覚を根本的にみずから再検討することもできなかった」からである（鈴木安蔵（1967）222–223頁）。

5）第二次近衛声明は、日本の戦争目的が「東亜新秩序建設」にあり、国民政府が抗日容共政策を放棄すれば、新秩序建設の一員として拒否しないとする方針を示す。また第三次近衛声明は、日本の対中国政策が「善隣友好・共同防共・経済提携」という三原則に基づくとする方針を示す。

6）鈴木は「転向」した後も、「日本の腐敗した支配者たち、軍上層部、財閥、地主、官僚等の存在するかぎり、かりに戦争に勝っても日本国民は不幸であると考え」ていたと回想している（鈴木安蔵（1967）183頁）。それだからこそ、前述のように1945年11月の日付けがある「停滞せる民主主義と停滞の克服」において、「戦争中の政権は、軍国主義的帝国主義者、官僚、財閥、地主の利益を代表せるものであつた」などと分析することができたのだろう。

7）良男は「常磐線が平まで既に開通し、いよ〳〵小高にも開通せんとしていた頃（中略）小高の同志を糾合して大いに覚醒をうながし、新に実業を振興し相馬の中心となる……という趣旨」の檄文を発し、同郷の実業家・半谷清寿らとともに1897年8月に「小高実業会」を結成している（『農村だより』No. 2、1966年2月1日付け、1頁）。

文献リスト

・『東京新聞』

・『思想研究資料』第 7 輯、1928年 3 月、刑事局思想部（社会問題資料研究会編（1980）『社会問題資料叢書第 1 輯』東洋文化社）⇒『思想研究資料』
・『農村だより』平田良衛

・金子勝（1986）「鈴木安蔵氏の思想：福島県立相馬中学校時代：鈴木憲法学の研究のために」（『立正法学論集』第19巻第 3 ・ 4 号、1986年 3 月）
・金子勝（1987）「鈴木憲法学生誕の経緯」（星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光：鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房）
・河上肇（1989）『自叙伝（上）』岩波書店⇒『自叙伝（上）』
・関西学院大学災害復興制度研究所ほか編（2015）『原発避難白書』人文書院⇒『原発避難白書』
・ケヴィン・マクダーマットほか（1998）『コミンテルン史：レーニンからスターリンへ』大月書店（訳者は萩原直、原著は1996年に出版）⇒『コミンテルン史』
・小西豊治（2006）『憲法「押しつけ」論の幻』講談社
・杉山元治郎伝刊行会編（1965）『土地と自由のために　杉山元治郎伝』杉山元治郎刊行会⇒『土地と自由のために　杉山元治郎伝』
・鈴木安蔵（1934）『日本憲法学の生誕と発展』叢文閣
・鈴木安蔵（1937）『現代憲政の諸問題』泰山房
・鈴木安蔵（1941）『日本政治の規準』東洋経済新報社出版部
・鈴木安蔵（1942）『政治・文化の新理念』利根書房
・鈴木安蔵（1944）『日本の大陸発展と共栄圏建設』東亜書院
・鈴木安蔵（1946）『民主憲法の構想』光文社
・鈴木安蔵（1947）『新憲法の解説と批判（第二版）』新文芸社
・鈴木安蔵（1948）「原子力時代と東洋の運命」（『自由公論』第 1 巻第 2 号、自由公論社、1948年12月）
・鈴木安蔵（1951）「講和問題の法的考察：ダレス構想と日本の独立」（『労働法律旬報』No. 55・56、旬報社、1951年 5 月）
・鈴木安蔵（1952）「彷徨の連続」（日本読書新聞編『私の読書遍歴』黎明書房）
・鈴木安蔵（1954）「水爆と憲法」（『世界と日本』第 7 号、国際日本協会、1954年）
・鈴木安蔵（1955）『憲法改正と憲法擁護』勁草書房
・鈴木安蔵（1956）「治安維持法検挙第一号」（『特集　文芸春秋　天皇白書』1956年10月）
・鈴木安蔵（1964）「憲法と国民」（朝日新聞社編『日本国憲法　私はこう考える』朝日新聞社）
・鈴木安蔵（1967）『憲法学三十年』評論社
・鈴木安蔵（1969）『新版　政治学入門』成文堂
・鈴木安蔵（1977）『憲法制定前後』青木書店
・鈴木安蔵（1978）「平田良衛君の私的な思い出」（平田良編『追想　平田良衛』一同舎）
・鈴木安蔵（1979）『憲法学断想』敬文堂
・竹中佳彦（1996）『日本政治史の中の知識人』木鐸社
・立花隆（2008）「『私の護憲論』（第14弾）日本型民主主義憲法の源流」（『現代』2008年 8 月号（第42巻第 8 号）講談社）
・永井憲一ほか（1987）「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」（星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光：鈴木安

蔵博士追悼論集』勁草書房）⇒「鈴木安蔵先生の略歴と著作目録」
・火野葦平（2014）『革命前後（上）』社会批評社⇒『革命前後（上）』
・平田良衛（1976）「農村生活記」（『思想の科学』No. 65、1976年）
・平田良編（1984）『書簡集　人間にほふ』書簡集人間にほふ刊行会
・平野義太郎（1951）『世界憲法辞典』学生書林⇒『世界憲法辞典』
・福島県相馬郡小高町教育委員会編（1975）『小高町史』小高町⇒『小高町史』
・渡辺治（1987）「ファシズム時代と鈴木憲法学の形成」（星野安三郎ほか編『日本憲法科学の曙光：鈴木安蔵博士追悼論集』勁草書房）

ルイス酸存在下でのトリメチルホスファイトの (*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンへの 付加反応における置換基効果と律速段階の検討

山 名 賢 治・尾 崎 順 子・中 野 博 文

はじめに

種々のカルボニル化合物からのホスホン酸誘導体の生成反応については、生理活性を示す機能性分子の構築において重要であるため、様々な研究が行われている[1)–6)]。特に、ベンズアルデヒド誘導体等のカルボニル化合物とホスホナートやシリル基を有するホスファイトとの反応による、C-P 結合の生成反応について、多くの報告がなされている[7)-10)]。その一方で、トリアルキルホスファイトとの報告はなされていない。そこで、我々は、ベンズアルデヒド誘導体とトリアルキルホスファイトを用いたα-ヒドロキシホスホナート誘導体の合成について、反応機構と反応の律速段階を検討し、置換基が反応に及ぼす影響を確認した[11)]。さらに、本反応の応用として、α, β-不飽和カルボニル化合物である (*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン（カルコン）(**1**) とトリメチルホスファイトとの反応について考察した結果、トリメチルホスファイトが (*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンのβ位を選択的に攻撃することを確認した。また、種々のルイス酸を用いて、反応条件の最適化や予想される反応機構の考察を行った[12)]。今回は、本反応について、種々の置換基効果と律速段階について検討することにした。

ホスファイトの置換基効果

本反応に及ぼす、ホスファイトの置換基効果について検討することにした。最適なルイス酸とその当量については、トリメチルホスファイトを用いたときの最適条件であった、塩化チタン(IV) を0.5当量を適用することにした。この条件下において、種々のアルキル基を有するホ

スファイトを用いて反応を行った結果、アルキル基がメチル基のとき、最も収率が高く (Table 1. Entry 1)、ほぼ定量的に付加体が得られた。エチル基の場合も高収率で付加体が得られると予想したが、収率は61％と大きく低下した (Table 1. Entry 2)。さらに、プロピル基、イソプロピル基と、アルキル基が嵩高くなるにつれ、収率は低下した (Table 1. Entry 3, 4)。アルキル基がイソプロピル基のときの収率は、メチル基の場合の約半分に低下している。アルキル基が嵩高くなるにつれ、収率が低下するという傾向は、トリアルキルホスファイトを用いた、*o*-フタルアルデヒドからのホスホリル基を有するイソベンゾフランの生成反応においても見られたが[13), 14)]、本反応のほうが、立体障害の効果と考えられる収率の低下が、より顕著にあらわれている。一方、トリアルキルホスファイトを用いた、ベンズアルデヒド誘導体からの α-ヒドロキシホスホナート誘導体の生成反応においては、アルキル基が嵩高くなると、収率が向上しており[7)]、本反応とは逆の傾向を示している。ホスファイトのアルキル基が嵩高くなるにつれ、ホスファイトの求核性は増すと考えられるが、その一方で、立体障害が大きくなる。本反応においては、C-P 結合を形成する炭素原子にフェニル基を有していることと、ルイス酸である塩化チタン(IV) に 2 配位していることから、C-P 結合を形成する反応点が立体的に混み合っているため、嵩高いホスファイトでは収率が低下したと考えられる。

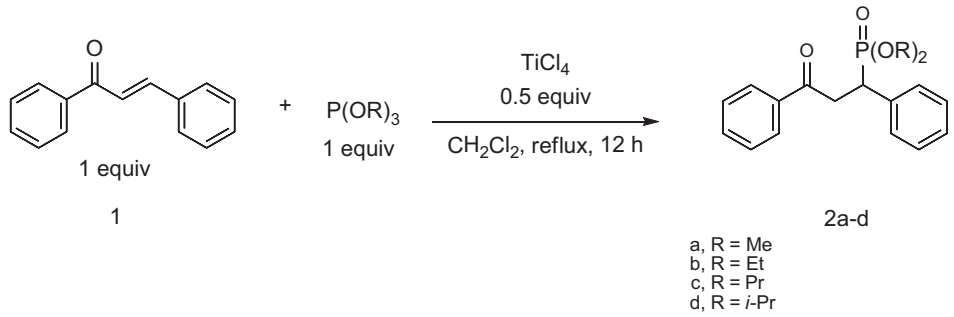

Table 1. Effect of the alkyl substituion for the reaction of (*E*)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one **1** with trialkyl phosphite **2a-d**

Entry	R	Yield[a, b] (%)
1	Me	>99
2	Et	61
3	Pr	56
4	*i*-Pr	50

a Yield of dialkyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate **2a-d**. b Determined by HPLC analysis.

律速段階の検討

先回の報告でも示したように、反応機構は以下のようであると考えられる (Scheme 1)。ホスファイトのアルキル基による収率への影響は、α-ヒドロキシホスホナート誘導体とは異なった傾向を示したものの、イソベンゾフラン誘導体とは同様の傾向を示している。したがって、本反応においても、律速段階は同様の反応であると考え (Scheme 1. **6** → **7**)、塩化物イオンより求

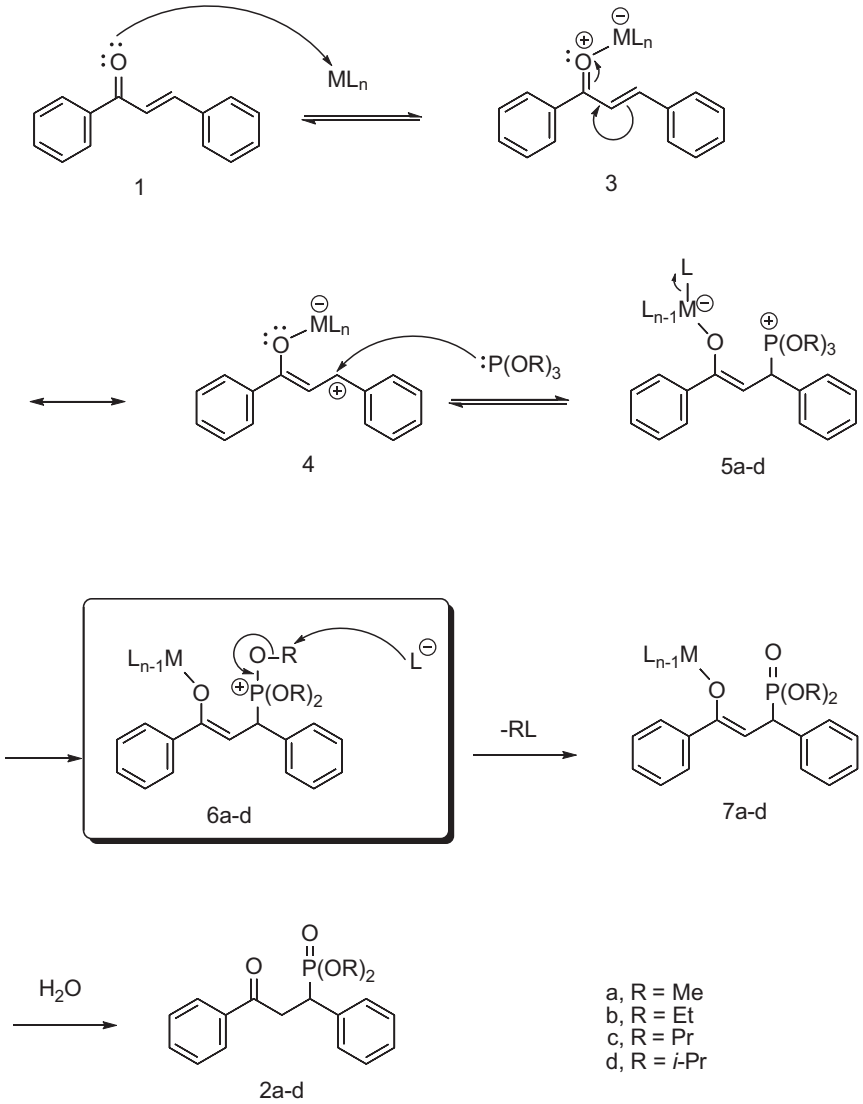

Scheme 1.

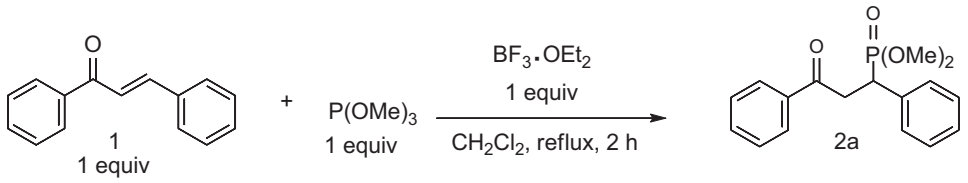

Table 2. Effect of KI for the reaction of (*E*)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one **1** with trimethyl phosphite (**2a**).

Entry	KI / equiv	Yield[a, b] (%)
1	none	19
2	1.0	58

a Yield of dimethyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate **2a-d**. b Determined by HPLC analysis.

核性の高いヨウ化物イオンを発生するヨウ化カリウムを反応系中に存在させ、律速段階の検討を行った (Table 2.)。なお、本検討においては、ヨウ化カリウムを加えた効果を明確するために、ルイス酸から発生するハロゲン化物イオンの中で最も求核性が弱いボロントリフルオリド－エチルエーテルコンプレックスを用いた。また、ホスファイトにはトリメチルホスファイトを用いた。これは、イソベンゾフラン誘導体の生成反応において、ホスファイトのアルキル基が、イソプロピル基のような嵩高いアルキル基より、メチル基のほうが、ヨウ化カリウムを加えた効果がはっきり現れたからである[10]。その結果、ヨウ化カリウムを加えなかったときは、収率が19％にすぎなかったが、ヨウ化カリウムを加えると、収率は58％となり、大幅に向上した。よって、本反応においても、律速段階は同様の反応であることが確認できた。

フェニル基の電子求引基の影響

(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン (**8**) の 3 位のフェニル基の電子求引基の影響を検討した (Table 3.)。電子求引基を有すると、(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オンより求電子性が増加するため、収率が向上すると予想された。しかし、 3 位のフェニル基のオルト位に電子求引基であるクロロ基を有する場合、僅かではあるが、収率が低下した (Table 3. Entry 2)。これは、電子求引基であるクロロ基によって、(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン誘導体の電子求引性は増加するものの、C-P 結合を形成する炭素原子が立体的に混み合うため、その立体障害によって、ホスファイトの求核攻撃が抑制されるためであると考えられる。一方、パラ

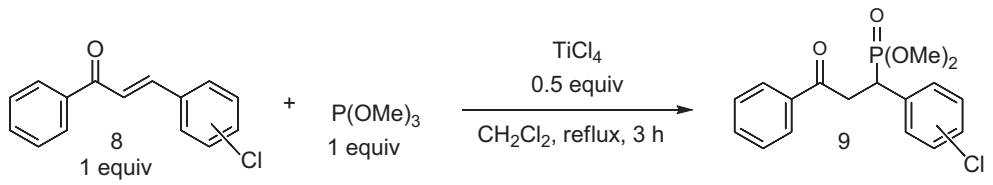

Table 3. Effect of Chloro Group for the reaction of (*E*)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one (**8**) with trimethyl phosphite.

Entry	Cl	Yield [a, b] (%)
1	-	75
2	*o*	70
3	*p*	87

a Yield of dimethyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl) phosphonate **9**. b Determined by HPLC analysis.

位にクロロ基を有する場合は収率が向上した (Table 3. Entry 3)。これは、パラ位であれば立体障害が生じにくく、また、クロロ基の電子求引性のために、(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン (**8**) より求電子性が増加するため、収率が向上したと考えられる。本結果からも、トリアルキルホスファイトを用いた、ベンズアルデヒド誘導体からの α-ヒドロキシホスホナート誘導体の生成反応より[7]、本反応は立体障害の影響を大きく受けることが確認された。

まとめ

律速段階は、トリアルキルホスファイトとベンズアルデヒドからの α-ヒドロキシホスホナート誘導体生成反応と同様の反応であることが確認された。ただし、トリアルキルホスファイトの置換基効果を検討した結果、アルキル基が嵩高くなると、立体障害が大きくなるため、収率が低下した。反応機構は同様であるにもかかわらず、トリアルキルホスファイトのアルキル基の効果は、逆の傾向を示した。また、立体障害の影響は、(*E*)-1,3-ジフェニルプロパ-2-エン-1-オン (**8**) の 3 位のフェニル基の電子求引基の効果の検討の際にも見られている。今後は、 1 位のフェニル基の置換基など、様々な置換基効果について検討する。

Experimental Section

Melting points were obtained with a Yanaco micro melting point apparatus and are uncorrected. ^{1}H and ^{13}C NMR spectra were recorded on a JEOL EX-400 in $CDCl_3$, with TMS as an internal standard. Mass spectra were determined with a JEOL JMS-DX300, by GC inlet, and measured with a Finnigan MAT mass spectrometer.

General Synthesis of dialkyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate derivative.

Lewis acid was added to a solution of (*E*)-1,3-diphenylprop-2-en-1-one (1 mmol) in dry CH_2Cl_2 (3 mL) at 0 °C, after the mixture was stirred at this temperature for 0.5 h, trialkyl phosphite (1 mmol) was added and the mixture was stirred at reflux in dry CH_2Cl_2. The reaction mixture was quenched by the addition of aq HCl, and the mixture was extracted with CH_2Cl_2. The organic layer was washed with aq $NaHCO_3$, dried over Na_2SO_4, and concentrated *in vacuo*. The residue was chromatographed on silica gel (AcOEt : hexane = 1 : 1) to give the phosphonate.

Diethyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate (2b).

Colorless oil (from ethyl acetate); ^{1}H NMR ($CDC1_3$, 400 MHz) δ = 1.08 (3 H, t, J = 6.9 Hz, CH_3), 1.28 (3 H, t, J = 6.9 Hz, CH_3), 3.62-4.14 (7 H, m, CH, $CH_2 \times 3$), 7.21-7.57 (8 H, m, arom. H), 7.92-7.95 (2 H, d, arom. H); ^{13}C NMR ($CDCl_3$, 100 MHz) δ = 16.17 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, CH_3), 16.20 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, CH_3), 38.95 (d, $^{1}J_{CP}$ = 140.4 Hz, CH), 39.07 (CH_2), 61.93 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH_2), 62.90 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH_2), 127.25, 128.03, 128.47, 128.58, 129.19, 129.29, 133.26, 135.91, 136.02, 136.49 (arom. C), 196.23 (d, $^{3}J_{CP}$ = 14.7 Hz, C=O); HRMS (EI) m/z M^+ Calcd for $C_{19}H_{23}O_4P$ 346.1335, Found 346.1334.

Dipropyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate (2c).

Colorless oil (from ethyl acetate); ^{1}H NMR ($CDC1_3$, 400 MHz) δ = 0.71 (3 H, t, J = 6.9 Hz, CH_3), 0.83 (3 H, t, J = 6.9 Hz, CH_3), 1.38 (2 H, qt, J = 7.3, 6.8 Hz, CH_2), 1.57 (2 H, qt, J = 7.3, 6.8 Hz, CH_2), 3.52-3.75 (4 H, m, $CH_2 \times 3$), 3.86-3.91 (4 H, m, CH, CH_2), 7.13-7.46 (8 H, m, arom. H), 7.85-7.87 (2 H, d, arom. H); ^{13}C NMR ($CDCl_3$, 100 MHz) δ = 9.90 (CH_3), 10.06 (CH_3), 23.72 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-$OCH_2\underline{C}H_2$), 23.85 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-$OCH_2\underline{C}H_2$), 38.90 (d, $^{1}J_{CP}$ = 140.4 Hz, CH), 39.14 (CH_2), 67.47 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH_2), 68.38 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH_2), 127.22, 127.27, 128.10, 128.47, 128.51, 128.62, 129.22, 129.31, 133.31, 136.06 (arom. C), 196.26 (d, $^{3}J_{CP}$ = 14.7 Hz, C=O); HRMS (EI) m/z M^+ Calcd for $C_{21}H_{27}O_4P$ 374.1648, Found 374.1615.

Diisopropyl (3-oxo-1,3-diphenylpropyl)phosphonate (2d).

Colorless oil (from ethyl acetate); ^{1}H NMR ($CDC1_3$, 400 MHz) δ = 0.83 (3 H, d, *J* = 6.3 Hz, CH_3), 1.21 (3 H, d, *J* = 6.3 Hz, CH_3), 1.27 (3 H, d, *J* = 6.3 Hz, CH_3), 1.29 (3 H, d, *J* = 6.3 Hz, CH_3), 3.86-3.91 (3 H, m, CH, CH_2), 4.39 (1 H, dsept, *J* = 6.9, 6.3 Hz, CH_2), 4.68 (1 H, dsept, *J* = 6.9, 6.3 Hz, CH_2), 7.16-7.57 (8 H, m, arom. H), 7.92-7.96 (2 H, d, arom. H); ^{13}C NMR ($CDCl_3$, 100 MHz) δ = 23.72 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-OCH$\underline{C}$H$_3$), 23.79 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-OCH$\underline{C}$H$_3$), 23.98 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-OCH$\underline{C}$H$_3$), 24.24 (d, $^{3}J_{CP}$ = 6.1 Hz, P-OCH$\underline{C}$H$_3$), 39.37 (CH_2), 39.68 (d, $^{1}J_{CP}$ = 140.4 Hz, CH), 70.28 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH), 71.47 (d, $^{2}J_{CP}$ = 7.3 Hz, P-OCH), 127.11, 128.01, 128.18, 128.30, 128.50, 128.54, 133.18, 136.36, 136.56 (arom. C), 196.35 (d, $^{3}J_{CP}$ = 14.7 Hz, C=O); Anal Calcd for $C_{21}H_{27}O_4P$: C, 67.37; H, 7.27. Found C, 67.27; H, 7.24.

References

1 ）Nakanishi, K.; Kotani, S.; Sugiura, M.; Nakajima, M. *Tetrahedron* **2008**, *64*, 6415.

2 ）Zhang, F.; Jiang, M.; Liu, J.-T. *Tetrahedron Lett*. **2017**, *58*, 1871.

3 ）Zhang, L.; Kim, J. H.; Jang, D. O. *Tetrahedron Lett*. **2017**, *58*, 1985.

4 ）Li, G.; Wang, L.; Yao, Z.; Xu, F. *Tetrahedron Asymmetry* **2014**, *25*, 989.

5 ）Lenker, H. K.; Richard, M. E.; Reese, K. P.; Carter, A. F.; Zawisky, J. D.; Winter, E. F.; Bergeron, T. W.; Guydon, K. S.; Stockland, R. A., Jr. *J. Org. Chem.* **2012**, *77*, 1378.

6 ）Strappaveccia, G.; Bianchi, L.; Ziarelli, S.; Santoro, S.; Lanari, D.; Pizzoa, F.; Vaccaro, L. *Org. Biomol. Chem.* **2016**, *14*, 3521.

7 ）Gangaram, P.; Manab, Chakravarty; Manoj, K.S. *Org. Biomol. Chem.* **2016**, *12*, 7140.

8 ）Zhao, D.; Yuan, Y.; Chan, A. S. C.; Wang, R. *Chem.Eur. J.* **2009**, *12*, 2738.

9 ）Kondoh, A.; Aoki, T.; Terada, M. *Chem.Eur. J.* **2017**, *12*, 2769.

10）Zhang, A.; Cai, L.; Yao, Z.; Xu, F.; Shen, Q. *Heteroatom Chemistry* **2013**, *5*, 345.

11）『愛知学院大学教養部紀要』第64巻 2 号, **2017**, 35-42.

12）『愛知学院大学教養部紀要』第64巻 3 号, **2017**, 57-64.

13）Yamana, K.; Nakano, H. *Tetrahedron Lett.* **1996**, *37*, 5963.

14）Yamana, K.; Ibata, T.; Nakano, H. *Synthesis* **2006**, *24*, 4124.

翻訳

アーニャ・ザレヴスキー著
「ヒトラーのじじいなんか死んじゃえ！」
イギリスへのユダヤ人児童移送（キンダートランスポート）の回想
――著者による「解説」――[1)]

訳：中村　実生

「たった一つの命を救う者が、全世界を救う。」
(『タルムード』[2)])

「ヒトラーのじじいなんか死んじゃえ！」――十四歳のエーファ・ハイマンは、列車がドイツ国境を通過し、突撃隊員による陰険な審査がようやく終わりを告げたとき、窓からそう叫んだ。彼女は、一九三八年と三九年、他に類を見ない救援活動によってナチ政権から逃れたおよそ一万の子供の一人だった。一九三八年十一月の〈帝国ポグロムの夜〉[3)]以降、イギリスはユダヤ人児童の入国を無制限に許可することを決定した。ただし、入国を許されたのは児童のみ、両親は許されなかった。それでも数知れぬ父たちや母たちは、ますます耐え難くなっていくドイツでの暮らしから我が子を逃れさせようと、重い一歩を踏み出す決心をした。

イギリス内閣が児童移送（キンダートランスポート）受け入れの決定を下したのは、多くの国が移民制限の政策を進めてユダヤ人流入を阻止していたさなかであり――当時両親たちには、自分らの子供とは違い、いつかドイツをあとにできる見込みはごくわずかしかなかった。

最終的に児童移送の実現に決定的影響を与えることとなった〈帝国ポグロムの夜〉は、長い間つぎつぎと起こっていた人間蔑視の行為の頂点をなし、こうした行為の目的は、ユダヤ系市民を社会から締め出すことだった。とはいえ注意深い観察者であれば、もはやユダヤ人にとってドイツでの未来はないだろうということは、すでにヒトラーが政権を掌握した一九三三年一月の時点で予測できた。政権が反ユダヤ主義的なのは、一目瞭然だった。

早くも一九三三年四月一日、すなわち国家社会主義ドイツ労働者党が勝利[4]した数週間後に、ナチは初めてユダヤ人商店の帝国全土でのボイコットを呼びかけた。突撃隊員と親衛隊員はショーウィンドウになぐり書きをし、買い物客を妨害した。彼らが配布したビラには、次のような反ユダヤ主義的スローガンが書かれていた。「ドイツ人よ、防衛せよ！　ユダヤ人商店で買い物をするな！」

これに続いたのは、ユダヤ人を経済的、社会的、文化的生活から追放するための幾つもの措置だった。一九三三年四月七日公布の「職業官吏制度再建法」は、「アーリア人条項」とともに、すべての国家公務員に自分がアーリア系であることを証明するよう求めた。四分の一以上ユダヤの血を引いている公務員はすべて免職された。当初、帰還兵はこの規則の適用から除外されたが、それも最初のうちだけだった。政府の圧力を受けた官庁や地方自治体は、ユダヤ人排除状態（judenfrei）になるよう努力した。次に続いたのは、数々の職業禁止だった。また、ユダヤ人大学生の数も制限された。そしてついに一九三八年十二月六日から、ユダヤ人はもう大学で学ぶことができなくなった。

クラブや学生組合の多くも、すでに一九三三年にはユダヤ人をメンバーから閉め出した。

一九三五年九月十五日、「ニュルンベルク法」が採択された。そこに含まれていた「ドイツ人血統保護法」によって、「ユダヤ人とドイツもしくはそれに近い血統を引く国民との婚姻および婚姻以外の関係」が禁止された。帝国国民法の定めでは、ドイツ帝国国民と認められるのはドイツ人もしくはそれに近い血統の者だけだった。

ドイツのほとんどすべての市町村に、悪名高い「シュテュルマー掲示板」があった。プロパガンダの手段として、これはきわめて効果的だった。ユーリウス・シュトライヒャーの煽動新聞『シュテュルマー』は、最も売上の多かった一九三五年には発行部数およそ五十万を数えた。しかしながらこの新聞は、掲示板で遥かに多くの読者を得た。毎号の一面に大見出しとなって踊るのは、「ユダヤ人は我々を滅ぼす！」という言葉だった。人種憎悪とポルノグラフィーの混合は、下等な本能に訴えかけることとなる。多くの子供たちも通学途中に「シュテュルマー掲示板」の前を通り、連日煽動的スローガンを吸収した。この新聞の好みは過激で露骨な表現だった。ユダヤ人は「寄生動物」や「民族を堕落させる者」、「病原菌」、あるいは「害虫」として描かれた。年ごとにこの新聞は密告者による糾弾の場を呈してきた。編集部に寄せられる投稿は日々七百通にものぼった。そこで熱心な国民同胞たちは、誰がユダヤ人商店で買い物をしたか、誰がユダヤ人との付き合いを断ち切っていないかを、事細かに並べ立てていた。それどころか多くの読者はわざわざ写真を送って、身近に起こったその種の「犯罪行為」を摘発しようとさえした。『シュテュルマー』はそういう投稿や写真に正しく報いるための欄まで作り、それを『さらし台』と名付けた。誰かがユダヤ人の隣人と散歩しただけであっ

ても、『シュテュルマー』では「ユダヤの僕（しもべ）」というレッテルが貼られた。

学校では、『シュテュルマー』を手ごろな視覚教材として用いる教師も少なくなかった。『人種学』という科目がカリキュラムに導入された結果、すでに低学年から似非（えせ）科学によって理論づけられたユダヤ人憎悪が吹き込まれた。ユダヤ人生徒がいじめにあっても、教師の多くはやり方を控えることはなかった。ユダヤ人生徒の両親の大部分は同化を果たし、自分は何よりドイツ人であると考えていた。友人たちから交際を断ち切られ、以前は一緒に遊んでいた仲間がヒトラーユーゲントの狂信的メンバーになってしまうのを見守るのは、そうしたユダヤ人生徒にとってつらい体験だった。

『シュテュルマー』の出版社は色鮮やかに描かれた絵本を発行し、まだ幼いドイツ人を筋金入りの反ユダヤ主義者に仕立て上げようと目論んだ。ドイツのいくつもの子供部屋では、本棚は本物の武器庫となった。

一九三六年、『シュテュルマー』出版社は二十一歳のエルヴィラ・バウアーの本『緑野のキツネを信じるな、ユダヤ人の誓いを信じるな』を発行した。書名の中で著者が引用したのは、ユダヤ人を憎んでいたマルティン・ルター[5]だった。熱意にかられた若い女性作家は、文章を書くだけでなく絵も描いた。さし絵の一枚では、おぞましいほど醜いユダヤ人児童の一群が学校から追い出されている。そこに著者は詩を添えている。「これで学校はきれいになります、大きいのも小さいのも、ユダヤ人がみんな追い出されたから。叫んでも泣いても無駄、怒ってもむくれても無駄。ならず者のユダヤ人はいなくなってしまいなさい！」公式な報告によれば、この本の売り上げは十万部を超えた。

エルンスト・ヒーマーの『プードルパグダックスピンシャー』[6]は、ユダヤ人を「野良犬人種」と揶揄した。「ユダヤ人に共通の特徴は、曲がった脚と扁平足です。多くのユダヤ人は鉤鼻で、耳は取手のように突き出ています。吐き気を催させる程の体臭も、彼らが異人種であることを示す特徴です。」ヒーマーによれば、ユダヤ人はその恵まれない素質のせいで誰もが搾取者や戦争扇動者、そして犯罪者に生まれついている。ユダヤ人を滅ぼすのは、それゆえ正当防衛なのである。「世界がもう一度幸福になり、希望に満ちた未来を迎えたいと望むなら、平和を乱すユダヤ人を追い出さなければなりません。そうして初めて、ユダヤ人という野良犬どもの命運は尽きるのです。」

エルンスト・ヒーマーの『毒キノコ』も、恥ずべき古典となった。この反ユダヤ主義的駄本には短い物語が集められ、それらは判で押したかのように、すべて同じ結論へとたどり着く。曰く、どのユダヤ人も人間の姿をした魔物であり、子供たちはみな、ユダヤ人が親切そうな顔をして狡猾（こうかつ）に正体を隠したとしても、化けの皮を剥がす術を身につけなければならない、と。物語の中で、ブロンドをカールさせた母親は可愛らしい息子にキノコの蒐集を見せながら言い

聞かせる。「『フランツ、ご覧なさい。毒キノコと同じように、悪い人たちには気をつけなければいけませんよ。誰が悪い人間か、人の姿をした毒キノコか、お前は知っていますか？』とお母さんは尋ねました。フランツは胸を張って答えました。『もちろんですよ、お母さん！　わかっています。それはユダヤ人です。先生も、同じことをもう何度も学校で仰っていました。』お母さんは笑いながらフランツの肩を叩きました。『まあまあ、お前はなんてお利口さんでしょう！』――それからお母さんは真剣な表情になりました。『たった一つの毒キノコが家族全員を殺してしまえるように、たった一人のユダヤ人は村人や町の住民全員を、それどころか民族を一人残らず根絶やしにできるのですよ。』――フランツは、お母さんが言っていることを理解できました。」

ギュンター商会のボードゲーム『出ていけユダヤ人』は、並外れたヒット商品だった。販売者ルドルフ・ファブリチウスは販促状の中で熱狂的に断言している。「このゲームは老若あらゆる層において熱烈に受け入れられております。」事実このゲームは一九三九年の一年だけをとっても、百万個以上を売り上げた。これは、ユダヤ人を家や商店から追い出すサイコロゲームだった。「六人のユダヤ人を追い出せば、文句なしに勝利者だ！」、ゲーム盤ではこういう文句が鼓舞している。ユダヤ人家族の戯画――盗人面をした父親が船員用荷物袋を背負っている――の下には、乱暴な文字で「さっさとパレスチナへ行け！」と印刷されていた。

実際この数年間、数多くのユダヤ人がドイツを去ろうと多大な努力を払った。だがそのためには、彼らを受け入れる準備のある国も必要だった。必要なビザは、しばしば手に入らなかった。それゆえ、当時イギリス保護領だったパレスチナへの移住は、たいていのユダヤ人にとってほとんど不可能だった。イギリス政府はすでに一九三六年には、アラビア人の抗議によって入国許可人数を著しく制限していた。そして一九三九年、イギリス政府によって採択された「白書」は、次の五年間の入植者数を七万五千人に制限した。

他の諸国の状況も似たり寄ったりだった。これらの国々はどこも、ユダヤ人避難民が大量に流入してくるのを予期し、恐れていた。一九三八年夏、ルーズベルト大統領が呼びかけたフランス、エヴィアンでの会議が議題にしたのは避難民問題だったが、何の解決も得られなかった。参加三十二ヶ国のうち、ある程度の人数の避難民を受け入れる用意のある国は、一つとしてなかった。アメリカでさえ、自国の移民割当制度廃止に着手することは決してなかった。シオニズム運動[7]指導者ハイム・ヴァイツマンはこう述べている。「世界にはたった二種類の国があるだけのようだ。ユダヤ人がそこに暮らすことができない国と、ユダヤ人が入国を許されない国だ。」

一九三八年十一月九日から十日にかけての夜、ユダヤ人に対する暴力はついにエスカレートした。ドイツ全土でナチはシナゴーグ[8]に放火し、数えきれない程のユダヤ人商店が破壊され、

略奪された。およそ三万人のユダヤ人男性が警察に逮捕され、強制収容所に連行された――「予防拘禁」、当局は偽善的にそう呼んだ。突撃隊員たちはユダヤ人家庭の住居に押し入り、荒し回った。ゆうに百人のユダヤ人がたった一晩で殺された。このポグロムは国外では戦慄を引き起こした。世界中の新聞が、この夜のテロを第一面で報じた。

イギリスで小さなグループが活動を開始したのは、ほんの数日後だった。十一月十五日、ハイム・ヴァイツマンやラビ[9]長ジョーゼフ・ハーツらを含む幾人かのユダヤ人は、当時の首相ネヴィル・チェンバレンを訪ねた。チェンバレンはドイツで起こっていることに憤激していた。ユダヤ人たちは、少なくともさしあたり、若年のユダヤ人がドイツからパレスチナへ入国する許可を求めた。翌日、イギリス内閣はこの提案を拒絶した。そのかわり政治家たちは、イギリス自らがユダヤ人避難民を無制限に受け入れる準備に取りかかることを決断した。ただし前提条件があった。避難民は十七歳以下――つまり、両親は子供だけを見知らぬ人たちのもとに送らねばならなかった。イギリスは三十年代終わりになってもなお、世界経済危機の残した傷に苦しんでいた。大量失業者の中に成人した避難民の大群を受け入れれば、外国人憎悪が煽り立てられることが予想された。それに対して、迫害された子供や青少年を受け入れることは、政治的により達成しやすかった。彼らは憂慮すべき労働市場において、まだ競争相手とはならなかったからである。

第二の前提条件は、入国する子供一人につき保証料として五十ポンドを、子供の家族、あるいは関係する団体が供託することだった。事は急がねばならず――救援活動は時間との競争だった。児童移送の組織に関わっていたのは、様々なユダヤ人、あるいは非ユダヤ人のグループだった。その中には〈キリスト友会〉、すなわちイギリスのクェーカー教徒もいた。

一九三八年十二月一日、閣議決定のわずか二週間後、最初の一団がベルリンをあとにし、二百人を超える児童が安全な場所に移された。更なる移送すべての出国許可を得るためには、ドイツ当局に情報を提供する必要があった。避難民問題と積極的に関わっていたオランダの銀行家夫人ゲルトルイーダ・ワイスミュラー=メイヤーは、十二月初めウィーンに赴いた。ゲシュタポのユダヤ人専門部局長アドルフ・アイヒマンと交渉し、移送ごとの許可に要する面倒な官僚主義的手続きを簡略化させようとしたのだ。彼女の粘り強さは功を奏した。すぐに、後続の児童移送すべてに許可が下りた。

両親が付き添わなければ子供たちをイギリスへ行かせられる、この可能性はもっぱら口伝えでドイツ国内に広まった。多くの親たちが、何も分からぬ異国の地へと息子や娘を送り出すという重い決断をして、子供らをユダヤ教ゲマインデ[10]に登録した。

そうしている間にも、イギリスでは準備に熱を帯びてきた。援助活動に志願した人たちは「ドイツ人児童支援運動」を組織し、それはのちに「避難児童運動」となり、「ユダヤ難民委員

会」と協力して活動した。当初、児童は一人ずつ里親の家庭に預けられる計画だった。だが、避難児童の数は、外国人児童の養育が可能となった数を遥かに上回った。危機的経済状況の中、必死にホストファミリー探しが続けられた。BBC は避難児童の第一陣を取り上げた三十分のルポルタージュを放送し、支援を呼びかけた。新聞各紙もまた、子供たちの窮状を報じた。こうした報道には少なからぬ反響があった。数百人のイギリス人が全面的協力を申し出た。しかしながら支援を申し出たユダヤ人家庭の割合が少なかったために、宗教的に厳格な児童の幾人かはキリスト教徒の家庭に引き取られた。子供たちを迅速に救い出すことが、何よりも優先されていた。

計画を財政的に支えるために、元首相ボールドウィン卿は『タイムズ』紙上で国民に向けて義援金を呼びかけた。これにも目覚ましい反響があった。短期間におよそ二十万英ポンドが寄せられた。さらに、チェーンストアのマークス＆スペンサーは避難児童のために衣服と食料を提供し、競売所のクリスティーズは慈善オークションを開催した。

ドイツ当局は、子供が移送列車に座席を確保したことを、たいてい直前になってから両親に通知し――通知と最後の別れとの間がわずか二十四時間しかないことも、まれではなかった。子供たち一人一人が携行を許されたのは、自分自身で持てるだけの荷物、つまりトランク一つと手荷物一つに限られた。さらに十ライヒスマルクの持ち出しが許可された。当然、衣類と靴が何よりも優先され――おもちゃや本を持たせる余裕は、ほとんどなかった。たいていの親は子供のトランクに家族写真を忍ばせ――実に多くの場合、これらの写真は失われた故郷の最後の思い出となった。

駅では愁嘆場が演じられることもあった。両親たちの中には、我が子を手放す覚悟が完全にはできていない者もいた。母親たちはプラットホームでくずおれた。のちには当局によって、そうした親の子供は乗車を拒まれた。人目を引く騒ぎは、なんとしても避けねばならなかった。こうした理由から、移送列車の多くは深夜になってから、あるいは真夜中に出発した。

幾人かの両親はこれが永遠の別れになるだろうと予感していたが、子供たちの多くは政治状況を理解するには幼すぎた。列車に乗せられ両親に最後の挨拶をしようとするのを邪魔されたとき、少なからぬ子供たちは、自分が家族から追い出されたと感じ――その結果、生涯、罪の意識を抱き続けるようなケースも稀ではなかった。そうでない子供たちは目前の旅を大冒険だと思い、さして悲しみを感じることなく別れの挨拶をした。こうした子供たちは、出発を控えた数日の間、自分たちの両親が重くふさぎ込んでいた理由を分かっていなかった。

児童移送の出発地は、ウィーン、ミュンヘン、フランクフルト、ベルリン、そして後にはそれにプラハが加わった。もっと小さい様々な駅でも、移送に加わる子供たちがいた。最も一般的だったのは、オランダを横切りフク・ファン・ホラント[11)]に至るルートであり――そこから

子供たちは船に乗ってハリッジ[12]へと渡った。それよりずっと少ないが、ハンブルクからの外国航路汽船でサウサンプトン[13]を目指す避難児童もいた。

列車ごとに五百人にも及んだ児童移送には、ほんの数人の大人しか付き添わなかった。児童移送の存続を脅かさないために、彼らは折り返しドイツに戻らねばならなかった。それゆえ、子供たちはもっぱら自分自身でなんとかするしかなかった。年長の少年少女は、ともに移送される一番年少の子供たちの面倒を見るよう言いつけられた。

イギリスの港町ハーウィッチに到着後、子供たちの多くはロンドンへと向かった。リバプール・ストリート駅の長い木のベンチに腰掛けて、彼らは里親に紹介されるのを待った。数人の幸運な子供は、自分が誰のところへ行くことになるか、あらかじめ分かっていた。それは、両親の友人や知人がイギリスにいるような場合だった。しかしながら子供たちの多くは、誰のところへ自分が預けられるか最後の瞬間まで知らなかった。ほとんどの場合、挨拶は言葉もなく済まされた。里親一家の誰かがドイツ語を話せるのは、ごくまれなことだった。できる限り仕事を急ぐ必要があった避難者組織には、子供を預ける家庭を念入りに吟味する余裕はほとんどなかった。避難児童の窮状を利用して安い労働力を手に入れようとするイギリス人が現れるのも、珍しいことではなかった。実際、子供たちの幸運と不幸を分けたのは、しばしば偶然以外の何ものでもなかった。引き取り手が見つからなかった子供は、いつとも知れぬ解決の時まで、しばらく避難者組織の収容施設で過ごさねばならなかった。

一九三八年十二月から一九三九年八月までの間、児童移送によって、およそ一万人の子供がドイツやオーストリア、チェコスロバキアから救出された。一九三九年九月、第二次世界大戦の勃発によって、救出活動は突然の終わりを告げた。ドイツはその時から敵国となり、すでに移送列車に席を確保していた子供でさえも、ドイツに留まらざるを得なかった。イギリスにいた避難児童にとっても、戦争の与えた影響は大きかった。多くの子供たちは大都市から地方へ移動させられた。そうして彼らは、ようやく順応したばかりの環境から引き離された。十六歳を過ぎた児童移送の子供たちは、いわゆる enemy alien、すなわち「敵性外国人」として、イギリスとアイルランドの間にあるマン島に隔離された。こうした隔離の背景には、戦時中ドイツのスパイが自国に侵入するのをイギリス人が恐れていたという事実があり――この不安は少なからぬイギリス人の間で、おかしなほど広まっていた。

しかし子供たちを最も苦しめたのは、両親の運命を何年も知ることができないことだった。郵便物の行き来は戦争によってほとんど中断してしまった。まだ赤十字だけが便りを仲介していたが、それは二十五語を超えてはいけなかった。こうした葉書でさえ、数年に及んだ戦争の間には滞ることがしばしばだった。

それでも、子供たちのほとんどは戦後両親と再会するという希望を抱いていた。もう何年に

も渡って両親から便りを受け取っていない子供ですら、それは戦争の混乱のためだと考えることができた。避難児童、そして世界は、ホロコーストの全容をごくわずかずつしか知ることができなかった。百五十万の子供を含む六百万のユダヤ人が、ホロコーストで虐殺された。これまでに両親や兄弟姉妹との再会を果たした避難児童は、ごく少数にすぎない。

しかし多くの母親や父親にとって、少なくとも愛する子供だけは安全な場所にいるということは、最期の瞬間まで、計り知れないほど価値がある慰めだった。エーファ・ハイマンの父マックス・ハイマンは一九四三年、妻に送った最後の手紙で次のように書いている。

「私たちを襲った運命がどれほど恐ろしいものであったとしても、私たちのかわいいエーファは無事でいられると考えれば、私たちの心は安らぎ、この運命を耐えるのもよりたやすくなります。」

彼の娘エーファは児童移送によって救われた。しかし彼自身は二度と娘を腕に抱くことができなかった。マックス・ハイマンは一九四四年二月二十二日、テレージエンシュタット強制収容所で死んだ。

出典

S. 99 – Zitat aus Elvira Bauer, *Trau keinem Fuchs auf grüner Heid' und keinem Jud' bei seinem Eid*, Stürmer-Verlag 1936, ohne Seite.

S. 99 – Zitate aus Ernst Hiemer, *Der Pudelmopsdackelpinscher*, Stürmer-Verlag, 1940, S. 61 und 64.

S. 100 – Zitat aus Ernst Hiemer, *Der Giftpilz*, Stürmer-Verlag, 1938, S. 5.

S. 100 – Zitat aus Chaim Weizmann aus: *Manchester Guardian*, 23. Mai 1936.

訳注

1）『「ヒトラーのじじいなんか死んじゃえ！」 イギリスへのユダヤ人児童移送（キンダートランスポート）の回想』には、児童移送経験者十一人の回想が収められている。本稿は、同書導入部に置かれた著者アーニャ・ザレヴスキー自身による解説の邦訳である。

2）ユダヤ教の口伝律法『ミシュナ』とその注釈『ゲマラ』を編纂して成立した文書。聖書において最も重要な成文律法『トーラー』（『モーセ五書』）とともに、ユダヤ教徒の宗教的および精神的根幹を形成する。

3）一九三八年十一月八日から九日にかけて、ナチによってドイツ全土で繰り広げられたユダヤ人迫害事件。〈水晶の夜〉とも呼ばれる。「ポグロム」は略奪・迫害・虐殺を意味するロシア語。とくに十九世紀末以降、ロシアを中心に頻発したユダヤ人迫害について使われるようになった。

4）一九三三年三月五日の選挙において、ナチ党は単独過半数には届かなかったものの前年以来の第一党の座を維持する。そして三月二十三日には、権力をヒトラー政権に集中させる全権委任法を国会に承認させ、独裁政治の基盤を築いた。

5）宗教改革の立役者マルティン・ルター（1483–1546）は、宗教改革の初期、ユダヤ人がプロテスタントに

改宗することを期待していたが、この期待が裏切られると反ユダヤ主義者となった。その激しい主張はナチス・ドイツによるユダヤ人迫害にも影響を与えた。

6）様々な犬種名を混合させたタイトル。

7）十九世紀末におこったユダヤ民族国家建設を目指す運動。

8）ユダヤ教の会堂であると同時に、ユダヤ人の社会生活等の中心。

9）ユダヤ教の指導者。

10）ユダヤ人（教徒）の信徒団体。

11）現在はロッテルダム市に編入されたオランダの港湾都市。

12）イギリス、エセックス州の港湾都市。

13）イギリス南部の港湾都市。

テキスト

Anja Salewsky: *››Der olle Hitler soll sterben!‹‹ Erinnerungen an den jüdischen Kindertransport nach England*, List Taschenbuch, München 2002, S. 9–23.

資料

「正法輪」における仏骨奉迎の記事について（下）

川口高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことから罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると失敗であったとか、事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のとった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事をとり出して考察してみたい。本稿では臨済宗妙心寺派の機関誌である「正法輪」からみてみよう。

「正法輪」は、初め京都府の山城国葛野郡花園村大字花園第三十八戸の慧照院内の正法輪発行所より発行された。後に京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸第一号の龍泉庵内に発行所がかわり、内容は普説、論説、雑録、史伝、投書、雑報、公報、広告などに細目されている。仏骨関係の記事は明治三十三年四月十五日発行の第一〇一号に掲載された「仏骨奉迎の議」に始まり、明治四十二年十一月十二日発行の第二六八号の織田恵秀の書翰である「仏骨の発見」にわたっている。

妙心寺派にとって仏骨奉迎は、「妙心寺事件」といわれる程大揺れに揺れた事件であった。その訳は、仏教各宗派が協同団結して仏骨を奉迎し顕揚するために日本大菩提会なるものを結成したが、大菩提会は負債のために紛擾し、銀行から十万円を借入れて抵当として御遺形（仏骨）及びその付属品一切を差入れた。その事に憤慨した妙心寺派議事（現・宗務総長）の前田誠節は、御遺形は宝物で宗派の管長といえども私有視してはならないといって策を講じたが解決できないため、ついに独断で妙心寺の寺班元金や保存金を流用した。しかし、大菩提会は返済ができず、そのためこのことが妙心寺で明るみになってしまった。妙心寺として当然許されることではなかったが、明治三十七年九月九日に時の管長関実叢は常置委員会を開き、前田誠節や財務執事の釈等顧らを罷免し、前田は京都地方裁判所に告訴されて有罪の判決を受け投獄された。（明治三十七年十一月二十五日発行　第二〇八号、十

二月十二日発行　第二〇九号）

その後、明治三十八年三月二十二日に保釈され謹慎した後、美濃伊自良の東光寺の末庵正伝寺に隠棲し大正九年九月二十五日に示寂している。[1] このように仏骨奉迎は、妙心寺派にとって痛手を得る結果となってしまったのである。なお、本資料による詳細な考察は別稿で発表する予定である。

注

（1）「妙心寺事件」については「正法輪」該当号と荻須純道「補増妙心寺史」（川上孤山『補増妙心寺史』昭和五十九年六月　思文閣出版）七九六頁、竹貫元勝「前田誠節」（平成元年二月「日本仏教史学会」第二十三号）、「明治の『正法輪』より㊻」（平成十六年十一月「正法輪」第五十四巻第十一号）などによった。

凡　例

一、本稿は（下）として、明治三十五年十月十日発行の第一五八号より同四十二年十一月十二日発行の第二六八号までの「正法輪」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。

一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

教界彙聞〔明治35年10月10日　第一五八号〕

●近来　諸新聞紙は江湖記事の目覚ましきものなきか、国内過半の新聞紙は、筆を揃へて、東本願寺の負債問題より続出せし紛擾事件と、覚王殿建設土地選定問題に関する記事を、細大漏さず記せり。是れ全く其問題の教界事として、社会に影響するものなる為めならん。本誌又其近状を紹介せば、

●覚王殿建設地再調査委員会　は前号所報の如く、最初建仁寺中に事務所を設けたるが、都合に依り寺町浄教寺へ移し、着々調査を遂げたるが、其間に暹羅国皇太子殿下、来る十二月御来朝に付、外務省政務局長より、覚王殿土地調査委員会宛照会ありたるに付、同委員会は、本月二日よりの各宗派会案内状に之を添へて発送したりと。其全文左の如し。

拝啓。来る十二月、暹羅国皇太子殿下御来朝可被遊に付ては、先年同国々王陛下より、御贈与に相成候。釈尊御遺形は、速に各宗管長各座下に於て、適當の地所御選定の上、御奉安相成、同陛下に対し満足を与へられ候様希望致候。此段得貴意候。敬具

九月十六日　　外務省　山座政務局長

仏教各宗派管長委員御中

●菩提会理事長の辞職　大菩提会理事中村勝契師（天台宗）は、名古屋派の為めに運動中なりしが、昨日突然任務に堪へ難しとて、辞表を提出したり。後任は一両日中に任命ある筈。

●管長宗派会議　各宗派管長及各宗派重役合同臨時会は、弥本月二日午前より、建仁寺方丈に開会のことゝなりたるが、其模様は、玄関には傍聴謝絶と大書せり。玄関よりの昇降は、議員以外の者に許さず。受附に於て到着届の際、抽籤を以て議席を定む。而して、正午までに参着せし管長は三名、管長代理廿二名、委員三十六名、合計六十一名にて、即ち左の如し。

管長及代理者　真言宗聯合長者、長宥匡〇大徳寺派管長、菅広州〇真言律宗管長西大寺長老、佐伯泓澄〇南禅寺派管長代、大沢協州〇木辺派管長代、足利義蔵〇東福寺派管長代理、林泰嶺〇黄檗宗管長代理、鈴木恵眼〇法相宗管長代理、松田元学〇相国寺派管長代理、大江宗秀〇仏光寺派管長代理、奥博愛〇天台座主代理、石堂晃純〇大谷派管長代理、井沢勝詮〇妙心寺派管長代理、前田誠節〇建仁寺派管長代理、後藤文宸〇日蓮宗管長代理、河合日辰〇融通念仏宗管長代理、橋恭教〇三門徒派管長代理、香川晃月〇華厳宗管長代理、筒井寛聖〇建長寺派管長代理、柴崎維船〇西山派管長代理、加恭観海〇曹洞宗管長代理、日置嘿仙〇高田管長代理、大西霊純〇時宗管長代理、足利潅柔〇興正寺管長代理、三原俊栄〇円覚寺派管長代理、武田達磨

各宗派委員　大谷派、一柳智成、白尾義夫、木曽琢磨〇西山派、霊群諦全、長谷川観石〇真言宗、土宜法竜、小川光義、滝見常〇真盛派、加藤映空〇華厳宗、雲井春海〇妙心寺派、永井智嶺、青山宗完〇山元派、藤堂智順〇曹洞宗、弘津説三、有沢香庵、同、鈴木雄峰、平野大仙〇天台宗、赤松円純、伊達亮

真、木村観順〇真言律宗、植村悟竜〇時宗、河野良心〇相国寺派、上島恵材〇誠照寺派、幡智吼〇融通念仏宗、清原賢静〇法相宗、千早正朝〇建仁寺派、瑞岳惟陶〇建長寺、糸井達巌〇日蓮宗、浅井日通、津田日厚〇大徳寺派、小堀宗長〇黄檗宗、進藤祖梁〇東福寺派、宮崎願海〇南禅寺派、小林道渕〇円覚寺派、秋山正憐〇興正寺派、下間蓮明

午後に到り、三門徒派管長代理、林得応師、大谷派委員として蕪城賢順、木曽琢磨、妙心寺派の委員として木宮恵満の出席あり。総て六十五名の出席となり、午後一時三十分一同着席し、長宥匡師仮議長と為るや、村田菩提会長の挨拶あり。夫より正副議長の選挙を行ひしに、議長は、

三十七票　當選　長　宥匡
二十三票　次点　井沢勝詮

副議長は

六十二票　當選　日置黙仙
一　票　次点　前田誠節

と決し、夫より予て、去月十三日より開きし調査委員会の九名の委員は、調査の結果を報告せり。其報告は両地の優劣を発言せず、只調査の結果を報告するに止めたる左の報告書を各議員に配附し、散会を告げしは、午後三時五分なりし。

京都市附近覚王殿建設地候補地表

京都市吉田町 神楽岡	六町五反四畝十九歩	寄附	日吉全識
愛宕郡松ヶ崎村	二万坪	同上	山崎直次郎 外二名
山科村日岡	十八反四畝歩	代価一万五千円 内金参千円寄附	松井常三郎

外に京都市有志者総代、片山正中氏外六名より、覚王殿建設京都に決定の上は、何れの地たりとも撰択に応ずべき旨申出たり。

其他、

吉田町 神楽岡	吉田神社地一万八千坪官有地二万坪	地下又は永代借地として寄附せんとの申出	吉田地方有志者
今熊野町 総山	六町歩	接続の地は協議の上寄附	谷村治三郎 外三名
同上	四万五千坪	寄附	田中安三郎 外一名
浄土寺町 字石橋	一町余歩	接続の土地は協議の上寄附	藤田三左衛門 外一名

以上参考として添附す。

京都市に於て出金する契約書写（九月三十日付森田長次郎氏

調査委員宛）

契　約　書

今般、日本大菩提会本部に対し、京都室町通三条下る、森田武兵衛并に拙者と、左の条項を契約履行するものとす。

第一　御遺形奉安地を京都に設定せられたる上は、森田武兵衛及拙者は、下記の金額を出金する事。

一金弐拾万円也。

第二　前項金円は、現今日本大菩提会本部の負担たる債務償却の為め、奉安地決定後三十日以内に内金拾参万円、残額金七万円は、大菩提会事業費の中へ、同会本部の指示せらるゝ期日内に差出すべきものとす。

第三　右支出したる金弐拾万円は、奉安地決定の日より向満三ケ年間に、京都有志者と拙者等と協定し、京都市に於て会員を募集し、其醵金を以て之に充當すべし。若し此醵金該金額に満たざることあるときは、其差金は森田武兵衛并拙者に於て、日本大菩提会本部へ寄贈するものとす。

右為、後日契約致候処、相違無之依て、證書差入候也。

（以下参考書）

誓　約　證（九月廿九日付石川県吉本栄次外四名より調査委員宛）

今般、覚王殿京都市に建設に付、我石川県より、会金拾六万円を募集し、向ふ二ケ年を以て上納可致、万一会金募集上納方遅延候時は、拙者共引受け、該金額寄納可致候。依て此段誓約致候事、如件。

誓　約　證（富山県五十嵐政雄外三名より調査委員宛）

今般、覚王殿京都市に建設に付、我富山県より、会金拾五万円を募集し、向ふ二ケ年を以て上納可致候。万一会金集納方に遅延候時は、拙者共引受け、該金額寄納可致候。依て此段誓約致候事、如件。

名古屋市に於て出金する契約書（吉田禄在外二名より調査委員宛）

今回、御遺形奉安地比較調査委員来名の上、土地踏査及地実力調査に付、調査委員と期成同盟会員と会見し、契約すること左の如し。

一御遺形奉安地を名古屋市附近に決定の上は、其敷地に充つべき地所は、別紙図面及調査内適當なる土地を献納すること。

一本年七月十三日、土地選定委員出張の上、名古屋商業会議所に於て確答したる、御遺形奉迎費用及覚王殿建設の為め、勧募事業に消費したる負債金額、并に今後の土木建設費其他の事業費、金額五拾万円は、愛知県に於て負担すべきは勿論の次第に候。若し県下に於て、此負担額の募集を円満すること能はざる場合は、吾々に於て責任を負ひ、無相違処理すべきこと。

一第一項土地献納、并に第二項の負担金額納円期限は、各宗派管長猊下、又は其代表諸氏の指揮に従ひ処理すること。

名古屋市附近覚王殿建設敷地候補地表（吉田禄在氏より調査委員宛）

愛知郡千種村字古井田代村字丸山第一献納地	十	万 坪
同郡御器所村字石仏第二献納地	五	万 坪
同村字石仏山下第三献納地	十	万 坪

同郡広路村字妙見山第四献納地　十四万坪
同郡弥富村字裏山第五献納地　九十九町歩余
同村字天道山第六献納地　十万坪
同郡御器所村字北山前第七献納地　十万坪
同郡田代村字末森植田林第八献納地　十万坪
同村字末森月見坂第九献納地　十万坪
同村字末森蝮池第十献納地　十万坪
春日井郡小幡村字小幡厚第十一献納地　二十七町歩余

御遺形奉安地選定地期成同盟会総代

（参考）

前記寄附地の外、奉安地を名古屋市附近に決定せらるゝ以上は、各宗派の企望に従ひ、名古屋市期成同盟会より適當の地所を買収し、寄附する旨申出あり。

名古屋附近に覚王殿建設相成度旨、各府県より建議し、来るもの百万人以上に及べり。

（以下参考書）

寄　附　願（本多顕赫外七名より調査委員宛）

一土工人夫　十万人也。

右者、

釈尊御遺形奉安地、名古屋市附近に御決定の上は、愛知郡千種町、并に田代村外各村有志聯合し、熱誠の余り寄附願出候条頃下、選定地比較調査委員会の御開議中に付、比較の材料中へ御加へ下され度、事実證明の為め期成同盟会へ差出し候。願書相添へ此段請願候也。

寄　附　願（小塚鍋三郎外四名より名古屋期成同盟会）

一土木人夫　十万人

釈尊御遺形奉安地、名古屋東部へ選定相成候節は、愛知郡千種町、仝郡田代村御器所、鍋屋上野村、高社村の六ケ町有志者より寄附致度候に付、其筋へ御報告被成下度、此段願上候也。

三日の同会は、午前十一時開会。出席者五十八名にして、京都派の委員中前田誠節、上島恵材の二師、大徳寺派管長、菅広洲師を初め、臨済委員、高田派管長代理、大西霊瑞師欠席し、融通念仏宗管長、清涼得善師新に出席せり。副議長日置黙仙師、議長席に就き、土宜委員は登壇書記をして、調査報告書を朗読せしめ、京都派の出願なる神楽岡、松ケ崎、日の岡の三ケ所調査の模様、市有志者片山氏以下数名より申出の寄附は、覚書の如きものにて、京都に於て決定の上は吉田、松ケ崎に止まらず市内又は市附近にて、何れの地なりとも撰択すべしとあるに付、此点に付き特に交渉せし事、森田武兵衛氏の実力調査の模様、石川県の拾五万円、富山県の拾五万円の寄附申出に付ては、記名の人々の実力を調査せざりし事等述べ、夫より名古屋派の分に移り、去る七月名古屋に於て、参考として候補地を調査せしこと、去る十五日より、九名の委員出張調査の模様、及び出願十一ケ所中五万坪と云ふ場所は随分適當なること、五十万円寄附に対する実力調査の模様を述べ、併せて委員としては両者の優劣を述べずとて壇を下りしは、午後一時なりし。又同一時五十分引続き開会（午前に欠席せし前

田誠節、瑞岳惟陶、上島恵材三師出席）したるに、六十番（津田日厚）は菩提会と覚王殿の関係如何に付、種々番外と論じたる末、左の建議を提出したり

第一　御遺形奉安地決定の上は、其日より三年間を期して竣工せしむる事。

第二　御遺形奉安地決定の日より二年以内に、寄附金の納附を終了せしむる事。

第三　御遺形奉安地決定の上は、第一第二各項実行の責任を比較調査会委員に負はしめ、且大菩提会負債金額を五十日以内に返却せしむる事。

於是六十八番（蕪城賢順）は、自分も六十番と同感なり、且菩提会と覚王殿との関係を明らかに説示されたしと請求し、五十六番（瑞岳惟陶）は、菩提会の関係が明かならざる為め、六十番の説も出るなりと述べ、四十番（弘津説三）は、各宗派間に何か面白からぬ感情ありて、互に意思の疏通せざる如く思はる。依て各宗派より九名の委員を選出して、是を調査せしめ、菩提会との関係を明かにせん為め、同会に交渉せしめんと望み賛成あり。而して、交渉日限は四日中とし、五日は日曜なれども引続き議事を継続されたしと述べ、五番（大沢協州）は、比重大問題は僅々一日間に遂ぐべきにあらず。五日中とすべしと述べ、之れにも賛成ありしが、終に六十八番説の可成一日間とし、已を得ざれば二日に渡るも可なりと云ふに決し、夫れより九名の委員は、明朝までに各宗派に於て選出し、議長に届出ることゝし、退散せしは午後四時三十分なりし。九名の委員選出方は左の如し。

天台宗真盛派、寺門派　一名　真言宗　一名
妙心寺派　一名　臨済宗黄檗宗　一名
曹洞宗　一名　日蓮宗　一名
大谷派　一名　真宗各派　一名
西山派時宗奈良三山　一名

而して九名の委員会は、四日建仁寺に開くことゝせり（已下次号）。

各宗派会本派出席員〔明治35年10月25日　第一五九号〕

本月二日より、建仁寺方丈に開かれたる、覚王殿建築地選定に関する各宗派会議へ、管長大禅師代理として前田議事、本派委員として木宮執事、永井執事、地方総代の意味にて之に青山宗完師を加へ、都合三名の委員出席せり。

各宗派管長会〔明治35年10月25日　第一五九号〕

前号委員十八名は、段々審査意思疏通を計りたる結果、去る九日より引続き開会し、十二日午後、覚王殿問題も無理矢理に名古屋と決定せり。今其大要を摘まめば、九日は午後二時半開会、出席議員六十三名にて、議長長師登壇後、五十二番瑞岳師の議に依り、本会を開かずして協議会を開き、菩提会改正案を協議せしに、十七番前田師は、先頭第一に三十三年六月各宗派管長の制定せし現行会則と改正会則と比較せば、大体の目的とすべき御遺形

奉安の覚王殿建設に附帯して、永く宏恩を仰がんが為め、慈恵院仏教大学を建つるの項を削られしは如何、との質問あり。其他委員と数回の問答ありしが、遂に卅八番青山宗完師の説に依り散会せり。于時午後四時半過ぎなりき。十日は十八名の委員、前日来会則改正案に就き疏通協議を為したるに、十時半頃漸く協議纏り、十一時より開会前日に引続き、協議会にて改正案を議するに、一読会省略二読会に移り、改正案の目的に就て、二十九番三原師の修正説出でたり。

第二条　本会は、釈尊の御遺形を奉安護持する為め、覚王殿を建築するを目的とし、仏徳を顕揚し、国民の道義を涵養するを以て目的とす。

又、六十番津田日厚師も修正説を出し、議論百出時に正午を経過せしゆゑ休憩し、午後一時再開。引続き議せしに、三原師の説に賛成するもの続々ありて、遂に採決の結果満場大多数を以て修正説を可決し、夫より逐条審議せしに、第三読会を省略して草案通可決せられ、午後二時一先休憩、午後三時三十分開会本会に立戻り、京都有志者の稟請書を書記朗読し、次に左の原案を配布し、前日来交渉の結果、覚王殿問題を議する前に此案を決せられよと、番外土宜法竜師は述べ、二三質問ありたるが、此れ又意思の疏通充分ならざるものあるが如き言議ありしを以て、遂に何の纏まるなく、明日を期して散会せり。時恰も四時三十分過ぎなりき。

報　告

一、覚王殿建築事業は、日本大菩提会に於て之を挙行することを承認す。但し大菩提会は財団法人と為すことを得。

二、日本大菩提会の会則を修正し、其組織を改善せしむること。

三、御遺形奉安地決定の上は、其日より満三ケ年を期し、覚王殿建築工事を竣成せしむること。

四、奉安地決定の上は、其日より満二ケ年に会員及寄附金募集を完了すること。

五、奉安地決定の上は、奉安地比較調査委員に対し、契約を為せし責任者より、大菩提会の負債金額拾参万六千〇参拾九円八拾弐銭八厘を、決定の日より五十日以内に仕払はしむること。

六、御遺形及大菩提会は、決定したる奉安地に奉遷、及移転すること。

十一日午後二時三十分に至り漸く開会、出席六十六名、議長に日置黙仙師、番外に弘津説三師着席、議長は奥博愛、竹田達応、三原俊栄、土宜法竜、日置黙仙の五名より、左の要旨の建議ありたる旨を報告したり。

明年一月、英国皇帝陛下戴冠式祝賀会を印度に於て開かるゝ由なるが、釈尊御遺形は、元印度に於て発見せられし縁故あり。猶日英同盟の今日なるを以て、我仏教者を代表し、各宗派管長猊下より、賀表奉呈相成るやう冀望す。

満場一致之を賛成し、議長より五名の管長を指名し、賀表を立案

せしむることゝし、夫より覚王殿建設後の設備に関し、十八名の委員が調査したる前六項の一読会省略、直に議案として第二読会に移り、第一項覚王殿建築事業は、大日本菩提会に於て是れを挙行す。但し財団法人と為すを得と云ふに於て、財団法人を削除せよとの説ありしも原案に可決し、第三項建築三ケ年に竣工せしむること、第四項の寄附金を満二年に完了せしむる事に付ては、果して其の年限内に於て為し遂ぐるを得べしやと、質問中々多く、全部廃棄説も起りしも、原案維持者（即ち名古屋派なり）多く第四項の寄附金募集云々の文字を、会員及び寄附金の募集と修正して可決し、之にて暫時休憩、四時三十分更に開会、三原俊栄師番外席に就き、第五項菩提会負債は決定の日より五十日以内と云ふ項に付、又々削除説ありしも原案に決し、第六項に付三原師（番外）は、議員の資格にて左の如く修正せんと提議したり。

御遺形及大菩提会は、決定したる奉安地に奉遷及移転することは、大菩提会の同意を経て執行すること。

数名の賛成ありしも、四十番（弘津説三師）は之れに反対し、議長採決せしに、修正説二十七名、原案説三十七名にて原案説可決し、引続き第三読会を開き、異議なく二読会通り可決し、五時三十分散会したり。

十二日午前十時三十分開会、出席議員四十二名、日置黙仙師議長席に、弘津説三師番外席に着き、議長は、本日は本議会を開き、大菩提会々則改正案第二読会を開く旨を宣告し、番外より同案第六条に理事十二人とあるを六人に修正し、同第七条第三項、部長はの下「理事の中に就き」の七字を削り、「各宗派より選出し」の八字を加ふることゝせんと述、異議なく之を可決し、第六章会議の項中に、会監会の三字を加へんとの説出でしが、原案に決し、第十一条の各宗派会は、同盟各宗派云々とある同盟の文字を削り、非同盟宗派に同盟を交渉するに努めんとの説起り、反対説もありしが、結局同盟の二字を削ることゝなり、其他異議なく第二読会を終り、引続き第三読会を開き、確定決議と為したり。此時正午なりしを以て休憩せしが、之より先き、京都派は其形勢の非なるより、京都建仁寺山内久昌院に於て、臨済各派の密会を開き、正伝院には真宗各派（大谷派と木辺派とを除く）の密会を開き、土地撰定問題は、記名投票とせんと名古屋派に交渉し、名古屋派は、記名は後年に怨を遺す基なりとて之を容れず。交渉は終に破裂したり。此に於て午前十一時三十分頃、臨済各派議員より議長へ左の如き欠席届書を差出したり。

欠　席　届

京都臨済宗各派及黄檗宗は、釈尊御遺形奉安地は京都に決定し、覚王殿建築あらんことを熱望する者なり。爾るに當各宗派開会の始より、京都名古屋両地に就き奉安地決定設定せられんことを競望し、議場の内外を問はず、醜聞怪説百端輩出し、苟も緇衣法袍の者として聞くに堪へざらしむるもの多し。今や議事日程は、奉安地決定の件に進みたり。議場に列伍して、其の何れかに決せらるゝ可否数に関与するを潔よしとせず。依て平生の定見を発表し、議場に欠席す。

明治卅五年十月十二日

南禅寺派管長代理　大沢協州　東福寺派管長代理　後藤北溟
大徳寺派管長代理　小堀宗長　建仁寺派管長代理　後藤文宸
天竜寺派管長代理　北条周篤　黄檗宗管長代理　真神浄遠
妙心寺派管長代理　前田誠節　相国寺派管長代理　大江宗秀
相国寺派委員　上島恵材　建仁寺派委員　瑞岳惟陶
天竜寺派委員　浅井原道　黄檗宗委員　後藤東容
大徳寺派委員　木田掌林　東福寺派委員　片岡義文
妙心寺派委員　木宮恵満　妙心寺派委員　青山宗完
同　永井智嶺
各宗派会議長　長宥匡殿

右の如く、十数名の欠席を見るに至りたり。

午後一時十分再び開会。出席四十七名。番外には土宜法竜師着席し、議長は去る二日の本会に於て、各員に配附し置きたる第一号京都候補地、第二号名古屋候補地に付、調査委員の報告案を附議せんと宣告するや、六十番（津田日厚師）は議事日程の変更を求め、左の意味の緊急動議を提出したり。

御遺形奉安地、及覚王殿建設に関する一切の権限を二三大宗派に委任する事。

津田師は、右の如くせば、宗派の円満を保ち、冗費を省くの利益を見るに至ると述べ、議長之を採決せしに、十一名の少数にて否決せられたり。津田師は、是に於て宗派会の腐敗を罵り、蹶然起つて退場したり。而して之に引続きて、左の諸氏退場したり。

誠照寺派管長代理　稲田晃盛　仏光寺派管長代理　奥　博愛
興正寺派管長代理　三原俊栄　三門徒派委員　香川晃月
山元派委員　藤堂智順　三門徒派管長代理　林　得善
誠照寺派委員　幡　智吼　興正寺派委員　下間蓮明

四十番（弘津説三師）は、既に交渉に交渉を尽しあるに、猶斯の如く中途にして席を起ち去り、又は欠席を為が如きは頗る不徳義なり。議事はドシ〳〵進行すべしと述べ、六十八番（蕪城賢順師）之に賛成し、無記名投票を以て採決することゝ為り、三時開票を為したるに、投票総数三十八にして、名古屋の三十七票に対し、京都は一票にて、大多数を以て名古屋に決定し、会議は茲に結了したり。京都派の一票は融通念仏宗管長、清原亮善師の投票なる由にて、名古屋に投票せしは、左の三十七名なりし。

真言宗長者長宥匡○真言律宗管長西大寺長老佐伯泓澄○天台宗管長代理石堂晃純○天台宗真盛派管長代理小泉智運○真宗木辺派管長代理足利義蔵○法相宗管長代理松田弘学○大谷派管長代理井沢勝詮○曹洞宗管長代理日置黙仙○華厳宗管長代理筒井寛聖○建長寺派管長代理柴崎雅船○西山派管長代理加藤観海○時宗管長代理足利潅柔○円覚寺管長代理武田達応○大谷派委員一柳智成○西山派委員霊群諦全○真言宗委員小川光義○天台宗真盛派委員加藤映空○華厳宗委員雲井春海○曹洞宗委員鈴木雄峰○同弘津説三○天台宗委員伊達亮真○大谷派委員白尾義夫○真言律宗委員植村悟竜○時宗委員河野良心○真言宗委員土宜法竜○曹洞宗委員平野大仙○融通念仏宗委員清原賢静○法相宗委員

千早正朝○建長寺派委員糸井達岩○真言宗委員滝見常○天台宗委員赤松円麟○円覚寺派委員細川義典○曹洞宗派員有沢香庵○西山派委員小松竜真○天台宗委員木村観順○大谷派委員蕪城賢順○大谷派委員木曽琢磨

●村田大菩提会長　は、本月十九日、出雲地方へ教用を帯びて派出せられたりと云ふ。

●覚王殿問題　は、前項議事摘要に於けるが如く、一先落着を告げたる筈なれど、其後の景勢益々穏かならざるの報あり。次号に其真相を紹介せん。

大菩提会々議〔明治35年11月10日　第一六〇号〕

前号本誌が齎らしたる議事摘要は、別に大菩提会と関係なきものにて、本月五日を期し、更に大菩提会々則の下に会監会、及び各宗派会合せて開会し、左の諸件を議決せりと。

一、本年十月各宗派会議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認する事。

一、正副会長の辞任を認容し、更に改選の上三日間内に新旧事務の引継を為す事。

一、釈尊御遺形は、十一月十五日名古屋市に奉遷する事。

一、御遺形奉遷に関する諸般の事務は、大菩提会新役員に於て担任する事。

一、大菩提会本部は、諸般の事務を整頓し、御遺形奉遷と共に名古屋市に移転する事。

一、各宗派に於て門末一般に、本年十一月十五日付を以て、大菩提会事業を翼賛すべき旨諭達を発する事。

一、御遺形奉送迎は、各宗派管長以下各宗派當路者は、挙て之に従事する事。

而して是等を議決の上、直に会長村田寂順師、副会長前田誠節師は、何れも解任となり、新に同会議場に於て、新規則の下に、会長として大谷光演師、副会長として日置黙仙師を推戴することゝ為し、其他の諸役員は、不日各宗派より推選することに決議せりと。

●宗教法案会議　同会議が開かるゝことは、度々報道せらるゝ処なるが、そは本月五日妙法院に開会せられたる会監会に因み、閉会後休憩室に於て協議会を開き、之を以て法案に関する宗派会と為し、左の数件を議定せしよし。

一、宗教法制定に関し政府と交渉する為め、全権委員を選挙する事。

二、委員は現今制定の宗教法草案に拠り交渉すること。

三、宗教法案に係る委員は五名とし、従来の七名の委員中より申合せて出づること。

●覚王殿問題の真相　同問題に関しては、予て本誌は細大漏らさず報道せしことなるが、今回同問題が決定せし後、尚世間の批評一定せず。紛擾を来したるが如く言ひ立つるは、全く誤聞に誤聞を重ねたるものにして、同問題は今回、即ち本月五日会監会、及各宗派会の模様に依れば、先に建仁寺会議に於て決定せし名古

屋建設とは、一の局外者が決定せし様のものにて、従て大菩提会には関係なく、弥々の決定は、本月五日の同会議を以て決了せしものなりと。

暹羅政府日本人を聘す〔明治35年11月10日　第一六〇号〕

暹羅政府は、法制顧問として、我国の法学者中より一名招聘する事に決し、稲垣公使の手を経て招聘方を我国へ照会し来り。政府は、京都及東京大学法学教授中に就き、交渉する処ありしも、種々の事情ありて決定せざりし処、右は愈々大阪控訴院勅任検事、香阪駒太郎氏其聘に応ずる事となり、年俸は六千円に略決定したる由。

公報〔明治35年11月25日　第一六一号〕

告示

本派一般寺院

覚王殿建設地ハ、這回尾張国名古屋市ト決定シ、釈尊御遺形ハ、本月十五日ヲ以テ、同市万松寺内仮奉安所ヘ御遷座相成タリ。日本大菩提会本部ハ、不日覚王殿ノ建築ニ着手セラルヘクニ付、去ル三十三年七月告示ノ趣旨ヲ体シ、緇素一般各其分ニ応シ、此際奮テ報恩謝徳ノ誠衷ヲ表スヘシ。

明治三十五年十一月二十五日

妙心寺派　教　務　本　所

前田議事〔明治35年11月25日　第一六一号〕

同議事は、明治三十三年、我国仏教者が釈尊御遺形を暹羅国より奉迎の砌り、奉迎使となりて渡暹せられ、其後京都に日本大菩提会の発会あるや、同会副会長となられ、一意専心に、朝は本派教務本所の事務を統覧し、午後は大菩提会に於て其責を尽し、此二年間は非常の斡旋なりしが、其功空しからず。去る五日大菩提会の会監、及各宗派会の決議に依り、世上を騒がせし覚王殿問題も一先落着し、従て大菩提会も移転せしを以て、同日会議に辞職の承認を求められ、去る十日より十四日迄事務引続を為し、十五日御遺形を名古屋へ奉送の後は、従来の関係絶えたりと。而して猶ほ、宗教法案の件は、制定に成る迄関係ありて、今回は改めて、各宗派の全権を委任せられたるものゝ由。

感謝状〔明治35年11月25日　第一六一号〕

今回、前田誠節大菩提会副会長辞任に対し、彼会監会及各宗派会議長、華園沢称師の名義を以て、左の感謝状到着せりと。

感　謝　状

明治三十四年二月、仏教各宗派ハ、特ニ座下ヲ選ンデ、日本大菩提会副会長トナシ、爾来星霜ヲ経ルノ間、張弛其宜シキヲ制シ、会務日ヲ逐フテ進運ノ域ニ向ヒシコト、是レ偏ヘニ座下苦心惨憺ノ結果ニ外ナラスト信ス。今回辞任ヲ請ハル、蓋シ止ムヲ得サルナリ。依テ沢称同盟各宗派ヲ代表シ、敢テ其功労ヲ感謝ス。

日本大菩提会々監会及各宗派会
議長　華園沢称
前田誠節殿

而して、同師は左の礼状を送られたる由。

謹啓
各宗派は、爰に猊下に依り、御鄭重なる感謝書を賜り、欽で領掌致候。不肖副会長當任中何等の功績なく、始終各会監方の尊慮相煩はし申上候段、慚愧至極に存候。此旨宜しく御披露願上候、恐頓首。

明治三十五年十一月六日
前田誠節
会監会及各宗派会議長華園沢称殿

御遺形奉遷〔明治35年11月25日　第一六一号〕

予て本誌既報の如く、御遺形問題は、本月五日の会監会及各宗派会を以て一段落を告げ、議決の如く去る十四日御奉遷法要を修し、同十五日午前六時三十分、妙法院の唐門を出で、七条通を建仁寺町に五条へ巡り、烏丸通を経て七条停車場に出でた御遺形宝輿は、特に名古屋より来りたる三十余名の輿丁奉舁し、参列僧侶は其宗派の正服、俗人は羽織袴又はフロックコートにて徒歩。扈従せしもの無慮五百名にて、行列は奉迎當時に異なることな軈て、七条駅に着するや、用意の特別仕立臨時列車に其侭奉戴して、管長若くは管長代理は、一等列車に大菩提会部長、及び諸役員は二等に、他は三等に分乗して、予定の如く八時四十分名古屋に向ひたるが、発車前数十発の煙花を打揚げ、拝観人非常に多く雑踏を極めたるが、午後一時半、名古屋駅御安着の節は、駅前の仮小屋に少憩の上、同二時二十分、行列美々しく休憩所を出で、順路に依りて、同四時過ぎ奉安殿なる裏門前町万松寺に到着し、輿の侭本堂正面に安置し、会長大谷光演師大導師となり、各宗派順次焼香を為したるが、京都よりは日置副会長、村田前会長、津田奉送委員長、各宗派管長代理、各宗委員、大菩提会役員、各宗派重役、及び奉迎のため上京したる吉田奉迎委員長以下、僧侶、町村官吏等、約三百名輿を保護して来名、また名古屋駅には、暹羅公使、大谷奉迎正使、各宗僧侶、町村会議員、及び仏教団体約三万五千余名奉迎し、道路両側には、立錐の余地なきまでに拝観者群集し、未曽有の雑踏を極めたりしと。

●暹羅布教の建議　去る六日、洛東妙法院に於て開会せし、大菩提会監会各宗派会へ、村田寂順師よりこれを提出せし由なるが、該建議書の全文は、左の如しといふ。

建議

明治三十三年六月、世界唯一独立仏教国
大暹羅王陛下、至仁博愛の聖旨に依り、億載難遭なる釈迦大覚王尊の御遺形を、我邦仏教徒一般に頒貽し給ひて、南北仏教の一致を図り、二十世紀文化上に一大光明を発揮すべき、有形無形に広大円満の仁恵を蒙れり。斯る宏洪なる恩波に浴したる、大日本国四千万の緇素、何等の事を以て、海嶽の優恩に報い奉

る可きかを慮り、賜茸に安んずる能はざる所なり。右に附ては、御遺形奉迎の後、再び各宗派を代表して使節を派遣し、暹王陛下并に皇后陛下の恩風に対し、土物を貢し、謝敬を陳べ奉る可きをも之を延緩し、幸に仏教図書館御建設に付、稲垣公使の勧奨に由り、各宗派所依の経論書籍を貢献せし宗派の多に至りしも、之を以て未だ報効の誼に當つるに足らざるは、慚愧の至に堪へざるなり。熟々惟るに、暹羅国は王公貴族を始め信徒の純厚なる、必ず先づ授戒伝道するの後ち、始て王位又は大臣の位に就かせらるゝの制規にして、崇道信教に至誠なるは、印度支那日本現今宗教界の比に非ざるは、霄壌も啻ならずと雖も、憾らくは所弘の教典、純ら小乗教にして、未だ大乗教の芽苗無きは、抱慊に堪へざる所なり。是則、同一仏教者として、之を膜外にし、顧みざるに忍びざるや。尚し、今や恩充ち報屈するに當り、我国各宗派中より、学識に富る英語を能くする者二三名を選抜、渡暹せしめ、新たに大乗仏教の種因を植芸し、仏出世の本懐を、三千載の今に暹羅国に扶宣し、一乗の法雨を以て、普く三草二木に潤沢せしむるを得ば、事簡にして功績の理外に多からんことは、識者の議を待ざるべし。幸に、不日暹羅国

皇太子殿下、我国観光の為め、来啓せらるゝを聞く。冀くは各宗派を代表し、謁を乞て丹衷を上稟し、親しく令旨を捧げ、従前暹延に属せる、大日本仏教者全体の感恩謝敬を表彰するの端緒を発かれんことを切望して歇ず。虔で各宗派管長御座下に洗告し、大議の明裁を乞ふ。

暹羅国皇太子御来朝期〔明治35年11月25日　第一六一号〕

暹羅国皇太子ヴァジラヴタ殿下には、愈十二月一日晩、香坡出帆の「エムプレス、オヴ、ジアパン」号にて、十三日御来朝の予定なりと。

暹羅皇太子殿下御来遊〔明治36年1月10日　第一六四号〕

予報頻りなりし同殿下には、去る十二月十六日、横浜に御着、直に東京芝離宮に入らせられ、爾後同地方の名所古墳を御遊覧後、卅日に至り名古屋に御成りの上、御遺形に御参拝あらせられ、同じく名古屋離宮等御観覧を終らせられ、本月一日、神戸碇泊の同国軍艦、エンプレス、オフ、チヤイナ号に御帰艦、改めて本月二日御来京、京都ホテルに入らせられ、日々當地の名刹等を御遊覧の都合にて、五日頃には妙法院に於て、各宗門跡管長等へ拝謁あらせらるゝ筈なりき。因に殿下御性行等を承るに、殿下御名をマハ、ヴジヤリヴード親王と申し、暹羅国皇帝陛下の第二子なり。千八百八十一年一月一日の御生誕にして、本月は即ち満二十二歳に成らせらる御兄君の薨去に因り、千八百九十五年一月十六日、皇太子宣下ありき。其前年より英国に留学せられ、初は教師を聘して私修し給ひしが、後サンダースト、カレツジに入学せられ、尋でオツクスフオード大学に進ませられぬ。其のサンダースト、カレツジに在しゝ時、恰も南亜戦争破裂に際せしかば、特に兵学

を修めたまひしが、其成績良好にして、今現に陸軍中尉の官を帯びさせらる。又オツクスフオード大学に在りては、好んで歴史を学びたまひ、『波蘭王位継承戦史』の御著述あり。倫敦フキツシャー、アンウキン会社より発兌して、世に行はる同書の内容は、千七百三十三年、オーガスタス二世死して波蘭王選挙の事、ダンチツヒ攻囲、西班牙の志々里王国征服、莱因戦争等の数章に分ち、一小冊なりと雖も、十八世紀の欧洲史を研究するに好箇の参考書なりとの評あり。殿下の風丰は、眉目清秀にして、体躯能く均斉し、英語を操る頗る巧にして、毫も外観を衒はせられざるも、品位自ら高尚に渡らせらるゝとぞ。

御答辞と村田門跡の上表文（明治36年1月25日　第一六五号）

本月三日、暹羅国皇太子殿下御来京、妙法院なる御遺形旧奉安殿御成の節、各宗管長の法要式後、村田門跡の上表文に対せられ、同殿下には、左の御答辞を賜りたりと。

今日は懇請に由て、此の盛なる式に臨み、日本仏教各宗高徳に面会し、殊に前の大菩提会長より、我国が仏骨を寄贈したることを謝し、貴重なる仏像を贈られたることは、深く感謝する所なり。帰国の上、父王陛下へ委く言ひたれば、いかばかり満悦せらるべしと存ずるなり。冀くは、同一宗教なる日暹両国の親交を厚くし、別して宗教者は互に来往して、教を弘められんことを云々。

而して、村田門跡の上表文を聞くに、左の如し。

恭惟

大暹羅国皇帝陛下叡聖文武明徳渊穆篤敬三宝一大重二仏法一親愛之弘延及二大日本国一忝レ分二賜印度発掘

釈尊霊骨及相伝釈尊金像於我国仏教徒一

皇后陛下寄二賜貝葉聖教及親製金玉織成錦袱一我国各宗相共専使奉迎仮奉二安於我平安妙法院門跡宸殿一設二日本大菩提会一将下建二営覚王殿一安二置霊骨一益宣二仏徳一輝中慧日上而各宗会議之所レ決定二地於愛知県一遂奉二遷霊骨金像及附属賜品一畢寂順心事仏知天知今復何言因模二鋳其金像一奉二安吾宸殿一永以為二紀念一夙夜奉事且欲下衆人瞻礼弥広中結縁上也区々之事以汚二　聖徳一者欲下窃陛下聡慧照中知此事上也今也

大暹羅国皇太子殿下東邦巡遊幸辱レ咫尺　恩顔欣喜何勝益祈二両国交親仏法弘通　大聖恩徳無レ窮也別幅普賢延命尊者是我門跡之先世尭恕親王之所レ画也夫吾門跡者日本天台之名刹伝教大師之所レ創

後白河法皇実為二中興祖一故号曰二門跡一世々皇族為二法親王一以住レ之至二明治維新一焉尭恕法親王者

後水尾天皇第八皇子夙入二台門一実為二　天台座主妙法院宮第三十五世門主二修二業於叡磯一二十余年学徳双高興二隆寺門一著述等身事詳二于行業記一　我宗祖伝教大師開二創比叡山一為二王城鎮護一従レ是　歴朝崇信尤厚恒例勅二本院法親王一修二普賢延命大法一以祈二　玉体安穏宝祚延長一　此画像乃為二勅願修印一所レ　画也因今新加二装裱一奉レ献以祝下祷

大暹羅国皇帝陛下
皇后陛下
皇太子殿下福徳円満寿宝万歳上一以奉レ謝二　聖恩万分一一以為二
南北仏教交通之端一是非二独寂順之志一　宝所以レ表二我国仏教徒
之衷情一也冒二涜尊厳一無レ任二屏営之至一
大日本帝国明治三十六年一月三日
釈尊御遺形奉迎事務総理兼日本大菩提会前会長
前天台座主妙法院門跡大僧正村田寂順
誠惶誠恐稽首和南

日本大菩提会の規則〔明治36年1月25日　第一六五号〕

日本大菩提会の規則は、客年八月各宗派大会に於て改正し、聯合制度を用ゐられしが、其後実際不便を感ずる而已ならず、実用為し難き事項些なからず。又々今般是れが改正を為し、各宗派に移牒して、賛同を請求することゝなり、本派教務本所にても、別に非難する点なければ、同意を表せられしとぞ。其改正案なるもの左の如し。

日本大菩提会改正会則草案

第一章　位置

第一条　本会は日本大菩提会と称し、本部を名古屋、支部を各府県に置く。

第二章　目的

第二条　本会は釈尊の遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するを以て目的とす。

第三章　事業

第三条　本会の目的を達せんが為め、左に列記する事項を遂行するものとす。

一覚王殿を建築する事。
一教育及慈善事業を起す事。

第四条　前条に列記する各種の事項中、覚王殿建築を第一着手とし、其他は資金増加に随ひ、順次に施設するものとす。
施設に関する方法は、別に之れを定む。

第四章　会員

第五条　会員を分ち、左の七種とす
一　名誉顧問
名誉顧問は、会長の推薦に依る者、又は一千円以上を醵出したる者。
一　特別名誉会員
特別名誉会員は、会長の推薦に依る者、又は五百円以上を醵出したる者。
一　名誉会員
名誉会員は、部長の推薦に依る者、又は一百円以上を醵出したる者。
一　准名誉会員
准名誉会員は、部長の推薦に依る者、又は五十円以上を醵出したる者。

一　特別会員

特別会員は、理事の推薦に依る者、又は十円以上を醵出したる者。

一　准特別会員

准特別会員は、理事の推薦に依る者、又は五円以上を醵出したる者。

一　正会員

正会員は、金一円以上を醵出したる者。

会員待遇規定は、別に之れを定む。

第六条　会員には其名称の区別に随ひ、別に定むる処の證票、及徽章等を交附す。

第五章　職制

第七条　本会に左の職制を置く。

一　会長　一人。

会長は会務を統理し、其責に任ず。

一　副会長　一人。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、会長の任務を行ふ。

一　顧問。

顧問は顧問中に僧侶二名の常任を置き、会長及副会長の質問に応じ、会務全般を協定す。

一　部長　四人。

部長は会長に禀し、部務を処理す。

一　次長。

次長は部長を補佐し、部長事故ある時は、部長の部務を行ふ。

一　理事。

理事は部長の指揮に依り、各部の事務を分掌す。

一　理事補。

理事補は理事を補佐し、理事の事故ある時は、理事の事務を行ふ。

一　書記。

書記は上長の指揮を承け、事務に従事す。

第八条　職員の任選は、左の例に依る。

一会長は各宗派管長、又は門跡、及本山住職中に就き、各宗派会に於て之を推薦す。

一副会長は各宗派寺院住職中に就き、各宗派会に於て之れを選定す。

一顧問、常任顧問、及び部長、并に次長は、会長之れを任免す。

一理事、及び理事補は、会長に要し、部長之れを任免す。

一書記の任免は、部長之れを専行し、会長に届出づるのみとす。

第九条　各部長以上は上局員とす。

第十条　職員の任期を二ケ年とす。

但し再任を妨げず。

第十一条　本会の事務を分ち、左の四部とし、其職務章程は、別

に之れを定む。
一奉仕部　一勧奨部　一建築部　一会計。

第六章　会議

第十二条　本会々議を分ち、左の三種とす。
一、各宗派会　二、顧問会　三、上局会。
但し会議に関する細則は、会長之を定む。
第十三条　各宗派会は、各宗派管長及び提出の委員を以て、之れを組織す。
第十四条　顧問会は、僧侶顧問を以て組織す。
第十五条　上局会は、上局員を以て組織す。

第七章

第十六条　本会に特派講師、特派使補、及び派出員を置く。

第八章　賞罰

第十七条　本会役員及び会員にして、本会々務上功労あるものは、別に定むる処の規定に依り、賞与するものとす。
第十八条　本会役員にして、敗徳汚倫の行為ありと認むる者は、別に定むる処の規定に依り処罰す。
但し処罰軽重に依り、其宗派へ届出、其派に於て相当の処分せらるゝ事を交渉す。
第十九条　本会会員の体面を汚すものは、考査の上相当の手続をなす。

大菩提会の前途如何（明治36年3月10日　第一六八号）

潮　岬　子

暹羅皇帝陛下の分賜し玉へる仏骨は、莫大の金を費し、非常なる大騒擾をなして之れをむかへたり、而してこれと同時に日本大菩提会は成れり、大菩提会の目的とするところは、釈尊の御遺形を奉安護持し、其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するにあり。成る程其目的や善し、其宣言や美ならずとせず、然れども組織せられてより茲に四年間、一日として苦情の絶えたることなく、半月としてゴテつかざることなく、幾度か組織を改め幾度か会則を更へ、東に流れ西に流れ、南に漂ひ北に漂ひ、聖徳を顕揚するてふ目的は、いつしか雲の中に跡を潜め、却て様々なる醜き仕事の為に、世尊の聖徳を煩はし、国民の道義を涵養することは、夢にも見る能はずして、却て社会に向て仏教界道義の衰頽を表白し、債鬼の追ひまはすところとなり、世人の嘲弄するところとなり、七顛八倒の苦みをなしたりしが、去る年建仁寺に於ける最と賑はしき管長会議に於て、久しく東西の引張凧となり居りし御遺形をば、名古屋に奉安することに決議したるを以て、御遺形は移されて名古屋の地に到り、大菩提会役員も一大更迭をなして、こゝに大菩提会の一段落を告げたり、過去に於ける菩提会の行路は、実に困難を極めたりき、知らず将来に於ける大菩提会は、果して如何なる運命を享受すべきか。
大菩提会の目的や美なり、其事業や大なり、然れどもこれを成功せしむるは実に非常の困難なり、非常の大決心大勇猛大精進を以

てこれに臨まずむば、成功や恐くは六ケ敷からむ、借問す大菩提会の役員諸師、并に各宗派の諸大徳は、これに対して如何なる経綸かある。吾人は断じて曰ふ今日のまゝにては迚も成功せしむる能ふまじと、然らば如何にせば可ならむか、少しくこれを論ぜむ。

何事をなすにも金は第一の要素なり。如何なる敏腕家にても、金の後援を借らずして成功せしものあるを聞かず。如何なる智者も金なくしては其術を施し難し。而して金は斯の如く必要欠くべからざるものなるに又何者よりも最も多く消えやすきものなり。ゴソとしても数拾円の金は已に消え、ガサとしても数百円の金は忽ちに費ゆ。大菩提会が講師と名づけ特派講師と名づけ、各地方に向て派出せしめつゝある、会員募集員の要する費用は実に莫大なるものなり。会員より醵集したる多くの金は悉くこれに投じて尚ほ足らざるなり。其の不足は遂に負債を生ずるの止むを得ざるに至るなり。過去の大菩提会は全くこれが為めに苦しみたるなり。否これが為に成功せざりしなり。今後大菩提会の局に當るものは、前車の覆轍を見て大に省みるところなくむば、復々事業は一も挙がらず目的は一も達し得ずして、遂に雑用倒れとなり了らむ。故に大菩提会が第一にせざるべからざるは金銭の節倹にあり。出来得る限り金銭を支出せざるやう工面するにあり。次には役員其の人を選ぶにあり。

古人曰く、「邪人正法を説けば正法も邪法となり、正人邪法を説けば邪法も正法となる」と、同一の人に薫陶せられ、同一の道を聞き、同一の教を奉ずるの徒も、其人の性質によりて往々西と東とに走ることあり。仏世尊が一個の口より出たる仏法も、聴者の機根によりて大となり小乗となる。同じくこれ同一の地より流れ出でたる仏法なり。而かも南方の人に伝はりては彼れが如く、北方の衆生に伝へられては彼が如し。同じくこれ三尺の利刀、明君は之れを揮ふて天下を平げ、之を揮ふて四海を安んじ、盗賊はこれを揮ふて人の命を奪ひ、之れを揮ふて人の財を掠む。太さ七囲の大木も、名工をして之を用ゐしめば、必ず立派なる建築をなすことを得べけむも、用ゆるに其人を得ざれば将に薪炭の料となすにも足らざるものとなり去らむ。大菩提会の目的や如何に美なりと雖ども、規則は如何に立派なりともこれを用ゆるもの其人を得ざれば、恐くは其美を発揮する能はざらむ。恐くは社会の同情を失なひ、天下の笑ひを招き、千載抜くべからざる汚点を仏教史上に停むるに至らむ。過去の大菩提会は、用ゆるに其人を得ざりき（中には才徳双び高き師もありたれど）それが為め立派なる目的の下に立てる大菩提会をして、犬も食はぬ底の詰らぬものとなり了らしめたり。

大菩提会や非常の大事業なり。これを成功せしむるには、将に非常の人物を選むで其任に當らしめ、非常の方法を以て其目的地に勇往邁進せしめざるべからず。今日の仏教界に於て跋扈しつゝある政治屋流の僧侶や、商業家的僧侶や、名誉の奴隷となりて狂奔する僧侶や、貪欲の餓鬼道に半身をつき込みつゝある僧侶をして、其任に當らしめ、而して其成功を望むは、恰も砂を炊ぎて飯

となすむとするが如し。……故に今後若し大菩提会をして大に雄飛せしめむと欲せば、大に職員を淘汰して、従来の商業家的僧侶、政治家的僧侶は、悉くこれを退け、更に名利以外に超然として、大信仰を抱き、大熱誠を持し、徳万人に秀で、行ひ一世の範となるに堪へ、法のために喪身失命を避けず、大菩提会の為に斃れて已む底の大勇気を具へ居る人を、広く日本仏教各宗派に求めて、委ぬるに大菩提会の事業を以てすべし。人或は曰はむ、人各々能不能あり。故に徳行を以て世に立たむとするの人あり、才能を以て世に推さるゝの人あり。才徳兼備の人は蓋し甚だ稀なり。特に徳行円満の人の常として概ね世務に疎し、才能多きの人は概ね才を恃みて徳行を疎んず。蓋しこは数の免れざるところなり。これを以て徳行の士を要すべき処には宜しく徳行円満の師を用ゆべし。才能を要すべきところには宜しく才能の士を用ゆべし。一箇の人間を以て両方面に応用せむか、甚だ都合よきことなれども、如何せむこれ実際に行なふべからざることなるを。汝の言ふところも亦言ふべくして行ふべからざるの言なりと。吾人は思ふ然らずと。何となれば熱誠と信仰とは非常なる力ある者なり。熱誠と信仰と、加ふるに堅忍不抜の志とを以てせば、何事も成功せざるはなけむ。事務の才に乏しきが如きは、左程苦にならざるなり。特に宗教界の事に於て然りとす。謂ふ彼の鉄眼和尚を見よ。一切経の版を刻せむが為に、苦辛経営して多額の金を集めたるに、不幸にして年飢ゆに遇ひて、飢人救助の為に悉くこれを散じ、再たび募るや復々飢饉に遇ひて、再び之を散せざるべからざるの不幸に遇ひたり。然るに堅忍不抜なる鉄眼和尚は、撓まずして三たび金を募り、遂に其志を成せりと云ふ。何ぞ夫れ壮なるや。然れども或る目的を達せむが為に、苦辛して募り集めし金銭を如何に世のためとは云へ、二度までも之を散じ悉すが如きは、凡眼より見れば、天下豈これより迂闊なることあらむや。然るに鉄眼和尚の熱誠と堅忍不抜とは、遂に千古未曽有の大事業を成功したり。これによりてこれを見れば、宗教界に事を成さむとするには、才能よりも熱誠を必要とす。才能よりも寧ろ金剛不壊の大信念を必要とす。堅忍不抜の大精進力を必要とす。これを以て吾人は思惟す、大菩提会の如きも、事務の才に長ずる人物よりも、寧ろ徳行円満にして熱誠に富める人物を適当とすと。特に今日の社会は最早彼の政治屋的僧侶に飽けり、而して彼れ等は真箇出塵の宗教家が今日の社会に出現せむことを望むこと、大旱の雲霓を望むが如し。故に今日若しも徳行円満の僧侶ありて、出でゝ大菩提会の牛耳を執るに至らば、左程東奔西馳の労を要せずして、天下具眼の士は必ず争て其旗下に馳せ集まり、大事はまさに急流直下の勢を以てこれを成すことを得む。人将た曰はむ汝の曰ふところや善し、然れども凡そ何宗派を問はず、かゝる徳行円満の僧侶にして、焉くむぞ来りて、斯かる俗務に鞅掌するものあらむや。汝の曰ふところや、如何にしても言ふべくして行ふべからざるの言なりと。豈それ然らむや、大菩提会の事業も、俗僧をしてこれをなさしめば俗務なり、然れども真箇徳行円満の師をして其局に當らしめば、これ決して俗務にあらざるなり。御遺形を奉安し、

聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養するは、仏陀の遺弟たるものゝ、ひとしく力むべきの事たり。神聖なる事業なり。偉大なる事業なり。善美を尽せるの事業なり。決して俗務にあらざるなり。苟も袈裟下に衣食するもの、誰かこの事の為めに粉骨砕身を期せざるものあらむや。然るを況むや徳行円満なる各宗派諸大徳に於てをや。いづくむぞ法の為に、出でゝ身を労することを忌みたまはむや。

従来の特派講師等は、費用のみ徒づらに多くして、効能は割合に少なし。故に将来に於ては、会員募集の為に全国を巡回せしむるにも、同じく各宗派に於ける徳行円満の人を選出してこれを用ゆべし。而して募集員の巡回するときは、能ふだけ旅館に投宿することを廃し、到る処の各宗派寺院に投宿すべし。又各宗派寺院に就て中食することゝすべし。若しかくの如くせば、多少の面倒は存すべけれども、費用は大に節することを得べけむ。故に大菩提会が、講師を派遣せむとするときは、予かじめこれを各宗派国々の取締に通知し、取締は其宗派各寺院に通知して其用意をなさしむべし。各寺院に於ては多少の煩累たることを免れざるべきも、仏教界に衣食する限りは、それ位ひの事正に當りまへの義務と云ふべし……甘味いものを食ひたがり、不自由なる寺院に投宿することを厭やがり、路費を貪り金まうけをなさむとするが如き俗僧は、決して巡回せしむべからず。斯の如くにして各宗派の人物を集めてこれに委ね、かくての如くにして費用を節倹し、真面目に其目的に向て勇往直進せば、其成功することや必せり矣。

吾人はひそかに、将来の大菩提会が雑用倒れに了らむことを杞憂して止まず。故に吾人は、茲に少しく思ふところを陳して、各宗派の諸大徳に訴ふることかくの如し。

覚王殿敷地問題〔明治36年3月10日　第一六八号〕

同問題に就き、菩提会より愛知協賛会に対つて、次の通牒及び十三件調査事項に添ふるに、土地請願書類を以てしたるより、愛知協賛会は、其通牒に基き踏査する事となりしが、未だ其結果を聞かず。

拝啓、釈尊御遺形奉安地は、本部に於て至急選定仕度に付き、左の目的に依り、本年二月十四日限り、御調査相成度、此段土地請願書を相添へ及御依頼候也。

追て名古屋市附近の奉安地は、予て土地選定比較調査委員の決議に基き、奉安地と名古屋市との距離一里以内の寄附地に限り居り候間、其寄附地のみを御調査被成下度候。

日本大菩提会副会長　日置黙仙印

日本大菩提会愛知協賛会副会長

吉田禄在殿

調査事項

第一、奉安地請願の書類完全なるや否や。
第二、請願地と名古屋市境界との距離。
第三、愛知県庁所在地と請願地との距離。
第四、諸官衛及陸地関係者異議の有無。

第五、土地雅俗。
第六、建設地寄附者姓名及別字等関係役場の證明を取らしむる事。
第七、寄附地に対し寄附者より直ちに登記の手続きを為さしむる事。
第八、飲用水其他水利の如何。
第九、奉安地迄の荷物運搬百貫目に対する費用の額。
第十、荷物運搬の便不便。
第十一、道路の便不便。
第十二、全国信徒参詣の便不便。
第十三、名古屋将来膨脹の関係。

覚王殿敷地確定〔明治36年4月25日　第一七一号〕

殆んど人に忘れられたる大菩提会覚王殿敷地の儀は、旧年単に名古屋地方と決定し、其後同地へ本部と共に御遺形も御移転申せしことなるが、本月十二日京都に覚王殿敷地選定委員会を開き、弥々該敷地は愛知県愛知郡田代村加藤某氏寄附に係る土地にして、月見坂十二万七千坪余と決定し、去る十七日之が発表を同本部は公にせり。さしもの難事も漸く決せりと云ふべきか。

名古屋に於ける奉送〔明治36年5月10日　第一七二号〕

新任管長猊下、御晋山の折に於ける京都の概況は嘗て報道せしが、其後同猊下が一度名古屋へ御帰錫ありし節、則ち去月一日より四日迄、地方信徒講中へ一々別を告げ玉ひしに、翌六日名古屋御出発に際し、輪下の諸士発起し、該道場新築の大広間に於て祝宴奉送会を催し、来会者約八百有余の盛宴にて、翌六日西下二番列車搭乗帰京なさるゝ筈なりしも、多年猊下の挙槌を受けたる居士大姉、其他米国人ペルス氏等、互に別を惜み、面会を求めて止まざりし為め、聽て午前十一時に近き頃、蓬莱山を出発せらるに、予て信徒の者が奉送用の為め該場玄関に控えさせし馬車に搭乗せられ、本派執事代理松岡部員、遠州実相寺住職小川恵行師、陪乗にて僧俗見送りのもの二百有余人一同腕車にて之に随ひ、名古屋駅前志那忠支店に小憩、朝来奉送の故を以て停車場及休憩所にありし者は、藤田控訴院長、白石同院部長、柏木判事或は陸軍将校、其他信者伊藤治郎左衛門、岡谷惣助及岡田等の諸氏合せて無慮千五百有余人、駅内入場券発売を中止せし程にて、此に長谷川糾七氏の周旋に依り一同プラツトホームに入るを得、漸く午後零時三十分駅長の信号と共に汽笛一声、列車は徐ろに進行を始め、同日午後六時、前号奉迎の実況に記せる如くにして、無事花園駅に着せられたるなりと。

青山宗完氏〔明治36年5月25日　第一七三号〕

旧大菩提会理事、青山宗完氏は、去月末漸く其名古屋移転後の残務も終へ、去月十八日京都の寓所を引揚げ、帰濃せられたりと。

覚王殿と稲垣公使〔明治36年8月10日　第一七八号〕

同公使は仏骨の名古屋に遷りてより、既に二百余日を経過するも、未だ覚王殿建築ならざるを慨し、今回の賜暇帰朝を利用して覚王殿建設の基礎を確立せむとて、東京にては紳士紳商の間を奔走し、名古屋にては日置菩提会長と共に徳川侯爵、深野知事及青山市長を訪問し、又同地の信徒数十名を東陽館に集め会見して、殿の建設に就き委員を撰挙せしめたり。其當撰の諸氏は伊藤万蔵、大沢重右衛門、大隈利兵衛、中川小兵衛、野村朗、山田治郎三郎、水谷房次郎、三輪常七、柴田平左衛門、森弥七の十氏なり。又東京にても同様役員を設けて、東西役員の気脈を通して覚王殿建設の方法を定めて、後清韓漫遊をなし、帰朝後各宗管長会議の開会を請ふて該殿建設の一大方針を確定し、之を土産として暹羅に帰任せらるとのこと。

覚王殿日暹寺の建設〔明治36年9月10日　第一八〇号〕

従来菩提会の負債に就き種々紛擾を生し頗る醜態を演せし所、今回帰朝中の稲垣公使大に苦慮奔走の結果、斯波宗務局長に謀りて現今の菩提会を解散し、覚王殿の建立を廃して、別に一名目の下に一殿堂を創立するに若かずとて、覚王山日暹寺を創設すること内決するや、直ちに月見坂十万坪の敷地寄附を申出たるを以て茲に地を定め、而して暹羅皇帝陛下より木材を寄附せらるゝとの事にて、之を受領し其建立費五拾万円の内弐拾五万円は全国に勧募し、弐拾五万円は名古屋に於て負担することに決定したりと。副会長日置黙仙氏は去頃奈良、大阪、京都地方の各宗管長を歴問して、右の次第を陳述して賛同を求めて、過日同寺建立規則編成の為め帰名せられたりと。其趣意書の要旨は左の如し。

一覚王山日暹寺は名古屋月見坂に建設する事。

一予算は五拾万円たる事。

一建立を協議するは管長の資格を避け、一個本山住職を以てする事。

一日暹寺住職は同盟各宗派管長認可の日附の前後に依り、其早きものより一年交代となす事。

一日暹寺創立会に会長の外に顧問を置く事。

臨済宗各派と日暹寺〔明治36年9月25日　第一八一号〕

今回同寺創立に関して京都臨済黄檗各派管長は、去月二十八日建仁寺に於て協議を開き、其決議の結果次の如し。

一、日暹寺創立諸般の件は、客年十月十三日各宗派会議に決定せし第五号議案、及同年十一月五日会監会議に決定せし第五号議案、其他之に関聯せし諸般の契約を実行なしたる上、之れを処理すべきを至當とす。

一、前項の実行を為さゞる以前に於ては、日暹寺創立諸般の手続に対し、連署調印すべきことは之を謝絶す。

蓋し右の主意を約言すれば、彼の仏骨を奉迎して以来巨額の負債を生じ、其処分に就ては名古屋派は之が償却を負担し、其上にて名古屋に覚王殿を建設せんと予約なせるに、今日に至りて負債は

其侭になし。更に日暹寺を建設せむとするは頗る勝手至極の所置なるに付、前記各派は右負債決済の上ならでは日暹寺の建立に同意せずと云ふに在る由。

●日暹寺創立彙報〔明治36年10月10日　第一八二号〕

日暹寺創立に就ては、三十三宗派の管長が悉く調印するにあらざれば内務省に於ては受理せざるに依り、大菩提会日置副会長は、三十三宗派管長を一々歴問して調印を求めしかど、既報の如く本派本願寺を始めとして真宗高田派、木辺派、及び臨済宗の南禅、東福、建仁、天竜、相国、妙心、大徳の七派、次に近江の永源寺派、黄檗宗、都合九宗派断然調印し難き旨回答せしを以て、再度該宗派に対して調印の運動を試みたる結果、非調印の該九宗派は、再度会議を開きたる結果、従前の九宗派一致の態度を変じて、各自適宜の意見にて調印の諾否を決すべきことゝし、其回答は九月廿五日限り為すべしと決議して閉会せり。爾来各自本山に於ては重役会を開き、妙心寺派は他派に先ち調印することを決議したりしかば、其他一宗七派の執事は、去月廿三日南禅寺に会合して種々協議の結果、終に将来仏骨奉安事業に関する大菩提会、并に新に創立せる日暹寺の諸経費に関しては、同名連署の各宗派の所為に一任し、一宗七派は調印せず一切関係せざることゝなすも、仏骨に対し尊敬の意を表する為め、勢力の及ぶ限り其経営に対し相当の寄附金を為し、又末派の本檀信徒にも寄附金を奨励し、又負債の分担すべきことも決議し、以て日置副会長へ回答せり。其全文は左の如し。

拝展　今般日暹寺創建に付、該願書に対し弊宗派等管長へ連署調印可致旨、数回御請求相成候処、

釈尊御遺形奉迎以来の歴史に徴するに、本件は奉迎当時の如く、各宗派共同して有終の美を挙ぐることは頗る難事かと存候。殊に今後の御経営に付ては、弊派等は目下派内諸般の宗務多事にして、克く其驥尾に附し事に當るの余地なきのみならず、却て御経営事業の進行上に累を及ぼすやの嫌ひ尠からずと確信致候。依て弊派等は乍不法盟左記の各項の義を負ふに止め、

一、御遺形に対し崇敬を表する為め、弊派等実力の許す限りは相當の寄附金を為す事。

一、今後の御経営に対し、弊派等寺院檀信徒へ寄附すべきの旨、諭達を発する事。

一、今後の御経営に対し、弊派等寺院檀信徒間に渉り、菩提会又は日暹寺の名称を以て寄附勧募相成る事は異議なき事。

今後御遺形奉安事業に係る菩提会、又は日暹寺新設等詣の経営は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、一切関係不申事に致度候間、右宜敷御承認相成度、此段命に依り及御回答候也。　敬具

妙心寺を除く臨済宗八本山は、此の如く回答せしを以て、日置副会長は万止むを得ず右八本山に対して同盟連署、宗派の行為に異議なきの書面を差出され度、さすれば之を添附して願書を其筋へ

差出すべしと懇請せしより、八本山管長は即ち之に調印し、一昨廿六日午後五時を以て建仁寺久昌院に於て日置副会長へ渡し、是にて大菩提会対八本山の事は一段落を告げたり。其承認書は左の如し。

日暹寺創立出願に附承認書

一今般日暹寺創立出願の件は、同盟連署せられたる各宗派の所為に任せ、異議なきは勿論一切関係無之候也。

右

明治三十六年九月廿六日

黄檗宗管長　佐伯泓澄印
臨済宗東福寺派管長　済門敬冲印
同　建仁寺派管長　竹田嘿雷印
同　相国寺派管長　中原東岳印
同　南禅寺派管長　豊田毒湛印
同　大徳寺派管長　菅　広州印
同　永源寺派管長　久松琢宗印
同　天竜寺派管長　高木竜渕印

右の書面を差出したるが、大菩提会にては本派本願寺の連署せざるに関しては承認書を求めず、同寺よりの回答書を添へて内務省へ差出す由。

大菩提会負債の支払證書〔明治36年10月25日　第一八三号〕

同会の負債拾参万六千円は、昨年十一月に仏骨を名古屋に遷せし時、名古屋より支払ふべき筈なりしも、其後契約を履行せず、今回日暹寺創立の議成立するときは勿論此契約を履行すべき筈なりとて、大菩提会前会長村田寂順師の代理として同寺植山執事、先頃名古屋菩提会に出張し、厳談に及びたる末日置副会長同執事と同道して来京し、妙法院に於ける秘密会議を開き、其結果日暹寺創立に関し三十三宗派が共に円満に事を結ぶに就ては、前菩提会旧役員も尽力する事とし、此条件容れられたるより、日置副会長は其負債支払に就て左の證書を村田師へ差入れたる由。

貴殿、日本大菩提会々長の資格を以て負債せる一切の債務は名古屋同会に於て引受支払ふべきは勿論なるを以て、各債権者より督促の都度之を名古屋本部に廻送せられ度、本部は必ず之を埒明け、貴殿に紛擾を及ぼさゞるべし。

明治三十六年九月九日

日本大菩提会副会長　日置嘿仙㊞

前日本大菩提会々長村田寂順殿

●日暹寺と各宗派会議　本月中旬頃、名古屋に於て各宗派会議を開かれ、稲垣公使も出席して協議を遂げ、公使は本月二十日を以て帰任せられたりと。

覚王山日暹寺〔明治36年11月10日　第一八四号〕

去月十六日を以て同寺建立の許可を得たるに依り、同二十五日愛知県愛知郡田代村月見阪に於て、同寺建築地建標式を挙行せり。幾百の参拝者該地に充満し非常の賑ひの由。午前九時頃より日置

副会長及中村理事始め各宗取締諸師其他数百の信徒式場に参集し、建標前に於て般若心経を読誦して祈願をなし、其式後余興として念仏誦、煙火、角力、剣舞等ありて、近来稀有なる祝典なりと。此日日置副会長の朗読せられし祝文左の如し。

大日本明治三十六年十月廿五日、愛知県愛知郡田代村字月見阪に覚王山日暹寺建築地の標を建つ。恭く惟るに霊気の鎮攸大地清く、山川草木自ら潤沢す。此の地曩に各宗委員踏査選定の時に當り、蟄竜昇昇の瑞あり。以て衆目を驚かしたり。爾後区々の世評ありと雖ども、宛転今日に至りて実に此挙を見る。蓋し奇遇と云ふべし。然れ共荊棘尚ほ道に横り、鉏斧拈提其人を待つゝあり。憶ふに大聖釈迦牟尼如来在世の時、帝釈一茎草を拈して地上に捕て曰く、梵刹建立し畢りぬと、今此の機縁に撞着して感転た余りあり。記して以て天竜轂を推し、法輪常に転ずるの時を竣つ謹んで祝す。

各宗派会議〔明治36年11月25日　第一八五号〕

日暹寺創立に関する各宗派会議は、弥々来る十二月一日を以て、名古屋大菩提会本部に於て開くことゝなりしを以て、日暹寺創立同盟宗派管長、并に同盟各本山重役出席あり度旨、日置副会長より夫々通知したり。議案の重なるものは、日暹寺制規細則、日暹寺住職輪番、及び執事重役規則、菩提会事務を日暹寺創立本部へ引続の事等なり。

各宗派管長会議〔明治36年12月10日　第一八六号〕

既報の如く、覚王山日暹寺創立に関する同盟各宗派管長会議は、去る二日より名古屋市万松寺内日本大菩提会本部に於て開かれたり。當日の出席者は、

▲妙心寺管長代理前田誠節▲妙心寺派委員釈等顧、仝責山宗寛▲曹洞宗管長代理日置黙仙▲時宗管長代理河野良心▲興正派代理三原俊栄▲天台宗委員木村観順▲高田派委員長岡大仁▲大谷派委員関地良成▲浄土宗西山派委員長谷長観石▲曹洞宗委員大仏補教▲高田派委員安藤諦徴▲天台宗委員大久保良俊

の十三師にして、先づ議長の推選を行ひしに前田誠節師當選し、左の議案に付議事を開く筈なるも、當日は欠席者多かりし為め、議事は四日より開始することゝなり散会せり。而して三日は同地愛知郡田代村字月見阪の日暹寺建設敷地の検分をなしたり。

第一号　日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、仝寺創建の事及寄附金募集の事務を担任するものとす。

但覚王山日暹寺と日本大菩提会との会計を別途にする事。

第二号　日本大菩提会々則改正の件。

第三号　日暹寺制改正の件。

第四号　日暹寺施行法案。

第五号　日暹寺住職晋山に関する件。

各宗派会議〔明治36年12月25日　第一八七号〕

日暹寺創立其の維持、并に大菩提会整理の案件に就き、去る二日

より名古屋市万松寺に於て、各宗派会議を開きつゝあることは既報の如くなるが、同会は秘密会議なるを以て傍聴を拒絶せる由なるを以て、其審かなる事を知るに由なきも、今聞く所に依れば、出席者甚だ少なくして半数にも及ばず。即ち大谷派、天台派、妙心寺派、時宗、興正寺派、曹洞宗、西山派、高田派の代表者の出席せるのみにして、出席宗派は二十一宗派に対する僅かに八宗派なれば、議事の要領を得るに難く、加ふるに尚亦た名古屋派は菩提会の旧負債支払に付て前規約を履行せざるに依り、俄に此旨同盟宗派に通牒して出席を求め、去る五日天台宗真盛派、奈良の法相宗、同華厳宗、真宗誠照寺派の四宗派が出席の旨回答し来りて、漸く過半数となりたりと。議題の細目は左の如し。

○第一号議案　日本大菩提会と日暹寺の関係

一、日本大菩提会は覚王山日暹寺に属し、同寺創立の事業及寄附金募集の事務を担任するものとす。

一、覚王山日暹寺と日本大菩提会とは会計を別途にする事。

○第二号議案　日本大菩提会々則改正案

第一条、中名古屋市を「日暹寺内」とす。▲第三条第一項中、殿宇を削り「山日暹寺」の四字を入る。▲第四条中、殿宇を削り「山日暹寺」の四字とし、次行「会」の字を「資」に改む。第五条「ス」を削り「し総て日暹寺信徒とす」と改む。▲第八条第一号「会長は日暹寺住職之に當る」と改む。▲第十一条「一奉仕部」の四字を削る。第十四条「評議員会は、日暹寺制規に依り選出せられたる評議員を以て、之を組織す」と改む。

○第三号議案　日暹寺制規施行法案

第二条　但書所定理事薦挙の件。▲第十条、第十一条に規定する処の住職の選任すべき執事、理事にして、若し他宗派内より選出したる場合は、所属宗派管長の同意を求むべし。

○第四号議案　日暹寺制規改正案

第四条　日暹寺評議員は、各宗派寺院住職以上の僧侶中に就き、其員数は宗派末寺数に応じて、左に記載の割合を以て之を定め、関係各宗派管長各別に任命せらるゝものとす。但し評議員の任期は三年とす。

五千ケ寺以上の末寺を有する宗派二人。

五千ケ寺以下の末寺を有する宗派一人。

第五条　評議員会は毎年三月之れを開く。▲評議員会規程は別に之を定む。

第六条　評議員会に提出すべき事項、左の如し。

寺産管理の方法。▲毎年度会計収支予算。▲其他日暹寺住職に於て必要と認むる事項。

第七条　会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとす。

現行第五条を第八条とし、以下条を順次繰下ぐ。

○第五号議案　同

第三条　日暹寺信徒総代は、當番住職之を選任し、該信徒の所属宗派へ通知すべし。▲第八条「月字」を「年字」に改む。

○第六号議案　日暹寺住職の晋山式に関する経費予算案

仏骨差押〔明治37年1月10日　第一八八号〕

名古屋仮覚王殿万松寺に安置せる仏骨は、同殿の借家料七百余円停滞のため、万松寺住職吉川義直師は、去る十六日、之が差押を名古屋区裁判所へ申請したりといふ。今其詳報を聞くに、菩提会の内情は、現今の仮安置所万松寺は関係者より徳川家を説き、口約を以て一ケ月六拾円にて借受けたるものなるに、其借料を支払はざるのみならず、正式取定めの手続を為さゞるより、末寺及び信徒総代協議の上、其責任ある吉田禄在氏に再三迫り、尚ほ又日置黙仙師に交渉せしも、其の要領を得ず。因て過日開ける各宗管長会議に事情を具申したるが、是亦埒明かざるより、遂に法類総代近藤得昇氏に全権を委任し、當地弁護士岡田芳蔵氏を代人として、執達吏金子健太郎氏より左の書類を送達せり。

従来認められたる万松寺堂宇貸借の契約は、之を解除す。若し引続き御使用相成るに於ては、来る廿一日迄に改め、契約の締約を望む。万一同日迄に契約成立せざるに於ては、御使用ならざるものと承知す。

住　職　吉　川　義　道
訴訟代理人　岡　田　芳　蔵

明治三十六年十二月十五日

日暹寺住職吉田源応殿

仏骨立退の訴訟〔明治37年1月25日　第一八九号〕

前号に仏骨差押の見出は、仏骨立退の訴訟の意、正當に近きものゝ如し。今之れに依て、左に万松寺住職吉川義直氏等より、各宗管長に出せる詳なる顛末書を掲ぐ。

謹で各宗派管長猊下及高僧大徳に訴ふ。

各宗派管長猊下及び諸大徳は、三冬の始め、當市裏門前町万松寺の一宇に御来会在らせらるゝを聞く。時に臨で、万松寺と日本大菩提会との間に於ける過去現在の事態に就て、聊か不肖共の所思所感を開陳して、御尊慮を煩はさんと欲す。抑も万松寺は、名古屋市内の巨刹と称するも、微禄少檀。其伽藍は大破損を生じ、後来は僅に一ケ月金参拾有余円の家屋賃貸料、及び地料、臨時法会等より生ずる信施を以て堂宇を支持し、三宝供養の途を支へ居たり。然に幸にして、客年十一月日本大菩提会愛知協賛会の需に応じ、借受人に於て殿堂修繕等をなす、或条件の下に於て殿堂全部を貸与し、之と同時に仮本堂を建設し、本尊を始め其他仏像仏具を奉遷し、住職及び詰合の衆僧は、従来借入ありたる一小家屋に移住し、是迄執行し来りし総ての法会も中止し、且臨時信徒の法会も廃止同様に帰し、現在三宝供養堂宇修繕の資料としては、目下堂宇借入料の外殆ど収納の途を絶せり。茲を以て、當春以来数回日本大菩提会に対し貸入料の

要求をなしたり。然るに大菩提会は言を左右に託し、一ケ年金弐百円の貸入料に締約しあるが如くに謂ひなし、且つ該金すら納付せず。凡万松寺の過去現在の財政に徴し、一ケ年金弐百円にて、三宝供養を始め、百般の費途を支ふることの能ふるや否、是又御照鑑を仰度、加之一部の修繕を要求したるも之すら応ぜず。或は恣に万松寺門頭に、覚王山日暹寺と大書したる門札を掛け、且裏門前町日暹寺と記したる仏供米袋を信徒一般に配布し、殆ど万松寺をして自然消滅をなさしめたる感を喚起令しめたり。凡万松寺に因あり縁あるもの、右の事実を見聞して、心に快しとするものあらんや。殊に又、日暹寺へ万松寺殿堂を貸与するに於ては、法規として其筋々の認可を要するは無論の事に付、去十一月二十四日、日置副会長に宛て其筋へ出願する書面を送付し、借入者の署名調印の取計を要めたるも、未だ今日に至るも何等の回答を為さず。太だ不始末の行為と謂はざるを得ず。但し万松寺現在殿堂の形体門札の如きは、最早や諸大宗師の眼球に触れたる事と信ず。前陳の始末なるも、万松寺は飲泣容忍して今日に至れり。以上の次第に付き、賢明なる各宗派管長猊下、及び諸大宗師は、事態御賢察成し下され、左の条件の下に於て、御賛成を仰ぎ度事に候、恐惶謹言。

一金七百弐拾円也　一箇年貸入料

此内訳

一金弐百円　建物営繕費

一金参拾円　地租并に課税

一金四百九拾円　家賃并に地料及臨時法要等の年度寺納金減収額の補充并に火災保険料支払

明治三十六年十二月五日

万松寺住職　吉川義道

長松院住職末寺総代　松浦祖英

浄源寺住職法類総代　近藤得昇

他に檀家信徒総代六名連署

日暹寺同盟各宗派管長殿

右の陳情書は、昨年の宗派会議に提出したるものにて、一方には直接當事者吉田禄在氏、并に日暹寺住職吉田源応氏師に交渉したるも、孰れも要領を得ざりしを以て、弁護士岡田芳三氏を訴訟代理人とし、去歳十二月十五日附を以て、従前の約定解除と、更に契約締結の催告状を発し、一週間の期限を示して、執達吏金子健次郎氏より住職吉田師に送達したり。然るに二十二日迄は、何等の回答なきを以て、更に岡田弁護士より、仏骨立退の訴訟を名古屋地方裁判所に提起したるものなりと。

日暹寺と菩提会（明治37年5月10日　第一九六号）

日暹寺創立事業に付ては、客年末名古屋の各宗派会の結果、日置嘿仙師は日暹寺創立事業、前田誠節師は大菩提会事業を分任することゝしたるも、時局の為に各事業は中止の姿となり、負債拾参万六千円の整理委員として、宗派会より選定せし天台宗の中村勝契、浄土宗西山派の長谷川観石、興正寺派の三原俊栄、大谷派関地良成及び前田誠節の諸師会合するも要領を得ざりしが、去程来

大谷派を除き各委員名古屋に会合し、両事業に対し左の協定を為したる由。

一、日暹寺仮本堂は、大仏妙法院宸殿を模造し、愛知県愛知郡月見坂に、予算壱万七千円を以て建築する事。

但し月見坂十二万坪の寄附地は、既に六万余坪登記を了り、其余漸次登記手続中の事。

一、大菩提会負債整理に付ては、債権者中時局の為に強て督促を為さゞる示談整たるも、此内止を得ざる分は、名古屋に於て調金し、漸次支払ふ事。

何をか本派の事態と謂ふ〔明治37年9月10日　第二〇四号〕

明治三十七年八月十九日を以て、教務本所に開かるべき常置員会は、何故か該期日に到着すれども開かれず、議事以下の役員は中に暑中賜休にて帰省したる人もあり、又名古屋に、管長仏心宗空大禅師を訪問せらるゝ人もあり、幾多の公用にて何れの地かに赴きつゝありし人もあり、一方常置員の方にも越智日吉の両師は事故或は病の為めに不出の届出あり、此間延びて両三日を経過したりき。

廿日に至りて教務本所役員の東西より帰所し、出勤せらるゝを見たり、同日に管長大禅師は其御病悩と聞きしにも拘らず、俄然帰山し玉ふの電音あり。予て吾人等が恒に御慶快をのみ祈り奉りし赤誠の通してや、御勇健なる法杖と共に諸の侍者に囲繞せられ、一山の大衆が挙て奉迎しける中を最も愉快に御帰山ありける。翌日は教務本所の諸役員は申すまでもなく、一山の耆宿を始め、逗留しつゝある常置員諸師方は、早暁より小方丈に赴きて相見ありし。又聞く當日　管長大禅師には、其御悩も忘れ玉ひ、夙に教務本所に課せて、議事執事及顧問の方々を小方丈に召し寄せられ、懇切なる一場の御訓諭の下に、各役員の時局（本派本山の時局を云）に対する意見を徴し筆記せしめて、是を猊右に留め玉ふと云ふ。

降りて廿四日　管長猊下の命に依り、教務本所内に臨時調査局は開かれぬ。同時に池田議事及釈執事は、教務本所に出勤することを遠慮すべしとあり（是より先き前田議事は進退伺を　管長猊下に呈せられ自ら屏居謹慎せらる）、井上第一部員、大江受付係は其職を解免せらる。

此の如き出入の事実は不言不語の間だに甲説乙播し、廿七日には大阪朝日新聞に妙心寺紛擾と云の一記事を揚げ始め、遂に京阪の幾新聞迄が争ふて諸種の臆説揣摩を逞ふするに至る、吾人は吾人の本分として、教務本所が執持せらるゝ方針及目的は、或る種の容るす限り報道にするに勉むべし。且つ精確に事の真相を探究するに尽力して、本派道俗の憂慮を解くに吝ならざるべし。願くば世俗輩の喋々呶々する稗説に惑はされ給はざらんことを望む。

今や教務本所に就き、今回の事態を探究するに、管長大禅師が教務本所各職員を猊下に召寄せて、御訓諭一場の下に各員の意見を呈せられしは、左の三項なりと云（但情報に属す）。

一　目下急迫に際しつゝある、某〇行に対する処理方法に関す

る事。

一　常置員会に対する処理の事。

一　債権及債務特に債務に対する処分の事。

以上元とより具体的に立案せられたるものにあらざるを以て唯其要を挙ぐるのみ、之を諒せよ、今ま是を或る種の上より観察すれば、随分重要の件なるに相違なけれども、之を本派立教開宗の上より打算すれば、一小俗事乃ち瑣々たる末事なりと云も不可なかるべし。左りとて大なる河流は、元と涓滴より成るものなれば、敢て瑣末の小事と速断し没了すること能はず。少しく夫が理由を開陳せん。

第一の某〇行はたしかに債権者なり（本山の債務となりしことは別に序すべし）。債権者は財産差押執行処分の権あるものなり。一たび過ちて之れが処分せらるゝことあらんか、本山千万年の汚涜を其歴史に遺し、我神聖とし尊重し帰崇し奉る、微笑塔下及世々の祖師先師に対し、何を以て其屈辱を謝せんとするか、是瑣事として看るべからざる所以の一なり。

第二常置員会は、本派議会の目代として本派の会計を監理し、兼て教務本所至高の顧問たるものなり。其責や大なりとす。今或る期日の下に之を徴集しつゝ、数日の後に至りても教務本所は、開会の時限を報ずるに至らず。此の如きは単に教務本所の失態と看過し已むものならんや。況んや、今回の同会は本年の通常会に於て議未だ尽くさゞるものありて、双方確約の下に復たび徴集し開会するものなりとのことなれば、其必要条件あるは勿論のことなるべし。爾るに此く失態を演じたるもの、之を本派本末交互の権利義務の問題として論ずる頗る価直あるべし。故に一瑣事として看みるべからずとする所以の二なり。

第三負債の事たる之を聞くこと久矣。元来宗派には宗派限り一の政柄（又之を法柄と云）ありて、部下乃ち末派僧侶を統括し得るの全権を有すれども、之れが統治の下に被統治の者をして義務を欠く場合あるも、之に対し毫も制裁を加ふるの法あらず（宗制の下にある徳義上の懲誡は別とす）。故に宗派統治上必要に依り賦課したる金員も、間ま未納となり設令ひ未納せざるまでも納期常に後くれ勝ちとなり、之れが為め予算に定めたる収入の歳定額は一片徒法たるの観あり。末世の人多くは徳義の制裁を格別慚つべしとも思はぬ結果、遂に一方の統治者側にては一時にもせよ必用の資金は繰り換へて融通を為し、事務の発展を計らざるべからず。是れ教務本所に債務あるの一因なり。

夫れ如此而して債務の始めて現れしは、明治十五年頃の事なりとす。年々債務の積りて終には底止するなきの感ありて、一派には基金を置き以て、頼むべからざる賦課金に依らずして歳計を保持し、一派永久の基を固定せんとせしもの、即はち今の寺班元金なり。寺班元金は設けられたりと雖も、前段述るが如く無制裁者なる横着者は依然として存し、年々教務本所が是元金を借入れ来りて歳計の支出を補填し、一方には歳計支出の上より利子を収入に納め、及元金を返却する等の煩を生じ、近年教務本所の歳計予算に視るも、予算収支十分の二は幾んど是れが出入に充てゝ、左袖

より右袖に移し懐中常に物なきの観あり。吾人は當時既に思ふ、此の如きは経済の當を得たるものとなすべからず、宜しく疾かに一刀両断して歳計収支の方法を改転せざれば、他日大に悔ゆる時あらんと。或は當局者に、或は議員中の個人に就き、姑息手段を廃めらるべしと忠告を為したることもありき。

三十三年の夏　大覚世尊の　御遺形来朝してより、各宗派間に日本大菩提会組織せらる。此時本派執事後藤禅提氏は、我本派選出の委員として、会の重役に挙げらる。偶ま創業の事とて会務進捗に対し会金伴ひて収入なく、資金屡欠乏の苦みあり。後藤禅提氏は、他重役と共に我本派なる時の会計部長日吉執事に依頼し、若干金の融通を為したりと聞く。是れ日本大菩提会と我本派本山と係累を生じたる嚆矢となす、転じて三十四年秋となりて後藤氏去り、日吉執事も亦た退かれ、是より先き各宗派の推薦にて前田議事は同会の副会長たり、教務本所にては釈等顧氏を執事兼会計部長に挙ぐ、此時同会の困憊殆んど其極に達し、村田同会々長以下尽く某銀行の破産と共に、執行命令を受け財産差押をさせられたり、蓋し前田議事等の新任せられたる役員は此渦中に在らず。於之乎各宗派挙て我本派に哀訴し、一時の救助を請求せらるゝあり。故管長　小林宗補大禅師慈悲の涙もて前田議事釈執事の両位に内諭を下し玉ひ、結局一片同情の下に日本大菩提会の非運を救拯せり。是ぞ我本派本山の日本大菩提会に係累を重ねし第二の主因なり。果ては救済に救済を積みて現今日本大菩提会が有する債務の多数は、我本山の債権たりしに至る。

内は本派内にありても、外は日本大菩提会に対し債権者としても、何れ債務の免れ得べきことなきは同一にして、其金額の多数なる、係りて本派本山の基礎に関すること疑ふべきに非ず、然れは敢て一小瑣事なりと看過すべからざる第三の主点なりとす。此の如き重大件と認むる外に事々物々情由の判定に苦しむもの従て多からん。管長大禅師は一に御自身の非徳に帰し御慨歎あらせ玉ふ由に聞く。実に恐れ多き限りなるべし。

斯くて又　管長大禅師には臨時必須の御処分として、今川前管長、釈薩水前顧問及三関天慧氏を臨時顧問に任し、虎渓筌応、釈古槐、東海承天の三氏を参加とし、今の稲葉顧問と共に臨時顧問会なるものを設定せらる。吾人は是れ時局に対する必要の御英断なりと察し奉る。如何なる重大なる件も是等老宿の補賛によりて、明々快々に処理し得られて遺憾なきを期せんとす。

公　　報

本派議事弐名、不都合ノ廉アリ。一時休務ヲ命シ詮議中。本派常置員会ノ諮詢ヲ経テ、議事事務取扱ヲ置キ、當分議事ノ職務ヲ取扱ハシム。

明治三十七年九月九日

妙心寺派管長　関　実　叢

本派財務ニ関スル緊急ノ件発生シタルニ依リ、特ニ諮詢ノ必要アリ。本山ニ対シ尤モ功労アル者宿若干名ヲ召集シ、嘱スルニ臨時顧問ヲ以テス。本職ハ本派綱目ノ保障ニ拠リ、善後策ニ付臨機ノ処置ヲ施スヘシ。本派僧侶ハ此際他ニ煽動セラレ、或ハ附和雷同

シ、什伍相混シテ其本分ヲ失却シ、布教伝道ヲ怠ラサル様深ク戒勵スヘシ。

本派管長　関　実叢

明治卅七年九月九日

議事事務取扱　稲葉元厚

本派の事変〔明治37年9月10日　第二〇四号〕

明治三十七年度継続常置員会は、六月中に開設すべき筈なるも、種々事情のあるありために、遷延亦遷延経過し来りしが熟議一決して、愈八月十九日を以て開設すべき旨通牒せしを以て、常置員三玉禅誉、原円応、平松亮卿の三氏は、同月十八日に登山せられたりき。翌十九日左の意味の伺書を教務本所宛て提出したり。「常置員会は本日何時頃開会相成候哉伺に及び候也」。此れに対する教務本所の回答は「本日継続常置員会開会可致の処事故之あり本日は開会の運に至り兼候運云云」。翌廿日に至るも、本所は同意味の通牒を齎らせ来りたるを以て、此間常置員は職責上審査を要する点ありて、平松氏は太秦登記所へ出張し彼是調査の結果、掩ふべからざる事実を発見せしとて、翌廿一日早朝常置員三名は、管長猊下に拝謁して伏奏せらる（書面略之）。

此に対し管長猊下は、追て沙汰に及ぶべきを以て滞山せよと命せられたりき。當日前田議事は、進退伺書を提出して以来、訪問の客を杜絶し、自ら謹慎を表して目下待命中なり。廿二、三日教務本所内の風雲頗る騒然たる光景に見受けたり。廿四日午後一時、管長猊下の命に依り、池田議事、木宮執事、永井執事及常置員の三名は教務本所へ出頭せり。管長猊下は稲葉顧問を従ひ、教務本所に御親臨あらせられ、議事及執事に対して左の意味にて御親示ありたり。「一昨日提出の意見書に対しては詮議中なり。本日は臨時処理すべき件あるに依り、今より執行すべし云云」。亦引続て「稲葉顧問始め一同へ事の終了するまでは退去すべからず」と命ぜられたり。管長猊下は釈執事を召喚して、教務本所貯蔵の公債證書に関する諸帳簿及一切の書類を、即時當職に提出すべし云云命ぜられると共に、以上の常置員三名に該公債證書検閲を命じ、又池田議事に立会を命ぜられ、其検閲を執行したる結果、金庫の公債證書に異動あるを発見したり。此事たるや一朝一夕の出来事にあらずして、遠くは停車場設置、或は育英事業のため、或は菩提会の関係上より今日の状態に至りたるものなり。管長猊下は池田議事、釈会計部長へ該公債證書の事に対し始末書を差出すべき旨、及教務本所金庫内の現在品目録を調製し、直ちに當職へ提出すべき旨命ぜられたり。同夜釈等顧へ勤務停止を命ぜらると同時に、池田議事へ左の命ありたり。「会計部長釈等顧、不都合の廉あるに依り取調中。教務本所勤務を停止し、執事木宮恵満へ会計部長、事務臨時取扱を命じたるに依り、立会の上教務本所金庫の鎖鑰及金庫内の物件別紙目録に基き、即時釈等顧より木宮恵満へ引渡さしむべし云々」以上の手続を経て、散場を命せられたるは、午後十一時に垂んとせり。翌廿五日木宮執事、永井執事進退伺書を提出して以来待命せし所、廿七日教務本所常務勤続すべ

き旨命せられたり。亦常置員三名は、本山財務臨時調査の任務を負ひ、目下調査中なり。故に其凡ての事実の真相は、未だ知るに由なし。然るに各新聞紙の報ずる所は、斉東野人の言にして其真相を得たるものにあらず。而して管長猊下は、茲に善後策を講ずるに先ち、本派布教の大敏腕を以て、名ある三関天慧、今川貞山、釈蔭水の三師に臨時顧問を嘱托し、以後益、快刀乱麻の慨を以て着々善後策に進まるゝ御決心なりと。

●言議　名古屋なる柴田某と云る人、我　〇〇〇〇〇に対して、日本大菩提会債務に関して、名古屋有志者等は、我妙心寺と直接に協議して、夫の有名なる同会の債務を五万円に減額せり。是に付ては妙心寺當局者には、言ふべからざる不都合の事態ありと申告せし由なるに付、之を聞き糺したるに、我當局者は名古屋有志者等は勿論のこと、柴田なと云る儕輩に一度も逢しことなく、又同会の債務を五万円にするのせぬのと協議を為したることもなく、況んや柴田など名乗れる人に面会せしこともなしと謂はれたり。而して日置副会長よりの書面に、柴田なるものに上件の事を詰問したるに、同人は斯る話しをなせしことなしと云へりとのこと。左すれば我〇〇〇〇〇の仰せありしことも何人かの捏造にて、言を柴田と云人に仮りしものにて、太だ気の毒の次第なりと、或る人の語らるゝまゝに此くは記しつ。

●我聞く　本年四月中、前田議事が在東京柴氏よりの電音に依り、東上せられしことは曽て聞く所なるが、他にて推測する某官衙に在るシハなる人にてはなき由に洩れ聞きたり。

●野原稲蔵先生　同氏は曽て在京せらるゝこと殆んど九年。其間本輪の記者及編輯人として本派に貢献せらるゝ所多く、花園学林の教授としては、吾本派内の子弟其薫陶提撕を蒙りし者亦た甚だ多し。特に氏が温藉なる性質は、内外の道俗挙りて称賛し、為めに交盟を乞ふもの些なからず。此頃家事の為めに、従事せられたる従前の任を一切是に辞し、故山に向はる吾人何ぞ哀別の情に耐へんや。同氏が前田議事へ宛てられける書中に、

将去洛陽偶賦
飄零為客九星霜、物色依然古洛陽、自怪風流縁甚薄、又追帰雁向故郷

日暹寺住職交代（明治37年9月10日　第二〇四号）

名古屋なる覚王山日暹寺の住職は、立教開宗の新古に依りて順次交番任期を一年とし、昨年八月天台座主吉田源応師就任したるが、去月は満期に付、遞次番たる天台宗真盛派管長石山覚湛師交代就任することゝ為りたり。

本派の事態と杞憂（明治37年9月25日　第二〇五号）

本派の財政事変なるものを惹起せる大要は、前号の誌上を以て報じたりき、而して茲に起るべきものは其善後策之れなり。當路者の処置の如何は、本派将来の消長に重大なる関係を有するものなりとす。

英明なる管長大禅師は、事態の容易ならざるを道破して、綱目の

規定外に、本派に於て名声嘖々の宿老今川貞山、釈薩水、三関天慧の三氏を座右に召喚して事々を諮詢せられ、其態度をして益深重ならしむるは、至極適當なる挙にして吾人の賞賛に堪へざる所なり。而して一方に於ては稲葉元厚、木宮恵満、三玉禅誉、原円応、平松亮卿氏を以て本山財務臨時調査員として、其調査を命ぜられ、着々事務進捗しつゝありと云ふ。

這般財政改革の首頭として、昼夜御心慮を煩はし奉る管長大禅師、及び蹇々匪躬の誠を尽して、事に當られる宿老顧問、財務整理員諸氏の労に対して、吾人は多大の感謝を払はざるべからず。其進行上殊に刑事問題の重大事件を提起するの止むなきに至るに於てをや。此挙の適當なると否とに就ては今更論すべきにあらず。只一派の全体より見て、頗る軽からざるものなるを以て、一派の僧侶は勿論、其檀信徒は後来其進行の如何に向て、常に深き注意を払ふものなり。

此提案に就ては云ふまでもなく、當路者は経営惨憺、研究に研究を重ねたる結果、此挙に出でたることに於て何人も疑はざる所なり。然れども此事件の落着に関して衆論異説紛々として其帰着する所を知らず。今爰に此等の説を綜合概括して、事態の進行を見る、敢て徒労の業にあらず。

第一、此等の事変を惹起したるは、前田氏等の憎むべき行為に由来して、其罪跡は掩ふべからず、今は早前田氏等自身に於ても其免るべからざるを自覚せるものなり。本派将来のため其罪堂々責むべきなり。亦綱目の規定を見るも決して此を仮借し置くべきにあらず。

然し此回提起したる事件たるや、要するに前田氏等の行為の処罰問題よりも、寧財務整理上より来りたるものゝ如し。此言にして果して真なりとすれば、其目的とする所は、某々銀行に入れる拾万円の公債券の返還にあり。其方法として前田氏等の今日（雑報欄に就て見るべし）あるに至れり。

本派が菩提会に手を染めて以来、財政界の紊乱は世間嘖々する所なりき。其間多年、各宗派に関係する事極めて複雑錯綜するを想像するに難からず。其進行尋常一様にあらずして多数の時日を要するあらば、仮令其結果成功したるとも、其間に消費する莫大の金額を投ぜざるべからず。若しも不幸にして三年乃至五年の長日月に至るとすれば、徒に法律家の餌食となりて、其結局する所数万の巨金を投じて罪人を宣告するに終るのみと。

第二、這般の事件幸にして好結果に終局するあるも、尚ほ第三者より畏こき本派の至尊を被告とる如き不幸あるときは、内に本派の禍根を益増殖せしめ、外に幾万の信徒の信念に影響して、其統一する所なきに至らば、本派の前途実に雄々しき大事なりとす。其事情異なれりと雖も、東本願寺の財政紊乱より延て今日の窮状に至りたるは実に好模範なりき云云。

其云為する所畢竟するに以上の二者に過ぎず。而して其何れか果して真理なるや否、法律の明なき者の探知する所にあらざるも、赤誠以て関山下の前途を思ふの心底より現はれたるものとすれば、敢て傾聴の価値なきものとせず。然れども今更如何に云為す

るあるも、事既に死後の医談のみ。後来は只當路者の智嚢に待ざるべからず。

公　　報

本派一般寺院

明治三十七年九月九日宣示第二、五行目ノ本派ハ「妙心寺派」ノ誤植ナリ。右報告ス。

明治三十七年九月十一日

妙心寺派教務本所

普告第百〇六号　　本派一般寺院

明治三十七年七月九日普告第百〇四号ヲ以テ、本派議員選挙ヲ行ハシメタル。第十三選挙区議員投票ハ再審査ノ結果、有効ト確定セルヲ以テ、同年九月十日普告第百〇五号中第十三選挙区議員選挙ニ関スル事項ヲ取消ス。

妙心寺派管長　関　実　叢

明治三十七年九月十七日

本派の事変〔明治37年9月25日　第二〇五号〕

端なくも本派事変なるものを惹起せり、前号を以て宿老顧問の任命までの消息は大要報じたり。其後二十日までの推移を摘要せば、▲四日釈薩水、三関天慧両氏の登山なきも、茲に緊急事件あるを以て、既に登山せられたる宿老と夜十一時頃より秘密会を開き、徹夜凝議する所ありたり。當日の会合者は、

管長大禅師、稲葉元厚、今川貞山、虎渓完応、釈古槐、東海承天、木宮執事、永井執事、三玉禅誉、原円応、平松亮卿の諸氏にして、此会の組織たる最も秘密を守り、表面には何等発表せざるも、事実後来取るべき方針に就て、頗る堅固に一致したるものと記者之を認む。▲翌五日愈々前田氏を刑事被告として、関係者は其筋へ手続に及びたりと聞く。▲六日顧問会の開設は、本日を以て始むべき筈なるも、釈薩水、三関天慧の両氏は都合ありて登山の期日を後れられたるを以て其運びに至らず。▲七日夜、釈薩水氏登山せられたりき。當日妙法院門跡村田寂順師は、三十九度の高熱の病躯にも拘らず、二尊院住職貴志寂忍氏と同行して大森知事の内意に依り、妙心寺事変に対し、法廷或は監督庁を煩はす事あるに至りては僧界の面目立たず。可成穏かなる方針を執るべしとの意を齎らせられたりと。管長大禅師は、當派は當派の綱目ありて、其定むる所に従ひ至當の処分をなすべし。決して不法の処置に出るあらず。幸に安心あれど答へられたりと聞く。▲八日宿老顧問会は、本日より開くべき筈なるが、三関天慧氏八日夕入洛すべき旨の打電達したれば、九日に延期したり。▲九日各宿老七名参集したるを以て、本日午後三時過ぎより同会を開会し、管長大禅師を始め木宮執事、永井執事、三玉禅誉、原円応、平松亮卿の諸氏出席せられ、一条の挨拶ありて次で諮問案を配布したり。其大要は負債償却の方法、台湾北海道に於ける寺院説教所に対する方法、花園学林に対する方針、其他細目に渡る箇条ありたり。斯る重大なる要件を議するは固より即決すべきにあらず。故に一日の熟考時間を与へ、十一日午前開会するを約し点

灯後に散会したり。▲十日休会。▲十一日顧問会を開きたり。議題は前記の如くにして、其決議如何になり行きしや未だ聞くに由なし。然れども同会が十九日まで休会されたるより以て見れば、議員の考案未だ熟慮するに暇なきに由るものゝ如し。▲十二日木宮執事は京都地方裁判所に出頭し、其筋の役人に面会を求め上申する所ありたり。▲十三日伊藤検事は前田氏に宛取調の件あるに付、十四日午前八時検事局へ出頭すべき旨召喚書を発したり。▲十四日前田氏は検事局に出頭して種々取調を受け、続て四十九、京都の両銀行に打電して、妙心寺の債権に関する一切の書類を携帯して、役員一名即刻出頭すべき旨を命じたり。四十九より片山茂三郎、京都より田中光太郎出頭せり。両氏に就き取調を終りて、再び前田氏に就き尋問を継続し、亦更に公證人樺井保親を召喚し氏に就て取調を終へ、三たび前田氏を取調べたり。検事は書記一名を伴ひて午後五時過ぎより妙心寺に出頭して、管長大禅師及池田議事、永井執事に就て訊問する所あり。十一時過ぎ終りたりと云ふ。▲十五日伊藤検事は、午前八時より花園警察署に於て、池田議事、永井執事、釈会計部長を召喚して、午後一時まで訊問を継続せりと。▲十六日花園警察署に於て、前田、釈の両氏を召喚して、前日の引続きの調査を遂行し、更に両氏に承諾同行を求めて、裁判所に伴ひたるは正午過ぎなり。夫より質問の件あるにつき、四十九銀行の片山茂三郎に出頭を命じたり。同夜山川検事は両氏に対し公私文書偽造行使、私印盗用、詐欺取財の罪名の下に起訴手続を終へ、其後未決監に収容したりと。▲十七日午前十一時過ぎより、伊藤検事、浅見判事は、川越書記及刑事巡査を従へ、前田氏の宅に出張し、家宅捜索を為し、続て片山茂三郎宅、樺井保親宅釈氏の家宅捜索を遂行したりと。顧問会は前記の如く十九日まで延会したるが、前田氏等拘引のため、期を早め本日午後顧問会を開きたり。▲十八日竜泉菴、春光院其他関係者二三の家宅捜索をなしたりき。▲十九日宿老顧問会は、老僧中二三差支あるより、二十日午後一時よりの開会を延期せり。▲二十日午後三時より開会せし顧問会の決議を聞くに、花園学林は従来の如く継続すること。本山の経常費は能ふ限り削減すること。北海道並に台湾布教に従来補助し来たりたる費は全廃し、唯保護を与ふることに止め、自由の方針を取らしむること。

妙心寺派教務本所録事〔明治37年9月25日　第二〇五号〕

本派議事　前田誠節
本派執事　釈等顧

本派議事ヲ免ス（明治三十七年九月廿二日管長）。

本派執事ヲ免ス（仝上管長）。

誡勖状〔明治37年9月25日　第二〇五号〕

誡勖状　本派議事　前田誠節

右、本派基本財産タル寺班元金ノ全部、及本山蓄積ノ保存金ヲ濫用シ、遂ニ本山ヲシテ不慮ノ悲境ニ陥ラシメタリ。

抑モ議事ノ職責タル法令ノ厳正ト秩序ノ整粛ヲ保全シ、本派役員

ノ首班トシテ管長補佐ノ重任ヲ尽スヲ以テ本務トス。爾ルヲ自ラ不正ノ行為ヲナシテ、本派ノ体面ヲ汚辱シ、患害ヲ将来ニ貽スガ如キハ、蓋シ恕スベカラザルノ主点トス。

依テ本派役員服務規程ニ問ヒ、同規程第十条ニ明示有心故造ヲ以テ論ジ、當役ヲ罷免ス

明治三十七年九月廿二日

妙心寺派　教　務　本　所

誡　勗　状

本派執事　釈　等　顧

右、本派基本財産タル寺班元金ノ全部、及本山蓄積ノ保存金ヲ濫用シ、遂ニ本山ヲシテ不慮ノ悲境ニ陥ラシメタリ。

抑モ会計部主任執事ノ職責タル本派綱目法則及教令ノ定ムル所ニ従ヒ、誠心誠意理財ノ一点ニ尽瘁スルヲ以テ本務トス。爾ルヲ之ニ反シ却テ不正ノ行為ヲナシテ本派ノ体面ヲ汚辱シ、患害ヲ将来ニ貽スカ如キハ、蓋シ恕スベキノ余地ナキモノトス。

依テ本派役員服務規程ニ問ヒ、同規程第十条ニ明示スル有心故造ヲ以テ論ジ、當役ヲ罷免ス。

明治三十七年九月廿二日

妙心寺派　教　務　本　所

公　　報

爰ニ内務大臣ノ認可ヲ得タル本派綱目施行ノ必要ニ依リ、教務本所例補則ヲ定メ、之ヲ布達ス。

妙心寺派管長　関　　実　叢

明治三十七年九月三十日

議事事務取扱　稲　葉　元　厚
執　事　永　井　智　嶺
執　事　木　宮　恵　満

教令第四拾八号

妙心寺派教務本所例補則

第一条　本則ハ本派綱目第三十九条ニ基キ之ヲ制定ス。

第二条　議事又ハ執事ノ執務上ニ関シ、管長ニ於テ調査上必要ト認メタルトキハ、議事又ハ執事ニ休務ヲ命シ、其執務ヲ停止スルコトヲ得。

第三条　前条ニ依リ、議事又ハ執事休務ヲ命セラレタル為メ、議事又ハ執事ニ執務者ナキニ至リタルトキハ、管長ハ其特撰ヲ以テ、議事執事ノ定員内ニ於テ臨時議事事。

菩提会（明治37年10月25日　第二〇七号）

菩提会の事業漸く其緒に着くまでに運びたる所、今回妙心寺事変なるもの起りて、副会長たる前田及釈氏の被告となりて、また〳〵一頓挫を来たし、去頃妙心寺は菩提会長たる妙法院門跡に向て五万円の貸金を催促したるが、妙法院に於ては此義務を各宗派管長の分担すべきものたるは勿論なり。依て先頃妙法院門跡村田寂順師は此程前御遺形奉安事務所総理、兼日本大菩提会長の肩書を以て「衷曲粛啓」と題する長文を各宗派管長に配布せり。篇中の要旨は大菩提会の失態に終りたる顛末を細叙したるものにし

て、其結局は前田、釈氏の疑獄に及び、過去五ケ年間に拾数万円の負債を為したるにつき、此上は正當なる手続に基き、自然に償却の道を講ぜざるべからず。就ては一日も早く各宗派会を開き、名古屋期成同盟会総代吉田禄在、小栗富次郎、服部小十郎が當時の比較調査員に対して為したる契約書の、右委員中曹洞宗弘津説三師の保管に係り居るものゝ回収を促し、更に委員を選びて名古屋派に交渉し、奉安殿の建築を速成して、同盟の誓願を永遠に貫徹せられたし、云云と切言せるが、猶ほ文中左の言の如きは、最も注目に値ひするものなり。

却説三回宗派会の決議実行せざるが為め、旧職員より督促したる結果、現菩提会副会長、日置黙仙師、前会長、寂順起対し、金拾壱万六千参拾九円八拾弐銭五厘の約束手形を領掌したるも、是亦実行なきにつき、速に起訴すべき旨は他の奨思ありと雖ども、苟も慈悲忍辱を旨とする仏弟子にして、さる行為をなすに忍ばんやと抑制し居候。然れども現に妙心寺に於ては、山内両住職を告発入獄せしめたる以上は、随喜菩提会々長以下に係り、何時産財差押に及訴あらんも計難し云云。

其後、各宗派管長等より、臨時宗派会開催の意見に同情を表するもの多く、大谷派は何時にても委員を出すと申込み、浄土宗西山派は、各宗派の尽力あらば管長も委員も出席すべしと申込み、臨済各派も委員を出すべしと云、永源寺派管長、芦津実全師は去頃妙法院に来りて、可及的尽力すべきを約し、融通念仏宗管長、清涼得善師も妙法院に来り尽力を約し、真宗誠照寺派管長、二条秀源師は書面を以て何時にても管長出席すべき旨を申来りたるよしなるが、宗派会を開催するには管長三名以上の発起者を要し、日蓮宗、曹洞宗、真言宗等の大宗派にして何等の回答なき故、未だ宗派会開会の運びに至らずと云ふ。

雑報

〔明治37年11月25日　第二〇八号〕

妙心寺事件彙報

▲妙心寺派臨時議会十月五日開会、其模様は大概議事録にあり、日吉全識の某氏に語れるには「関管長は大橋銀行よりの負債五万円には捺印したるも、四十九銀行の五万円と京都銀行の五万円とは毫も知らざる所なりと云はれたる由なれども、大橋銀行の五万円に捺印したるは違法ならずとなすべからず。此等のことに関しては事後承諾の規程もあることなれども、之を秘密に附して何等の報告もなさず、遂に今日に至り事の進行上止むを得ず報告し始めて、事後承諾を求むるが如きは、至當の処置にあらず。兎も角も大橋銀行の五万円は、妙心寺として之に捺印せざるべからざるの借金なりや否やは疑問なり。尤も前田等の手続に依らずして、擅に寺班金を費消したるは違法には相違なし。之と同時に関管長の行為も前田の罪状と五十歩百歩なり云云。

▲六日午後一時、執事木宮氏は、地方裁判所予審廷へ召喚され、四時まで浅見判事の訊問を受く。住友銀行京都支店長、久保喜久三氏も亦訊問を受く。四十九銀行の片山氏も召喚せらる。

▲常置員会　臨時議会は、大橋銀行の五万円に事後承諾を与へざ

りしかば、本山は進退に窮し、遂に十一日を以て本会は開かれたり。出席者は原円応、平松亮卿、三宅玄魯の三師なり。而て其決議は左の二件を承認するにあり曰く、

一、議案第一号、三十五年度派債金五万円に事後承諾を求むる件。

二、議案第二号、同年大日本菩提会へ五万円貸出金に事後承諾を求むる件。

▲今回の事件に於て、妙心寺が一派の本山として、将た人道徳義を唯一の標識として社会に立つ宗教家たる点に於て蒙る無形上の損害は、非常なるべく。若し金銭に換算し得べくんば、妙心寺の負債以上なりと論ずるものあり。

▲金貸業尾木久保は、妙心事件連累者として三十一日に拘引さる。同二十三日には、公證人樺井保親、五条警察の和田刑事の手にて拘引せらる。

▲京都新聞　十九日同新聞は記して曰く、前田氏を刑事被告人として出訴したるは、所謂血で血を洗ふものなり、妙心寺が出訴したる大凡、左の三理由に依りてなり。

一、従来より前田に反対の一派が、此機に乗じて彼を排斥したるなり。

二、弐拾万円の寺班金を一文残らず費消したるは、門末に対して申訳なきが故なり。

三、四十九銀行、京都銀行に担保として預け入れある拾万円余の公債證書を取り返し、債務全部を無効ならしめん為也。

此中最も重きを第三理由となす。果して此理由を以て出訴したるものなりとせば、宗教家の生命たる道徳は、毫も眼中に置かざるものと云ふべし。▲前記二銀行より相當の手続を経て借り受けしものを、仮令前田と管長との間に手違ありしとは云へ、第三者たる其銀行に迷惑を及ぼして、自己のみ宜ければ可なりとは、俗人社会にありても極めて卑しむべき心術なりと云ふべし。仏教各宗中最も重望ある妙心寺に、斯る卑劣心なきは明かなる事なり、云々と。妙心寺たるもの、京都新聞の言論を傾聴さざるべからず。

▲宗匠会なるもの、十一月七日教会詰所に於て開催さる。其内容には兎角の評あり、余輩は宗匠たるものゝ軽挙の行動を怡ばず。

決議書

一、管長の選挙法は従来の公選挙法を廃し、各本派専門道場の師家を以て互選する事。

二、各専門道場の師家を以て顧問とす。

三、議会は本山紀寮の旧例に依り四本庵の住職を評席とし、衆議を以て定むるものとす。

四、普通学は適宜に公立学校へ入るを可とす。

五、専門道場は甲乙なく一定たること。

発起人は中原鄧州師にして、出席者は東海蜻州師見性宗般師にして、他は悉く代僧のみなりき。

▲妙心寺門跡、村田寂順師は、九日に予審判事の審問を受く。

▲前田、釈両氏の被告事件は、既に取調べ完結し、浅見予審判事

は、伊藤主任検事に一件書類を送付したれば、同検事は目下書類の閲覧中なり。何れ近日中に予審結決を告ぐるならん。

▲天沢文雅、菊地清隠両師は十四日登山して、制度調査委員の辞令を受けたり。尚管長顧問、稲葉元厚師も其中に加へらるゝ由。

▲大橋銀行の強硬談判に窮してか、本山は今回新に参万五千円を、山水屏風（伝相阿弥の筆）一双外十七点を担保として、大阪の某氏より借り入るゝ事に決して、府知事に向ひ成規の許可を請願せしに、府庁に於ては目下内務大臣に申請中なりと。十七日頃にての噂。

▲南天棒上申書を出す。其要に曰く、関管長遷化の廉により前田、釈の特赦を行ひ、且告訴を取り下げ、又従来多数の懲戒処分を受けたる僧侶に対し、同様特赦を行へば、故管長追悼の意ともなるべし云云。鄧州師の提出の是非は、読者の判断に一任す。

▲藤島了穏氏は、本派本願寺法主の命を受けて、妙心寺事件の調停に尽力しつゝありと。又云ふ前田派の人より、密々に同氏に揉消運動を依頼せしなりと。何れも道聴途説。

▲整理委員の言。妙心寺派が本山内より刑事被告人を出せしに就ては、世間或は彼是れと批評するものあれども、管長は全く一身を犠牲とし、毀誉褒貶の外に立ちて、本山多年の精弊を打破し、一大革新を断行するの決心より出でしものなれば、勿論管長の遺志を継続して、其目的を遂行せざるべからず。想ふに遠からずして選挙さるべき新管長と雖、亦必ず其方針を変更するが如き事あらざるべし。勿論道徳を基礎とする宗教家が、派内の者を告訴して法律の罪人となすが如きは、一見不都合なるが如きも、事極端に渉れば亦、極端の手段を以て之に応ぜざるべからず。毒を以て毒を制するは已むを得ざればなり。

内務省辺にても、近時仏教徒間の腐敗堕落は殆ど其極点に達し、各本山等に於ても種々なる風説を聞くも、何分其派内に於て、生中道徳とか宗派の面目とか云ふ事に拘泥して、果断の処置に出づる能はざるより手の附け様なく、随て其弊害益甚だしきも、今回妙心寺に於て此果断の処置ありしは、寧吾国仏教界の為め喜ぶべしと云ひ合へる由。之整理委員某氏の言なり。

▲次号よりは、最も精密なる報導をなさん。読者翹足鶴首して俟て。

本派臨時議会（第二回）〔明治37年11月25日　第二〇八号〕

○第二日（十月六日）出席議員廿九名。

第六　本所委員報告、第七　常置員報告、第八　臨時財務調査員報告、第九　第一号議案第一読会、第十　右案附托特別委員選挙、第十一　第二号議案第一読会、第十二　右案附托特別委員選挙、第十三　第三号議案第一読会、第十四　右案附托特別委員選挙（以上）。

議長（岐津師）報告して曰く、昨日委員選挙の時請願委員で三番及十五番議員は、同点でありましたが、法臈により原義貫師の当選です。組長等は其処に掲げてありますから御承知を願ひ升。これより第六号議案の報告にうつります。尚本所より右の通知があ

りましたから、朗読致し升。

『一本月五日提出したる秘密会請求書右撤回候也』

これより本所委員の報告を致させます。

本所委員（木宮師）本日の報告は、人身攻撃又は誹謗等に渡る様な次第で、誠に言ふに忍びざる事柄もありますから、昨日秘密会議を希望しましたけれども、御承諾なきゆゑ、勢ひ止むを得ず報告致しますが、其来歴たるや仲々長くもありますから、前後矛盾の場合もありましやうが、其辺は御了知あつて御海容ありたし。前以てお断り申置ますが、元より私共が番外に列席する様な訳ではないですけれども、御承知の通り、八月廿六日前田誠節師及釈等顧師等の議事は、不在中ゆゑ管長猊下より直接に私共両名を御召喚になりまして、種々御懇篤なる御説諭を受けました。けれどもとても議事代理の任務を完うすることは出来ませんから、段々御断り申ましたけれども御許しがありません。尚一両日経過の後ち、私共を御召喚になりまして、猊下の仰せらるゝには、お前等が代理をして呉れぬでは本所は閉鎖せねばならぬ。然れども此本所と云ふものは、個人の設立ではなくて、政府より委托の事務所である故、夫れ〳〵手続を経ねばならぬ。次第依て、仮りに事務を執り呉れよ、と懇々御諭しでしたから拝命しましたが、各位へ対し面目なきも忍んで列席しました訳ゆゑ、此辺各員御諒知を願ひ升。今回の大事件の話しは、長くもありますゆゑ、自然報告の時間も長くなります。然るに昨日も、予審廷より出頭せよとのことで参りましたが、尚本日も只今出頭せよとのことですから、余り長く報告致して居る訳にはゆきませんから、途中で暇まを貰はねばならぬかも知れません。何卒其辺前以て御断り申置升。

抑も今回事件の起因は、昨年八月八日、大日本菩提会々長村田寂順師が、現管長猊下に相見せられ、其節の示談に返却の好方法なきゆゑ、何卒貴本山に於て御融通を願ひ度し云云もあり、又一方には其後、春光院の方へ本所議員一同にて来て頂きたいと、前田師より申し来ました。それ故に参りました。すると前田師曰く、前管長より某銀行に借り入れた金五万円の債務者は、妙心寺なる名義を以て公正證書を変更してもらひたい。私共は初耳の事とて、如何様に返答して可ならんと苦心の結果、同意は致しませなんだ。元来起債に當ては、夫れ〳〵規定あるにも拘らず、其手続を経ないものに向て同意する能はず。加之菩提会の現況に鑑み、更に信用を措くことができませんから、債務者となることは六ケ敷と申しましたれば、前田師の云ふに、イヤ夫程心配するに及ばず。村田寂順及日置黙仙より出したる約束手形を見せられましたが、其手形は五万円拾万円でした。然るに凡て手形と云ふものは有効期限のあるもので、其期限を経過すれば無効に属するものである。然るに其見せられた手形は、既に期限切れてあるのですから信ずることは出来ぬ。故に速答は六ケ敷と云て、其日散場しましたが、其時からして本所職員は自然二派に分かれ、此後四名（池田師、木宮師、永井師、稲葉師）の者が数回協議の後、前田、釈の様子を探て見ますに、誠に怪しき点が多いのです。却説其節銀行より請求を受くる様になつた原因は、第一に管長猊下遷

化せられたのが一原因。第二に某銀行に借入してをることを、妙心寺重役全体が承知の上と思てをりしに、段々探て見ると前田、釈の二師より外に承知して居らぬと云ふことを知た故に、請求が甚しかつたのです。又其節前田師曰、十一月には各宗会議もあることであるから、菩提会へ貸付たる拾参万六千円は、其時になれば必ず返済の見込がある故に、決て憂ふる様な事はさせぬ。尚約束手形の役立と否とに就て心配があれば、菩提会奉迎の節買入れてある吉田山、此等を担保にしても差支へない、といはれましたが、種々協議の結果、信が措ませぬから、八日より十二日迄、焦心熟慮して決議する所ありたり。四名の決議（池田、稲葉、木宮、永井師）。抑も銀行より借入せしは、前田、釈の両師であるが、其斡旋の労をとられしは、青山宗完師、及日吉師であるとの事依て、此二人の御方より池田師に依頼し、某銀行へ行て貰ふ様に手続をしたがよいとの事にて、池田師に美濃へ行て貰ひました。然るに某銀行では前陳の次第ですから、一刻も延期を承知しませぬ。右の次第ですから、池田及青山、日吉の諸師は空く帰山せられました。此時の本山の現況は如何でありましたか。実に危機一髪転とすれば、今にも強制施行せられる趣きあり。嗚呼六百年来威厳を損ぜざりし大本山が、一大恥辱を蒙らねばならぬとは、実に慷慨に堪へませぬ。夫れかと云ひ、書きかへずにをく訳にはいかず、如何せんと種々協議の結果、吾々犠牲となりて議会の面目を立てねばすまぬ、又三関師、今川師、釈師、虎渓師等の者宿もあるに拘らず、僅かに五万円位の事で本山が強制施行と云ふ事をきかれたなれば、実に潜然と涙を漏ぼさるゝ事ならん。嗚呼如何した者ならん。然るに前申す通り、日吉師、青山師は固より此件には関係のある事ゆゑ、第一に心配してもらはねばならぬ。其公正證書の上にも、連帯の借主であるから、何とか心配してもらはねばならんと云し所、日吉師の曰くには、此債務には関係なしと言はれました。尚ほ私共が推測しますに、吉田山の代価も此の五万円の内から出たかもしれません。してみれば、貴師も関係なしとは云へません故に、共に此件に就ては心配して下さつてもよろしい。右様に段々協議の結果、前管長時代より五万円の借財のある事は、前田師の話なれども、果して然るや否やを承認する確たる證跡はない。然るに今は二派と別れた上故、私は直接前田師に話が為し難い。依て池田師を紹介に入れ、話させしも確たる證跡なくして、其返事に公正證書を書きかへるとの話なれども、是れは承知出来ませぬ。兎に角證跡を見た已上でなければ、書きかへは出来ぬ、といひました。已上、件の如く書き替後でなければ公正證書を見る事は出来ず、又管長遷化後の事なれば、見る手係もなく、誠に困難しましたけれども、前管長猊下は承知してをられたに相違ない様です。何となれば二十三日に、某銀行員来り曰く、前管長御存命中に、天授僧堂にありて其節隠待をして居た坊様は、此事を承知してをられた様に思ひ升云云と、昨年議会の時も議員の質問ありましたから、其後借財の理由書を請求しましたれば、前田、釈二師より左の覚書が参りました。

『覚書』一、日本大菩提会々長村田寂順始め、同会役員は会資補

充の為め、大垣大橋銀行より、明治卅五年五月以後、数回に金五万円を借入れたり。其際同銀行の請求ありて、日本大菩提会長は、妙心寺住職故小林宗補に依頼し、保證人たらしめたり。▲一、明治三十五年十一月、日本大菩提会は京都を引払ふに至り、大橋は同会役員に対し、貸金の返済を請求するや、是より以前同会負債は、或る一定の期間に名古屋より弁償すべきが故に、延期を申込たる末、遂に大橋の請求と日本大菩提会の請嘱により、妙心寺住職故小林宗補は一時債務者となりて、大橋に対し負債をなし、一方日本菩提会に対しては債権者となりて、確約を為すの下に、債件を施行する手続を了したり。▲一、明治三十六年五月は、大橋に債務の弁済を了すべき期限なれども、名古屋は京都に対し負債を返還せず。於是や止むなく妙心寺は大橋に対し、本年九月迄延期の承諾を請求せり。是より先き数次、妙心寺は日本大菩提会在京都役員に対し、又元役員共に、名古屋に対し各自負債の権利義務に就き、往復対話尽さゞる所なしと雖も、之が解決を見るに至らず。遂に大橋は妙心寺に対し、證書更改の旨を迫促するを以て、日本大菩提会在京都元役員よりは、妙心寺に対し證書を差入れしめ、妙心寺は前例により、大橋に対し證書を差入るべきの手続をなさゞるべからざる場合に至る。右事実相違無之候也云云。

右の覚書に依れば、證蹟は不明なれども、前管長猊下承諾の手続は解かれたれども、右書の後の処にある通り、日本大菩提会より妙心寺に対し、公正證書を差入れる云云と云ふ事は、私共信を措く事は出来ぬのです。故に彼等両師は、此点を承知せぬと思ひし所からして、左の約定書を入れました。『約定書』今般美濃国安八郡大垣町大橋銀行より、金五万円を妙心寺に借入れ、該金を前日本大菩提会長村田寂順へ貸与するに就ては、他日間違無之為め、向ふ三十日間已内に成規の手続を経、拙者等より妙心寺へ、左の担保品を差入、借用證書作用すること。▲一、春光院所有の動産不動産一切。▲一、釈等顧所有の動産不動産一切。▲一、前田誠節所有の動産不動産一切。▲一、日吉全識所有の吉田山山林一切。右約定の通、無相違履行可致候依而如件。

右の約定の通り、担保品を妙心寺へ入れるから、何卒同意を願ひたい。其上菩提会よりは、五万円借りたいと云ふ公正證書を入れさせる、とのことでした。右の請求に対し、私共の考に、担保の手続が済だ上で願ひ升。然るに其手続をなすに三十日間を要するとは、余り長過ぎますから、も少し早く出来さうに考へます、と云ふたれば、前田師云ふ、日吉所有の分は容易に出来るなれども、其余の手続は檀信徒の調印及知事の認可等も必要であるから、速時に出来かねる。故に其手続の了るのを相俟つ日には、最早や銀行より督促の期日に切迫する。其期日に至つた事なれば、自然銀行の強制執行を受けねばならぬ。其時に至り容赦なきゆゑ、貴師等此辺を斟酌ありて、今貸して貰ひたい、と云事に就て、私共も大に困り、協議の結果、日吉師、青山師にも此事を協議しました。所が然れば私共が此約定書の證人に立つ、との相談がありました処が、此人等は此協議の席では別に資格ないけれど

も、青山師は議長の資格もあり、又日吉師は議員であり且つ常置員の事でもありますから、此両師が證人となれば、よもや間違はないと思ひました。依而約定書の終に、左の調印あり。『前約定の通り、私共責任を帯び、必ず履行可為致依而保證仕候也』右様に、執事監督の位置にあります御方が保證するとの事でありましたから、本派の規約に背く事はできませぬから、此時は私も涙を呑で暫時は語る事も出来んでした。前申通り、此大事件に対し同意を表する不都合千万、又各位に対しても残念なれども如何せん、強制執行のため且つ二師の説を断はる訳にも行きかぬる所からして、遂に同意をしました。同意を条件として左の覚書をなせり。『覚書』▲一、本派前管長、故小堀宗補禅師、本山住職中、日本大菩提会長村田寂順へ貸与するがため、美濃国大垣町大橋銀行より金五万円を借入れ置きたる趣にて、其返済期限云云の為め、本月八日前、日本大菩提会長村田寂順来り、最初の関係より現今の状態を述べ、大橋銀行へ借入金返済延期の取計方を、管長猊下へ依頼あり。同日、前田議事、釈執事より、池田、木宮、稲葉、永井へ妙心寺対大橋銀行金五万円貸借の件弁明あり。併せて證券書換の必要より、本件承認の請求を受く。池田、木宮、稲葉、永井は事重大件なれば、四名の相談を纏めて答弁する事を約し、散会す。▲一、翌九日、管長猊下より池田議事へ、本派の体面を汚さゞる様配慮せよ、との懇命あり。爾来四名は、日夜会合種々議を凝らすと雖、賛否容易に決せず。竟に関係者青山宗完、日吉全識に協議し、不日開かるべき各宗派会の結了迄、證券書換の延期を、此の両人より大橋銀行へ交渉せしむる事に一定し、十二日午後、池田議事、美濃大垣へ出張せり。翌十三日、池田議事帰山。大橋銀行延期の請求に応ぜざる旨報告あり。続て日吉、青山両人登山。善後策に付き斡旋の労を執る。▲一、一方大橋銀行は、今にも本山へ強制執行に及ばんとする気勢を示し、寸時も捨置くべからざる危機に迫れり。▲一、池田、木宮、稲葉、永井の四名は前管長猊下の慈慮に体し、本山の威厳と本派の体面とに重きを措き、左の条件を付して、焦眉の急を救ふ事に決せり。『条件』前田誠節、釈等顧より成規の手続を経て、妙心寺へ担保を入れ、五万円の借用證書を作成する事。但し担保は、春光院所有の動産不動産一切、釈等顧所有の動産不動産一切、前田誠節所有の動産不動産一切、日吉全識所有の吉田山山林全部。▲一、互に専断の行為なき様申合せ置くこと。右履行の上にて、前管長、故小林宗補禅師が本山住職中、日本大菩提会長村田寂順へ貸与するがため、大橋銀行より五万円金を妙心寺へ借入れ置きたる事を認め、而して證書の書換を為すに同意す。以上概要如件に候也。右は大橋銀行より強制執行云云に対する覚書でありまして、已上陳述しましたる事は、即ち十月八日より同十九日までに至る手続であります。其後四五日昼夜を通し、眠食を忘れて協議の結果、公正證書書換の事を、現管長猊下に奏上申したのであります。実に此事柄は、前管長猊下には御承知の事なれども、現管長猊下には少しも御存じなきも、強制執行を免る訳には行かんところからして、管長猊下には、忍ぶに忍ぶべからざるところを、涙を揮て證

書の書換をなさつたのであります。已上は證書書換に対する概要略でありまして、此に関する己人の配慮は、到底話し尽す事は出来ません。

次に此五万円の返済を、昨年十二月廿五日限、弐万五千円、本年三月廿五日限、弐万五千円返却する事に書換書が出来たのです。然るに一方では、日吉、青山両師は、前約定書通り、三十日已内に公正の手続をするとの事ゆゑ、日吉、青山両師を信用して居りしに拘らず、其後更に何の返事もなし。故に、私共は一日千秋の思ひをなし、再三再四書面を以て督促せしも、何の返事だもなし。彼是する内、既に三十日も経過し、尚ほ十日十五日と経過するも、更に何の音信もなし。依て三名（池田、木宮、永井各師）連印にて、手紙を以て督促せり。日月経過流水の如く、将に第一返済期日前に迫りしゆゑ、焦心苦慮、管長猊下にも実に宸襟を悩まされたのであります。此際前田、釈二師は名古屋にあり。一向無関係の様に付し去りあれり。其當時、青山師より前田師に此事柄を話せし所、前田云ふ、返却方法は出来てをるから傍観してをれ、との事でした。さうなが何と、無人情不徳義極るではありませんか。其後本所内で、上局二名の協議はありましたけれども、私共には点滴も其協議を漏されんのです。依て池田師を中に入れ、度々上局へ悃願せしも、何の返事もなく、又手続の話しもないです。然るに當時、前田、釈二師は名古屋に詰きりにて、更に返済の事に付き何の通知もなく、故に既に半額は返却になつたる事と思てをりました。然るに私は従軍僧の件に付、名古屋へ行きました其時、前田、釈二師の行動を察するに、甚だ不穏な様子が見ゑました。此時三原、長谷川の二氏も来会し、銀行へ返済云云の相談がありました様な次第で、まだ返済になつてをらんと云ふ事を、私は承知しまして、心配に堪へませんでした。若しも彼の約定書の時、日吉、青山両師が保證をなさらなんだならば、私共も承知しませんでしたに、又三十日間に其手続を選ぶとの約定も履行せられざる様な次第で、誠に各員に思ひがけなき心配をかけたのです。此等の事柄は、御話申すに忍びられん事ながら、話順序上御話し申した訳で、決して誹謗等に渡つた覚はないのです。夫れで五万円に対する事柄の話は是れで止めます。

次に異様の話がありますから、参考迄に御話し申升。外ではありませんが、本年四月に常置員会は開けました。然るに同月廿八日、春光院で開議がある故来てくれとの事でしたから、私共は参りました。其時前田云ふ、昨夜内務省より宇佐勝尾来京、俵屋とか柊屋とかに投宿、同氏より電報にて呼びに来りし故、昨夜行きましたのですが、宇佐の話に今回の出張は、日露事件に付、軍資必要の件にて、既に第一国債及外債の応募も好結果でした。然るに夫では未だ足らんからして、そーすぐに第二回国債募集すると云ふ訳にもゆかぬから、今度は各宗にて、壱千万円の有価證券の交換を願たいが如何であらう。何分宜布頼むと。是れから宇佐は東京へ帰て、東京の各宗へ頼み込むとの事であつたと、右様の事を話された故に、私（前田）も東奔西奔せねばならぬから、宜敷承知を願ふとの事でした。是れに就て、時節柄皇族方よりは金銀

塊を投ぜられ、軍資に充られる時節であるから、宇佐の申込も成程と思ひました。又前田師曰く、斯る時機に際し、斡旋するは所謂、利益交換であつて、後日宗教法案の際にも、又は仏教を公教とする様な場合には、大に助けになるかもしれん云云、と云へり。私共成程と信じておりました。すると其翌日、宇佐より電報来れりとか。其文は「カイケイヲツレ、スグコイ」との由、故に是より二名上京するから宜布頼む、といはれましたから、私申しますに、常置員会の開会は如何せん、と申しますと、前田云ふ、余り長くもかゝるまひから、との事でしたから、黙諾したのです。然るに開会期来るも、帰山の様子なきゆゑ、五月三十日に電報を出したのです。すると右返報がきたのです。釈宛で出したに、前田の名で発送してをる。「ハナシエンインスル、イヅレリンジカイヒラク、ヒトマヅカイラセヨ」右様の次第でしたから、何とも致し方なき故に、六月中に常置員会を開く事に決しまして、五月五日に一先各委員を帰国を願た事が御座りましたが、此等の事は常置委員報告にあります。続て五月八日、両師帰山。前田曰、壱千万円の割付方六か敷が、併し大蔵省より府知事の手を経て、下げ渡になると云ふ事だけ決議を遂げて、一先帰つた。其時見せられた前田の覚書に、有価證券通常五朱利の上に、二朱五厘を附加するとの事がありました。其余の事は知りません。是に就て此覚書に私共の検印してくれとの事がありました。故に検印して後、此書面は私の方に預かり置きます、と云ひましたれば、前田云ふ、是の書は管長の印を貰はねばならぬから、明日名古屋へ行くから、私が管長の検印を貰てくるから、其間貸してくれとの事で、書面を渡しました。それから六月になりましても、一向常置員会を開かれる様子が見えんのです。故に会計部長釈等顧に迫りし処、参万円程の無記名公債を記名にしてないから、夫れを記名にした已上で、常置委員会を開くから、夫れ迄見合すとの事で、段々延て六月三十日になるも開会なきゆゑ、已むを得ず常置員各位へ宛、尚開会延期の電報を発したのです。続て七月一日、詳細の理由を郵書を送たのです。然るに其後尚、開会の様子なきゆゑ、永井師と熟議の上、七月十五日に是非開きたき事を部長に申入れしも、まだ記名が出来ぬとの事でした。私共云く、然らば記名にかきかへができぬ理由を説明して、委員に證書を示したれば可ならん、と申しました。其れに就て手続書があります（手続書省略）。

○同日午後一時開会　　出席議員廿九人

議長、今朝に続て、本所員の報告がある筈なるも、已に各員承知の如く、其の主任なる木宮氏は、先刻予審廷へ出頭せられしを以て、報告を続くること能はず。今尚報告半にあること故、同氏帰来早々報告を続くべし。此より日程の示す所に従ひ、常置員の報告を為すべし。若し常置員の報告するも、木宮氏帰来なき時は、財務調査員平和氏より、財務調査の報告を為すべき筈なれば、予め承知あらんことを乞ふ。又先刻第二番議員より、本所員の報告に対する言明ありとの請求ありし様なれども、そは、本所員の報告の全く了りし後に於てせられんことを望む。

第二番、本員も常置員の一人なれども、本年四月以後事故ありて、常置員会に欠席せしを以て、終始の事は委くせざるも、本員の列席中に為したる事由を少しく述べんとす（演壇に登る）。本年四月廿五日に、常置員会を開会するとのこと故、上京して会議に参加せり。同会を性質より区分するときは、臨時通常の二種とす。本所より提出の議案を示せば、▲第一号一、法則第四十号本派教育例（改正）施行の件一、法則第四十一号本派教師検定例（改正）施行の件。▲第二号一、明治三十三年教務本所歳計決算。▲第三号一、明治三十三年度特別会計法盟義財決算。▲第四号一、明治三十四年度教務本所歳計決算。▲第五号一、明治三十四年度特別会計法盟義財決算。▲第六号一、明治三十五年度教務本所歳計別予算。▲第七号一、明治三十六年度教務本所歳計別予算。

凡て七件にて、法則の改正等は臨時会に属する議案にて、即ち通常会に属する議案は、三十六年度教務本所別予算であります。第一号の教育例は、承認を与へたるも、教師検定例の改正には、承認を与へず。決算及別予算に対して、已に支払を了り居るものゝ如きは、今更咎めたりとも其功なきに依り、承認を与へたるも、別予算の如きは、承認を与へざりき。又学林舎増築案の如きも承認せず。開会の劈頭第一に、議事より常置員会開期遷延の言訳をせられしも、自分等は其の何の所以なりしやを質したりしも、単に執事議事の不在の故とのみにて其要領を得ず。要領を得ざる上は、予算に関する議案の承認を与ふること能はずと迫りたれば、追て回答するとのことにて、其日は其侭退出せり。而して、其翌日に至るも何等の沙汰もなし。故に自分等左の如き書面を以て、開期延引の理由の明答を促したり。『請求書』昨日差出したる質問の解答、至急御廻送相成度、此段請求候也。右の請求書に対して、左の書面を交附せられたり。本日御照会、明治三十六年常置員会開会遷延の理由、別紙之通及回答候也。

明治三十五年、本派議会議決の法則改正は、綱目発布後に於ける本派の一大事変なりと信ず。是れが改正に伴ひ、其波及する所の趨勢たるや、教師検定例は大小寺院僧侶に及び、若し容易に発表する所とならば、之が禍害を受くべく。教育例は上下の僧侶将来運命の繋る所延て、本派の消長に関するや頗る大なり。是れを以て教務本所は、前後に鑑み、将来を慮り、緩急の処置其機宜を得ざるべからず。自然法則の認可を受くると同時に、施行上必要の細則認可を受るに頗る時日を要したる結果にして、畢竟本派の事情斟酌の上より、遂に常置員会を定期に開会する事を得せしめざるに至る。要するに教務本所は、法則施行の上に就き慎重に用意したるが為め、之が遷延を招くものにして、自ら深く反省する所あるを諒せられむ事を望む。右に対し、本員は実に左の如き伺書を提出して、其回答を待てり。『常置員会遷延の理由御回答ありしも、思ふに法則認可は明治卅六年十月なり。然れども、同年度内に開会するの余地ある事は明瞭なり。抑も常置員会は、主として別予算及決算を調査する任務にして、本派最要の機関なり。然るに余地あるにも拘はらず、開会に至らざるは、本員等の首肯す

る能はざる所なり。右に付、更に御回答を要し候也』然る所本所より、右の書面に対する回答来れり。即ち左に示さむ。『三十六年度常置員会開会に関する教務本所の回答は、首肯難成旨、更に通牒に接し候へども、教務本所は、前回答書の外、他意無之候に付、此段御認知相成度候也。附常置員会の任務は、予算決算を調査するを以て主要とするの御意見は、之を諒知致候』

此の如くにして、常置員会の権能は主として、別予算及決算を承認するにあるものなりとて、敢て自分等の意を容るゝの有様なきを以て、止むを得ず本所より提出の議案に就て審議する事とせり。其の時更に本所より提出の議案と云ふは、凡て五件にして左之如し。▲第一号、一、明治三十五年度教務本所歳計決算。▲第二号、一、明治三十五年度特別会計法盟義財決算。▲第三号、一、明治三十七年度教務本所歳計別予算。▲第四号、一、明治三十七年度特別臨時費予算。▲第五号、一、花園学林校舎増築の件。▲番外、一、明治三十六年度学林費不足金請求の件。以上番外共に六件にして、最初に挙げたる七件と合して十三件なり。此の内に於て、教育例検定例は前陳の如く、花園学林増築の件は否認せり。卅七年度特別臨時費は、軍国の費用、即ち従軍費其他目下必須の用に供するものなるを以て、学林費不足金請求の件と共に承認したり。又卅五、卅六年の別予算は、認むる必要なきを以て退けたる也。卅五、卅六年の決算は是認したり。其内に予算に超過したるものありしも、物価の騰貴等にて、全く諒すべき点ありしを以て、之を認めたるなり。然れども、此の如く是認せしとも、慢然之を為したるにあらず。将来を堅く戒めて、本所提出の議案は議に登ばせたるなり。今其本所に呈したる書面を一読せん。『教務本所の歳出にて、将来総予算に超過するときは、教務本所は、本派綱目第十一条第二号の手続を履行すべき事を、誓て宣明せらるべし。右、本月廿六日付、覆牒に対し要求候也。本派綱目第百十一条第二号の手続は、教務本所誓て履行すべし。右別紙要求に対し宣明候也。右の如く常置員より宣明を要求し、教務本所は、将来誓て履行（綱目第百十一条第二号を）すべき事を宣明したり。此の前に、金庫内の公債を検閲せん事を要求したりと雖も、當時主任部長釈氏は、東電に接して、前田議事と共に東上して不在なる故を以て、延期を求めたり。自分等は、公債を調査したる上ならずば承認せず、と強ひたるも、会計主任不在にして、自分等の意を貫く事能はず。止むを得ず、其侭にて散会とせり。尚述べたき事もあれども、以下は他の常置員より報ぜらるゝを聞かれん事を望む。因に金庫検閲延期を求められしに付て、教務本所より文書あり。左に示さん。

内務省宗教局長の急電に接し、会計部主任執事、客月廿九日、登局未だ帰山せられざるに依り、公債證書閲覧の件は、追て御通牒に及ぶべく候也。第二十四番、第二番議員の報告に次で、報告は本員より為さんとす（演壇に起つ）。二番議員の報告は、當春の常置員会、即ち五月三日までの事にて了れり。此より本員の為さんとする所は、凡て其後の事に繋れり。已に今朝も本所員より話されし中にもありしが如く、四月開会の常置員会中に急電に接し

て、主任会計釈等顧氏、東上後は杳として便りなきを以て、再三再四本員等より常置員会の開否を質せしに、當時池田議事よりの言に依れば、前田議事、釈執事東上中の要務未だ全く結了せず。該件にして結了すれば、常置員会を召集、開設するの必要あり云云、たりしを以て、我等は帰国して其時を待つの外なしと決心して、将に下山せんとせしに、永井執事は諸君の下山は不得止のことなりと雖も、本年度教務本所別予算は、確定を仰がざるを得ず。左なくては本所の方針定まらず、従て局に當るものゝ迷惑一方ならず。願くは別予算を定めし上にて帰国あれと。然らば金庫に在る公債證を取調べるの必要あり。公正證等の利子としての収入金額七千円余ありと聞くも、全く事実なるや否やを確めざれば、信を措く事難し。若し収入金額、又は有無を質さずして予算を編成し、後に至りて収入の定めし利子の入る事なき場合には、復た更に編成する煩を免れず。故に別予算を編成する前に、是非金庫検閲せざるべからず。金庫検閲了らざる間は、貴意を満たす事能はず云云、と迫りたり。而かも会計主任東上不在なれば、金庫の鍵の所在も知れず。主任の不在中に、金庫を開くるも快とせざる所なり、と云はれ、本所員の迷惑も実に察するに余ありたりと雖も、如何ともする事能はず。然る上は、大凡向後幾日経れば、常置員会開会に至るや、と問へば、最初急報に接し東上せらるゝ時には、両三日中には帰京するとの事なりしに察すれば、多分の日子は要せざるべしとの言を信じて、一日二日と待つ内に、予定の期日を過ぎ去る事幾日なるを知らず。六月十日と云ふが、中旬となりたるも開会の期に至らず。是に於て我等は、池田議事、永井、木宮両執事の前に於て、若し六月中に契約書の通り常置員会を開かなければ、曩に為したる約定は無効たる事を告て下山。爾後常置員会中止の原因たる、内務省宗務局長よりの急電に付て不審を懐きつゝありしが、六月三十日に至るも常置員会も開けず。是に於て内務省よりの電報なるものゝ真偽を確むべく、本員は東上して、種々事情を探りたるも、曽て軍国の費に充てんが為めの債券云云の事を、各宗派に向て政府より交渉せし事を聞かず。疑団は益々堅く、又大になりたるを以て、其筋に就て愈々偽電たりし事を明かにし得たり。夫より日を過す事幾日たるを知らざる位に至りたるも、更に常置員会開設の通知に接せず。曩に池田、永井両師より東上中、議事執事帰来早々、召集すべき旨を約し置きたるも、其運に至らず。約束は全く空文となり終りたる時、議事前田師、及会計主任釈師、今尚不在の故を以て開会に至らざる旨、書面を以て通知し来りしのみにて、其後何等の沙汰もなく日を過す内にも、我等常置員は其職に不忠ならむ事を恐れて、度々書面の往復を為て打合せを為しつゝ、時の至るを待てり。我等が心を労せし結果、遂に八月十九日より、継続常置員会を開く事となり、上京して諸方よりの書面、又は風聞によりて不穏の事態を看破し、驚愕一方ならず。事茲に至りては、最早如何とも為す事能はず。断然たる処置をなさんと、所有書類を携て、管長猊下に相見を請ひ胸中を披瀝して、英断を希へり時に、管長猊下は我等の聞知せし事情は御了知にて、涙を呑で法山百年の大

計を策せん事を語られたり。我等は共に倶に愛山の気を発揮して、慈念に答へん事を誓て退出せり。當時上京の常置員は、三玉原の両師と本員の三名なり。十九日に予定の如く開会に至らず。其事由を質したれば、単に事故あり延期す云云の回答ありたり。翌日も報告に接せず、不審の雲は益々深く鎖さんとせり。此間に於て越智、日吉未だ登山の理由を明にすることを得ず。茲に於て益々金庫検閲の急にして必要なる事を感ずると同時に、之を遷延して久しきに渡る程、本派の被むる損害の多大なる事を知れり。加之花園学林の敷地を担保として、某所より借入れ金を為せし事を聞き込みたるを以て、太秦登記所に就て事の実否を探り、該学林敷地及建築物を抵當とし（正式に）、若干の金を某所より借入れ、又更に八月二日に二番抵當として借金せり、との事を確めたり。是に於て、我等は情を具して、管長猊下の親裁を仰ぐの外なしと協定の上、八月廿一日、書面を以て我等の真意を猊下に上申して、命の降るを待てり。同廿四日、いよいよ継続常置員会を開く事となり、管長猊下の命に依り、所員立会の上にて金庫放開、検閲を為せり。昨年の議会の時、財政調査委員となりて調べし時に有りし、拾余万円の公債は、隻影を留めず。只百円の仮公債四枚ありしのみ。我等始め立会の諸師に至る迄、呆然たらざるものなく、実に意外とも何とも形容し能はざる程にてありき。立会人の釈会計部長に、金庫に在りし金高を問ひしに、釈氏云く、総計拾壱万七千円ありしも、只今は壱厘も無しと。驚かざるを得ざるなり。翌日に登所して開議せんことを約して、退出す。翌廿五日、本所提出の議案は、如何経常費に於て不足金填の補事なるも、事甚だ大なるを以て、将に開かんとする議会に問ふの要を認むを以て、其時迄延期を求めて閉会せり。以上は、本五年月以後に於ける、常置員会の経過の概略なりとす。尚、詳細弁じたき事も多々あれども、更めて財務調査報告の時に譲り、常置員としての報告は、此れにて止む事とせん（下壇）。第五番、学林敷地、及建築物を抵當として借金せしと云はれしが、其證書及登記等も、正式のものとなり居るや否や。第廿四番、其事は調査会の報告の時に為すべし。第十二番、常置員の責任を問ふ。第一常置員会は、毎年四月に開設すべきものなるにも拘はらず、本所員の意に任せて会期の遷延を介せざりしか。第二二番議員の如きは、幾回か本所に逼りて開会を促したるも、不得要領にして、遂に其尽下山せりとの事なりし。常置員は本所員に迫りて事を促すの権能あると共に、議会を代表して本派の体面を保持する為には、充分の責を有する者なりと信ず。然るに教務本所が、何時も〳〵〳〵不得要領の言を弄するとて、其尽にせし云云の如きは、第一の会期遷延の事と共に、将来に悪慣例を発すの嫌なきや。第廿四番、三十六年度常置員会の開期の遷延を責められれば、実に慚汗の外なきも、自分等は自分等の力限り、本所に迫りて促したるも、議事の不在、又は主任部長他行所以を以て遷延、又は遷延退て、今日か今日かと開会の日を待つ中に、卅六年も過ぎたりと云ふ始末にて、其間永井部長より、開会に至らざる理由の書面もあり（手紙を朗読す）。又滞京中、前田議事に面じて開会を請求し、釈執

事を訪て促せし事もあり。此事に関して往復せし公私の文書は、此通り読上に煩はしき程沢山ある位にて、自分等は自分等の出来得る丈けの事を為して、開会を待ちしものにして、決して自分の権能及責任を自ら捨てゝ、本所員の為す侭にせんと云ふにはあらざるなり。第十二番、二番議員の三十六年に何故、常置員会を開かざるかと本所に迫りしとき、不得要領にして下山せり、とありしは如何。常置員は不得要領に事を附し去るを是とするや。第二番、常置員の職責も知らざるにあらず、又常置員の事の本派の重大なる位の事は、充分了知せるを以て、固より本所員の所為を是認せしにあらず。故に開期の遷延せし事を為したるも、向後は定期の如く誓て開くべしとの事にて、自ら其非を知りて、反省せるを見たるを以て深く追求せず、其侭にして置きたるなり。第十二番、只今の弁明は、甚だ要領を得ず。而かも各員に於て満足せらるゝや否や。本員は敢て追求せらるべし。第八番、公債證書の有無を調査するは、我等も常置員各位と共に、重大事と認む所なりと雖も、此れは又尋ぬる事として、只今廿四番に問はんと欲するは、内務省よりの電信の事なり。該電信は偽電なりし事の確證ありや、聞かん事を望む。第廿四番、偽電たりし事の確證あるも、公会席にては発表し難し。秘密会の時にせられたし。尚此頃に為さんとする財務調査報告の時は、秘密会にせられん事を望む（賛成の声四方に起る）。

議長、暫時休憩して、財務調査の報告を聞く事とせん。秘密会にするや否やは追て報告、……休憩、注意、議長の休憩を報告する以前、第九番は財政調査の結果は、我々議員及本派衆徒の共に聞かんと欲する所なれば、秘密にするの必要はなし事を秘するは、末派の疑念を堅くするものなりと弁じ、二四番は、若し議会が秘密会を承認せざれば、我は秘すべき点は何処までも秘するのみなりと答へ、第八番は、秘密会は世間に往々例のなき事にはあらざるのみならず、今日の場合、或は其要あらん我々は、個人の意志を枉げしむる程の権もなきものなれば、報告する人の意に従て、秘密とする方可ならんと述べ、互に秘密とするに付て、弁論の往復ありたり。『謹奏』本派常置員、三玉禅誉等、誠惶頓首謹みて一書を裁し、聖明なる管長猊下に奉呈して、御親裁を仰がんとす。抑も本所職員が、其職責を守らず、法文を無視し、執務を厳にせず、本派の財産を蕩尽するに至る。之を事実に徴せば、明治三十六年度に開くべき常置員会を開かず、是法文無視なり。三十七年四月廿五日乃至五月五日迄の常置員会には、内務省宗務局長、斯波の名義の電報を利用して同会を延期せしめ、其盟約期間内に開かず。而して今回継続として召集せし常置員会は、公達の日時より空過する二昼夜、常置員より請求する二回。然るに事に托して開かず、是れ執務を厳にせざるなり。又明治三十七年七月六日を以て、京都市堺町通り三条下る道祐町、片山茂三郎と契約して、金九千五百円を借入れ、其抵當として、本派花園学林の敷地、筆数十一筆と家屋、門、乃至高塀迄、総十五棟を同月七日に、太秦登記所に於て抵當設定し、更に同年八月三日附を以て、金弐千円借入の為め、再び該物件を、二番抵當に設定登記せり。

是れ財産を蕩尽するなり。右は猊下の聖明を障へ、補翼の任を尽さず、恣に財産を失し、専ら負債を起す故に、常置員は茲に本所職員の不信任を議決し、猊下の御親裁を仰ぎ謹で尊命の下るを待つ』右は常置員会報告の時、平松第廿四番議員の朗読せられしものなり。説録中に脱落したるを以て茲に附記す（以下次号）。

宣誡状〔明治37年11月25日　第二〇八号〕

宣　誡　状

山城国葛野郡花園村
本派別格地竜泉菴住職
前　田　誠　節

右本派議事在職中、本山ノ名義ヲ詐称シ、及ビ本山住職ノ委任状ヲ、偽造シ之ヲ実用シ、其結果、遂ニ本派ノ財産ヲ、安固ナラザルニ至ラシメ、且ツ其不正行為ヨリ、影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、本歳八月廿一日、本派管長ニ自白シ、其際誠節ヨリ提出シタル書面ニ徴シ明ニシテ、該書面中、日本大菩提会ニ関スル陳弁ハ、誠節一己ノ妄断ニ過ギザルヲ以テ、違規ノ理由相立タザルモノトス。

依テ之ヲ本派懲誡例ニ照スニ、第一本山住職ノ委任状ヲ偽造シ、実用シタル行為ハ、同例第八条第五項ニ該當シ、第二影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタル行為ハ、同例第一項ニ問フベキモノト認メ、左ノ如ク之ヲ処分ス。

前田誠節ハ擯斥ニ処ス。

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

同

山城国葛野郡花園村
本派一等地春光院住職
釈　等　顧

右本派執事在職中、等顧ノ保管ニ属スル本派ノ財産ニ対シ不正行為ヲナシ、其結果影響ヲ末派ニ及ボシ、本山ノ威厳ヲ失墜セシメタリ。

以上ノ事実ハ、教務本所ノ確認スル所ニシテ、違規行為ニ対シ、何等ノ口実アリト雖ドモ、畢竟本派綱目無視ノ罪戻ヲ免レズ。況ヤ刑事ノ被告トナリ、縲紲ノ辱ヲ受クルニ至リテハ、夫レ之ヲ何トカ云ハンヤ。

依テ、本派懲誡例第八条第一項ニ問ヒ、左ノ如ク之ヲ処分ス。

釈等顧ハ擯斥ニ処ス。

明治三十七年十一月十日

妙心寺派教務本所

妙心寺事件彙報〔明治37年12月12日　第二〇九号〕

▲前田師獄中の作　前田誠節師の差入を請求したるは、楞厳経と韻府なりとの事なるが、師は諸々の差入物、又は慰問状を発したる人々に対して、端書を以て挨拶状を出しつゝありと。其去月十日、妙法院村田寂順師へ送りたる端書に、左の一詩あり。

孤囚不弔世無親。語話難交雖有隣。惟有蒼空一輪月。分光夜夜照愁人。

村田師は次韻して、左の如く申送りたる由。

遥迎聖骨大悲親。興教併期国善隣。豈料現身沈奈落。夢通寒夜鉄窓人。

又前田師は、去る十五日を以て、菩提会副会長、日置嘿仙師に、左の如く申送りたる由。

小生は九月十六日（拘引の日）、全死了矣、以後は幽霊と思召被下度候。此頃は差入物、否御供物に預り、難有奉謝候。又もや娑婆へ蘇生も致候はゞ、御面会可仕候。

かねてきく三悪道を目前に試す時こそ今は来にけれ

▲執達吏来る　妙心寺は、大橋銀行より有体財産の差押を受たるが、債権は弐万八千円の元金に、違約金九千六百円（本年六月より十一月中）と、高歩利子を加へ、参万九千円を以て請求額とせしに対し、非常に入込みたる事情の為、元金弐万八千円を、壱万五千円に減額すべしと談判したるも纏らず。既記公然の催促を受けんには、利子も當然の歩合とせば、大に請求額を減ずべく、又違約金に就ては、抗弁の理由もあれど、姑く大橋銀行の為すが侭に任せ置き、訴訟の上其権利を争ふべきこと決定したるに付、大橋銀行は壱万五千円に減ずる事は、到底承諾し得るものにあらずとて、愈二日より三日に掛け、執達吏、田中恭次郎、渡島幸明の二名にて差押に着手したる由、右に付、管長事務取扱の三関天慧師に帰山を促したりと。尚前田、釈等の各刑事被告人は、予審終結書に対し、何等抗告もなさず遂に確定し、被告人の内、前田、釈、片山、樺井、尾木の五名は、京都監獄に拘束され居るも、石田尚徳のみは不拘束となり居れる由。

●五万円の債務　前菩提会長、妙法院門跡、村田寂順師に対し、妙心寺より五万円の債務履行を迫りつゝあることは既報の如くなるが、此債務の如きは、妙法院門跡が、唯菩提会長の名義の為に負はされたるものにて、右の名義も各宗派の選挙によりたるものとすれば、各宗派は決して坐視すべきものにあらず。若し之を等閑に附する如きあらば、独り各宗派の不徳義なるのみならず、日本仏教の恥辱なりとの説をなすものありたるが、村田寂順師は『衷曲粛啓』と題する檄文を飛ばしたる結果、村田師の苦衷を諒とするものは、自ら進んで発起管長となり、各宗派会を開催せんとするの動機を得たるを以て、本会成立の上、菩提会の善後策解決の後、各宗派会議より委員を選びて、厳重に談判を開始せば、名古屋派も義務の履行せざるべからざるを覚悟するに至るべければとて、各宗派中、村田師に同情を寄するものは、会議の止むを得ざるを認め、寄り〳〵相談中なればとのことにて、妙心寺に対しては、右の旨趣を齎し、兎も角も会議開会の暁まで、右債務履行猶予のことを申入れしに、妙心寺に於ては、菩提会の関係より村田師に迫ることなれば、其交渉を快諾したり。然るに各宗派会も、去月二十八日を以て開催の筈なりしに、是も今尚成立の運びに至らず。旁妙心寺にありて、去る一日、遂に大橋銀行の為に差押へられたるより、脊に腹は替へられず。去る二日、村田妙

法院門跡に書面を送り、回答を促したれば、其回答にして、猶ほ各宗派会議を云々する場合は、断然たる処置を採るべしと云ふ。

▲文秀女王　伏見文秀女王殿下には、妙心寺派訴訟事件の成行を心痛せられつゝありしが、去月三十日、井坊家従をして妙心寺に抵り、「等しく三衣清浄の身を以て、徒に阿堵物のため、世間の法律にまで依らざるべからざる争ひを為し、延いて仏教界の恥辱を千歳に貽すが如きは、仏家としてあるまじき事なるのみならず、縦令此事が、果断の処置に出でたるものなればとて、却て後世禍乱の俑を残すのみ」の旨を、最と懇に伝へしめられたるも、何分目下、同派管長事務取扱不在中の事なれば、一応役僧まで申入れ、同家従は退出したりとぞ。

▲予審決定　愈々去月廿五日を以て予審終結し、同廿八日を以て、被告へ左の決定書は送達されたり。

予審終結決定書

岐阜県武儀郡西武芸村當時京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸内第一号平民僧侶

前　田　誠　節　弘化二年二月生

京都府葛野郡花園村大字花園七十一番戸内第十七号平民僧侶

釈　等　顧　四十九年

京都市下京区堺町通三条下る六番戸平民銀行員

片　山　茂　三　郎　三十五年

京都府綴喜郡大住村字大住當時京都市下京区錦小路通烏丸西入占出山町士族公證人

樺　井　保　親　五十一年

京都市上京区柳馬場二条下る等持寺町平民金銭貸付周旋業

尾　木　久　保　六十年

京都府葛野郡花園村字谷口四十七番地士族納所

石　田　尚　徳　三十四年

右被告、誠節、等顧両名に対する私印盗用、公私文書偽造行使、詐欺取財被告事件、遂審理処。

被告誠節は、臨済宗妙心寺派、大本山妙心寺の議事、被告等顧は、同寺執事兼会計部長として、共に同寺枢要なる位置にありし処、茲に明治三十三年中、仏教各宗派合同して、暹羅国より仏骨を奉迎し、以て大日本菩提会なるものを設立し、村田寂順は同会長に、被告誠節は副会長に、等顧は会計顧問として各就職し、布教其他の方法を尽し、汎く会員を募集し、以て同会の発達に努め、為めに過大の金額を支出したるにも拘はらず、会員の醵金意の如くならざるより、同会の前途は日に否運に傾きたるに、被告

誠節、等顧は、一面妙心寺の重役なるを奇貨とし、同寺の名を冒して、以て金策を講じ、菩提会を救済せんと謀議し、明治三十四年中、妙心寺の為め、且同寺を代表するものゝ如く装ひ、窃かに同寺所有の公債證書を持出し、之を担保に供して、森田長次郎より金六万円、翌三十五年中、妙心寺前住職小林宗補の名を濫用し、数回に住友銀行京都支店より数万円、大橋銀行より四万円、其他十数個所より、妙心寺の為めにする体に装ひ、各金借し何れも菩提会の為めに使用し来りしに、其金額積んで拾数万の多きに上りたれども、菩提会否運の為めに、弁済の途なきに至りたり。後ち明治三十六年三月、小林宗補の退隠に因り、関実叢住職を承継せしに、大橋銀行に於ては、前記四万円は、被告誠節等顧が小林宗補の名を濫用して、金借したるものなりしことを探知し、被告等を詰り、将に告訴に及ばんとせる折柄、被告両名は事に托して、後任住職関実叢等を説き、遂に実叢をして大橋銀行に対する債務は、妙心寺の寺債たることに承認を為さしめ、以て焦眉の急を救ひたるも、前記森田長次郎其他の債権者より、頻りに弁済を督促せらるゝより、茲に又両名は、妙心寺の為めにする体に装ひ、窃かに同寺所有の公債證書を取出して担保に供し、被告釈等顧の名を以て、住友銀行京都支店より八千参百円を借受け、尚又両名共謀し、

第一、同年四月廿七日、妙心寺派管長関実叢名儀を偽れる、額面五千円と壱万八千円両通の約束手形を偽造し、実叢名下に同人の管長印を盗捺し、京都市下京区六角通東洞院東入、住友銀行京都支店に交付し、且つ窃かに妙心寺所有の公債證書、額面参万壱千弐百円に相當するものを持出して、担保に供し割引を求め、合計弐万参千円を受取り、以て之を騙取し、

第二、同年五月五日、前同様、関実叢名儀額面四千七百円の約束手形を偽造し、名下に管長印を盗捺、前同一銀行支店に交付し割引を求め、額面の金を受取り以て之を騙取し、

第三、同年同月三十日、前同様、名儀額面弐万八千円の約束手形を偽造し、名下に管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、窃かに妙心寺所有の公債證書、額面参万五千円に相當するものを持出し、担保に供し以て割引を求め、額面の金を受取り、之を騙取したり。如上合計五万五千七百円は、何れも前記森田長次郎其他の債権者に弁済し、以て之を使用したるに、約束手形の期日に支払を為す能はざるより、茲に又、

第四、同年六月二十五日、前同様、関実叢名儀五万壱千円に、四千七百円両通の約束手形を偽造し、管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第六、同年十月二十六日、前同一名儀前同一金高の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付して、支払延期を求め、

第七、同年十二月二十八日、前同一名儀同一金高の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第八、翌卅七年二月五日、前同一名儀額面弐万五千七百円と参万

円両通の約束手形を偽造し、管長印を盗捺して、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求め、

第九、同年四月二十九日、前同一名儀額面弐万五千七百円の約束手形を偽造し、管長印を盗捺し、前同一銀行支店に交付し、支払延期を求めたり。

前記の如く、住友銀行京都支店より、関実叢名儀を以て、五万五千七百、釈等顧の名を以て、八千参百円を借入れたりしも、延期を重ね、支払を為さゞるより、遂に同銀行支店は、被告等に対し、全部皆済の請求に及びたり。被告等は事の発覚を憂慮し、百方金策に苦心せる折柄、妙心寺に於ける常置委員会に於て、毎年の例に倣ひ、寺有公債證書の検閲を為さんとの議生じたるより、被告等は、若し検閲を実行せられなば、忽ち事の発覚する恐れあるより、事に托して委員会を延期せしめんことを協り、茲に一策を案じ、宗教局長斯波淳六郎より、被告両名を東京に招致する旨の電報を偽造し、之を委員等に示し、被告両名東上すると詐称して、常置委員会を延期せしめたり。被告等は其間に処して金策を講じ、事の発覚を予防せんとしたるも、妙心寺所有公債證書は、如上の始末を以て、已に其全部を濫用し、金策意の如くならざるより、被告等は極めて巧妙なる手段を以て、拾万円を借入れんと謀り、即ち、

第十、明治三十七年四月末、被告両名は前記森田長次郎及び尾木久保の手を経て、銀行より金拾万円を借り受けんとし、長次郎等を以て、株式会社四十九銀行、株式会社京都銀行に交渉せしめたる末、翌五月十日此被告等は、京都市木屋町通観月楼に於て、四十九銀行取締役片山茂三郎、京都銀行取締役初田甚吉等と会し、両銀行より各五万円宛借受くるの内約を結び、片山茂三郎等は、住職に直接面談せんことを求めたるより、被告等は之を諾し、當寺住職は名古屋に病気静養中なる故、同所に抵り面談せしむべしと約し置き、被告誠節は、先づ名古屋に抵り、機を窺ひ居る内、前記茂三郎は両銀行を代表し、公證人樺井保親、及前記久保長次郎と共に、名古屋に訪問すべくと定まりしに、被告等顧は、其旨を誠節に打電したるより、誠節は二十二日、同市新出来町徳源寺なる関実叢の病床を訪ひ、詐はつて実叢に告ぐるに曩きに、同人の承認せる大橋銀行の債務は、其利息高きが故に、四十九銀行若くは、京都銀行より低利を以て借り替へ度、依て明二十三日、銀行の代表者来訪せば、右金借の必要なる公正證書作成の委任状を交付せらるべし、との事を以てせしに、実叢は之を誤信し、誠節の言を甘諾したる折柄、翌二十三日、誠節は茂三郎、保親両人を伴ひ、前記徳源寺に抵り、実叢に面会し、茂三郎保親を紹介したる上、前日内談の委任状を交付せらるべしと称し、被告自から認めたる按書中、実叢の自書すべき部分に圏点を付し、同案と共に二枚の委任状を実叢に交付したるより、実叢は被告の指示により、其署名と実叢の代理人となるべき池田沢洲の文字を記入して、誠節に交付せしに、誠節は之を懐中し、先づ保親、茂三郎を同寺より立帰らしめ、後ち誠節は該委任状を自己の手許に隠し置き、場所不明、別に同一委任状用紙を以て関実叢名儀、四十九銀

行、京都銀行より、各妙心寺の公債證書を担保として、五万円宛、即ち拾万円借入るゝ為めにする公正證書作製の委任状二通を偽造し、殊に関実叢の三字は、同人より受領したる委任状の真筆に酷似せしめて之を署し、後ち同日同市に於て、真物なるが如くに詐称して、保親又は久保に托し、京都に送付し、被告等顧は、之を受領して、情を知らざる池田沢洲に呈示し、同人保管せる住職印を押捺せしめ、以て偽造を完成し、同年五月二十六日、沢洲と共に、京都市下京区錦小路通烏丸西入、公證人樺井保親役場に抵り、沢洲をして実叢の代理人とならしめ、偽造委任状二通を保親に交付して、四十九銀行、京都銀行より、各妙心寺所有の公債證書を担保として、五万円宛金借する旨の公正證書の作製を嘱托し、其原本に、沢洲をして実叢の代理人として署名捺印せしめ、以て該二通の公正證書を偽造行使し、即日京都市下京区三条通柳馬場西入町に在る、前記四十九銀行に抵り、同行及び京都銀行より、各五万円を受取り、以て之を騙取したり。

而して被告等は、該金を以て前記住友銀行其他に弁済を為し、担保品たる公債證書を受戻し、更に全部の公債は、前記両銀行に担保に供したり。

被告誠節、等顧、茂三郎、保親に対する私印盗用、公私文書偽造行使等の被告事件遂予審処、

第一、誠節等は前記載の如く、住職関実叢を欺き、大橋銀行に対する債務の借替を為すべしと称し、公正證書作製の委任状を請取りながら、之を手許に隠蔵し、別に偽造の委任状を作り、拾万円を騙取したりしも、之皆被告等の責任に帰すべき債権者に支払を為し、大橋銀行には厘毛の弁済をも為さゞるより、同行に於ては、同年七月四日、妙心寺に来り、強制執行に着手せんとせしに、被告誠節、等顧は倉皇弁護士、鬼頭玉汝、尾木久保及相被告、樺井保親を招致し、仲裁を托したるより、保親等は大橋銀行の代表者に調談を遂げて分割弁済に改約し、即ち七月七日に壱万円、其後九月二十五日迄、前後五回に弁済を了すべく、而して保親等は、其履行に付保證人たるの約を結びたり。然るに誠節、等顧は、先きに大橋銀行に弁済すべしとの事を以て、住職関実叢を欺きあるが故、今や同銀行へ支払を為さんが為め、他借せんことは到底実叢の承諾を得るの途なく、加も弁済期日は目前に迫り居るより、遂に実叢名義の委任状を偽造して、公正證書を捏造して、金借せんことを企てたるに、茲に被告保親は曩きに、五月二十三日名古屋に抵り、実叢の静養せる徳源寺に於て親しく病勢を見、且つ前記分割弁済の契約に参加したる等、深く誠節、等顧等に関係を有し、能く前後の事情を知悉したるも、公正證書作製等の手数料を利得するの外、過分の報酬を得んの意を以て、誠節、等顧の企てに賛同したり。依て誠節、等顧より尾木久保をして、相被告片山茂三郎に急迫の事情を告げて、壱万五千円の出金を依頼し、保親自らも茂三郎に其懇請を為したるに、茂三郎亦内情を熟知し、他日妙心寺より弁済を受くることを得べく画策し得るものと予期し、且つ多額の報酬を受くることを約し、妙心寺所有の花園学林を抵當として九千五百円、菩提会所有にて表面日吉全識

所有の吉田山を抵當として五千五百円、合計壱万五千円を出金すべく承諾したるより、茲に誠節の執筆を以て、関実叢名義、右両通の金借公正證書作製の委任状を偽造し、住職印を盗用し、同年七月七日、被告樺井保親公證役場に備付け以て行使し、保親は右該當の両通の公正證書を作製し、情を知らざる池田沢洲をして、実叢の代理人として原本に署名捺印せしめ、以て右両通の公正證書を偽造行使し、且保親の取扱を以て、関実叢名義前記九千五百円に対する花園学林の抵當登記申請書を偽造し、而して名下に住職印を盗捺し、即日京都区裁判所太秦出張所に提出し、以て行使したり。

第二、前記の始末に由り、被告茂三郎は、壱万五千円の内参千円は自己の報酬として扣除し、残額を被告等顧に交付したるより、等顧は内壱万円を大橋銀行の弁済に供したりしに、被告誠節、等顧、茂三郎の三名は、前記壱万五千円は、妙心寺より弁済を受くべき手段を謀り、又新に実叢名義の文書を利用して、為めにする処あらんことを議し、同月九日頃、誠節、茂三郎の両人名古屋に抵り、先づ誠節一人前記徳源寺に実叢を訪ひ、詐つて語るに、曩きに五月二十三日、大橋銀行の借替を為さんが為め、受領したりし委任状は、四十九銀行、京都銀行に於て、貸金を諾せざるより不用に帰したり。且つ之が為め、大橋銀行より督促厳なるを以て、片山茂三郎より壱万五千円を借入、以て同行へ内弁済を為すべしとのことを以てし、曩きの委任状二通を返還したるに、実叢は深く之を信じ、承諾を表したるより、誠節は明日茂三郎を同行すべきに依り、右壱万五千円金借委任状を交付せらるべしと告げ置き、翌十日、誠節、茂三郎両人実叢を訪ひ、前日内談の委任状を交付せらるべしとて、白紙二枚と委任状用紙二枚を差出し、実叢は之に各署名し、実印を押捺して、被告に交付せしに、誠節は住職印を押捺するにあらざれば、不可なる旨を説き、更に署名のみを為して交付せらるべしとて、再び四枚の白紙差出したるに、実叢は誠節の云ふが侭、四枚の白紙に署名のみを為し、之を被告等に交付し、而して前に交付せる実印押捺の四枚は、不用に帰したる故を以て返還を求めたるも、被告両名は巧言以て実叢を欺き、署名のみ為されたるものにて京都に持帰り、住職印を押捺せしむるが為め、住職印の保管者たる池田沢洲に之を示し、住職承諾の證左と為す必要ありとし、共に之を持帰りたり。然るに大橋銀行より、其後の分割弁済の為め厳重なる督促を受けたるより、被告等は、前記壱万円のときと同様、多額の報酬を茂三郎に与へて、同人より弁済の資料を供出せんことを議し、前記白紙委任状二通を利用し、一通は弐千円之に前記花園学林を二番抵當とし、一通は五千円とし、表面四十九銀行を債権者と為し、之れに誠節、等顧両人の被告事件にて、同行へ担保に供せる、妙心寺所有の公債證書を二番担保に供する旨の各文旨を記入し、以て偽造し、関実叢名下に住職印を盗捺して、同年八月二日、情を知らざる前記公證人、樺井保親に提出して行使し、右該當の公正證書の作製を嘱托し、被告等顧は、右委任状により、関実叢の代理人として原本に署名捺印して、右両通の公正證書を偽造行使し、且つ

前記弐千円に対する抵當登記を為さんが為め、関実叢名義同上申書を偽造し、住職印を盗捺し、京都区裁判所太秦出張所に提出し、之を行使し、而して茂三郎は七千円中千四百円を自己の報酬として控除し、残余を被告等顧に交付したるより、等顧は之を以て、大橋銀行の分割弁済に供したり。

第三、被告茂三郎は、前記七月十日名古屋に於て、関実叢より受取たる壱万五千円貸借の當時使用したりし偽造委任状と摺換へ、以て予期の如く壱万五千円（即ち九千五百円、五千五百円）は、妙心寺より弁済を受け得るの手段を全ふせんとし、同月十二三日頃、右二枚の用紙を前記樺井公證人役場に持参し、役場員本間良蔵に托して、前の偽造委任状と同一文詞同一日附を記入せしめて、更に両通の委任状を偽造し、良蔵の手を経て、前偽造委任状と引換するが為め、保親に交付して之を行使したるも、保親に於て其引換を承諾せざりしより、予期の目的を達せざりしものなり。

第四、前記第一事実掲記の如く、大橋銀行に対し分割弁済の約を結びたるより、同約に基き、同年七月二十日、壱万円を弁済せざるべからざるより、被告誠節、等顧は尾木久保等の周旋を以て、金策を試みたれども、意の如くならざりし処、被告保親は誠節、等顧等と前記第一事実に共謀したるに因み、且つ分割弁済に就ては、自己其保證の責を負ひたるにより、力を尽して金策を講じ、遂に其知人呉竹弥太郎に懇請して、同人の手を経て、丹治直次郎より金参千円借入れの内約を整へたるより、同月二十八日、被告誠節、等顧は、関実叢名義金参千円金借の公正證書を作成する委任状を偽造し、住職印を盗捺して、被告保親方に持参したるに、保親も亦前記の事情に因り、誠節、等顧と共謀し、該委任状を自己の役場に備付け、而して同委任状に基き、右参千円貸借の公正證書を作成し、被告等顧は、其原本に実叢の代理人として署名捺印し、以て該公正證書を偽造行使し、即日同役場に於て丹治直次郎より、現金参千円中前利を差引、金弐千九百参拾七円を受取り、以て之を騙取したり。

被告久保に対する偽證被告事件遂予審処。

久保は、前記被告人前田誠節、釈等顧、片山茂三郎等に対する被告事件に付、明治三十七年十月二十一日、及び同月二十九日両度、證人として當地方裁判所予審廷に出頭し、宣誓の上證言を為すに當り、誠節、等顧、茂三郎等を曲庇するの意を以て、同人等が妙心寺住職関実叢の不在中、同人名義の公正證書を作り、花園学林等を抵當とし、壱万五千円の金借を為したる事実は、能く之を熟知せるにも拘はらず、毫も知らざる旨虚偽の陳述を為し、又前記片山茂三郎宅に於て、住職関実叢の承諾を得ずして、前記公正證書を作り、金借する旨の談話を為し、被告は其時に立会居りて、能く其事実を知るに拘はらず、之を知らざる旨虚偽の陳述を為し、又前記壱万五千円の貸借に付ては、被告久保の発言により、金百円を報酬として、樺井保親に供用したることあるにも拘はらず、其事なき旨虚偽の陳述を為したるものなり。

被告尚徳に対する罪證隠蔽、及偽證被告事件遂予審処。

第一、被告尚徳は、幼時より妙心寺内春光院にて教養を受け、後同院の会計掛を勤むるに至り、住職たる釈等顧の恩顧を受け来りたる処、明治卅七年九月七日、妙心寺の議事、且つ菩提会の副会長たる前田誠節は、菩提会の事に関し、犯罪ありとして告発を受け、次で同月十四日、京都地方裁判所検事は、誠節を検事局へ招喚して、同事件に関する取調を為し、翌十五日、同検事は花園警察署に於て、釈等顧を同署に召喚、取調を為さんとしたるより、等顧は妙心寺の会計部長、且つ菩提会の会計顧問として、菩提会等の事に就ては、誠節と共に事に當りたるに因り、自己亦誠節と同一事件の嫌疑者として、捜査せらるゝものなるを確知し、茲に等顧は、前記告発事件、即ち誠節及等顧に対する私印盗用、公私文書偽造行使等の罪證を、隠蔽せんと企て、自坊に蔵置しありたる、前記被告事件の罪證と為るべき、数多の書類を一括して風呂敷に包み、被告尚徳に其内意を告て、遠方に蔵匿すべきことを托したるに、尚徳は等顧に対する恩誼の関係上、同人の罪を免がれしめんが為め之を肯諾し、即日被告自宅に持帰り、其妻ふくに命じ、親族京都市上京区御前通鍋町下る、尾崎孝次郎の借家人、吉沢ひさ方に持参せしめ、蔵匿したるものなり。

第二、尚徳は、同年九月十八日、被告自宅に於て、前田誠節、釈等顧に対する私印盗用、公私文書偽造行使等被告事件に付、京都地方裁判所予審判事の訊問を受け、宣誓の上證言を為すに當り、第一事実掲記の如く、釈等顧より内託を受け、證拠書類を預り、他へ隠匿したることあるにも拘はらず、其事実を黙秘して等顧を曲庇したるものなり。

前記各事実の證憑充分にして、被告誠節、等顧両人被告事件第一、第二、第三事実は孰れも、刑法第二百八条第二項、第二百十二条、第二百九条、第三百九十条、第三百九十四条、第四乃至第九の事実は、同第二百八条第二項、第二百九条、第十の事実は、同第二百八条第二項、第二百十条第一項、第二百十二条、明治二十三年法律第百号、刑法第二百三条第一項、第三百九十条、第三百九十四条に各該當し、被告誠節、等顧、茂三郎、保親被告事件の第一、第二事実は孰れも、刑法第二百八条第二項、第二百十条第一項、第三百十二条、明治二十三年法律第百号、刑法第二百三条第一項、第三事実は、刑法第二百十条第一項、第二百十二条、第四事実は、刑法第二百八条第二項、第二百十条第一項、第二百十二条、明治二十三年法律第百号、刑法第三百三条第一項、第三百九十条、第三百九十四条に各該當し、被告久保に対する事実は、刑法第二百十八条に該當し、被告尚徳に対する被告事件第一事実は、刑法第百五十二条、第二事実は同第二百十八条に該當するを以つて、刑事訴訟法第百六十七条、第百六十八条に則り、決定すること左の如し。

被告人誠節、等顧、茂三郎、保親を各當地方裁判所の重罪、軽罪公判に付す。

被告人久米尚徳を當地方裁判所の軽罪公判に付す。

但し誠節、等顧、茂三郎、保親は重罪の決定に対し、其送達を受けたる日より三日内に抗告を為すことを得。

明治三十七年十一月二十二日

京都地方裁判所

予審判事　浅　見　峰　次　郎

本派臨時議会（第三回）〔明治37年12月12日　第二〇九号〕

同日午後四時四十分開会。　出席議員廿九名。

議長、只今木宮執事、裁判所より帰られましたから、午前に致しました報告の続きに掛ります。

木宮、登壇。午前に申上たる報告を只今引続けて致します。昨年十月以来、大橋銀行より借財の請求をせられ、返却の道なき為、終に強制執行迄に至るの止むなきを見るは、実に本派綱目あるに係はらず、僧侶としては辞職願はねばならぬ。又……斯の如き理由なれば、十月及本年四月の常置員会を開く能はざりしなり。其後大橋銀行より何等の沙汰無き故、多分前田、釈氏より取計らひのありし事と思ひ居たりしに、或日池田議事が応接所迄来て呉れとの事なりしかば、何事ならんと行き見れば、同氏の云く、只今大橋銀行より数人を連れて強制執行に来れり、如何すべきとの事に、私は実に驚きました。然れども、如何ともすべき様無ければ、池田議事に向ひ種々と相談して、大橋銀行連中に面会せし処、彼の曰く、六月廿五日限りと堅く約束せしにも係はらず、今に何等の沙汰無ければ、出京して前田釈等に厳談に及びし処、弁護士及人々の中間に入り、何程か返却して呉れる事と付て居る中、前田、釈等は何れにか姿を隠し、同時に中間に入りし人々も居ないと云ふ有様だから、或は風を食つて脱走したかも知れぬ。左すれば妙心寺が負債者だから致方が無い、執達吏を連れて来ましたが、一時間中に返却が出来ますか、左も無くんば止むなく執行すべしと云ふ有様なれば、私共は実に心痛を致しました。六百年来且て真聖を以て来りたる妙心寺を、或者の為めに斯る穢点を付するに至りては、と私は泣きました。夫れより大橋は種々協議の末、終に前田、釈等の居処を捜索して、脱走したるや否やを確かむる事と成た。然る処、前田、釈等は此事を聞かれたものか、其本部を竜泉に移され、両師も帰て来られたから、大橋も竜泉へ行た処が、前田氏より来て呉れとの事なれば、午後一時頃、私は竜泉へ行きました。其時同氏の云はれるには、吾等の為めに妙心寺が斯の如き事に立至たのは誠に気毒である、と云はれたが、実は是々と一部始終を話され、如何したらよかろうと云はれますから、私も稲葉氏と種々相談して、池田氏を以て交渉させましたが、其翌日大江恭道来り、昨日は誠に御心配を掛けました、委細は明日御話し致します、との事であつた。其翌日、前田氏から竜泉迄来て呉れとの使が来ましたから、池田議事、永井氏、私と三人連にて行きしに、既に竜泉には鬼頭、樺井等も居ました。其時前田氏の云く、昨日は種々御心配を掛けましたが、漸く割り埋めにするの交渉が調ひました（交渉文を朗読す）。斯の如くなりましたから安心して下さい。

然るに、片山茂三郎と云ふものが、四十九銀行は目下警戒して居ますから、中々借り出しは難かるべきなれば、私は信用貸に貴方

に壱万円貸します。是れは四十九銀行に関係のなきものにて、私一箇の計ひなれど、幾等の信用とは云へ、無担保にてはいけませぬから、何か担保をとの事なれども、前田氏に於ては、到底是に対するの担保物無きは知られたり。軸物衣服位にては到底及ばず、春光も亦然りと云ふ有様にて、大に困却のとき、彼の片山の云ふ如く、妙心寺に何か担保物なきやとの事にて、私は思ひ付ました。夫れは即ち学林の敷地なり。彼の敷地は坪数に於ても千坪以上もあれば、彼れを担保に致し度、付ては私し一人にてはいけませんから、何卒同意してくれ、其代り此れは、先方に向て只担保にして置くぞと云て、一時凌ぎにするのみ、と云はれますから、私は教育の渕源たる学林敷地迄担保に入れるとは、実に情無き事と思へ共、又一方を考ふれば、妙心寺に強制執行を受るの防ぎとする事と思へば、致方なく同意しました。然るに其後前田氏の云はるゝには、管長の委任状がなけねばならぬ、そは後日事のある時、委任状がなきときは大に不都合を生じる故なり、又管長猊下の委任状を願ふには、決議書がなくてはいかぬから、決議書に調印して呉れと、切に頼まれた。私も興学部長をして居て、学林敷地を担保にせしとは、何たるの所以なるやと、他日詰問を受くるが、如くんば否、我が良心に恥づる処なれども、事此処至つては致方なく、泣く〳〵調印しました。是れは池田議事始め、永井執事、前田、釈との五名調印して、決議書を以て、猊下の委任状を貰ひました。而して壱万円を片山より借入ましたが、何れにしても借財はすまぬ折柄、十日か十一日でした。稲葉氏が来られて云はれるには、自分は或者から聞たが、学林を担保に入れたとやら、不都合極まると、非常に責められました。然るに稲葉氏尚云く、学林は既に太秦にて登記に成て居るとの事なり、と語られた。私は其時には怪むべきの至りなり、夫等が事実として見れば、我等は同意せざりしものを、と前田氏に詰りました。然るに七月二十日、前田より、此間決議をして置て登記したのは、甚だ済まざる事なれども、先方に於て、登記をせざれば聞き入れず故に、止むなく登記せし事なれば悪からず、と断りが来たが、既に登記せし後なれば、致方なく過ぎたる折柄、片山が前田に責つて云はく、寺有財産は地方庁の認可を経ざればいかぬから、是非認可を経てくれ、と片山より督促厳しかりしが、井上義州を以て永井氏へ責まられた故に、永井氏は私に相談せられ、二人は殆んど苦悶に堪へませんでした。然し認可を経た後、其金は如何するやと尋ねられなば如何、と問ひしに、氏は答へて学林増築費二万円を要するに付、担保として入るゝものなり、と云はん。左れば表面は立派なれ共、我良心に於ては実に嘆かはしく、又綱目にそむくが如きは何とか云はん。

前田氏は、是にて一時の急を凌れしや如何ん。然し自分が決議に同意したるは、其前田氏の口頭に欺かれたる者にて、而も前田誠節其人の職たるや何ぞや。本派の重きを置くの議事に非ずや。然るに必ずせぬと云ふて之れを成すが如きは、何とか云はん議事たるや。派内に斯る人物あるときは、之れを取締らざるべからざるの職分なり。若し斯の如きでは、到底妙心寺の前途、実に危きの

至りなり。故に吾々如斯議決を致せり、と議決書を読上られたり。云々如斯事にて、新聞紙上にも出て居る如く、担保に入れて九千五百円を借り出したり。然れ共、大橋銀行に向ては確かに之を返却した否やは知れぬ。夫から大橋銀行に向て交渉した事は、七月十日位ならん。私と永井執事と稲葉さんと、実に困りました。大橋の五万円は既に返却した事と思ふて居るに、如斯では到底成し得べくもあらず。故に前田、釈等に所有物及吉田山を抵當にせんか、付ては日吉、青山さんにも相談すべく、と両方へ打電しました。何の返事もない。殆んど二三回もしましたが、中々出て見へぬ。然るに十二、三日と思ひまする、稲葉さんが見へて、公債に羽が生じて飛で居ると聞たが、其時其語る人の云ふには、妙心さんも中々金が入りますかと云ふから、私はナーニ妙心には拾万や弐拾万の金はある、と云て返答して置た、と云はれた聞くに、私は何とも言葉が出なかつた。其動かすべからざる公債に、羽が生へたとはハ……夫れから稲葉氏と永井執事と私と池田さんの処へ行て相談しますと、池田さんも夫れは大変なり、一とつ金庫を取調べて見んかと思ひましたが、いや〳〵無證拠にては、後日如何なる事があるかも知れぬから、と稲葉さんに頼んで、其云た人に聞て貰ひました処が、其人の云く、併し此事を聞かれるに付ては、貴方は無責任で問はれると困るが、夫れは信実ですとの話しだから、是ではいかぬと、十六日青山に電報かけた。青山独り玉竜院へ来られたから、段々大橋一件を話して、昨年の約束を履行して貰ひ度、と大に青山氏に責まりました。其時青山氏の云はれるには、出来ぬ事はなけね共、春光の財産には殆んど困ります。夫れは春光の信徒惣代が、財産迄本山に上る事はなりませぬ。夫れより先づ釈等顧をして春光院の住名を没して貰ひたい、と云ふから、困て居るのである、と云はれた。夫処で、私は青山氏に向て公債の飛だ事を話しますと、青山氏の云く、私は何にも知りませぬが、夫れは大変ですから、前田、釈等に相談せねばいかぬが、彼等は既に金策に奔走して居りますから、夫れよりは、私が廿二、三日頃日吉を連れて来ますから、夫れ迄待て呉れ、と云はれましたが、私は、夫れは暫く置き、公債は如何したものか、と誠に困たもので、若し末派から尋問せられたときは、如何に返答すべきや。故に私等は、金庫検閲を致ますからと話しますると、池田氏と青山氏は町へ出られました。前田氏に会はれたか否やは知りませぬ処が、二十日でしたが、学林敷地一件の失敗をわびられた私は、前田、釈氏に対して、公債一件を大に注告しました。処が同氏等は、公債云々に付ては、私等心配致しましたが、其理由は、明治三十五年頃に森田武兵衛の親族なる某に、六万円とか八万円とかを借り込だが、其後森田からの請求が厳しいから、私は整算不整算は暫く置き、中々其金の返却が出来ぬを心配して居ると。先方か云ふには、其金庫にある金拾万円、銀行に置くも金庫に置くも同じ事故、銀行へ共托して下さい、そして返却が願ひたい、と云はれた故、是を住友銀行支配人に相談しましたが、爰に心配するは、常置会及議会のあるときは如何すべき、と云へば、支配人の云く、若し会があれば、當日は借しますか

ら、持て帰て置かれても宜敷、こんな例は他所にも沢山ある、と云はれたので、同氏も安心して共托に付した。処が弥々常置員会が開けるに付て、同銀行へ借り出に行た処、生憎既に約束した支配人は変て居たのである。現支配人の云く、前支配人と貴方と如何なる約束をして居りますか知りませぬが、私では貸すなぞと云ふ事は出来ませぬ、とはねられたと云ふ事です。其頃四十九銀行より、妙心寺へ出入を願つて居た。夫れは妙心寺さんへ出入すると銀行の名誉になりますから。それを住友銀行へ交渉し、私の方へ買込で置まして、出来ましたら返しましやう、との事だから、今本山へ之を返す事は出来ませぬ、其中菩提会の方から借した金が帰て来たら、返却するから、又早くより相談する筈で有たが、未だ管長にも話して居らぬ様の次第である、と前田氏よりの話しであつた。私は之に対して、何とも云ふことが出来なんだのである。話しは少し他へ移りますが、学林改正するに付て、教諭の交迭をせねばならぬ。夫れは暑中休暇中にせぬと、生徒も教諭も苦むことであるから、夫れ等相談で、是非前田氏に会はねばならぬ処が、木屋町入江亭へ来いと云ふことでしたから、午後三時、池田氏、永井執事、私と三人行きましたが、同家には居られない。隣の万甚に前田、釈の両氏及び鬼藤、樺井等が居りました処が、同氏は学林の話し等は一つもなく、只頼むと計りにて、何に来た事やら解らぬ。大橋銀行より請求の厳しき為め、其交渉の苦辛又気の毒の様にもありました。斯の如き有様であるが、殆んど学林談は不得要領で帰た様な事で、処が廿一日、春光より手紙が来ました。本日午後三時、万甚迄来て呉れとの事だから、午後三時、又三人連にて行きました。其時の話しに、大橋銀行より非常に督促厳しく、何と云ても聞き入れず、左りとて金策はなし、殆ど困却して居る処で、一策を案じ出したのである、夫れは他でもない、貴方の顔を借して下さい、左すれば誠に結構だ、夫れは私が大橋に向て、君等はさう云はいでもよい、他の重役迄が心配して居るにと云へば、大橋の云く、夫れは貴方の口のみではいかぬ、重役列席の上でなれば、何とかするとの事なれば、何卒一度顔を見せて呉れ、と只管頼まれました。私は心中馬鹿らしくはあれど、思へば気の毒にもあり、承諾は致しました。処が其場所が万甚ではない。釈氏の知る処の円山の平野屋であつた。万事等顧氏の周旋であつた。点灯頃平野屋へ連れ立て行た八十畳敷の座敷に、一方には大橋、及笠原外七名、向ふ側に並で居る。片側には、前田を始め五名の者が列席した時に、大橋先づ口を開いて、私は御馳走を食ひに来たのでは無い。金を督促に来たのだから、返却の可否を承た後で無くては頂戴出来ぬ、と云ふ様な有様で、其中間を種々と交渉して、三日間の延期を申込だが、大橋の云ふには三日間の穴、さがしては待てぬと云ひ、前田の方では、此様に他の重役も沢山来て居ることゝなり、何卒卅一日迄待て呉れ、其間には走り廻て調達の上返却するから、大橋の云く、然らば、万一其金が期日に返却が出来ぬ時は、違約金として壱万円出して下さるか、左すれば三十一日迄待ませう、私等も此事に付て、京都へ往復するにも中々費用の入る事でもあり、旁壱万円は是非貰

はねばならぬ、と中々厳しい。前田氏等の苦状実に気の毒の様にもあり、中間に入り交渉の上、大橋は壱万円に対する六千円と云ふを種々と説付け、終に六百円と決定し、其中間に入りし者が、何方にても周旋して壱万参千六百円を屹度返却する、と云ふ保證して帰りました。其談判中、或は本山云々と云ひ、秘密々々と云へ共、円山の平野屋の八十畳の大広間、何の秘密の事がある、皆公然も変わらないのである。本山妙心寺云々なぞと、実に真聖なる我本山も、個人の為に斯る処に穢名を聞かすかと思へば、誰しも泣かれました処で、其前田、釈氏等にて付て居る代言人とかゞ云ふには、坊さんは経済を知らぬ、又銀行へ行てもだめだ、総ては我々に托せらるゝが得策とか何とか、鬼藤、樺井は云へり。実に彼等如き者に、斯る言を成さしむるは、嘆かはしきの至りなり。実に私等はだしに出席させられ、其上斯る冷語を聞くに至ては、血涙の出づるを知らざりき。乍併一日経れば、一日利子の加ふる道理なれば、永井執事と相談しまして、是には日吉、青山を早く呼び寄せて相談したら好からむ、と池田氏に相談しました。他に他に致し方もなし、去とて之を曝露するは安けれど、夫れよりは青山、日吉を呼び寄せて下さい、夫れでは両氏が来られ無ければ、私は明日より本所へは出ませぬから、と申しました。併し永井氏は、出席せぬと云ふ事は出来ない、なぜなれば既に議事投票開緘の時日も近し、七月十日には内務省へも届けねばならぬ者があつた処で、池田氏は日吉、青山の元へ「スグコイ、ハレツスル」と打電せられた処が、青山氏から、隣寺の和尚死ぬ、行けぬとの返電が来た。日吉氏から名古屋へ行て、留守だからいけぬからとの返事であつた事、実に水くさい話しだ。池田氏の話しに、電信では短文で分らぬから、手紙を出したから一日二日待て呉れ、との事。然らば廿五日迄に来る様にして下さい、左もなくば私は出席しませぬ、と迄云て置ました。然るに、當日に成ても青山氏は見えぬから、私は病気届けを出しましたけれども、何日立ても日吉、青山は来ない。処が前田氏から手紙が来て、本派将来の事に付き、相談があるから来いとの事で、池田氏は病気で行かれぬから、私と永井執事と稲葉氏と、万甚迄行きました。前田氏の曰く、四十九銀行の彼協定案の事であつた。夫れは教務本所の金は、総て銀行に預けるので、債務は総て四十九銀行が返却する事として、信徒総代二名を増し、夫れには樺井、鬼藤が成ると云ふのである。私は此に対して、直に返事は致し兼るから、帰て各員の意見を問ひますと答、其他永井、稲葉氏等、各意見も述べられた。前田の意中では、我々が何にも知らぬかと思ふて云はれたが、私は其時貴方二人の中に一人、明日来て下さいと約して帰た翌日、釈等顧氏が玉竜院へお出に成た上、何卒賛同してくれ、さもなくば大橋へ返却する金がないから、と頼まれました。付ては種々手続きも入る事だから、日吉、青山を呼び寄せねばならぬので、池田氏、釈氏と私と三人の名前で電報打ちました。処が二日でしたか三日でしたか、青山氏一人来られた。夫れではいかぬからと、池田氏が日吉氏に打電しられたので、日吉氏は始めて登山に成た。そこで私が、青山、日吉氏に向ひ、昨年の約定履行を責

まつたので、話しが漸く進行を見るに至りました為に、協定案は真になるから、と之を日吉に見せた。夫れ以前、私は先づ〳〵前田、釈等より私等にぶつかる、私等管長に泣付、管長は常置員に泣付、常置員は議員に泣付と云ふ様にすればよいから、木宮さんどうか賛成して呉れ、協定案にしてくれ、と頼まれた。而るに銀行たるや、壱厘壱毛を争ふもので、妙心寺は年々参万円の収入よりなく、又支出することも然り、然るに弐拾万円の負債を、銀行が負て返却するとは怪しきことなり、銀行が妙心寺に代て返却するとは、不思議の至り、斯に至れば、如何なる理由を以てする、之を確むることが急務なり。然るに日吉の云ふには、夫れは私も不思議に思て居る、と云はれるから、私は之を取調ぶるの委員を、日吉さんに托した。其時、私しは、日吉さん可成んば、前田氏等と別宿を願ひます、と云て置たのに、日吉氏は前田氏等の処へ行かれたらしい。処が二日立ても音もない。八日に漸く出て来て、春光院で会見して、如何ですと問ふた。其返事に、前田、釈等も行て調べたが、多人数来てはいかぬから、銀行より委員一人出すから、妙心寺も一人委員を出せ、との事なれば、私は御尤と思ひました処が、青山が云はれるには、之れは大に急ぐ、夫れは前田、釈等が大橋銀行が責まると云て、前田氏が来たから早くして呉れ、然し是等は、常置員会及議会を経ねばならぬが當然だか、借財ある事なれば、夫れを経過せずしてやつてもらひたい、賛成の思あるのか、あるならこれで協定する云々。処が大橋が来たが、彼が銀行公債を見せた協定は、妙心寺にないと議員が八ケ間敷云ひますが、これは何の役にもたゝぬ、議会でもあかぬ、如斯有様なれば、段々八ケ間しく成た為に、議論終結に至らず。参万円の借財は、私は承知してをる故、此参万円を妙心寺に代て返却する、と云ふことを調べて見ては如何、大橋銀行へ返却する金を、返却すると云ふ以内で、確めてもらひたいが、人がないから、日吉さんは以前会計主任で有たから、協定取調委員に頼みました（此時議長閉会を報ず）。

十月七日午前八時二十分開会。　出席議員廿九名。

議事日程　▲第十五　財務特別審査委員選挙。▲第十六　第一号議案委員報告。▲第十七　第一号議案第二読会。▲第十八　第一号議案第三読会。議長（八橋師）満場に告げます。未熟ものが議長の席に就きます。昨日希望になりました謄写物を配付致します。日程は昨日来引続きの日程、第九号より初めるのですが、執事の報告が残つて居りますから、それをさせます（木宮師登壇）。本所委員（木宮師）昨日に引続き報告を致しますが、昨日は八月八日迄の事でしたが、今は八月九日からの経過を申上げます。管長猊下は、御病気静養の為に、名古屋へ御帰錫中でありましたが、此重大事件に當て、黙過する所に非ずと信じまして、稲葉元厚、永井智嶺、及予の三名は種々協議の結果、猊下へ上奏することに決しましたなれども、教務本所例に規定の如く猊下に、稟啓の際は、執事より議事の手を経てゞなければ出来ませぬ。依て私共が、如何に熱誠あり焦慮するも、其手続きは叶ひませんから、稲葉師に其手続を迫りました所、同師は顧問の職責は、管長猊下

の御諮詢に奉答するのみ、故に其運びは出来ぬと申されました。御尤ものことですから、池田議事に迫まりました所、それは不要らぬ心配ではないか、若し上奏の必要する場合は、職責上予より為すべし、と一言下に喝破せられました。斯くの有様で、私共が上奏の手続きに付て其途を絶しぬ。さればとて、之を等閑に附し置かんか、本派の悲境を如何せん。又手続を経由せなければ、諸員も承知の通り、去る三十五年の議会に於て、断頭台に上げられた諸師がありました。それと等しく、私共も亦其轍を履まねばなりません。勿論本派の為めですから、私共は覚悟の上なるが、一方に銀行協定成立の恐れを抱きました。なぜなれば私共三名（稲葉、永井、及予）が断頭台に上る如き処分を受くれば、残りの本所職員は、事件関係者たる会計部のみですから、銀行協定の成立は易々たるものです。それとも兼ての条件たる参万円以内にての協定なれば、兎に角、其程度を超脱したものなれば、勿論不同意でありました。尚手続が出来ないと云ふことは、実に残念で堪まりませんなんだが、空しく涙を呑で終りました（これは昨日の補欠であります）。八月九日頃は旧盂蘭盆前で、多忙なるまゝ、私も請暇を経まして、午後二時三十五分、花園発の列車にて帰途に就く準備を致し、寓宅の庭に出ましたとき、永井執事の来訪を受け、帰国を中止せよ、とのことでした。故に種々談合の処で、或知友来り。尚稲葉師に要件ありしを以て、来駕を求め、都合四名色々談合を続け居りましたが、法律経済等の智識深く、名望位置も高き其知人の言へる様……貴本山は、此頃非常なる事変の為め、大擾乱を来し居る由にて、市中にての噂は甚だ喧々たり、貴殿承知なるや云々。なりしも、私は元来出市することも至て少く、尚知人も少ければ、一向存ぜず、就中申苦入とか、銀行の系続者に関係少ければ云々、と答へぬ。知人の言へる様、貴殿も已に當局のことなれば、此大事変に対し責任者たるや云々。私は答へました。決して貸借上の関係などは更に無し、只大橋銀行に関する事を知るのみ。尚知人の曰く、此頃苦入より聞けば左の如し、日露交戦てふ時局より、一般の不景気は甚し、殊に苦入などに於ては、更に業泣く殆ど困難し居る所、僧侶と云ふものは、法律や経済の智識なく、欺瞞するには実に易々たれば、妙心一件に関しては、唯一の糊口凌ぎなり。斯る世の悪評を聞きては、関係者の私にとりては、遺憾此上もありませんから、銀行協定のことに付、取調委員として、日吉師を依頼した次第を告げ、及び其利害を尋ねました所、彼れは申しました。抑も銀行が協定を肯んず所以は、裡面に大なる罪悪が伏在するに相違なし、先づ一例を挙げんか、彼れの世間に嗤笑を受けつゝある大谷派の如きは、或る銀行へ歳出入の凡てを提供して、協定したる為め、月々其銀行員が同派事務所へ出張し、出納をなし居る所、遂には収支比較すれば、支出超過の有様ゆへ、終に支払を停止せり。依て同派事務所の機関は、全然運転を絶し、職員の月給さへ停滞勝ちとなり、遂に紛擾に紛擾を惹起し居ることは、新聞紙上、已に世の詳知する所たり、それとも金庫にある公債額、拾万弐拾万を托するから、出納を任かすのならば可なるべきも、実際機関運転に必要なる参

万円余の収入金を托し云々は、丁度銀行が謀計に陥いるので、結局は大谷派の轍をふむに過ぎない。私共は、素より月給の支給を受けないとて左程に苦痛も感じませぬが、第一注意を要すべきは学林費であります。若し銀行の支払停止ありとせんか、末派幾百の徒弟を教養する学校は、授業停止の不幸を来たすべし。是れ由々敷大事変にして、三千六百の末派寺院に対する當局者の不都合は、言語の及び限りにありませぬ。兎に角以上知友の言は、其真否、将た適否は素より不明なるも、学問と云ひ位置と云ひ、卓越せる知友の言ですから、信用しました。兎に角、此協定に付ては、日吉師に依頼しあることなり。且つは同師のことゝて、私共が協定の参万円以内てふことは、堅く守り呉れらるゝものと思ひ居るも、其結果の報告が無いものですから、始終心配で堪へませなんだ。左ればとて好方法も見出しませんから、協議しても各々心痛のみでした。依て一先づ帰国致したものゝ、其間の苦辛焦慮は多大でありましたが、是れは個人に属することである故に、此の処では申しませぬけれども、聞くべく望む人あらば、他日御話し致します。斯くの如く自坊にても、寸刻も忘るゝことはありませんが、何分本山に於ても常置員会の開設もあり、且つは稲葉、永井両師の御配慮もあることですから、或は好結果を得るならんと、自ら慰して居りました所が、同月廿日、本所より帰任せよとの急電に接しましたが、之れは多分常置員会に関する要件と思ひぬ。聞けば永井師も旧盆の為め、三日間の休暇あるを利用し、便事の為め名古屋へ御越しになりたれば、池田師が猊下へ何事か伏奏された由なりと。御承知の通り旧盆で多忙の折ですから、仮令公用の為にもせよ、他出することは法類なり。檀徒に対しても、困難を只管感じました。左ればとて、本所内の異変を未発にも係らず、広く告げる訳にも参らず、兎に角、旧十五日施餓鬼には是非帰ると言つて、登山致しました。帰山の上聞けば、畏くも管長猊下は、御宸襟を悩まされ、御帰山相成り、常置委員会よりは、学校敷地担保とした等の不正行為ありとの理由の下に、現當局者は不信任なりと、弾劾的に上奏がありし由。是れ素より御尤のことであります。尚前田師から猊下へ、覚書を以て伏奏されたとも聞きぬ。丁度廿二日に御前会議があるから出頭せよ、とのことで通知を得ました故に、小方丈へ出頭しました所、前田、釈、池田、永井、及私の五人でありまして、前田師の言ばには、昨日已に進退伺を提出せしかば、列席資格はなきも、重大事件なるまゝに参れりと。猊下の御言葉に依れば、前田議事、釈執事から、銀行協定の請求書が出て居るから、今役員会を開く云々。抑も此役員会なるものが、開設せらるゝ理由に遡て申しますれば、私が自坊に帰錫中のことで（十六日頃）、池田、日吉の両師は大橋を伴ひ、名古屋で管長猊下へ相見を請はれた所、御病気の故を以て、御許容はなかつた様子故に、大橋は書面にて何か請求する所ありしと依て、猊下は諸事御承知なきものとして、其返事は議執事に御一任ありし由。茲に於て二師は、大橋に答ふらく、何れ職員会の必要あるを以て當地に召集すべし、然れども、是れ一朝一夕に其手続も成し難ければ、暫時待てよ、尤も開会の期日は廿五廿六

日とすべければ、其結果後にせよとのことなりし様子なれば、大橋は、廿七日迄に是非返済せよと言ひて帰宅したる由。所が猊下は、池田師の伏奏より、御病気をも御厭ひあらせられず、御帰山上京ありしを以て、先きの廿五、六を繰上げて此の二十二日にせしものならん。私は春光院に於て、参万円で協定のことを日吉師に依頼しましたが、同師より其結果に付報告がありましたか、と池田師に詰りました所、同師は言を左右に托し、曖昧なる返事のみで頓と不得要領でしたが、兎角其報告を聞かねば、自然賛否の程も分らぬと述ぶる所ありました。前田師曰く、参万円以内にては、彼れ銀行に於て到底協定を容れず、必ず債務全体を要す云々。茲に於てか、私は賛否の要なきものと認め沈黙して居り、池田師は何かの為め忿慢ありしも、前田師は之に対して何等の弁明も致されず。殆ど達磨然として、各々黙座して居りました。此くの始末ですから、前田師は三十分を期して、各自に意見書を提出し、猊下の決裁を仰ぐより仕方なしと申されました。其意見書の方針としては左の如し。

▲一、協定に対する賛否。▲二、常置委員会開会に対するもの。▲三、確と覚へ居らず、尚又前田師より、猊下へ上申されたとかの書面の内容を聞けば、常置委員会が、金庫検閲を主張する由なるも、元来金庫検閲なることは、本所の好意に依るのみにて、慣例に過ぎず、敢て彼れより請求する権能なきものとす。依て御説諭下されたし云々、何たる暴言でしよう。私は此の金庫検閲の慣例に就き、成る程慣例にして綱目に明文はなきも、其例を挙げて見ましやう。去ぬる廿七年四月、議会開設の節、常置員に推挙されまして（三玉戸崎と共に）、先例に基き、金庫検閲を為し、公債の番号を書き留めて、常置員会の文庫に入れ置ました。其後金庫の公債有無に付、種々悪評を聞きました。丁度九月、常置委員臨時会を開き、四月本派議会にて議決せし綱目は、内務省が其侭許可せぬ所で、其改正の必要に迫りたるを以て本会に承認を求めたるも、苟くも議会の協賛せしものを、変更することを承認することは出来ず。必ず臨時議会を開設して、協賛を請へと迫り、其結果九月廿日、及廿一日の両日、新立に於て開設されました。さて其際、曽て耳にせし公債の悪評に付心配の結果、金庫検閲を速急に迫れば、可なるべしとなし、請求の理由は、去る四月検閲の際、公債番号を書留め文庫に入れ置きしも、果して両師符合し居るや否やを確めざりき、依て今改て調べ度し云々。本所の回答には、一時間後云々にて、乃ち出頭しました。私共検閲の最初とす。爾来開会毎にも矢張、検閲を為せしならん故に、先づ此金庫検閲てふことは、慣例には相違なきも、十年来のことでした。却説私共は本所へ帰りまして、色々考へましたが、已に参万円以内にて協定は出来ぬと、前田師の御説でしたから、最早意見書提出の必要なきものと認めて、提出は致しませなんだ。池田、前田、釈の三師は、協定の必要を説かれしならん。さて御決裁を仰ぐには、何分時間もないことですから、黄昏解散致しました。釈師の所言に依れば、廿七日限り返金せざれば、強制執行を受くる場合なり。左ればとて、協定に同意せんか、大谷派の覆轍を如

何せん。依て断然決する所あり。遂に謝絶せり。要するに妙心寺なる、法人代理たる私共職員と、彼れ銀行と約束し置かんか。他日如何に、本派議会若くは、常置委員会より彼れ是れ言ひ出しても、法律上毛頭動かすことの出来ぬものですから、斯くしては、本派将来の一大事ゆへ、先づ協定に同意するも、議会及常置員会等の承認を経る始末ならば可なるが、其運びもないで、秋共職員のみに左様迫られても、到底同意は出来なき旨、決答したり。新聞紙上などには往々、私共が前田、釈両師に対し故意味あつてとか、所謂党派上の勢力範囲拡張とかで、此の不同意を為したる様に出て居た様子でありますが、寧ろ遺憾に堪へません。只私共の眼中には本派に於る、既往六百年来の麗はしき歴史に、汚点を印せない様、又は将来百千年の大計に考したるものにして、要するに本派の自衛てふことが眼目であります。満場の諸員、妙心寺の財産として何があるでしよー。成る程、天空を暦す法堂はあります。巍然雲間に聳ふる山門もありますけれども、之れを財産として見得るものではありません。封建時代ならば兎に角、今日の妙心寺は憲法制度でありますから、つまり妙心寺は、三千八百ケ寺の総称に過ぎませぬ。例挙せんか、彼の合名とか合資とかの会社にしても、万一其頭取にして失敗せんか、其損失は、必竟株主の損失であります。然し有限無限の二種がありまして、其損失に対する責任程度があります。左れど本派の組織上、末派三千八百ケ寺は債務、若しくは損失の全体に対して、無限の責任を負はねばなりません。斯かる事態になり終りなば、最早私共が、如何程苦辛経営し、或は生命を賭した所で、全然諸員をして責任を避けしむることは出来ませぬから、或は中傷的記事ある新紙に迷惑を感じ、或は野心あるものゝ如く諷刺さるゝにも拘らず、協定不同意を主張しました次第であります。私は永年師事して居りました韜谷禅師の箴言に、討論は仇敵の如くせよ、親しみは父子の如くせよ、と前田師の如き永年眷顧を得たる人、釈師の如きも深厚なる交際ある人なるを以て、「親み」の点に於ては充分の誠実を表して居りますが、如何せん、公私混交は最も忌むべき事ゆへ、職務上の公事に重きを置き、仇敵に対する如くして、協定に不同意を致しました。何卒此辺は深く御諒察を希望致します。然るに今に至ても、協定有利説を夢みつゝある人ある様に聞きますが、是れ或は実際の利害計算に暗き人か、若しくは末派数千の困苦に顧みなく、此の末派を思はざるものゝ類と思ひます。以上は廿二日迄の経過でありますが、廿四日のことも已に正法輪にも報じ置きたり。尚常置委員報告に依て、御承知と察しますから、略します。二十五日後の事は、これから二途に別ちまして説明致します。前会計部長が出勤停止を受けましてから、其後任を不肖に御任命がありましたけれども、到底堪へ得べき腕力もなく、且つは嫌忌しても居りますから、重々辞退致し、廿四日の午前十一時頃、重要なる帳簿を受取り引続きました所が、翌廿五日に到り、学林から金を請求し来ました。何分、前会計部長より、金は一文だも引続がないのですから、支払停止の外策なしと思ひましたが、御承知の通学林は、職員の全体が僧侶でなく、俗人が多いですから、

堂々たる本派の面目上、其人々に月給を猶予して呉れとも言へませぬ。又閉校するてふことも、幾百の学生に対して忍びられませぬなり。且つは政府への手続も些々たる私設とは違ひ、非常に出来難いであります。依て其金策に付、臨時会計用度員に相談しました所、何分一時の借入で以て支弁し置くも、果して議会が承認するや否やが未定なるまゝ、出来ませぬとの事でした。先づ猊下を初め奉り、用度員三名、私共四名が頭を集めて協議はせしものゝ、頓と好方法を発見しません。左れば余剰金利用に思ひ付き、取調べましたが、嵩張り帳簿が不整理で、分かりません。此の如き始末で、焦眉の急を救ふべき手段もありませぬから、兎に角金壱千円を借入れて、八月の支払は済しました。さて此借入れに就ても、実に困難を感じました。如何程此京都で奔走しましても、妙心寺の名義では、誰れ人も貸して呉れませぬ。嗚呼、六百年来光輝ある歴史を以て栄へつゝある此の本山が、斯かる悲境を見ねばならぬ迄、出来得る限り借り尽したとは、実に遺憾千万でありました。抑も此責任を受くべき者は誰でしよう。此不始末を醸したるものは、何人であるか。今は唯、血涙を呑むの外ありません。九月三日、前会計部長より受け継ぎましたのに、住友銀行より引出したとかの金六拾壱円弐拾壱銭のみで、金庫内、四十九、京都両銀行の當座預け證書があると云ふ事を聞き、甚だ喜びましたが、実地調べて見れば、一方で以て小切手で引出し済の蝉のぬけ空とは、実に残念でありました。此の如き始末であり升から、恥辱をも忍び無念の涙をも呑み、終に用達商に談しました。此度の事態たるや、六百年来未曽有の異変にして、悲惨の状言語に絶する次第で、一文の金でも借入れることの出来ない今日ゆへ、議会召集の上、名誉回復の端緒を得たらば、返済すべければ、各々従来の恩顧に報ゆる為め、応分の心配を為し呉れよと、一小寺院の住職としてさへ忍びざることを告て、以て運動しましたけれども、一応帰宅の上、各々相談したしとの請ひで、翌日に到り左の回答を得ましたから、一応朗読します。「謹啓、前文大略御高免被成下度候。陳者去る廿九日、御猶予御願ひ申上置候通り、実は昨夜集会仕り候処、欠席なく一同出席仕り、種々相談仕何とか致し、常々の御厚恩に報ゆる為めと存じ候へ共、何分御案内の商況にて如何とも致し兼ね、誠に御断り申上様無御座、御高恩の万分の一に報ゆること出来不申、実に残念の至りに奉存候へ共、右様の次第、不悪御高察の程奉願上候。先づ御断り旁御答進迄」

右之通り、用達商は、従来本山の恩顧を受け、自然末派寺院の眷顧に依り、利益に沐しつゝあるものなるにも拘らず、此くまで見離されたとは、本派の不信が如何に甚しきやを、推するに足るではありませんか。然して九月に至り、新聞紙上の記事より原因せしものか、前堂職願ひ来りしに、其納金の返送を請求し来りぬ。是れ実に滑稽と云ざるを得ないですが、先づ此の如くの通りで、金の収入は少しもありません。然して前申す通り、京都にて金の借り様はありません。幸ひ本派内にて、有数の富有寺院たる遠州の安寧寺住職が、今回の事態に付心痛を為され、種々御配慮の為

め、御登山中でありますから、好機を喜び、金策に付相談せし所、惨憺たる此の悲境を賢察せられ、六百円借入れ方に、周旋の栄を得て、一時の支払を終りました次第で、実に今議会の経費さへ工面中ですから、或は失礼ながら、諸員の日當、旅費さへ、御手渡し為し得るや否やの心配最中の様な塩梅であります。又猊下の御諮詢に奉答の為め、御登山下され、既往六百年以来の歴史や、今後千万年の進捗に付き御配慮の上、今回の事態に御熱心下さるゝ顧問へさへ、一厘端毛も御渡してありません様な、悲惨な御話を為すの止むを得ない場合であります。実に前申す通り、引継きの節帳簿の外に受取りました金額としては、僅かに六十一円幾銭と金庫に在る、四十九、京都両銀行に係る拾円證券、各一枚のみでありましたから、苦慮焦心の有様は、言語以外であります。

十月七日、午前十時四十分開会。出席議員二十七員。

議長、二番議員は事故あり。二十四番議員は調査会に付、各々欠席せられました。尚調査会より差出の議案配付致します。

第五番、先刻番外一番さんの報告中、今妙心寺は社会の信用を失し、木宮の名義ならば知らず、妙心寺としては壱円も貸与するものが無いとの説は、少しく妄に過ぐるの嫌ひなしとせず。本議会は真聖且つ、管長猊下の御親臨もある事なれば、斯の如き言は、御注意あつて然るべしと考へます。

番外一番、只今五番議員さんの御注告に依りまして考へました。先刻報告中、知らず知らずの間に、斯る言を成しましたは過りです。此れは取り消しを願ひます。付きましては、十四日以後に於て一方を報告しますに付ては、協定案云々に付て、八月八日に於て、前田議事より協定して財政整理をして後、常置員会を開きたいとの意見であつたが、私等正反対でありました。其以前、前田師が弥々免職となりましてから、其机を取調べて見ましたが、此様な書類が出て来ましたと朗読す。私が推察しますには、所謂郵便会なるものを開くの目的であつたろう。夫れは管長議事執事調印すれば出来ますからであります。今一方、廿五日に常置員会を開き、臨時財務調査委員を設ける二日夜、苦辛して取調べました其結果に於て、妙心寺の借り入れの借財は、管長猊下の御承知のものもあり、我々の知らぬものもあり、段々順序を調べたる結果、どうも此侭捨てゝは置かれぬ。此責任は妙心寺住職の責任であるから、容易に此侭捨てゝは置かれぬ。其手続きをせねばならぬ処から、我々も調査をしましたが、中々いかぬから、此様な調査した上は、世間にも知れる事だから、既に新聞紙に出て居ることなり。如何に之を隠さんとしてもだめである。斯く公になつた上は、其筋に於ても捨てゝも置くまい。警察より必ず取調べを受けねばなるまいから、夫れより手続きをする方が好からんと。乍併我々が心配した其當時、新聞が詰めかけした位です。総ては隠す様にして居ましたが、何処より聞き出しましたか、事実に近い様な事も書きました。是れではならぬから、管長猊下に伺ひまして、本所職員規定に随ひ、諸員相談の上、告訴する事となりました。社会に曝露した以上は、止を得ぬ事であるが、是れは私の恨

みでもなく、只職務上に於て止むことを得んのであるから、悪からず御推察を願ひたい。其筋よりは、果して事実として、管長猊下を始め、池田、前田、釈等を取調べを受けられたが、今日迄関係者は皆取調べを受けましたが、其詳細は申上度も、予審中に属すれば、申上かねます。此処まで此様になつて来ました以上は、どうも我等も之を隠すことも出来ませぬから、終に告訴するの止むなきに至りました。悪からず御推察を願ひます。付ては実に、昨日来申上る通り、失態と云ふ事は随分ある事なれば、其責めは覚悟して居ります。既に常置員が弾劾奏上まで出されたと云ふことですから、其責は甘んじて受けますから、併し乍ら其職を半途に捨つると云ふ事は出来ませぬ処で、願ひ下と云ふ事は出来得る事と出来ざることがあります。其出来得る事と云ふは、姦通罪及び名誉を傷けたる為めに訴へられたる等の罪位の事で、他は是を願下げする事能はず。既に我等共が聞かぬこと迄、予審廷及検事局には知つてをると云ふ有様。只此上は本派の為と思ふて成したることにして、敢て自己の怨恨を以てしたることに非ず。本派の自衛を以て為したる事なれば、宜敷願ひます。其他種々苦心致しました。

第廿五番、昨日報告中、大橋より五万円借り入れるに付て、木宮、永井の調印が入るに付て、約定書が入用したとか、又、日吉、青山等の名義の吉田山は、弐万円の価あることゝ承りましたが、其位の価は確かにあるものなりや。そこで此證書文は晴記せられませぬから、宜敷願ひたいです。賛成々々。

番外一番、夫れは別段差支へはありませぬが、管長猊下の許可を得ませぬといけませぬ。

第八番、先刻、番外一番さんの報告中の出訴の手続は、外より出したるものなりや。又内より出たるものなりや。

番外一番、夫れは既に社会に曝露したる事なれば、止を得ず内より致しました。

第八番、又村田師来て、弐万円云々とあるが、種々話しの結果、五万円となりしとは如何。

又七番が、前議会に質問せられました時、そんな事は無いとの本所の答弁でしたが、そは如何なる故なるや。

第七番、只今青山さんの説には、少々相違の処がありますから申上ます。且て私が昨年、教務本所に質問書を呈しました其節、教務本所何等の返事もなく、又議会での質問も、有耶無耶の中に埋没せられまして、実に此事に付ては不得要領でしたが、既に予算中にあるとすると、事実ならんか。八番さんの相違ありし故、一寸申上ました。

番外一番、是に付きましては、私は前田師より承りましたが始めてゞ、其他は一寸も知らぬのです。

第十三番、只今の事に付きまして、質し置き度のです。今年議会に於て、小林前管長云々ありましたが、其時分の事が承りたいが、其當時、本所職員は耳にしてをりましたか。又は社会も知て居ましたか。

番外一番、前管長の引続きに付ては、御承知の如く、管長は議事

が補弼ですから、前田議事が如何なる事をしたか知りませぬ。此段御承知を願ひます。我々が大橋事件を知つたのは、昨年十月に始めて知つたので、公債云々は、七月廿日、前田師の自白に依て、私は始めて事実を知りました。八月十九日、常置員上京種々の風説を聞かれ、太秦に行て登記写を取られました公債云々は知りませぬ。弥々十月四日、管長猊下より金庫検閲の下命がありまして、始めて公債證書の影もない事が知れました。

第十一番、始め、前小林管長の時代には調べがなかつたか、何にも聞きませぬか。

番外一番、昨年十月、其事を聞きましたが、夫れは前田と前管長との話しで、私は知りませぬ。又議事と管長とは、密接の関係がありますから、二人の間に如何なる事があるか知りませぬ。其事が知れてから、前田に責まると前田が云く、夫れは何にも心配せなくても好い。公債證書があるでは無いか、と云はれましたから、私は前管長の委任状、及公債證書元簿を取り調るにも、前管長は既に御遷化後でありましたから。

第十三番、そうしますと調べなしとの事ですな。然らば前管長金銭授受後、管長の耳に入つたは何時頃なるか。

番外一番、十月八日、村田寂順師が来られて、前田師が自白せられたので、猊下が知られました。

第十三番、然らば、十月八日に管長の御耳に達したが、前管長金銭授受の事は調べなかつたのですね。

第外一番、調べるにも手続きがないのです。

第十三番、手続きがないから調べられぬとは、本員は不服なり。其時何とかして調べて置いたならば、今日には至らざりしものを。又調べられぬと云ふ事は無からうに付ては、之を常置委員に尋ねず。

第十一番、前管長小林師、金銭云々に付取調べるに付ては、中々苦心しましたが、よし取調べるに付ても、借財は返却は出来ず。春光院は逃げ回て、一寸も居らぬと云ふ有様です。

第十三番、然らば、常置員会は之れを取調べる事をせ無たんですね。

第六番、本員只今、小林前管長云々、種々聞きましたが、十三番さんの説に付て、小林管長云々の説に付、公債證書は三月八日に造られたもので、管長の更代せられる時は、其名義を書き換へしたら、其公債原簿が入りますだろう。

番外一番、夫れは書き換へまして、数通になつて居ります。

第廿四番、先刻十三番議員さんが、常置員会に質問がありましたが、其弐万円が、村田寂順師が来られて五万円に成て居る事は、已に常置員は承認して居ないのでありますから、如何なる事か知らないです。

第六番、然らば財務調査会に尋ねても知れず、との事なれば、其他の事に付尋ねます。告訴の原告は誰なるや。公債のとんだのは何程なるや。又住友銀行へ入れたるは何年何月なるや。

番外一番、夫れは被害者が、管長猊下でありますが、御承知の通り、猊下は本派最上高位の方ですから、其部下なる者の原告なる

は、甚だ不都合であるから、原告は執事木宮恵満に致しました。又告訴と云ふ事は、誰でも出来るのです。又公債は、何日出たかとの御尋ねですが、夫れは前田師から聞たが始めて、私は知りませぬ。金員数も知れませぬ。又此に及びませぬが、其當時私等は取調る権利がないのです。綱目中にもあります通り、議事と執事が、即ち会計主任執事計りで取調べるので、私等の其権利がないのであります。

第七番、本所員に質問致します。彼五万円償却に付て、日吉、青山が来たとか、其日、青山、日吉を呼べども来らずとか、実に之れは不得要領と云はざるを不得です。又最後の両師との会見は、何時頃なりや。

番外一番、最後は八月四日です。電報打ても来ぬ。此事件は吉田山一件が履行しないからです。夫れが為会見の必要があるので。

第七番、最後の会見に於て、両氏より何等の意見もなく、貴方より何の責めることもなきや。

番外一番、協定云々に付て両師は熱心でした。又大橋銀行へ返却も、中々苦心せられし様子。

第七番、今日以後、青山、日吉に向て責むることなきや。

番外一番、私は不在でしたが、其後八月廿七八日頃に、管長猊下より両氏に向て打電しられました。両師は直ちに出で来られた。管長の意見では、早く吉田山一件を履行させねばならぬからです。そこで管長猊下より、財務調査委員を托せられました。夫れから其委員より、前田、釈等に責まつて、終に両氏の財産を賃貸借と成しました。又前田師の弐百円程のものを、妙心寺へ売り渡しになつて居ります。夫れから春光院です。春光の財産は、檀徒が不服を云ふていけぬと云て、日吉師は其侭帰られました。又私等も教務本所の事務をも取らねばならず、種々と多忙の為め、日吉師に向て談判もしませぬ。

第七番、賃貸借、拾五円は、前田、釈師等のものなりや。又両氏の財産は幾程ありや。

番外一番、確とは覚えませぬが、両方共で二千円程ありますが、之れを賃貸として十五円つゝ取る事に成ています。

第八番、只今七番さんの尋ねに、春光院惣代云々に付ては、本所員が知らぬと云ふ事はありますまい。又其名義が妙心寺なるや、前管長なるや、現管長なるや、妙心寺の債務なるや。

番外一番、無論妙心寺の債務です。

第六番、昨日の報告中にある日吉、青山を入れて云々、又日吉氏の吉田一件は、何の理由なるか。

番外一番、夫れは中々容易に出来ぬでありました。彼の吉田山は、日吉全識なる者の名義にした者は、皆御承知の如く、覚王殿の建設に付て、名古屋と京都と非常の競争を致しました。そこで名古屋などは、敷地の寄附主があるとかにて、京都にても可成は、京都に置き度し、と菩提会が内容に買て置て、寄附のありし有様にするに付て、下手な者の名義にする時は、他日取られてしもてもいけぬから、日吉氏の如き財産家なれば、寄附せしと云ふても人も怪まず。又安全の策ならんとの事で、同氏の名義にしま

した。

第六番、日吉氏へ協定案に付て、本山の方から委員として居たとか。それは何時解きましたか。

番外一番、其後、別に解たといふ事でもないが、自然消滅すること、思ひます。

第十三番、先刻の報告中、管長猊下が御前会議を開かれたとか。其中に憤懣したとか如何なる事や。

番外一番、先刻云ひました通り、管長猊下に差出た自白書中、京都銀行、及四十九銀行で五万円借りてある其證書には、管長猊下の印が捺てあるので、猊下は池田氏を責められた。夫れは猊下が御病気中、印を池田議事に托して置かれたのである処へ、前田師が管長の捺印をして呉れと云はれたので、池田氏は管長が御承知のないものは、捺印出来ぬと云はれた。然るに前田師の云はるゝには、已に管長猊下の許可を受けた、と云はれたから、私は捺印しましたが、前田さんは斯の様にしても、私を瞞着しられるか、と非常に憤られましたが、前田師は其時黙して居られました。

第十三番、管長猊下御病気中は、池田議事に印章が預けてありましたか。

第三番、前田自白の中に、森田某より取次の借財五万円、前管長に承諾を得たるものなりや。又現管長の承諾を得たるものなりや。

其他質問の声ありしも正午となり、議長休会を命ず。

妙心寺事件〔明治38年1月12日　第二一〇号〕

前田氏等の予審決定以来、別に記すべき事なし。只執達吏大繁盛の時にて、妙心寺は云ふも更なり。東本願寺、妙法院、悉く酷吏の新御得意先となりしのみ。故に彙報の代に、杏村子の登山雑記を掲げて、読者に示すことゝなすべし。

登山雑記　　杏村生

▲妙心寺事件　之れ昨秋来、新聞雑誌の電報、若くは雑報欄に表れて、世の人々は以て宗教界、特に仏教界の腐敗を自白せしものとし、教界内殊に各自其派に属するものは、自分の本山衰亡として慨き、而して本派、地方寺院諸師に出会ふに、時場を問はず、該問題先づ話談に上り、終りは愚にもならぬ慷慨の声となるは、生が由井ケ浜辺の逍遥を止めて、汽笛の響きに送られ、漸く臘日暮、雪江松下に着せし迄の事なりき。然るに登山後、所有人士を訪問して、事態の詳細を聞き、事実の現相を視来れば、物は評判よりは小なりに洩れず。新聞雑誌で見聞せし程にあらず。去りながら又、以外の処に大事存するが如し。故に生は、生が誤聞かは知らねども、逐一記して地方諸師に紹介せんに、

▲今は黄金時代で、ツマリ妙心寺事件も金より起りしことで、今茲に弐拾万円と云ふ金さえあれば、何も紛紜はない訳け。従て派内の事局も、会計情態を先つ記すべきなれど、これに先立ちて、最も大節なるは、如何にして斯くの如き大金を要するに至りしや。其原因如何。次に現情奈如、而して始めて要する金の行先も明瞭になる也。偖て此等の問題に入るまへに、今一ツ記すべき

は、過去五六ケ月間の地方の評判なり。これは生が見聞に止まる小部分の風聞なるが、一は管長猊下の自遷化にして、管長猊下は派内の事局に堪へず。終に某の方法に依り、自滅遊ばされたりとは一般の臆測なれども、事実斯くの如きことの存すべき筈もなければ、當時その御枕床に侍りて、一刹那をも御見届けせし人の話談にも、さる事のありしことは非認せられ、業風の吹き荒みたるものと證言あるのみ。之れ諸師が心を労するに足らざるものなり。次に妙心寺の現存なるが、之れも方丈庫裡の一部、及び所有什物の一部分の差押へこそありたれ。旧冬来の諸法要も欠かせることなく、諸堂は巍然として屹立せり。故に地方にありて心配するに及ばざるが如し。それよりは将に記し去らんとする所を傾聴し、大に画すべきなり。

▲抑も妙心寺事件の原因は、遠く綱目制定以前と云ふが、少くも柴田元魯師会計時代を以て、第一の原因ともなるべき也。その時代の細事は知るに由なきも、當時同師遷化に因み、弐、三万円の元金が不明に帰せしは想像に困らざる也。爾後花園駅停車場事件ありて、茲に隠然派内に前田党（？）関東派（？）なる変なものが成立するでもなく、せないでもないと云ふことになりて、事の端緒は開かれたり。其後彼各宗派の協同事業なる大菩提会組織され、始め些かの貸出しを為せしが腐り縁となりて、妙心寺金庫在中、拾有幾万円は高利の證金拾万円と化して、同会の支出費となり、此他に五万余円は妙心寺名義にて、借入れられ、基本金を失へる本所支払にも流用せられしが如けれど、又菩提会用ともせられしものなり。而して始めよりの借財（但し菩提会は烏合の集りにて利子支弁にも差支へたるが如し）に対し、日々月々利を計らざるべからず。あれやこれやで、此上参万余の借財積りて、都合妙心寺は債務拾八万余円を起せり。然るに昨春国家の事局起るや、頓に債権者の督促厳になり、窮境覆ふ能はざるに至りて、一時に債鬼門に迫り、新聞記者の雑報種となれり。派下の為め幸か不幸か、続ひて執達吏の差押へと、斯くの如き順路を経て旧臘を送れり、それで確かなる処の現情は奈如にかある。

▲先づ借財の現情を聞くに、拾有幾万円の公債（基本財産）は、證金拾万円の担保となりて、二、三の銀行の手にありて妙心寺にあらず、故に妙心寺は無財産となり、此上彼処此処に五万円余（他方面にあるが如し）、外に最も今回の事局に遭遇せし借財金五万円余、其内弐万円余は其後返済となりて、現在参万円余となりて、現今負債合計八万余円なりと、而して其金は皆が皆迄流用し去られたるにもあらず、殆んど全分、菩提会々員承認の拾参万六千余円の元金となりて、貸与されあるが如けれども、表面は纔かに五万円だけは菩提会へ貸与し、他は各前田、釈両師の名義等にて貸与せられあり。故に前号予審決定書の如く、込入りたるものとなりしならん。依て即今本派が基本金を無き物として、八万余円の借財は責任を有し、而して本派が債権に属するは、正金五万円と云ふ順序にして、差引参万円余は本派創始以来の借財と云ふべきものに属せり。之れは、生が登山一週日中に得たる種々の方面の談を総合したるものなり。其當路者にして誤聞と思ふ節あら

ば、一派将来に関する大事の前の小事なれば、出来得る限り明細の正誤ありたきもの也。之れ国家は日露事件に民と共に画政し、派内は一派の者、互に此大事局を実究して、百年の大計を画立するものと信ず。當路者それ是を為すに吝なる勿れ。

本派臨時議会（第四）〔明治38年1月12日　第二一〇号〕

十月七日、午後二時開会。　出席議員廿七名。

議長、満場に告ぐ。十五番議員は欠席しましたから、左様御承知置きを乞ふ。管長猊下より御宣示がありましたから、此を朗読します。細川書記に之を命ず。當議会期延長の宣示及御廻附候也。「本派綱目第三十五条に依り、當期議会は、本月八日を以て閉会の期とす」議長続て報告して、今回稲葉顧問の手より、大徳寺から議会へ、慰問として茶禅（金千疋）を受けました。何れ御礼をせんなりませんから、其は後から計りましやう。五番の請求になりました刷物の配付しましてから、配付終りて日程九を終りますから、五番、会期は延期になりましたが、まだ第一読会結了しませぬから、特別審査員十名は議長の指命を以てせられて、其時間を省かれんことを希望します。議長、五番議員の説により、委員十名、議長の指名は満堂賛成の様ですから、此から委員の撰出に掛ります。此結果を報告します。

一　組　二十番（竜渕師）　廿九番（鷲嶺師）
二　組　六　番（古川師）　九　番（門脇師）
三　組　廿二番（真神師）　十五番（桂井師）
四　組　四　番（妻岐師）　五　番（三宅師）
五　組　八　番（斎藤師）　廿八番（藤田師）

此より日程第一号議案の第一読会に移り、本所役員の説明が有りますから。

木宮執事、登壇して大体は各条項中にあるを以て既に御承知でしやうが、彼の金庫内の公債額面の利金五千四百参拾七円五拾銭に就て、前会計部長に、毎年六月には前半ケ年の利金入るべき筈なるを尋ねしとき、会計部長は、公債は担保に入れるを以て、今は利金会計の内へ加ふるを得ず。其成算は逐て為す、と回答ありたり。其後結算をなす考へなりしも、結算未定中に法廷へ拘引せらるゝことゝなりて、出来上らず。依て我等一通りの結算はなしたれども、其利金は入らず。亦来る十二月にも利金が入るや否やは不明にして、此の如き見込の立たざるものを予算額に入れて支出することは出来ぬ故に、今回予算額変更を本議会に向て請求する所以なり。支出中に於ても、各条項中に説明ある如く、削減した後、追加をせねばならぬ現金の収金も使ひ尽して尚不足なり。故に勿論、五百円の積立金も使ひ込みたり。此欠損を補充する為めに、五百円の追加を設けたるなり。次に卅二条は、臨時議会にても七百円の費用を要す。此支出金なきを以て、本年別予算削減中より、卅二条の金を以て補充するより外はありません。卅三条は四月に開きたる常置員会に於て支出して余金なし。八月に開きたる継続常置員会の経費支出金なし故に、之れに充つるものなり。此の如き事情でありますから、審議上賛同を希望します、と之れ

にて説明終り、退壇せり。議長、今の条項に質問があれば質問せられよ。六番、番外に問ふ。今説明になつた削減ですが、此れ以上尚ほ削減為し得られざるや、否亦此削減内の経費にて現状維持し得るや否。此二件なり。番外、此以上に削減を為すことは到底出来得ざるなり、此丈にて多分来る三月迄は、維持し得らるゝ予算なり。十番、現状積立金なきを以て、其利金の収入なきは勿論なりとす。然るに此廿一条及廿二条の元利支払は、如何にして為すべきや。番外、此は派債なるを以て、公債の有無に関せず、末派の未納金の徴収金の内を以て支弁する考へなり。十番、昔日は然らむも、尚今後も従前の通りになす方針なるや。番外、五百円を償なふことは、此際償却することは、非常に困難なることなれども、之れを払はずに置く訳に行かざるを以て、従前の通り為す考へなり。六番、収入三万〇六百六拾六円五拾銭総高の内、現会計へ収入するもの幾何、其支出せるもの幾何、其高の指示を乞ふ。番外、其問題は調査会に向て質問あるべし。六番、調査会に質問を提起し得らるゝや。議長、此質問は委員に向て出来得るべし。又第二読会にも為すことが出来ます。六番、然らば御注意に基き扣へます。十番、歳出部第五条第一項は、既に支出済になりし者なるや、又今後支出するものなるや。番外、年度高を十二分して、其一分を毎月支出するものです。廿五番、学林費は月に割當て支出することなるか、布教費、又各宗派交渉費等、月に割當て支出にあるのですか。番外、学林は月々に支出するものなれども、布教費の如きは、毎年春期に派出することですから、既に支出済となつて居ります。又各宗派交渉費は、其當時必要の生ずる場合に支出するものにして、決して毎月支出すべきものにあらず。本年は一回も其必要を生ぜず。依て参百円の内弐百五拾円を減じ、五拾円と為した訳であります。廿四番、九条の一山保存費の分配律は如何なる方法ですか。番外、審なることは能く知りませんが、四期に分つことに為て居る由ですが、既に此九月にも請求がありましたが、今日の苦境にては到底支出することが出来ないから、兎に角議会開設後まで待て、と云ふて待たしてあるのです。十番、第五条の第二項の参百円、派一人に就き幾金を支出し、又現今何人貸費生があるや。番外、貸費生は其学校に依て等差あり（其期限は凡三ヶ年）。又其期限に依ても差あり。譬ば初参拾円にして、次五拾円、後に七拾円と云ふ風になつて居ます。現今は四名に支出して居ります。十番、貸費金の返却の方法如何。番外、卒業後公職に就きて、其義務を果す者あり。或は漸次金を以て返済を為すものもありまして、一様して居りません。十二番、第十条の管長以下職員給でありますが、此は前年度と変更は無きやうに心得ますが、管長猊下には勿論何にも申上げませんが、茲に議事以下の役員の手當金は幾許にして、又此際に於ける本山の財政困難なる折からなれば、少し減じて事務を執て下さる訳には行かぬ乎、番外さんにお尋ね致します。番外、十二番さんに御答へ申ますが、私が本所役員の職にあつて箇様なることを申ますは、甚だ妙な感が致ますが、議事が最初拾六円、次に拾八円後に弐拾円と、其年功の順に依て増すことに成て居ります。執事

が初拾弐円、次拾四円、後拾六円。又部員が初八円、次に拾円、後拾弐円。其漸次年功に依て増出することに成て居まして、既に此別予算額中より半ケ年度分は支出済となれり。又削減とてふことですが、此際本所事務は非常に繁忙を極めて居る折なれば、此を削減すると云ふことは困難と思ひます。九番、第六条の九拾五円、恒例法会費ですが、本年は授戒も停止になつたのですが、本年の予算額に入て居るのは如何ですか。番外、最も授戒会は執行せなかつたが、法会は正法輪にても発表せる如く、七日間執行したのですから、別予算額に入て居るのです。十一番、第五条の第三項は、何処の学林の補助費なるや。番外、十五区の尼衆学林、十七教区の尼衆学林、及美濃の聯芳学林。現今は此等の学林に補助して居ります。十一番、聯芳学林にても毎月五拾円づゝ支出せる由でありますが、此れにても既に予算額を超過する勘定ですが、他学林は只だ名のみにて全く削られて居るのです乎。番外、本年九月迄は参百円を補助せり。然れども将来尼衆学林、聯芳学林に補助する分配は未定なり。十一番、尼衆学林に補助する支出の方法は如何。番外、十月より経常費を変更する考で削減したのです。九番、十一条の東京出張所費ですが、近来該地に出張所設置するの必要なき様考へます。仮令出張所を設けたるにしても、事務員の出張して居るにもあらず。只だ出張所の看板のみを掛けたるに過ぎないと考へます。其看板を掛ける為めに参拾円の金を要せぬ筈であります。番外、此は最も重要欠くべからざるものと考へます。各宗共、當地に宗務取扱上是非出張所なるものを設置せよと命ぜられたるものにして、其理由は、各宗に対し内務省に於て交渉事件起りたるとき、本山では其経費多額を要するのみならず、極めて不便なるを以て當地に設置したるものなり。現今は、麟祥院を以て其出張所となせり。而して臨時内務省より召喚になりたるとき、或は天長節、紀元節には管長代理として天沢氏が出頭せらるゝことゝなつて居ります。其費用として参拾円、或は以上入用のことは明かです。此出張所は本派として動かすべからざる者と考へます。十二番、本案を委員附托にせられんことを希望します（此時に賛同の声多し）。議長、只今の十二番議員の提議に就きて異議なければ委員附托に嘱します（異議無しの声点々起れり）。更に起立に問ひますから委員起立の命に依り、満場起立。此れにて一読会は終ましたから、附托委員選挙に遷ります。廿四番、前の如く議長委員五名を指名せよ（賛同の声多し）。議長、満場異議なきに依り、茲に財務特別審査委員の指名を行ひます。

一組　十一番　　二組　十番　　三組　三番
四組　十八番　　五組　七番　　以　上

廿五番、暫時休憩を希望します（賛成の声起）。
議長、然らば是より休憩に遷ります（時計三つを報）。
七日午後、小休後再び入場時に。午後三時なり。　出席員廿九人。
議長、日程に従ひ、是より第二号議案第一読会に入ります（書記議案を朗読す）。番外一番、本案に云ふ所の未納金は、総額参万

壱千七百四拾九円参拾九銭五厘あります。此の未納金を集めると云ふことは、素より教務本所の責任にして、敢て之を他に委すると云ふが如きは、職責に悖るの感なきにあらざるも、本所は本所として出来得る丈けの事を為したるも、何分其区域拡大にして、徴集の実を挙ぐること能はず。遂に此巨額となるに至りたるものであります。而して今や本派の財政は悲運に陥り、借金又借金と云ふ有様にて、経常費の財源を見出すに苦しむの境に沈淪せり。是に於て最も為し易き調金の方法として見出したのが、即ち此の未納金の徴集であります。而して此の金を徴集するに如何なる方法に依るも、多少の金を要するなり。其費用を概算して、徴集金の十分の二を充ることを定めました。宜しく本派目下の状態に見て、賛同あらむことを希望します。六番、此の未納金は、何年何月より何年何月までのでありますか。番外一番、未納金の調査書類が別にありますから、御望みに依れば見て頂きますが、此処では分りません。併し多分、廿二年頃より今年の八月までの分であります。第八番、未納金には寺班金、賦課金、等も含で居りますか。全く何々を含んで居るのか伺ひます。番外一番、総てを含んで居るのです。第九番、未納金の十分の二と云ひますと殆んど六千円余でありますが、徴集の費用としては随分多額なり。徴集に従事せしむる人は幾人程で、日當手當等の予定は如何なる御見積りなるかを伺ひたい。番外一番、徴集に従事する人数等は定めてありませんが、費用は本所の定むる所、即ち所員の派出する時は、何程の金を給すると云ふ規定がありますから、其れに依て見積りたのであります。第廿五番、未納金全部と云へば、其中には不得已事情の為めに未納となれるものもあらむ。又災難等の為めに本意を果すこと能はず、本所へ情を具して延期を願ひ居るものもあらんと思ふ。此の如きものは如何にするですか。番外一番、災厄の為めに其義務を果たす能はずして、嘆願書の出て居るのは、極々少数でありまして、教務本所は多分に許可を与へて居りません云云。第十二番、此の未納金は単純なるものにして、他に種々混入せるものあるにあらず。之を徴集するは至當の事なり。他の異議者なきは深く信ずる所なり。只二ケ年に徴集の目的を達し得らるゝや否やが、心掛りなるのみ。其の方法の如きは、地方々々の情況に察して定むれば可なり。最早質問も終結と認むれば、委員に附托する迄の決議あらんことを望む。第廿五番、十二番の説もありましたが、此の案は第三号議案と関係して居ります。故此れは之れにして置きまして、第三号の第一読会に移らんことを望みます。第十番、未納金を徴集するには特に派出員を置て派出せしむるのか、又は地方の取締とか何とかに委托するのであるか、又は徴集金の十分の二を手當として受負業とするのであるか、私、此の地方では納金し得る丈の寺格も資力もある人にして、横着を構へて納金せぬ故、其人の為す所に習ふて、未納金を有する者程貴ばれるとでも云ふ様な風のある所もある様に見受けるですが、其様の人々に対しては、何にか方法はあるですか。徴集せんとするも、納金せざるもの、今迄の如く其儘にして置くのですか。番外一番、十番に答へますが、徴集の方法は一定して居

りません。地方々々の事情に依るの外はありません。所謂受負業のごとく十分の二の費用を与て委托するがよいなれば、其の方にする。特に派出員を遣はすが徴集の実に協ふ地方は、其法に従ひ取締に幾分の費を給して托することが出来得る所は、其方法を取る。凡て教務本所の費用少なくして実収の多き方法に従ふ心組であります。又此の法を実施する以上は、従来の弊を打破して、断然の処置をする決心であります故、左様御承知を願ひます。第十二番、廿五番さんに交渉致しますが、御承知の通り議会法の示す所もありますれば、此案が第三号案と連関して居りますけれども、此案の附托委員を選んで置いて、必要上第三号案を附托するも差支ありませぬ故、日程通りにせられては如何ですか。第廿五番、十二番さんの御相談もありましたが、議会法の如何に拘はらず、便宜上議場が是認すればそれでよいと思ひます。議長、委員々々の事は第一読会通過の後としまして、此の第二号案を容るゝや否や、大体に就て異議なきやを起立に問ひます（満場起立、第二号議案第一読会了）。議長、之れより第三号議案の第一読会に移ります。第六番、前刻十二番さんの説もありました如く、我々は法文に反きて議事を進むることは快くありませぬ故、どうか法文通りにして頂きたい。第八番、已に議長の宣言もありし後ではありますが、此の二号案を附托する委員を選挙することゝして、第三号議案に移られんことを望むして、選挙は議長の指名に願ひます。第十二番、八番議員は議会例を無視するものなり。法文は何処までも選挙せられんことを望む。第八番、本員は敢て議会例を無視する者ではありません。議会例に依りて先きの案と同じ様に、議長の指名を以て委員の選挙を議長に一任して置て、進で第三号案に移り、三号案の一読会の終りし後にて、其選挙の結果を聞くことゝすれば、便宜上都合がよいと思ふのであります。第五番、十二番、八番等の議論が八釜しくありますが、本員は日程変更を提出します（賛成の声四方に起る）。議長、五番の動議に依り、日程を変更して第三号議案の第一読会に移ります。二番議員所用の為め退場中でありましたが、只今帰られましたから出席になります（時に議案第三号を朗読す）。番外一番、第三号議案の説明は、最初の説明書を見て下されば能く分りますが、財務整理と云ふことは、各員の充分御認めのことゝ思ひますが、其費用を壱万円としたことに付ては、異議あるやも計られずと思ひますから、一寸弁じて置きたいのであります。即ち国家無事の時は敢て問はざるも、一旦事あるの時に當ては、挙国一致して其費に充るの金品を出すに先を争ふ有様は、現下戦国の時代の状況に見て已に御承知のことゝ思ふのであります。本派は今や大事変の渦中に投ぜられたのである。而して事を弁ずるの費に充る金は一金も無いと云ふ有様にて、他に求むべき財源もありませぬ。故未納金徴集の内より支出すると定めたのである。又壱万円と見積りたるを多大と認むる人もありませうが、此の事変以来支出せる金額も有り、以後幾何を費さねばならぬかも知れぬ位でありますから、此の辺は不悪御了察を願ひたいのであります。此く極めて置きましても、或は少額にて済むかも分らぬのでありま

す。第八番、番外に質問します。此の壱万円は恰も戦国の糧食弾薬の如きものに比すべきものでありますが、若し貧弱国にして糧食等に充るものなき場合ある如く、本派に今直ぐに間に合はぬ時は、如何なる方法を執らるゝや。番外一番、未納金を徴集して、其内より壱万円を支出すと云ふのみであります。第八番、未納金を徴集すると云ふても、金が直ぐ集るものなるや否やは未定のことなり。若し早急に集らぬ時は如何にするや。一方に金の必要はあり、金は集らぬ時に取るべき方法を示して頂きたい。番外一番、政府に於て若しも金に困る時には、債券を抵當として、日本銀行より借入れて一時の用に供する如く、本派も亦其徴集金を抵當として、借用するより外はないのであります。第六番、此の壱万円の金を用て財務を整理せしむるには、如何なる人を任用するのであるか。即ち本所員に委托して整理せしむるのか、又は他に別に人を選びて為さしむのか、此の点を明示して頂きたい。番外一番、其の事は、此の案が委員附托になりた上にて、御話し致します。第六番、私は其の組織及方法を承りた上でなくては、此の案に賛成することが出来ませぬ。番外一番、第一読会を通過したからとて、此案が決議案となりしにはあらざれば、其の質問は第二読会の時に御譲りを願ひます。第十二番、此の壱万円の金は巨額でありますが、之を用ゆるのは単に財務の整理に止まるのか、又は今回の事変に付て凡ての費に充るのですか。番外一番、壱万円は総て今回の事変に用ゆるのであります。第二番、承りますれば、今回の事変以来二ケ月間に已に参百円を費したりと云ふ。之を標準として考ふる時は、壱万円を以て五ケ年余の費に充ることを得る様でありますが、此多大の費用を以て整理せんとせらるゝには、凡そ何年程掛ると云ふ御見込なるや。番外一番、整理の都合によりて何年掛るやも知れず、故に答ふることは出来ませず、又答ふるの必要なしと思ひます。第二番、徴集金の集まる迄の費用としては、政府が債券を発行して日本銀行から金を借入る如く、集金を抵當として借金をすると云はれましたが、妙心寺の銀行は何処にありますか。何より借金を為さる御つもりにや。昨日来の報告に依りますれば、今日妙心寺の信用は地に落ち、五拾円の金子も調達してくれる所がない有様であるとのことでありましたが、彼の言にして信ありとすれば、何れにて借り入れを為さるゝ御決心ですか承りたいのです。番外、二番議員に答へます。今日迄は事変の為めに信用を落して居りましたが、是れも全く某々の不始末よりであります。然し今日にして、各員の御苦労を願て善後策を講じつゝある時にして、世間の本派を見ることは、又往日の如くではありませぬ故に、集金担保として借金することは出来得べきことゝ信じて居ります。第六番、参万七千余円の未納金の中には寺班金も含むとすれば、其の元金は消費せぬのですか。其の中の幾何を何するとか、其予定はあるのですか。番外一番、未納金の内には寺班金は何程、賦課金が何程、香資金が何程とそれ〴〵区分して取調べた書類がありますから、其れに就て見ますれば容易に分りますが、寺班元金は消費金中へ入れぬ様に致したき考へであります。第廿四番、番外に注意します。未納金の

区分は摺物に成て各員の手元へ既に配付してある筈ですから、見て頂けばよろしい。第八番、質問終結と思ひますから、委員へ附托して、今日は之れにて閉会に願ひます。種々仕事も多分ありますから。第九番、臨時財務整理費は、今日ある財務調査委員のする仕事に當てるのと種類が違ひますが、又其整理の方法は如何（時に無用々々と呼ぶものあり）。議長、質問も終了と見ますから、大体に於て異議なきや否やを起立に問ひます。二番を除て満場起立。第五番、第二号、第三号を一括して附托すべき特別審査委員十名を、議長の指名を以て撰定せられんことを望む（賛成の声あり）。第廿四番、本員は此の議案を財務特別審査委員に托せられんことを希望します（賛成の声あり）。第廿九番、此の二、三号案は特に委員を撰ばれんことを望む（賛成の声あり）。第五番、本員は前説を取消て廿四番に賛成します。議長、廿四番の説の、此案を財務審査委員に托する、に賛成の者は起立（起立満場）。第五番、此れにて日程は終りましたが、昨日二番より本所員の報告に付て弁明せんことを要求せられましたが、相方御差支が無くばして頂きては如何ですか。議長、別に差支はありませぬが二番さんに所労もなくば御願ひ致します。第二番、本所員より昨来せられたる報告に付て、少しく事実相違せる点がありますから弁明して置きたく思ひます。已に各員の御承知の如く、本所員の報告の中には、青山、日吉の名は随分多く出た様に思ひます。報告を聞きますと、日吉は大橋銀行との関係者であり、又今回の事変に就ては深き因縁ありて、而かも日吉其者は其責任を尽さずして今日に至りし様に聞かれましたが、全体私が大橋一件に口を入れたのは事止むを得ざるに出でしものにして、只菩提会と大橋銀行との間に立て交渉することの依頼を受け斡旋せしまでにて、本員が最初より深く関係を有して、彼是れと奔走すべき地位ありしものと認められては、実に迷惑なる事であります。青山氏の如きは、菩提会との因縁もあること故、深き関係有るやも知らざるを、本員は只交渉員として頼まれしに過ぎず、其れは共に日吉の名義である所の吉田山を抵當として金を借りたと云ふを聞て、自分の物を抵當に貸す位なれば、菩提会と日吉、前田、釈の両氏と日吉の間には此の借金問題に就ては大なる関係のある様に、各員は思はるゝであらうが、抑も此の吉田山なる者は、一時都合により日吉の名義を借せし者にて、実際の所有者ではないのである故に、担保としたり抵當にするに付ても、名義人なる日吉は毫も言を挿む権能がないのであります。夫故菩提会が勝手に自分の権内に於て彼の地を抵當として、大橋より借金したるなれども、日吉は単に名義人と云ふ点から其の相談に預りしのみ、後に至て春光院財産一切及日吉の所有なる吉田山の地所を書き入て證書を作る時にも、但し書にある通り所有人へ交渉の上云云とあります。あれは日吉なる本員も春光院にて、木宮氏以下の人々と列席ありましたが、実権なき故其の所有者に掛合の上に、と但書を加へたのであります。此證書を作りて手続をする時にも、大橋銀行から本所員に督促が有たけれども、本所員は事情不知の為め如何とも為す能はず、前田、釈の両氏から青山、日吉の事を云はれたるによ

り、此の交渉を托せしとて、本員を招かれしと思はれます。それで数回の召喚の上、登山して事の成行を知りしときは、證書は已に出来上り居りしなり。證書構成のことに付ても、日吉の依頼によりて云云とありましたけれ共、大に事実に相違して居ります。前陳の如く深き関係なき日吉が、此事に付て所員と談合せしやと語らるゝか知れぬが、其れは此様な事は本人と本人では話しが仕悪い故、中間に入りて交渉を頼むと云はれ、一旦は断りしも、個人として勢止むなく其労を取し迄のことであります。前田、釈対日吉の関係以外、別に理由もあるのである。それは外でもない、一方大橋から強制執行をも為し兼ねまじき勢を以て迫り居る時ゆゑ、若し此の侭に過し去る時には、本派は如何なる悲境に陥るやも計り難きのみならず、世に晒らす恥辱や汚点又大なるを感じたるが為めであります。又日吉が前田、釈両人に契約通り実行させると保證をして置き乍ら、再三再四の打電にも応ぜず、本派議員にして常置員の職にある人にして云云、食言云云、又片山と協定案の交渉員となりし時、市中に於て前田氏等と同宿して所員の言に従はざりし云云、の事ありましたが、以下其弁明を簡単に致します。不肖ながら保證人の名を以て居りますから、其責任のある所は知て居りますから、電報や書面に接して直に登山することは心得て居るのでありますが、仮りにも一ケ寺の住職である以上は、盆会や法要の為め差支少からず、又電文は簡にして意を尽さず、単に来いては何の用なるやも知れず、其れも本山に買はれて居る人ならばいざ知らず、住職として業務ある身には有り勝ちのことゝ思ひます。又私は議員であり、常置員でありますけれども、何時も々々々其肩書を以て動いては居りませぬ。其れに個人としての行為に対して、常置員たるべき日吉が本派議員たる日吉がと見做されては実に迷惑千万で、他の議員諸君へ対しても大に面目を失する次第であります。次に四十九銀行と協定案の交渉の時も、本所員は市中に宿泊すなと願であるのに、前田等の宿泊所に行て云云、と云はれましたが、當時本所員よりは、別に市中に泊るなと云はれなかつた様に思ふのみならず、私が市中に泊らねばならぬ理由があつたのでありますから、其理由を申しますと、私の引受たる交渉事務は協定の内容を調査することにて、片山氏に面会して教務本所の方へ来て下さるか、私から銀行へ参らうかと尋ねた時に、片山は多用である故何卒銀行の方へ来てくれとの事でありました。で私の方から出て行きますと、不在である。其自宅を訪ふも在らず。そうこうする中に日は暮て仕舞と云ふ有様で、市中に宿泊せざるを得ざる場合となりて泊りし迄の事で、別に前田師や釈師に会せんが為めに宿りしものではありませぬ。又た食言云云、の言はありましたが、決して食言したと云ふのではありませぬ。私がよい加減の事を證書にして置いて、顧みんと云ふ精神ではありませぬ。若し食言の精神であつたならば、多忙なる中を切り抜けて、盛夏の時わざ〳〵登山して奔走する様な馬鹿は致しませぬ。……一々本派の為を思ふて心を労したのに外ならぬのであります。番外一番、敢て二番と口論するのではありませぬが、私が報告中に申したことを二番が曲解して居る点がありま

すから、一言弁じて置きます（時に水掛け論とならぬ様にと叫ぶものあり）。私が日吉氏と大橋銀行と関係ありと云ふたと云はれましたが、全く御聞違ひであります。私は吉田山の所有や名義の事は少しも知りませぬ。只證書面にある事柄から、日吉氏が斡旋云云、と云ふたのであります。併し證書に名の連り居る以上は、内実どうあらうが明かに證人であります。又日吉氏が、常置員や議員の肩書を以て此の證人となられしとは、決して申しませぬ。又便宜を無視して山内に宿泊せよと迫たのではありませぬが、前田、釈氏の為めに急境に陥り、各自に心配して居る時なれば、充分注意ありて、両氏の居らるゝ所へは行かぬ様にせらるゝのが至當であらうと思ひましたから、其ことを一言した計りであります。又内々本派の為めに心配して居る故、名古屋へも行きてとありましたが、氏の名古屋へ行きしが果して協定案の為めか、大橋銀行の為めか私はしらぬのであります。第五番、吉田山は日吉さんの名義でありて、其実は菩提会のものであるとか何んとか聞きましたが、全体あの吉田山は日吉氏が金を出して菩提会へ寄附せられしものにや。其金の出所並に実権の何人なるや、御差支なきかぎりは承りたい。第二番、吉田山は日吉の名義でありますが、全くは菩提会のものであります。金が何処から出たか、其辺のことは公会の席で明言し悪い故に、又席を更めて申します。第廿番、日吉氏の名義にして実権なきことに付て、確證はありますか。第二番、あり。議長、時刻も大分移りました而已ならず、委員会も開けるとの事でありますから、今日は之れにて閉会に致します。第一、第二、第三号附托委員長を撰で御出しを願ひます。時に午後五時。

大橋銀行に関する債務の解決〔明治38年2月12日　第二一一号〕

明治三十七年八月廿四日、故管長関禅師より、本派常置員に金庫調査を命じ、続て本派財務調査を命ぜられて以来、一大急即を要するは、即今に美濃国大垣町合名会社、大橋銀行に対する債務にて、同債務は八月廿七日までに、管長より何等の回答（即ち返金又内入）をなす筈なるを以て、稲葉、三玉の両師は、同行に金千七百円を持参出張し、延期の申込をなしたり。然るに同銀行は、金融上不都合なりとて延期をなさしめず、同月卅一日までに金壱万円を支払ふべしと。両師は止むなく夜千七百円の金員を持帰り、更に金策上に百方苦辛したるも、當時京阪の金融界は非常の恐荒を来し居りたれば、容易に纏らず。茲に於て、更に大橋銀行へは平松調査員を遣し、其下宿千切屋に於て会見数回を重ね、元利の請求は総て臨時議会の後まで延期する事に契約成立す。実に此の間八月廿五日より九月廿一日まで、大橋銀行債務の交渉に日を重ねたり。十月五日より開かれたる本派臨時議会に於ては、大橋銀行の債務、及大菩提会の債権を否決し、再議に附せられしも時間なく、遂に閉会に至りたれば、兼て交渉に交渉を重ねて違約なきを保し、以て差押等を免れ居たる本派は、彼議会が債務を否決したると同時、其翌日、大橋銀行業務担當員大橋与市より差押の送達文を受け、執達吏渡島高明来り、既に着手せんとする光

景、実に本派千年の汚点を歴史に遺す一刹那、管長猊下は臨時に常置員会を開き、本派に関する債権債務に就き、更に承認を求められたり。常置員は、大橋銀行に関する債務は真正なるものや否や、又弁済義務は、本派本山にあるものやに就て充分に調査を遂げ、一方本派法律顧問、諸富保親の證明に依り、大橋銀行の債務を認める事となり、以て同行に交渉し、返金は調金の上、可成至急に入金する約定をなし、爾後同行に返済の金員調達の為め、什物中の或物件を担保とし、借入金をなすに決し、物件は其筋の許可を得、一面金策の方法相立ち、已に公正證書作成し、金員受授せんとするに際し、大橋銀行は、行整上遂に執達吏をして本所に臻らしめ、差押の手続に及びたり。是れ明治三十七年十二月一日より二日までなりき。依て本派は差押物件異議の申請をなすことゝし、名古屋市在田要次郎外に大喜多、藍川の二法学士を傭聘して、同月六日訴状を提出したり。同日再び差押を受けたるも(博物館寄託品)、前田様異議の申請並に抗告をなし、而して其弁論期日は一月十六日と定められたり。然るに濃尾の有志寺院総代者の登山するありて、本派と大橋との間に於て仲裁せんと交渉を開始し、本山よりは或条件を定め、稲葉元厚、平松亮卿の両名を挙げ、委員として妥協せしめ、十六日の期日は同月廿四日まで延期し、交渉を重ねて左の条件の下に妥協成立したり。

覚　書　（其一）

今般大橋銀行ノ債務弁済ニ関シ、濃尾寺院代表者角田澄訓、高林玄宝両氏ノ交渉ニ依リ、左ノ如ク解決スル事。

一金伍阡円ヲ即時仲裁者角田澄訓、高林玄宝両氏ニ渡ス事。
　但シ両氏ハ、該金ヲ大橋銀行ニ渡ス事。
一大橋銀行ニ対スル債務全部ハ、角田澄訓、高林玄宝ニ於テ代位弁済ヲ為スコト。
一日本大菩提会ニ貸与シタル、金伍万参阡陌漆拾伍円ノ債権ヲ、角田、高林、両氏ニ渡ス事。
一右菩提会ノ債権ニ依リ、大橋銀行ノ債務残額、及花園学林敷地建物、並ニ吉田山ニ関スル一切ノ債務ハ、仲裁者角田澄訓、高林玄宝両人ニ於テ弁償スル事。
一妙心寺ト大橋銀行ト妥協成立ノ上ハ、仲裁者角田、高林、両氏ハ、大橋銀行ニ対シ、弁償ノ義務ト、日本大菩提会ニ対スル一部ノ債権ニ拠リ、同会ヨリ弁償ヲ受テ、大橋銀行債務ヲ皆済シ、大橋銀行ヨリ強制執行ヲナサシメザル事。
若シ強制執行等ヲ受ケントスル場合ハ、仲裁者角田澄訓、高林玄宝ニ於テ引受ケ、妙心寺へ一切迷惑ヲ懸ケザルコト。
一対大橋、及菩提会ノ解決ハ、明治三十八年十二月末日限リトスル事。
右後日異議ナキ為メ、覚書取換セ置クモノ也。

明治三十八年一月二十一日

妙心寺派　顧問　稲葉元厚　㊞
妙心寺派財務整理員　平松亮卿　㊞
濃尾両国有志寺院代表
瑞林寺住職　角田澄訓　㊞

清泰寺住職　　高林玄宝㊞

覚書（其二）

明治三十六年十月二十七、樺井保親公證役場ニ於テ作成シタル、合名会社大橋銀行対妙心寺ノ貸借金ニ付キ、訴訟ニ相成リ居候処、今回角田澄訓、高林玄宝両氏ノ仲裁ニ依リ、示談ノ上、両人債務ノ保證トナリ、元金五万円ノ内既済残額、金弐万八千円ニ対シ、返済ノ期日ヲ定ムル事左ノ通リ。

一金伍阡円　明治三十八年一月廿三日第一回返済。
一金参阡円　同　年七月廿五日第二回返済。
一金弐万円　同　年十二月廿五日第三回皆済。

但シ此金弐万円ノ内、半額迄ハ債務者ノ都合ニ依リ、明治三十九年六月廿五日迄延期ヲ申出デタルトキハ、債権者ニ於テ承諾スルコト。

一第一回支払金ノ受授ト同時ニ、強制執行ヲ解除スル事。
一元金ニ対スル利子ハ、六月二十五日、十二月二十五日ノ両度ニ支払フ事。

右ノ通リ示談相整候、依之覚書二通ヲ作成シ、相方一通ヲ所持スルモノ也。

明治三十八年一月二十一日

債務者　妙心寺
同寺代表者妙心寺住職　三関天慧㊞
債権者　合同会社大橋銀行
同会社代表者業務担當社員　大橋与市㊞
濃尾両国有志者寺院代表
仲裁兼保證人　角田澄訓㊞
同　高林玄宝㊞
同　稲葉元厚㊞
妙心寺派顧問
立会人　平松亮卿㊞
妙心寺派財務整理委員
立会人　浅井新㊞
合名会社大橋銀行員
立会人　石井俊蔵㊞

右の覚書を取換し、一月廿一日午後六時、教務本所に於て正式双方会見し、一月廿四日、京都地方裁判所に出頭し、異議申請取下、差押解除等総ての手続を終り、茲に始めて大橋銀行の貸借問題は解決を告げたり。而して差押の封印等は、廿五日に除き、博物館より差押へ持来りたる什物は、再び同館に寄託することゝし、同館長代理石田氏と、妙心寺より平松師出張し、押収物件を点検し、同館へ引渡したり。右にて妙心寺は、他より差押へを受たることなく、大橋銀行の債務は、全く濃尾両国に於て、彼大菩提会に対する債権に依り、代位弁済をなすことゝなりたり。

●大橋事件余談　昨年九月下旬、大橋銀行より差押を受けると云ふ時は、丁度顧問会の開会中で、各者宿は平松整理委員より、大橋銀行延期承認せず、愈よ明朝執達吏が来る、と云ふ電報の着し

た報告をなしたる時は、一同顔を見合せて、管長猊下始め暗涙にむせびたり。三十六年十月廿六日、故関管長に債務を替へたる當時、前田、釈、日吉等に関する契約も夫〳〵処置せしも、賃貸物件現品の授受は未了なり。大橋銀行へ返済に関する金員借入に就ては、平松委員斡旋の労をとり、大阪の藤田某にて借入なりたるも、京阪遠隔の理由の為め時日を誤り、京都にて調金することゝなりたり。三十七年八月廿七日以来一月廿四日まで、大橋銀行の為め、金の借入又は延期の交渉、或は差押に関する等にて、殆んど同行の為め本所、及整理部も悩殺せらるゝ位なりし。一月八日以後は、濃尾の代表者角田澄訓、高林玄宝二師等、非常に尽砕し、仲裁の労をとり、又本山より委員等稲葉、平松二師と会見。数日、廿日廿一日の如きは、銀行員と本山委員とを市中西富家に会合せしめ、徹夜にて覚書の草案等を作成したりと。濃尾代表者たる資格に付き、両師は不日濃尾両国寺院の委任状を貼付することゝなりたり。

●民事訴訟　去る一月十日を以て、京都銀行及四十九銀行に対して民事私訴を提起したり。原告は妙心寺住職三関天慧師、被告人は京都銀行山中安吉、及四十九銀行下村忠一氏なり。その申立の要件は左の物件の返還にあり。

一甲号金禄公債證書額面金壱万円。
一整理公債證書額面金四万六千四百五拾円。
一記名軍事公債證書額面金弐千五拾円。　（以上京都銀行）
一甲号金禄公債證書額面金壱万円。
一無記名軍事公債證書額面金壱万弐千六百円。
一無記名軍事公債證書額面金弐千円。
一無記名軍事公債證書額面金七千七百五円。
一無記名整理公債證書額面金弐万六千百五拾円。
（以上四十九銀行）

●妙心寺事件公判（第一回）　去る一月十四日午前十一時より、京都地方裁判所に於て、前田以下六名の公私文書偽造、詐欺取財被告事件の公判を開かれたり。前田誠節、釈等顧、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保、等は頭に編笠を着し、前田、釈は被布を着し、其他は羽織を着して、獄吏に引かれて出廷したり。而して各被告人の弁護人は▲前田誠節、浅井栄、三浦倫吉、鬼頭玉汝、▲釈等顧、浅井栄、林清、鬼頭玉汝、小川平吉、▲片山茂三郎、尾崎保、本多源蔵、奥繁三郎、姉崎鉄吾、菊地武夫、▲樺井保親、三幣保、奥繁三郎、大滝新之助、藤林忠良、渋忠次郎、▲尾木久保、奥繁三郎、須古織之助、寺尾治郎吉、▲石田尚徳、伊藤全治、鬼頭玉汝氏等にして、又妙心寺よりは有価證券返還の私訴にて、原告三関天慧師の代理として高木益太郎、荘田要二郎氏出廷せり。成田裁判長、遠藤、富島の両陪席判事、伊藤検事、藤田書記等列席して開廷に移りたり。伊藤検事は起て約一時間に渉りて、公訴事実を陳述せり。其要領を記せんに、本件は予審決定書に依りて充分詳細を尽しあるも、一応事実を被告人に示すは、審問上手続の順當なりとするが故、簡単に説明せんとす。抑も前田、釈の被告事件の遠因近因となりたるものは、約束手形委任状

偽造詐欺取財にあり。前田は妙心寺の議事となり、釈は執事及会計部長を兼ねたれば、妙心寺の実権は、彼等二名に掌握したるものと云ふべし。而して此の二名は、村田寂順を会長に、前田は副会長となり、仏骨を奉迎して各宗派を統一するの計画を為し、菩提会の為に全力を注ぎ、之れが費用を支出するに就て、一時妙心寺の有価證券を担保とし、約束手形を偽造し、寄附金の集るを待て之が返済の途を開かんとし、妙心寺の有価證券を取出し、菩提会の為に拾参万円を住友銀行、又は大橋銀行より借入れ、其負債嵩むと同時に、経済界は不況に陥り、菩提会の寄附金募集は不結果に終り、為すべき手段なきに至り、第一着に大橋銀行の四万円の始末をつけざるべからざるより、決定書に記載の如き行為をなし、偽造手形を発行したるが、其犯罪意思は明治三十三年より継続したるものなり。尚住友銀行の五万五千円と、其他の七千円に対する分の約束手形を偽造したり、尚四十九、京都の二銀行より、前管長関実叢を欺き、其委任状を偽造行使し、苦肉の策を施し、各五万円を両銀行より借入れたりと。其他片山、樺井等に就ても詳細なる事実を陳述せしも、時正午なるを以て、弁護人より休廷を希望し、裁判長は休廷を命じたり。午後一時過ぎより再開廷、事実の審問に移りたり。前田は管長の印を保管する事に就て、裁判長の訊問に対して、元来管長は一派の布教伝導及教育を司る故に、始終不在勝なれば、総ての事務を議事に於て取扱ふの慣例なりとす。既に京都鉄道花園停車場に対して三万円、学林建設に就て四万円計り融通したる事あるも、管長の許可を得て為したるにあらず。即管長に一々承諾を求むるの要なしと申立てたり。又住友銀行に対し約束手形を以て借入れ、同手形を偽造したる旨、八枚共に否認し、尚二枚の約束手形を以て支払の猶予を求めたる事柄も、凡て否認したり。又四十九、京都の両銀行より拾万円借入の件に就き、最初は無担保にて、片山等の交渉は釈之れに関係し居たるも、自分は後に至りて聞きしなり。其極遂に有価證券を入るゝことゝなり、名古屋に管長を訪ひて、委任状を提出して借入ることゝなりたるなり。次に釈は前田に示めされたる各偽造約束手形に対し訊問されたり。大体に於て之を是認したり。漸次片山、樺井等は審問を受けたり。午後六時三十分、主任判事に要務ありて閉廷したり。次回公判は来る十八日に決定せり。当日傍聴人は午前六時頃より、裁判所の門前に引も切らず続々つめかけ、傍聴券百五十枚を交付したるも尚足らず、廷内に入る能はざるもの約二百名、廷外に佇立して傍聴し居れりと。

●両銀行の調停と其結果　四十九、京都の両銀行に対する私訴調停に関し、大徳寺派管長菅師は、大に斡旋の労を取られ、前内貴市長に其調停方を請ひたり。内貴氏も妙心寺にして調停を容るゝ意ならば、尽力すべしと約したるより、菅師は妙心寺に趣き説く処ありしに、妙心寺中にも宗派にして斯る訴訟沙汰を起す如きは、実に宗教家のこよなき恥辱にして、其判決の結果する予知し難ければ、此際可成は双方妥協を求め、平穏に処理して、宗派信用を損はざらんことを希望する一派あるより、菅師も左もあるべきことゝなし、内貴氏も又左もあるべきことならんと。銀行側

の調停は、大沢善助氏に托して、其意向を探らしめたるに、銀行側に於ても京都市有力者の調停なれば、之れに応ずるとの意を洩したるに依り、内貴氏は愈真身になりて其調停に取掛られたるも、其行掛上、双方非常の強硬の態度を取り、交渉不成立となり、目下中絶せり。其銀行側を聞くに、今回の訴訟事件に関し、岡松、高木の両博士の鑑定に依り、万々敗を取る如き失態なきを信ずると。且は妙心寺が宗教家として実にあるまじき不徳の行動あるを憤り、例へ訴訟に敗れて全債権を無効に帰するも、債権を減額する如きは断じて為さずとの意向にて、其態度頗る強硬なりと。一方妙心寺側を聞くに、一、二の弁護士の言ふ所を唯一の後楯として、飽迄私訴を貫徹し、事を法廷に争ひ、銀行の債権を蹂躙せんと欲するものゝ如し。観る人に依て異なりと雖も、妙心寺の前途敗か勝か五里霧中。不安哉。

●未納金整理　未納整理につき、各地方へ徴集員を派遣し、着々整理を完了し、最早大体に於て終結したる由なるも、或地方に於ては、一、二区其実を挙げざる由を聞く。思ふに本山の危急を見つゝ、事を口実に托して、自己の義務を果ざるは、不宗盟漢と徴集員が其職責に忠実ならざるに依る。此際は其賞罰を明にして、財政整理の断行を希望して止まざるなり。

登山雑記（続）〔明治38年2月12日　第二一一号〕

杏　村　子

▲前号　には派内の杞憂家たるものが、通読に価せる本派会計の現況、否な派内事局の本尊たる借財の結着の処を記載し、予が誤聞は當局者の訂正を乞ふことゝ成し置けり。故に开は其れにして、続いて此に関連せる事後の会計情態を総括し来り。此上當局者に向ては、予が寡聞を正すの労を煩はし、一方先年開会されたる議会の不親切（否や）を派内一般寺院諸師に訴へ、この際諸師の一顧をを仰がんと欲す。抑も今回の事変は、一般に承認せらるゝ如く、本派創設以来の大々的事局にして、誰人も痛心せざるはなけれども、さて熱誠溢れる計りの宗盟家にして、この事局を能く収終せしむるものはと云へば、夥多あるかは知らねども、尚些か寒心すべきもの少からざる也。而して地方寺院は、如何にと云ふに、本派幸に機関の備はるありと雖も、其真情態の秘せらるゝ所以が確実なる聞知なきが如し、之れ余が登山より帰鎌迄に屡々遭遇せし所也。一般に然るや否や。予は之れを以ても、現今の事局進行の正否に疑なき能はざる也。何者、今日迄前田師内閣の間に於て、予輩は事の余りに秘せられたる為め、各自今回の如き失態を惹起せざるやを疑念しつゝありし也。然るに今や大事局に会して、幸に公表的に事務を進捗せしむべしと称せし其人に依りて事務は進行せり。しかも地方寺院は仝じく、否なそれ以上の疑心暗鬼に途惑ひつゝあるにあらざるか、如何に？之れ予が不偏の眼に映ぜし観察也。さればこれより事実を陳べん。

▲昨年八月末事局の発現せるや（十、十一月の本誌掲載照覧）、其事情報告旁々本派臨時議会は開れたり。而して議事録は其後毎号に幾分づゝ掲載されたるを以て、大抵其様子は一般に通じたる

ならんが、なれど重複を憚らず予が聞知を一括せば、十月初旬四日間の議会に於て、當局者の失言等戒飭に値することもありしとか也。そは暫らく措いて問はずもがな、説明に立てるものも、聴者の位置にありたるものも、今回の弐拾万円の負債と聞きては、富士の高峰が頭へでもとぶ様子なりしとは人の評なりしが、兎もあれ本派の一切の事業は、為めに一大恐慌を来せしことは瞭々たり。視よ国家大事局に拘はる巡軍師は帰還し、本春早々行はるべき内地派出布教も中止。講習所開設も見合せられたり。之等はまだしも、本派の事業として緊急一日も忽にすべからざる教育事業は、漸くに学林内にて借財し、継続せるものゝ由なれど之れも、永久には続くべきにあらず。それも其筈なり、壱万参千余の支出予算にして始めて其進行を図り得べきを、俄かに五千円迄に削減して、議員は此大災害致方なし、須らく是を以て支ふべしと云ひ、其局に當らんとするものは、議員の決議何とも仕方なしとまでは思はれざりしならんがなれど、現況其不足は借財で一時凌ぎを為せりと也。而して来三月定期議会に於て、其継続如何を決定すると云ふ。幷も斯くの如きは、一派否な同胞に親切なる所置なるか、今や生徒たる百五十余の子弟は、殆んど月に参円の義財（食費、月謝合してなれども）を納めさせられ、而して食物は従前と変らず（従前より四合五勺、朝夕味噌汁漬物にして、余も之を喫すること数年間）と雖も、無方針無主義の下に明日をも知らず、唯だ教員は教壇に立ちて知る処を陳べ、生徒は着席之れを聞き、其放課時間は真面目に運動も仕兼ねて、自分の納まるべき所を如何に〳〵と焦慮しつゝあり。是等は仮令其指針あるも、閑時間には生徒たるもの幾分取越し苦労すべきものなるに、搗て加えて来三月以後は閉校すると云ふ風評頻々なる今日に於て、誠に其衷心察するに余りあり。さて之れは余りの横道に入りたるが、本題に戻りて想ふに、本派の現況は一陣の濛雨そゝぎて、未だ其を堅めるべき原因の太陽出でざるもの也。鼻糞を洗ふ目糞は得られたれども、目糞を清洗すべき硼酸水は得られざるなり。故に稍もせば鼻目共にバチルスの侵害する所とならざるやの杞憂は、豈それ予のみならずと信ず、それで会計年度予算は如何に削減せられたるか、一般に未だ本誌に掲載せられざるを以て聞かれざることゝ思ふ。是を視来れば、如何程の事業頓挫か察するに難からず。要するに本派の事業は、従来の半分以下に縮少せしものとして誤なし。万一（学林の如く）事業が外面上の変化なくんば、それは一方に負債の上塗りか、さなくば當局者の一大手腕と視るべきものなり（何卒斯くありたし）。会計予算を掲ぐるに細目は消え、一昨年の通常議会に於て、年度予算として議決されたる処を視るに、

一金弐万参千八百七拾四円七拾銭　　卅七年度支出総計高

之れに因りて、卅七年十月より本年三月迄の支出高を計量し来るに、一ヶ月金壱千九百八拾九円五拾五銭九厘弱の支出に成りて、五ケ月間には、

一金九千九百四拾七円七拾九銭五厘　卅七年十月ヨリ卅八年三月マデ　支出総高

に當り、この高によりて漸く本派の事業は進捗しつゝありしもの

也。然るに昨秋の議会に於て、総計高に於いて金壱万参千壱百四拾九円七拾銭と云ふ過半を削減し、

一金壱万〇七百弐拾五円也　卅七年度十月以後の年度予算支出総高

となせり。之を以てするも事業の頓挫は明察し得るべき也。読者の感想奈如にや。因之、卅七年十月より本年三月まで、現在支出されつゝある所を月割に計算するに、従来の一ケ月支出費に対しては、金壱千〇九拾五円八拾銭九厘減少に當り、実際金八百九拾参円七拾五銭の支出となる。而して昨年十月より本年三月迄の合計高は、金五千四百七拾九円〇四銭五厘削減にて、従来の計算に対して其半にも足らず。即ち、

一金四千四百六拾八円七拾五銭　卅七年十月ヨリ本年三月マデ　五ケ月間総高

なり、之れのみを比較しては単に議会の無責任等を感ずるに止まれども、現今学林支出の外観上の支出予算を以てするも、一層事実上の困難は察し得べき也。諸師よ、予は之を記すに堪ざる所あれば、茲に之を省略す。子弟を思ふ念あらば、少しく進むで其等の点へ目を投ぜられたきもの也。

▲次に記すべきは、本派現今の一般寺院の形勢なるが、何れも何れもおとらぬ憂山家、愛山家にして、互に吾こそ真の宗盟心を以て此衝に當るべしと、奮発はせられ居るものならん。故に予輩如き、之れに一々非難を附するべきにあらず。寧ろ其労を多とするものなれども、人は一僻で、予が眼の如きに映ずる所はそれ〳〵勝手の主張を為し、勝手の行動に出でをるかに視ゆるぞ遺憾なれ。何者、現今の情態を以てするときは、少くも本派内四、五派に意見を纏め得るが如し。尤も従来の関東派とか前田党とか云ふものは、全く変態せしと云ふも差支なし。いま摘要せんに先づ何と云ふか。現今の教務本所派、次に塔頭派、次に濃尾有志者、次に関東派、其他中立及無主義者、都合確然とは四派ならん、されば予は、一々其意見と行動とを以て斯く分配せし所以を記せんに、

▲教務本所派　之れ明細に其名を呼ぶは憚なき能はざるが、恒に教務本所に関して行動せるものを総称せしだけにして、其意見は知らず。現行動は名は管長猊下なれども、其実補佐者たる該派の者は、其実ある対前田の訴訟事件に、日も足らぬ有様にて運動し、都合能く行けば（想像するに）本派の債務もゼロで終らうと云ふ目的に進みつゝありしかも、之は蔭げで苦笑せるものもあるぞうたてけれ。何を云ふも該派の者は、先ずづ如何に恥を洗ふも財政（？）が先決問題也。事業施政方針は其から也と云ふ様也。之れ現今学林も其他の事業も殆んど挫折せる所以ならざるか。予輩は該派の目的通り成功せんことを望むとは雖も、又全く賛する能はざる所なきにしもあらず。そは後に読者の感想に委して、尚追記すべきは、該派今は正に堂々天下独り舞台なれども、或は事の進行如何に依りては、却て白壁の上塗りするが如きことはなきか。一時鎌倉地方の噂にて、二百の金に手づまりしと云へり。ヨモヤと思へど、さて如何にや。先づ幸に尚国師の照鑑ありて、其目的を達せんことを祈る也。

妙心寺事件第二回公判〔明治38年3月12日　第二一二号〕

前田誠節、釈等顧、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保、石田尚徳の六名に係る、私印盗用、公私文書偽造行使、詐欺取財及び偽證被告の件の第二回公判は、二月十八日午前十一時より、京都地方裁判所にて開廷せり。裁判長以下各法官は、前回同様にて、被告弁護人及び民事原告人代理等、孰も前回に出廷せし諸氏の外、被告弁護人として江木衷、菊地武夫の諸氏出廷せり。是より先き各被告人は、午前十時三十分より入廷しあり、偖て裁判長は前回に引続き開廷する旨を告げ、第一前田に対する事実の尋問として、前田が菩提会の為、森田長次郎より金六万円を借入たるの有無、及び明治三十五年小林管長の名義にて、住友銀行より金借したるの事実を尋問したるに、前田は一々之に答へしが、裁判長は更に、明治三十七年妙心寺内に於て妙心寺所有の諸公債を常置委員の検閲するに際し、前田等は是を拒み、延期を請ひたる事ありやの尋問に対し、前田は、其は兼て菩提会の為、金拾万円借入の儀を東京柴田貫なるものに頼みありし処、三十七年三月頃、柴田は京都に来りしが、自分に面会の節該、金貸借の儀は追々調談に近しとの旨を語り居たり。其後柴田は東京に帰り、四月に至り、該貸借金談に付東上せよ、との旨を書面又は電報にて自分に申し来りしを以て、自分は会計部長釈等顧と同道せんとせしも、先づ同人を京都に残し置き、自分一人東上したる事あり。夫が為、右公債検閲の事は延期したるものなりと述べしが、裁判長は前田に向ひ、右東上の期日及び柴田なるものゝ住所等を尋問したるに、前田は其は常置委員会を開く二、三日前の事なり。又柴田は東京の駒込の片町に住居し居るなり。又柴田の電報文は「金出来た、東上せよ」との意味なりしと答へり。尚裁判長は前田に向ひ、其方の東上する時には宗務局長斯波淳六郎より電報来り、即ち国債募集に関し急に東上せよとの電報に接したる故、会計部長と共に東上する旨常置委員会に計りしとの事なるが如何、との尋問を為したるに、前田はイヤ決して左様な事はありませんと答へたり。更に又裁判長は前田に向ひ、名古屋に於て委任状を認めたる箇所を尋問せしに、同市松葉館なりと答へたり。夫より裁判長は釈等顧に対し、森田長次郎及住友銀行より借入たる金の事に関し尋問を為し、次で彼の三十七年に常置委員が公債を検閲せんとしたるに延期ありたる事に付尋問を為したるに対し、釈は曰く、其は私方に常置委員等集合の所へ前田が来り、東京内務省の芝より電報にて国債に関し東上を促し来りし故、之より急に東上するとの事なりし。夫故延期なりたるものなり。尤も其節、自分も共に東上する積りなりしも、自分は金調の都合もあり、旁々京都市内に立越し、木屋町二条下る観月楼に滞在して、専ら金策を為し居たりと答へり。夫より裁判長は各被告人に向ひ、事実の尋問は是にて終りしが、各被告人は利益もあるべき事柄にして陳述する事あらば、簡短に陳述せよと告げしに、前田は自分と菩提会との関係より、村田寂順が自著の冊子に菩提会に関する事柄を詳記しながら、予審廷に於て證言したる事の甚だ相違しある事、妙心寺役員の職制及び管長の威信程度等陳述し、尚自分と関実叢との間に於

ける今昔の関係より、拾万円借入を為すに當り、若し関実叢が承諾せざる暁には、小林前管長に汚名を蒙らしむる秘事ありし事等を述べたり。次で釈以下各被告人も、夫々事実に付陳述する所ありしが、裁判長は是にて事実の取調は全く終了せり。之れより證拠調を為す旨を告ぐ。時に正午なりしかば休憩せり。

午後一時三十分開廷。裁判長は是より證拠調べを為す旨を告げ、先づ各被告人が予審廷と當公廷に於て陳述したる事柄のうち、符号せざる点を一々指摘して尋問を為し、裁判長は更に妙心寺派管長関実叢、菩提会会計部長豊田心静、池田沢洲、住友銀行京都支店支配人久保喜久三、大橋銀行頭取大橋与市、片山茂三郎、樺井保親、尾木久保（以上三名の未だ被告たらざる前の事）、森田長次郎、京都銀行員初田甚吉、名古屋徳源寺伴僧大角重孝、永井智嶺、稲葉元厚、伊沢寿信、妙法院門主村田寂順の各證言、及び倉貫彦次郎の鑑定書等、何れも其要点を読聞せたるが、伊藤検事は裁判長に向ひ、参考として一万五千円、三千円、二千円の三口に対する調書の朗読を請ひ、裁判長は直に之を朗読し、夫より尚樺井公證役場員本間良三、永島退吉、南禅寺執事大沢教洲、同寺信徒総代丹治直次郎、同呉竹弥太郎、安藤昇、四十九銀行頭取下村忠三郎、石田尚徳の妻石田ふくの各證人に係る記録の読聞せあり。午後三時五十分休憩、同四時廿分再開す。前田、釈両被告人の弁護人浅井弁護士より證人として日吉全識、雄山恵恭、稲葉元厚、村田寂順の四名を召喚の上、日吉に対しては妙心寺派に於て、小林前管長時代に於ける会計部長の職権、金銭貸借の関係等、又雄山に対しては同寺に於ける会計役員の取扱に就ての実況慣例、又稲葉に対しては同寺会計事務上の慣例、妙心寺と菩提会との関係、花園停車場に通ずる道路敷地買入に係る一切の件、及び其當時、管長并に議事会計部長の事務扱ひ方等、又村田に対しては曩に同人が著作配付したる小冊子『哀曲粛啓』の記事と、同人が予審廷に於て證言したる菩提会と妙心寺との関係、符号せざる点あり、依て同人の意見を確められ度等の理由を以て喚問を申請し、尚妙心寺教務本所に備付ある辞令書控、花園停車場に通ずる敷地買入に係る一切の書類、花園学林建築に就ての一切の書類の取寄を申請し、次に被告片山茂三郎の弁護人姉崎弁護士より、本多源蔵、松沢常造、大八木藤造の三名を證人として召喚あり度、然る上は確認書に係る一切の順序明瞭すべしと述べ、尚樺井公證役場員長島安吉、及び岡田重をも證人として召喚あり度と申請し、被告樺井保親の弁護人奥弁護士より公證人笠原明保を證人に、尚樺井公證役場にある妙心寺の債権債務に属する一切の原本取寄の儀を申請し、大滝弁護士も同様の申請を為したるが、伊藤検事は、本官は成るべく各被告の利益となるべき立證には異議なきも、只今各被告弁護人よりの申請には同意し難しとて、一々其理由を述べ反対せり。奥弁護士は、前田、釈両被告人の為、浅井弁護士より申請したる證人及び書類取寄は、片山、樺井両被告の為めにも利益となるべき申請なるを以て、同證人及び書類の取寄には自分よりも申請する旨を述べたり。裁判長は合議の上決定すべしとて一時退席の上、更に各申請の内本多源蔵（弁護士）、松

沢常造（片山の雇人）の両證人、及び教務本所備付の書類取寄を許可し、他は総て許可せざる旨決定し、次回は来る二十八日と定め、同日を以て證拠調を終了し、来月十一日は午前九時より弁論に移り、其日を以て弁論終結する事に打合せ、閉廷したるは午後六時なりし。

妙心寺事件第三回公判〔明治38年3月12日　第二一二号〕

二十八日午後一時、京都地方裁判所に於て、妙心寺事件第三回公判を開廷し、各被告人及び弁護人、並に民事原告人出廷。裁判長は證人本多源蔵に対し、昨年七月片山茂三郎より妙心寺に金壱万五千円貸附の際、確認書の鑑定及び其文案を依頼されたることありやの尋問あり。本多は之に対し其事実を答へ、次に参考人たる片山の雇人松沢常造に対し、右確認書の同人に関係する事実を尋問し、松沢は之に答へ、夫れより裁判長は裁判所に押収しある各證拠物を各被告に示し、一々尋問をなし、各被告は之に答へ、閉廷したるは午後五時なりし。

本派財務整理談〔明治38年4月12日　第二一三号〕

平松亮卿

本派財務整理と申しますと、何か報告の様でありますが、私しがお話しするのは、報告と申す程のことではありませんが、昨年八月廿四日故管長関大禅師が、本派常置員をして、本派の財産調を命ぜられました。當時金庫内には僅か百円、国庫債券四枚の外なかつたのでありました。それより故管長は稲葉、木宮、原、三玉、と余の五名に、本派財務調査を命ぜられた五名の者等の調は、昨年十月の本派臨時議会に於て余より報告もし、又速写版を以て謄写して議員諸師に配付しました。然し其頃は種々なる事情と、追て来るべき整理上に関係する事項あるを以て、全部報告し或は謄写したる訳ではなく、編成しても整理上に差支なき部分丈は報じたのであります故に、議員中に於ても了解できをる者もありしと思ひます。其報告書には勿論債務の認否認其他の意見書は秘密にし、単に報告のみに止まりて居りますが、元来調査会は内部に受持を定め、三玉師は総体の調を再調することゝし、原師は貸出しに関する件を調べ、余は借入及其他一切の事を調べる事とし、各責任を以て調べ且つ意見を附して、本所委員稲葉、木宮師の参同を求めたるものにして、是が即ち議会後に於て、整理委員が調査委員の意見を容認するやと期待したるなり。今日に於ても其意見は発表し得られざるも、調査員が三十日を費したる概要を申せば左の如し。然し何れも昨年の八月迄の分である。

寺班元金調。金拾四万七千九百四拾壱円六拾五銭参厘、此内金参万四千四百参拾壱円七拾五銭参厘貸出金（後段を参照すること）、差引金拾壱万五千五百零九円九拾銭現在高、外に金壱万壱千六百四拾六円八拾七銭未納金、以上。次に本派の公債を調ると、

金拾四万六千九百五拾円、此内金拾弐万七千四百五拾円、寺班元金の公債にして金禄、整理、軍事、の三通りある。右の公債を買入れたる金高、即ち金拾弐万九千八百参拾七円九拾銭（以上）、

金弐千壱百円法盟義財の公債、右公債買入金高は、金弐千零弐拾弐円五拾銭（以上）、金壱万七千四百円紀綱寮公債（即ち開山物、法皇物、常住物）、右公債買入金高は、金壱万六千五百弐拾四円弐拾五銭なり。以上。次に紀綱寮に関する調べ、

金壱万七千七百九拾五円七拾壱銭、紀綱寮（開山、法皇、常住物）の所有総高、此内金壱万七千四百円は、公債額となり居るなり。此総高の内より金壱万七千参百五拾円は、貸出し金となりある。其貸出し金の内、金壱万七千弐百円は、公債額面を以て、貸出し金百五拾円は現金を以て貸出したりとあり。差引金四百四拾五円七拾壱銭は残額となり、此内金弐百円は公債にて残れり。以上。次に法盟義財に関する調、

金参千五百拾弐円零九銭四厘、此内金弐千七百弐拾六円五拾銭、此公債額面金弐千九百円（此弐千九百円の公債は、明治三十六年三月末日の調には金弐千百円とあり、其買入額金弐千零弐拾弐円五拾銭にして、更に公債金八百円を買入れたり。其買入れ金は、七百零四円なり。右を加入するときは、金弐千九百円となる。然るに公債台帳には、金八百円の公債額記入なし。依て本派の公債調には金弐千百円とあり。茲に八百円の相違を生ぜり。以上は調査後に発せられたり）金五百五拾六円零四銭四厘現在金外に、金百四拾五円、明治三十六年四月より三十七年三月までの利子にして現在金なり。以上。次に特別義財に関する調、

金参万九千八百九拾五円六拾参銭九厘、明治三十年七月より同三十七年八月廿四日までの収入額。右義財より支出したる高は、金四万六千六百参拾六円五拾銭九厘なり。収支差引金六千七百四拾円八拾七銭不足額。又同年月まで未納となり居る額は、金千四百七拾六円八拾五銭なり。此未納金を以て前不足額を補なへば、差引即ち、金五千弐百六拾四円零弐銭、全く不足額。以上。次に祠堂寮（方丈受付）調、

金四百弐拾八円弐拾五銭四厘、現在金、内金弐百円、会計部の預り。金百零七円、会計積立金（以上は会計部の預り分）、金百弐拾壱円弐拾五銭四厘（右は寮内にあり）。以上。次に未納金の調、

金参万壱千七百四拾九円参拾九銭五厘、総未納額。内訳金壱万零四百零弐円七拾参銭五厘、賦課金。金壱千四百七拾八円参拾四銭、特別義財。金八百拾五円五拾四銭、毎歳香資。金五千四百零五円九拾壱銭、寺班利子。金壱万壱千六百四拾六円八拾七銭、寺班元金。以上。次に本派貸出金調（即ち議会の協賛を経たるもの、又は常置員の承認を得たるもの）、

金参万五千五百八拾四円八拾壱銭七厘、総貸出金。内訳金八千八百六拾七円七拾参銭参厘、従軍派債及卅一年度迄の不足貸出。金千弐百弐拾五円、三十二年度決算不足貸出。金五千弐百六拾四円零弐銭、特別義財へ貸出。金千零参拾五円、三十四年度決算不足に付き貸出。金九千壱百円、二十六年迄の貸出し残額。金八千九百四拾円、花園停車場へ貸出。金壱千壱百五拾参円零六銭四厘、三十七年二月より八月まで臨時報効部へ貸出。以上。次に借入金の調、

金四千弐百円、会計部主任の名義に関る私證書（写のある部分）。

金拾壱万八千円、公正證書（謄本のある分）。金壱万五千七百七拾五円拾四銭、前会計部長より届け出たるのみにして、證書の写なき分。金弐万八千円、大橋銀行より借入金の残額。金壱万千参百円、常住（紀綱寮）より借入たる分（私證書写のある分）。金四百参拾円弐拾五銭参厘、各地方取締其他より上納したる金額の過上したる分に対し、預證を渡しある分。合計金拾七万七千七百零五円参拾九銭四厘。以上右等に対し本派の債務と認むるや否は、一々に調査員の意見は附してあるなり。次に未認貸出金及不明金。金五万参千百七拾五円、日本大菩提会へ貸出。金五千六百拾五円拾弐銭九厘、報始会へ貸出。金七百円七拾壱銭六厘、三十六年度決算不足に付貸出。金弐千四百六拾八円七拾参銭弐厘、三十六年度特別会計収入超過金にして支途不明の分。金四百五拾円弐拾五銭、同上不明金。金弐百拾六円弐拾九銭七厘、三十七年度収入支出差引残額にして支途不明の分。金壱千八百七拾七円拾五銭四厘、二十九年より三十七年八月まで正法輪に貸出たる金額。金参百零六円、祠堂寮積立預金にして支途不明金。金七百零壱円五拾四銭四厘、法盟義財収入金にして積立不明なる金額。合計金六万五千五百拾壱円八拾弐銭弐厘。以上貸出したる金額。次に正法輪協会調、

金九千四百参拾六円四拾銭参厘五毛、二十九年四月より三十七年八月までの収入高。金壱万壱千参百拾参円五拾五銭七厘五毛、前同年月内の支出高。差引金壱千八百七拾七円拾五銭四厘。以上。

右の外歳計部に関する学林費等も調査しあるも、そは年度に係るものゆゑ記載せず。

其内報始会に関する調は、別問題として手を下さゞりし。又釈等顧より差出したる日本大菩提会の司計簿、及同会に貸附たる等顧名義の債権を記せば、

金四万弐千円、釈等顧の債権となりある公正證書の分。金六万零六百円、同上私證書の分。以上。金拾万弐千六百円、是等の調査を総集して本派の財務を談ぜん。以下次号。

妙心寺事件（明治38年4月12日　第二一三号）

過般来折々開廷して弁論を重ねたる告訴事件は、去月二十八日審議決了して、左の宣告文は交付せられたり。本誌は各弁護士の弁論を、一々報導せんとすれども、紙面の都合上、単に其宣告文のみを掲ぐ。

宣　告　文

被告前田誠節を重禁錮三年監視六月に、被告釈等顧を重禁錮二年六月監視六月に、被告片山茂三郎、樺井保親を各重禁錮二年監視六月に、被告尾木久保を重禁錮三月罰金十円に、被告石田尚徳を拘留六日に処す。

右の理由は、各予審終結決定書の通りにして、被告前田、釈は十万円に係る約束手形偽造行使せしものなるを以て、六年以上八年以下の軽懲役に処すべきの処、情状酌量し一等を減じたるもの。又被告片山、樺井は一万五千円に係る公正文書偽造行使にて、同軽懲役に処すべきの処、是亦情状酌量し一等を減じたるもの。被

告石田は罪證陰蔽罪にて、重禁錮に処すべきの処、二等を減じたるもの。又民事原告人（妙心寺）の請求は、是を却下す。

（注意却下は棄却の意味にあらず。故に又附帯私訴として、控訴の申立をなすを得るなり。因に大審院の判例を左に）

明治二十八年一二八五号事件、大審院仝年十二月二十六日判決の要旨。

刑事訴訟法第二条に所謂賍物の返還とは、常に犯罪行為に依り、奪取せられたる物品の取戻のみを指すに非ずして、広く犯罪行為に因り、侵害せられたる物権の回復をも意味するものとす。

（参照）

刑事訴訟法第二条　私訴は犯罪に因り生じたる損害の賠償、賍物の返還を目的とするものにして、民法に従ひ被害者に属す。

▲當事者曰く、仝問題の複雑したる中にも、第四十九、京都両銀行に対する金拾万円貸借問題の解決を聞んと人皆欲する所なりしが、今や京都地方裁判所が宣告したる公訴の判決に依れば、住職委任状の真偽関係明かにして、少なくとも記名公債八万余円の返還し得らるべき根底荒建は、田舎風ながらも結構せり。

本派財務整理談（続き）〔明治38年5月12日　第二一四号〕

平松亮卿

元来本派財務の紊乱は、明治二十九年頃より、末派に伝説せられたるが、端なくも昨年金庫調より、本派財務の調査をなしたるに、本派財務の紊乱は、多く日本大菩提会に起因したり、依て先づ第一に菩提会と本派財務の事を明さん。

抑も本派か日本大菩提会へ貸出したる金高は、釈前会計部長より調へたしたる書面には、総計　一金拾七万零八百八拾九円九拾六銭八厘、右は菩提会に関する支出金、一金壱万六千五百円、右は吉田山に関する支出金、一金参千八百円、右は別途支出金、三口合金拾九万千百八拾九円六拾六銭八厘とあり、而して右金の借入箇処を調ふると左の如し、

金千円	明治三十五年十一月廿日	池田沢州
金千五百円	仝三十六年四月廿九日	八田治三郎
金弐百円	仝年八月	日吉全識
金千円	仝年九月十七日	前田誠節　取次
金参万円	仝年十月廿六日	大橋銀行
金千百円		壁谷志芳
金参百円	仝年十二月	桂井越水
金千円	一時預り三十七年一月	前田誠節　取次
金千円	仝年二月九日	吉田六兵衛
金八百円	仝年四月廿八日	桑海全禎
金五百円	仝年仝月仝日	内田平十郎
金九万七千五百七十五円	仝年五月廿七日	京都及四十九銀行
金参千円	仝年六月十日	竹田鈴木郎
金壱万五千円	仝年七月六日	片山茂三郎
金三千円	仝年七月廿八日	丹治直次郎
金九千七百七拾五円拾四銭		釈　等顧

内訳金四百五拾九円拾銭　三十六年四月　竜　泉

金五百円　仝年九月　亀　井　清
金百円　仝年十二月　桂　井　越　水
金弐百円　仝年仝月　虎　渓　筧　応
金五百円　三十七年四月　渋　谷　義　羞
金参百円　仝年六月　前田玄七　取次
金千円　仝年七月　釈　承　薫
金六千七百拾六円零四銭　釈　等　顧　臨時取扱

計金拾七万参千七百五拾円四銭

内金壱千円　前田誠節一時預りに付之を省き
差引金拾七万弐千七百五拾円拾四銭
外に金壱万八千四百参拾九円八拾弐銭八厘
右金元菩提会司計豊田心静取扱金及未払金
二口合金拾九万千百八拾九円九拾六銭八厘
右菩提会経費及吉田山買得諸費

勘　定　明治三十八年八月十一日　釈　等　顧

右の調に依れば、釈元会計部長は一方に債務を起し、一方に債権を握りたるなり。又借入に就ては、教務本所職員の知り居るものと知らざるものとあり、今其の知り居る分を掲くれば、

一金五万円　大橋銀行　一金壱万五千円　片山茂三郎

の二口は確かに職員一同の検印ある決議書あり、今大橋銀行より借入れ（是は書替當時のみを示す）たる手続を調れば、左の覚書又は證書等あり。

覚　書

一日本大菩提会々長村田寂順始め、同会役員は、会資補充の為め、大垣大橋銀行より、明治三十五年五月以後数回に、金五万円を借入れたり。其際同銀行の請求ありて、日本大菩提会々長は、妙心寺住職故小林宗補に依頼し、保證人たらしめたり。

一明治三十五年十一月、日本大菩提会は、京都を引払ふに至り、大橋は同会役員に対し貸金の返済を請求するや、是より已前同会負債は、或る一定の期間に名古屋より弁償すべきが故に、延期を申込みたる末、遂に大橋の請求と日本大菩提会の請属により、妙心寺住職故小林宗補は、一時債務者となりて、大橋銀行に対し負債をなし、一方日本大菩提会に対して債権者となりて確約を為すの下に、債務を施行する手続を了したり。

一明治三十六年五月は、大橋銀行に債務の弁済を了すべき期限なれども、名古屋は京都に対し、負債を返還せず。於是や止むなく、妙心寺は大橋に対し、本年九月まで延期の承諾を請求せり。是より先き数次妙心寺は、日本大菩提会在京都元役員に対し、又元役員等は名古屋に対し、各自負債の権利義務に就き、往復対話悉さゞる所なしと雖も、之が解決を見るに至らず。遂に大橋は妙心寺に対し、證書更改の旨を迫促するを以て、日本大菩提会在京都元役員よりは、妙心寺に対し證書を差入れしめ、妙心寺は前例に依り、大橋に対し證書を差入るべきの手続を為さゞるべからざる場合に至る。

右事実相違無之候也。

明治三十六年十月十六日　　前　田　誠　節　㊞
　　釈　　等　　顧　㊞

約　定　書

今般美濃国安八郡大垣町大橋銀行より、金五万円を妙心寺に借入れ、該金を前日本菩提会長村田寂順へ貸与するに付ては、他日間違無之為め、向ふ三十日間以内に成規の手続を経、拙者共より妙心寺へ左の担保を差入れ、借用證書を作成する事。

一春光院所有の動産不動産一切。
一釈等顧所有の動産不動産一切。
一前田誠節所有の動産不動産一切。
一日吉全識所有の吉田山山林一切。
　但持主へ交渉の上、其手続を履むものとす。

右約定の通無相違履行可致候、依て如件。

明治三十六年十月十六日　　約定主　前　田　誠　節　㊞
　　釈　　等　　顧　㊞

妙心寺住職　関　実　叢殿

前約定の通、私共責任を帯び、必ず履行可致、依て保證仕候也。

日　吉　全　識　㊞　青　山　宗　完　㊞

證　書

一今般本山妙心寺と日本大菩提会前会長村田寂順等の間に貸借の契約成立に付ては、拙者等は借受人の保證人たるのみならず、万一期限内借受人より弁済の義務相果さゞる節は、屹度拙者共より返済可致候事。

一拙者共は前項の通り返済を為すべしと雖も、万一該義務難果場合には、別項抵當の物品は、本山妙心寺に於て御処分相成、貸出金に対し元利御取立相成候義、御勝手たるべき事。

一抵當とすべき物品左の通。

京都市吉田町字神楽岡　所有人日吉全識
一畑及山林合一万九千六百二十五坪
　此見積価格金拾壱万九千六百円。
京都府花園外数ヶ所　所有人春光院及釈等顧
一田畑宅地及山林合弐万七千五百円
　此見積価格金弐万七千五百円。
一前田誠節所有物品及衣類等悉皆
　此見積価格金弐千円。
一釈等顧所有物品及衣類等悉皆
　此見積価格金参千円。
一春光院堂宇建物什具類
　此見積価格
一前項の抵當物品は目録を調製し、相當の手続を為し、證書差入可申事。

右は本年十月十六日付差出候約定書に基き、履行可致為、念一札如是候也。

明治三十六年十月二十日　　前　田　誠　節　㊞
　　釈　　等　　顧　㊞

関　実　叢　殿

（次号）

調停成る〔明治38年8月12日　第二一七号〕

本派事変の端緒は昨年八月十九日、常置員会召集に始まれり、年を経ること既に一年、月を重ぬること十二月、紛議騒擾の間に幾度か本山は悲惨なる窮境に浮沈せしを以て、末派寺院は皆斉しく其風雲の如何を気遣へり。風雲は益々激荒して愈々本山は旋風の中に巻き込められたり。最早今日の状態に於ては、勢現下のサークルから逃れ出んとするも遁れ出る能はず。今後幾度か此サークルを輪転せざるを得ざる、悲哀なる位置に立てり。

更に詳言せば、現今本山が両銀行に対して、事を法廷に争ひつゝある事件之れなり。弁護士の言論は、最終の結果は本山の有利に帰するものなるを證言せりと。然れども此れ弁護士一個の自信力のみ。其勝敗の結果如何は、事実に於て確言する能はず。畢竟するに、或茫漠たる予想に、弁護士の保障の加はりたるものが根拠となりて、其勝敗を永き未来に争はざるを得ず。予輩は此事件が仮令一ケ月でも、一日でも乃至一時間でも、永く繁続すれば其丈け本山の為めに不利なるを信ず。而して其成否を事実に於て予言する能はずと云ふに於ては、万一の僥倖を追求するに過ぎざるなり。不幸にして案に違ひ全然失態に終るとすれば、実に本山の汚名は言ふまでも無く、本派の為め由々しき大事なりとす。

予輩の聞く所に依れば、去頃両銀行側に於ては、京都大学教授の法学博士数名を聘し、弁護士等を集めて、妙心寺事件未来決定書なるものを作製して、此を根拠となし、銀行の有る限り、妙心寺の存する限り、徹頭徹尾争闘することに決定せりと云ふ。其消息は（前号二百十六号及本号）の妥協問題の経過に於て、如何に銀行側が強硬の態度を取しかを了知すれば、其真否を解するに難からず。利を視るに炯眼なる同業者は、何ぞ此問題を粗忽に解決して安ずるあらんや。将来に於て確信する所あるが故に、愈々強硬の態度を取りたるものなり。

本所役員及斎藤、古川の両交渉員は此間に折衝して、愈々今回妥協交渉成立するに至れり。諸師の蹇々匪躬の赤誠は、八月一日具体的に実現して、両銀行及片山より左記の和解契約なる者を取替はして、茲に妙心寺事件の一段落をつげるに至りたり。予輩は此局の一日も早く終結することを祝すると同時に、諸師の労力に対し衷心より多大の感謝を表するものなり（五日稿す白峰生）。

和解契約書

妙心寺より前田誠節、釈等顧に対する刑事々件に付帯し、株式会社第四十九銀行、株式会社京都銀行に対し提起したる公債證書請求に関する私訴事件は、左の条件を以て和解を為し、私訴を取下するものとす。

第一条　妙心寺は前記両銀行に対し、前田誠節、釈等顧が妙心寺の債務と称し金拾万円を借入たる債務の担保として、前記両銀行が現に占有し居る公債證書取戻請求に関する全部の権利を抛棄し、株式会社第四十九銀行、株式会社京都銀行は、金参万弐千円を妙心寺に相渡すべきものとす。

第二条　妙心寺は金参万弐千円を前記両銀行より受取たる対価として、妙心寺が日本大菩提会に貸付けある債権中金参万弐

千円、及び之に付帯する契約上の利息をも前記両銀行に譲渡し、其手続を為すべきものとす。但し妙心寺へ譲渡債権に付ては、債務者の資力を担保せざるものとす。

第三条　前記両銀行は妙心寺と第一条の契約を為したるを以て、金拾万円に対する契約上の利息は、凡て之を請求せざると同時に、妙心寺は前記両銀行の占有し居る諸公債に付属する全部の利札の返還を請求せず、且妙心寺は諸公債證書を両銀行に於て処分するに付き、必要なる一切の書類を両銀行に相渡すべきものとす。

第四条　前記両銀行は妙心寺に対し金参万円を引渡すと同時に、妙心寺は大阪公訴院宛私訴取下、書諸公債処分に関する一切の書類譲渡債権を、前記両銀行に引渡すべきものとす。但し右の手続は十日内に之を為すべきものとす。

右契約確実を表示する為め、本契約二通を作り双方一通を所持するものとす。

和解契約書

片山茂三郎、妙心寺間の左記金員貸借に関する和解契約を為すこと左の如し。

一金九千五百円也。

明治三十七年七月六日、公證人樺井保親、役場第五千三百四十八号公正證書に依る債権者片山茂三郎より、妙心寺に対する貸金、

一金五千五百円也。

前同日同役場、第二万五千三百五十号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より妙心寺に対する貸金、

一金五千円也。

明治三十七年八月二日前同役場、第二万五千四百二十号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より（但株式会社第四十九銀行名義）妙心寺に対する貸金、

一金弐千円也。

前同役場、第二万五千四百二十一号公正證書に依る債権者、片山茂三郎より妙心寺に対する貸金、

前記四口の各債権総額金弐万弐千円に対し、妙心寺は金五千五百円、及日吉全識名義の京都市上京区吉田町字神楽岡九番地山林八畝二十七歩、同所山林二畝二十六歩、同所十七番地山林一町一反四歩、同所八番地畑三町二反七畝歩同所八番地の一畑五畝二十二歩、各生樹現存の侭、完全の所有権の弁済に充當して、総債権を消滅せしめ、片山茂三郎は四通の公正證書、及之は諸担保を物件の妙心寺に返還すべし。

當事者は前記の手続を、本契約書為取替の日より十日以内に為すべきものとす。

本契約書は二通を作製し、當事者各一通を所持するものとす。

本山妙心寺（明治38年12月12日　第二二一号）

本山妙心寺は十一月十五日、大橋銀行の強制執行に対し、異議の申請を提起したり。京都地方裁判所は之を受理して、本月二十日

に第一回口頭弁論を開く筈なり。因に記す弁護士は荘田、谷口の両氏なりといふ。先に濃尾有志者の総代として、交渉を試みんとしたりし委員諸師は、深く自己の責任を省み、本山今日の悲境に対して深く謝罪せざるべからず。

前田誠節釈等顧被告事件〔明治38年12月12日　第二二一号〕

去四月大阪控訴院へ控訴ありし以来、数回公判に際し、被告等の弁護士不出廷の為め開廷に至らざるも、去る九月十八日、第一回公判傍聴には、本所より東海憲道、木宮恵満の両氏出廷。其後は関鉄堂、木宮恵満の両氏出廷せり。弥判決宣告は十二月十五日と確定せり。今公判中の模様を傍聴員より聞くに、概要左の如し。

▲九月十八日（第一回）前田誠節外四名事実調。▲十月二十日（第二回）同上證拠調。▲十一月十三日（第三回）同上證人五名召喚證拠調べ続行。▲十一月二十二日（第四回）同上口頭弁論。

茲に鈴木検事の論告に依れば、原判決第一より第七までの事実に付ては、原判決大差なきなり。然るを管長が貸借の當時には承諾なきも、概括的に承諾ありと當法廷に於て前田は主張すれども、一も證拠とすべきなく、殊に手形振出の都度妙心寺有の公債を提供しあり。該公債は末寺より納入したる妙心寺の基本金なり。然るを妙心寺の為でなく菩提会へ濫用するに、管長の位地として承諾する筈なく、妙心寺派会計例第六十一条第三項に、寺班元金は議会の議決に基き之を保存すべしと規定しながら、管長自らが規定を無視し、無責任の行為ある筈なし。其他各予審調書及各證言に依り、管長承諾なきことは疑なし。尚本件に直接関係なきも妙心寺が菩提会へ流用したるに対し、小林管長が承諾したるや否やを監察するに、三十四年度に於て一も管長が承諾したりと認むべき證なく、唯三十五年に於て藤井嘉蔵より金壱万円、大橋銀行より金壱万円、小林管長の自署は承諾せりと思ふ。其他は総て自侭に偽造せり。且つ金拾万円を京都、四十九、両銀行より云々、花園学林吉田山を担保として金壱万五千円二番抵當として、金五千円と金弐千円を片山茂三郎より云々、金参千円を丹治直次郎より云々、等何れも偽造たるべき證拠あり。就中金拾万円云々に対しては、三十七年八月二十一日、前田が釈と同行し関管長へ口頭にて陳述したるを書面に認め、差出せる真実の自白なりと信ぜば、他の弁論を俟たずして、偽造したること明瞭なり云々と論告ありたりと。

大橋銀行に関する件〔明治38年12月12日　第二二一号〕

本誌第二百十一号に報道せし如く、三十七年十二月十三日、濃尾有志大会議決に基き、該書中第六、七、八、の決議実行委員として、高林玄宝、角田澄訓の両氏本年一月、登山仲裁の労を取り、覚書を差出し好果を結びたるやう思ひ、其後五月本派議会開会中、該仲裁件に関し多少紛擾ありたるも、高林議員が全責任を尽すとの明言に依り、古川委員より議会に向つて報告あり。是以双方鎮撫せるにも拘はらず、両氏は毫も責務を尽さず、高林議員は病気の故を以て辞任せり。依て十月十五日、大橋銀行より本山に

対し突然強制執行せり。実に本派が再び汚点を印せらるゝに至りたるは、本派が自ら招くに非ず。濃尾代表たる仲裁両氏が責務を尽さゞる所より、致す所なり。歎かは敷次第ならずや。併し本所は止むなく、異議申請を弁護士に托し、京都地方裁判所へ提供せり。好結果を得るならん。再び異議申請上に対し傍聴者の苦心甲斐ありて、控訴院公判の模様を参照せば、異議の有力なる事実を認むるに足る。

故村田寂順師〔明治38年12月12日　第二二一号〕

出雲松江に生れ、同国鰐渕山に登り、顕密の経を学び、同山松本坊に住す。維新の後、京都或は東京に往来し、時の名門知識に交り、頗る教界の益を為す後、妙法院門跡、又善光寺大勧進となり、権大教正に進み、後遂に大僧正天台座主に進む。明治二十二年、各宗協会の東京に設置せらるゝや、師専ら其事を斡し、大谷光尊等と謀画する所あり。三十三年釈尊の御遺形を暹羅国より奉迎するに當り、各宗派は師をして奉迎事務総理、日本大菩提会理事長に推選し、後遂に会長となる。各宗派等が挙て尽くし能はざるの責任を、同師は之を負ひ、世に轗軻の歎あらしむ御遺形の名古屋に移転せらるゝや、同師は究めて其不可を唱へ、強て京都に安置せんことを主張せり。然れども曹洞、真言、西山等多数の宗派委員は、名古屋有志員の買収せらるゝ所となり、師に反対す。師会長を罷む一方、御遺形奉安の事不如意の容たあり、三十八年春、仮に同会本部を京都に移し、妙法院を事務所とす。師推れて又会長となり、是より先三十一年偶ま風患に罹り、起居不勝を感ず。加るに脳病常に冒す。明治三十八年十月二十八日午前、常行加持を修し了り、茵に居室に就き、復た言はず後、五時自寂す。齢六十有八、同月三十一。前五時密葬を行し、華山に於て荼毘に付す。十二月十日午前十時、妙法院に大葬典を挙行し、大仏境内墓地に封埋すと云ふ。

故妙法院門主の栄誉〔明治38年12月12日　第二二一号〕

妙法院門主村田寂順師の本葬式は、去る十日同寺に執行されたる由なるが、特別の思召を以て、香華料として金百円御下賜相成旨、主殿寮より同院に御沙汰ありたる由なるが、寺院又は無爵僧侶にして、畏くも香華料を賜はりたるは、今回を以て嚆矢となすといふ。

三月四日京都中外日報に掲けたる寄書の妄を弁す〔明治39年3月12日　第二二四号〕

一派統理の全権を帯びて、管長猊下躬ら嚮臨したまへる教務本所は、茲に寺院一般に告ぐ。

本派曩に昿古の大擾乱を惹起して、痛く社会の物議に触れしは、上国師の定中に、下一派寺院の信頼に対して恐懼措く能はざるところなり。然れども国に法度あり、一派に宗憲ありて、事の是非、甄別しがたきものは、皆悉く法文の規定に遵由せざるべからず。斯て法に親疎なく、快刀乱麻能く、以て一派の病根を裁剔す

るを得べし。惟ふに律令の励行は、世尊在世の當時より、既に正法護持の最大要件として唱導せられしこと、遍く世人の知るところなり。嚮に前田誠節を法庭に致せしは、世法の犯人なればなり、彼既に最高法庭大審院に於て有罪の判決を受く。彼や宜しく法官の命ぜし罪科に甘じて、犯せる罪の賠をなすべきなり。吾派は茲に一度、前田事件の終結を観るに至りしと雖も、尚彼前田に起因する大橋事件の解決を付けざるべからず。

抑も大橋事件たる、昨春既に解決を告ぐべかりしも、事を好むの徒、濃尾の間に起り、同地方寺院の宗盟に厚きを奇貨として、汎く有志の団体を組織し、仲裁を名として無謀の妥協を企図し、前役員に交渉して巧みに本嶋の公金を流用し、本嶋をして益々窮乏の域に陥らしめしは、其罪容易に宥すべからず。加旃殆ど解決を見んとせし大橋事件をして、一時放擲するの止むべからざるに至らしめ、次て昨冬の差押となり、又々異議の申請をなさゞるべからざるに至らしめしは、罪科重々到底免るゝところにあらざるなり。若濃尾二、三の徒の無用の交渉なかりせば、前田事件と環連して既に已に終了せしものを、誠に遺憾の至なり。

宗盟厚き濃尾寺院は、宜しく既往に鑑みて将来を戒むべきなり。乃至一般寺院にありても、善く自己の本分を省み、其守るところを守りて、猥りに軽薄無謀の徒に雷同し、汚名を後昆に遺すか如き陋醜なからんことを期すべきなり。

凡そ国に賊あり、家に鼠あるは、有機物に黴菌あるが如きか。教家亦此数に漏れず、菩提を求めんと欲せば魔障あり、正法の弘通を図らんと欲せば邪法の瀰漫あり、薫生ずるところに蕃雑り、君子住するところ小人これを乱す。吾派一年有半の紛擾も一派の公選によりて役位各其職に就き、躬の不肖を顧みず、日夜勤勉の結果、宗政漸く其緒に着き、教綱之より振作せんとせし時期に際会して、俄然天の一方に黒団々たる暗雲を見るに至れり。雨か晴か、夏雲の頓ては驟雨一過せざれば止まざるものか、果然三月、四月、京都中外日報紙上に一文の寄書現れたり。妙心寺派末派寺院に警告すと題して、頻に陋醜の文字を臚列し、教家にあるまじき、麁暴の語句を弄して、虚構孟浪の説を逞くし、現職員及ひ前職員を侮罵衷傷したり。而て末尾に『二十五教各区有志者某等』の署名あり。二十五教各区といへば一派全体を含むこと明なり、されば一区仮に一人の有志者ありとするも二十五名の徒党あるべき筈なり。こは勿論一時の虚構に過ぎざることは推知するに難からずと雖も、本派に関係なきものが斯る悪戯をなせしとも思はれざれば、本派の一隅に此種の不逞の徒輩潜在して、常に悪を好み善を妬みて反社会的行為を懼びつゝあること、亦推知するに難からざるなり。温良なる一派寺院住職は、此破壊的分子が那辺に潜在するかを仔細に視察して、決して其毒牙に懸らざらんことを警戒せざるべからず。當本所にありても、事苟も職責に関する事項に於ては、厳密の調査をなすに怠らざるべし。中外日報紙上の寄書は、時恰も職員改選の際なるを以て、一部野心の徒か一派の人心を動揺せしめ、以て投票の趨勢を一転せしめんとの奸策よりなりしかとも推せらる。そは何れにしても、他人の名誉を顧みず、

猥りに罵詈雑言を放ちて自ら快とするが如きは、教家にあるまじき行為なり。

苟も本派の一寺住職たるものが、斯る虚構に惑はされざるは、本嶋の信じて疑はざるところなれども、曽参の母三度流言を耳にして、遂に墻を越へて走りしといふ故事もあれば、或は千に一人奸者の術中に陥りて、事実の真相を弁せず、徒に杞憂をなすもの無きを保せず。本嶋職員敢て必ずしも節義高潔の名に當らずといへども、常に其を期して日夜に其及はざらんことを懼るゝものなり。然るに職員を衷傷するに、最も人の厭悪するところの賄賂の二字を以てし、加ふるに奸佞獰悪無道不逞等の文字を以て、一派の公職を侮辱せしは、一派の体面上看過すべからざる行為なりとす。本嶋は其文字の陋醜なるだけ、それだけ多くの誤信者を出さんことを恐る。一派寺院、夫れ幸に公選職員の名誉に於て安んぜよ。

立憲治下の宗派は、綱目の神聖を保持して、綱目の許さゞるところは、本派至上の師といへども、寸毫も犯すことを得ざるなり。此故に本嶋職員にして犯則の行為あらんか。末派寺院住職はそを糾明するに途あり。何を苦んでか社会公衆に訴へ、或は陰に陥穽の策を回らす要あらんや。殊に収賄行為等は国法の禁ずるところなれば、仮に本派内に問罪の途杜絶されたりとするも、尚国家幾多の官衙法庭あるありて、能く其真偽曲直を糾明するを得べし。徒らに無根の流言を放ちて、宗務の進捗を妨害せんとする教界壮士の徒は問ふところにあらず、本派僧侶にして本嶋職員に寸毫の疑念あらば、速に規定の手続を経て、事相の審議を遂ぐべし。之を心に疑ひて而かも言語に発せざるは、これ法惰なり。本嶋は開祖国師照鑑の下にありて、一派の機務を総理する公共機関なれば、事苟も成規の手続を経たる上は、事の大小軽重に拘はらず公明正大に取扱ふべし。末派寺院それ此旨を体すべきなり。

明治三拾九年三月十二日

妙心寺派教務本所

仏骨の発見

（明治42年11月12日　第二六八号）

印度国ベナレス市
中央印度教大学内　織田恵秀

回想すれば約十二年前、當英領印度国北端ネパール国境に於て、大聖釈尊の霊灰を発見せられ、英政府の厚意を以て或仏教国に恵与せられ、其一部暹羅国を経て遂に我帝国に奉迎せり。現今名古屋市に安置せるもの、即ち是れなり。今や亦快報天の一角より来る。當英領印度西北端アフガニスタンとの国境附近ペシヤワラ市外に仏骨の発見是れなり。七月下旬在ボンベイ市大高敏之助君より、タイムス、ヲブ、インデヤ紙上にて、仏骨発見の顛末を一見せりとの快報に接し、是れを同室の畏友河口慧海師に話す。図らざりき其発掘主任官スプンナー博士は、師の年来の親友なりとは。茲に於て師は、博士に書を寄せ意見を提出せり、爾来印度諸新聞には、本件の記事時々掲載せられ、又セイロン島及ビルマ国の如き仏教国に於ては、為めに世論囂々たりと聞く。而して未だ政府の如何に決定せらる可きやの方針を聞かず、若し各仏教国に

分与せらるゝ時は、我帝国の仏者は如何にして是れを奉迎すべきか。若し印度国内に安置せらるゝ時は、或は方策を立し建議すべきやものなりや。是等の問題に対して、我帝国の僧侶諸師何等かの画策あらんこと切望に堪へざるなり。一は釈尊に対する敬意なり。一は政府に対する義務なり。若し我が僧侶諸師が一度仏陀伽耶、鹿野苑、仏誕生地（ネパール国内ルンビニー）等の現状如何を想到せられなば、実に寒心に堪へざるものあらん。乞ふ、同心協力、各宗一致、以て仏恩に報ずる一大計画あらん事を。左に往復書翰及新聞を抄訳して、各位の電覧に供す。

○書　翰　の　一

拝啓　久敷しき間、一書拝呈せんと思ひつゝ、遂に今日に及び候段、慚恥の至に存候。貴官は定めて御健勝の御事に存じ奉敬賀候。小衲に幸に健在に過ごし居申候。而して小衲は一書生として勉強に専心従事致居候。故に各畏友に対して失礼とは思ひながら。久敷御無音の条不悪御高察願上候。

近頃友人の通信に依りて、貴官はペシヤワラ附近に於て仏骨を御発見なされし趣、タイムス、ヲブ、インデイヤ紙上に顕れし由承知仕候。就ては御差支なき限りは、御発見の詳細及仏骨保存の方針御開示あらんことを懇望の至りに存候。吾人仏者は、若し今回の霊骨が宗教的崇敬の神聖なる礼拝物にあらずして、単に古物として博物館内に陳列さるゝに於ては、遺憾恐惶の至りに存候。茲に於て貴官の御高見を拝聴致度きは、如何に御処分相成る可きものにやの点に御座候。若し仮令へば日本の如き暹羅の如き仏教国に御贈与に相成候へば、仏徒は霊骨に対して敬虔以て奉仕するのみならず、貴政府に対して大に感謝の意を表する事に存候。前東福寺派執事、現名古屋市木ケ崎長母寺住職、織田恵秀師近頃来印せられ、同居致居候。師に於ても仏骨に対して尊崇の念を奉せらるゝのみならず、若し恵与さるゝに於ては、大に歓喜欽慎、以て奉仕を尽くさるゝ事に候。

冀ふ所は、御発見の詳細及霊骨は、如何に御分処相成る可きや拝承仕度存候。然る上は、我が同胞仏教に報導可仕事に候。実に一統の者は、大愉快を以て其報導を迎へる次第に有之候。先は御発見の労を拝謝、旁々右御依頼迄。　早々敬具

七月二十八日　　河　口　慧　海

博士デ、ビ、スプンナー殿

○書　翰　の　二

拝復　去る七月二十八日の貴翰、ペシヤワラより當シムラに廻送せられ、感謝を以て謹読仕候。

タイムス、ヲブ、インデヤ紙上に於て御一読相成候事実は、全然正確なる事に御座候。今回発見せし霊骨は迦膩色迦王(Kanishika)の安置なされし仏骨たる事に於ては、総ての疑問を挿む余地之れなく、実に釈尊の遺骨たるは信ずるに余ありと可申事に候。迦膩色迦王親ら、印度の古代式に依て最も宏大なる、最も壮麗なる、卒塔婆Stupaを建設し、其中心の神聖なる内陣に奉安せられたる其塔は、実に動かす可らざる證拠に候。特に玄弉三蔵は西域記に瞿曇仏陀の霊骨に相違なきを記するに於てをや

に候。仏骨たるや否に付きては、合理的の疑は一も無之、真正たるものに候。小生に於ては、今日まで印度に於て発見せられたる中に於て、今回の発見を以て最も信ず可きものと断言するに躊躇せざる所に候。

印度政府は今回発見の仏骨を、如何に処理可致やは、小生承知不仕事に候。左れど其霊骨が博物館に骨董品と同じく陳列なさるゝ如きことは、毛頭是れなしと信じ申候。是の点に於て當古物調査局に於ては、貴下と同意見に御座候。私かに小生の想像する所は、政府は多分各仏教国に分与せらるゝ事と存申候。乍然當問題は如何相成る可きや、未だ確定不仕候。

尊師方在留の一友人織田師は、霊骨を奉仕せんとの御申出では厚志の事に存候。當問題は印度総督閣下に於て決せらる可きものに有之候。或は恐らくは英国皇帝陛下に於て、御親裁に相成る可きやも難計候。

若し今回の発見に関する詳細なる正確なる事を知らんとの御希望なれば、七月二十六日のパイヲニヤ（Pioneer）新聞御一読可有之様申進候。元より政府へ小生の報告書印刷出来次第、一部御劉覧に可供候。是の新聞と報告書とに依りて、今回発見に関する文章を作製し、日本へ御通信相成候へば宜敷かと存申候。在印度日本総領事館の平田氏も、日本の某月刊雑誌に発見の報告を為さるゝやに承知致居候。

他はヘナレス市に於る学業の、自得成功あらんことを切望の至に御座候。誠惶敬具

八月七日　　デ、ビ、スプンナー

河口慧海師猊下。侍右

○書翰の三

再啓　早速御返信に接し、御発見の仏骨は今日まで発見に相成候ものゝ内に於て最も確実なる趣拝承仕り、特に歓喜の情に不堪。此の如き高尚なる有益の御発見、被成下候。貴官並に貴政府に対して、謹みて感謝の微衷を表し奉候。

織田師に於ても、貴古物調査官及英領印度政府が格別の厚志を以て、大聖釈尊の霊骨を御取扱ひ被成下候事を、深く赤誠より拝謝を申居られ候。世界の仏徒は総て感泣の情に打たれ居ることゝ信申候。

偖て小衲は今回の御霊骨に対して、一処理案を貴官を経て政府に捧呈仕度候。元より日本、支那、西蔵、暹羅、緬甸、錫蘭等の諸仏国に分与せらるゝに於ては、満腔の熱情を歓迎するは申すまでも無之事に存候。左りとて若し仏骨を各仏教国に御分与さるゝに於ては、當印度国の為めに一大損亡と被存候。印度史上に光彩を発揮せるものゝ関係遺物をして、他国に輾転せしむる如きあらば、或は将来の一大恨事の原因かと存申候。今仏骨も其一例と存候。設令印度国内に現今仏教は存在致さず候とも、古来慈悲或は仁愛の教祖なりと信ぜらるゝ、大聖釈尊の霊骨を他国に分与贈遣せらるゝは、如何なる事情の存するにもせよ、印度人は好まざることゝ存候。後日印度人が仏教の教理を識別、或は釈尊の伝記を熟知する時節到来せば、分与されし仏骨に対して、大に痛恨を感

ずる事と信申候。

迦膩色迦（Kani-shika）大帝は宗教的敬虔と信仰とを以て大卒塔婆（Stupa）中に仏骨を奉安為され候。其當時二千年後の今日に、其仏骨は発掘され、且之他国へ送遣さるゝ如きは、夢想だもなかりし事と存候。若し皇帝の在すあらば、必ずや再び母国内に奉安せん事を御希望為さるや、一点の疑ひなき事と存候。此の如き貴重なる霊宝に対しては、沈思熟慮以て一処理案を捧呈するは、適當なる所行と信じ申候。

上来陳述仕候理由、及英政府は當印度国の為めに、常に物質上并に精神上の進歩繁栄を画策為され候令声の下に於て、小衲は今回御発見に相成候仏骨は、発見相成候其の真の場所に於て適當なる堂宇を建築し、其内に奉安されん事切望して止まざる次第に御座候。

かく被成下候に於ては、如何に感じ易き印度人に致候ても、此の霊骨に対しても、又政府に対しても、不平或は痛恨哀惜等の情を抱く事は毛頭生ぜざる事と被察候。

若し仏骨御分与に相成候暁は、我日本帝国民は元より歓迎奉仕するは疑を存せざる所に候。左れど今回御発見の霊骨は御発掘なされし真の其場所に再び奉安されんことの一方案を小衲が提供せしと聞かば、必ずや是の

（碑文）三十七八年役之起哉、我紹隆禅師亦召而在軍、于旅順、于奉天転戦幾十回、具嘗艱苦、目撃実境、感慨不能措、心窃祷戦病死人馬冥福、後特叙殊勲、泣謝已之幸栄而悼忠魂義魄也切矣、乃孤身飄然芒鞋竹杖巡拝西国而袖霊場之石帰其他沐浴薫香一字一石謹写法華経、荘厳報地、所以師之為師寔存此矣、将建碑也、有管長懇命登本嶋従育英之業、厳師春邦和尚測度師之哀情、提老躯東奔西馳、遂建碑之事成矣、此親而有此子、此子而有此親者乎、記伝後世焉、明治四十一年九月、播磨、雲門弘道謹誌、駿河臨済、清隠敬書

碑魂忠寺光東町斐揖濃美

（照参事記号月先誌本）

説を嘉納し、太白を陳べて賛成する事と信申候。加ふるに其他の仏教国民に致し候ても、皆々大恩教主の御遺骨は、神聖なる地内に再安置を希望するならんと存候。貴官に於て此の発掘原地に再安置説を適當なる一案と御考へ相成候節は、乍憚貴官より貴政府へ御伝達あらんこと奉希上候。

右要用まで。　敬具

八月二十六日　　河口慧海

博士、スプンナー殿

○書翰の四

附言　前書の廻答、及河口師近著、英文西蔵旅行談、進呈に対する礼状を兼ねたるもの

再復　貴著西蔵旅行談（英文、原名―Three Years in Tibet）、一部御恵贈被成下候。御厚志難有甘受仕候。且又非常なる興味を以て拝読仕候。ベサント夫人が猊下に強求して、出版せざるの止むを得ざるに到らしめられたるは、実に當を得たる所業と相信申候。猊下御提出の仏骨処分案は、小官より直に古物調査局総長官へ伝達仕り、総長官より印度政府へ提出に相成申候。而して小官は未だ如何なる決定に相成候やは存不申候。小官一己としては、若し現今の如く、印度人民が非常なる熱心を以て、今回の発掘されたる仏骨は、是非印度国内に奉安あらん事を希望致居候に不拘、他国へ分与贈遣せらるゝ事あらば、一大喫驚可仕事と存居申候。

先は猊下の健康と勉学上の愉快とを祈り、併せて再び趣味深き書籍の御贈与御礼申上候。　不具

九月十六日　　ビー、スプンナー

河口慧海師猊下

右印度の諸新聞紙上に顕れたるもの。

明治期の奉安殿護国院

川口高風

五世　竹内禅杲

明治五年八月に素玄寺（高山市天性寺町）二十一世即智縁三が記した「素玄寺僧籍簿」（素玄寺蔵）によれば、即智縁三は安政七年（一八六〇）正月に護国院四世に住持した。しかし、十年後の明治二年（一八六九）八月二十五日には素玄寺二十一世に転住している。その間の文久二年（一八六二）六月三日には三世円爾大方が示寂しており、慶応三年（一八六七）正月十日には永平寺監院へ

謹而上啓即辰三陽開泰品物改観恭惟
法王大禅師金貌宝座下乗此佳運動止万福多幸被為宝算候之条
雲外不堪瞻望葹躍之至奉祝寿候尊道体康寧寿算増加補弼無倦
之条奉祝望候茲ニ新年之祝贄方金百疋奉拝贈候間宜御祝詞之
趣御上被為下候様奉希上候余情奉期永陽候頓首拝白

護国院
縁三九拝

卯正月十日

欽上
大本山
監院大和尚

右二月七日福井瀧浪屋より届

と永平寺大禅師に金百疋を拝贈し、新年の祝詞を伝えて下さるように監院へ願っている。(1)

さて、明治元年になると、政府は神仏分離令を出した。しかし、それが廃仏毀釈となり、仏教寺院は多大な打撃を受けて多くの寺院が廃寺した。僧侶は還俗したり神官になった者もいた。護国院は尾張徳川家祈願所であったが、徳川家よりの庇護はなくなり、そのため運営は厳しく廃寺同然の状態であった。

その頃の住持について諸説が考えられる。護国院に所蔵していた原稿より抜萃し謄写した「護国院歴代事蹟略（珍牛 默室 大方 縁山）」は、原本に題名がないところから、名古屋市史編纂係が便宜上に仮題を付したもので、「名古屋人物資料　二十三」に所収している。(2)しかし、残念ながら四世の縁三で終っており、それ以後はない。ところが、大正八年九月十八日に東向寺（本渡市本町）二十七世岡部石龍が護国院安居中の田中泰癡に照会して得た「記録」に縁三より以後のことが記されていた。この「記録」は、岡部石龍が当

時、東京の總持寺主張所詰であった高橋竹迷へ送ったものの写しであった。

それによれば、縁三の略伝記に続き魯雄(ママ)、禅杲、大英の行動が記されている。魯雄(ママ)は円爾大方の弟子で、泉柳寺（東海市荒尾町）二世圓應魯融のことである。魯融の泉柳寺時代の安政六年（一八五九）八月七日昼には、本堂や薬師堂、客殿などが焼失しており、文久二年（一八六二）に三世闡提経圓によって客殿が再建され、慶応二年（一八六六）には開山堂が建立されている(3)。泉柳寺に安置されている位牌をみると、魯融は三世闡提経圓、四世天然元暁と同じ大きさの材料で作られている。そのため、天然元暁が示寂した明治十二年八月十八日(4)以後の同時期に三本の位牌が作られたものと思われる。したがって、魯融と経圓の位牌裏には示寂日が彫られていない。

縁三が明治二年八月二十五日に素玄寺へ転住した後、魯融が住持となった。その頃の護国院は、かなり疲弊していたようである。その様子を「記録」からみると

> 魯雄(ママ)ノ住職タルヤ（脱牌）、恰モ明治革新ノ際當リ。宗門ノ制度一般僧侶ノ風儀乱麻ノ如シ。所謂瓦解ノ時ナリ。藩籍奉還徳川家ト都テ関係ヲ絶ツ。魯雄(ママ)此変ニ乗ジテ殿堂ノ荘厳仏具、法器、常住物一切ヲ恣財売ス。今ニ三ヲ挙レバ、（アルミニウム）製観音尊像三十三、一体ヲ二分ニ、紺紙金泥法華経十二部一部ヲ二両、山王殿ノ屋根ヲ葺ケタル銅ヲ売却シタル如キハ、言語道断ト云フベシ。実ニ廃寺同様ニ荒蕪シタルニ至レリ。而シメ魯雄(ママ)ハ帰俗ノ身トナレリ。

とあり、尾張徳川家との関係もなくなったため、魯融は殿堂の荘厳仏具や法器、什物などを売却し運営していた。例えば、アルミニウム製の観音像三十三体を一体二分で売り、紺紙金泥の「法華経」十二部を一部二両で売り、山王殿の屋根を葺いた銅版なども売り払っていた。実に廃寺同様のように荒れていたのである。しかし、その行動により魯融は住職を脱世代（脱牌）され還俗してしまった。したがって、護国院は無住となり、そこで大方の弟子である光正院（名古屋市千種区今池）三十三世恢網羅逸が看坊に依頼されている。それは明治四年から六年頃に市政の民政権判事より家令衆に出された文書（著者蔵）に、

> 市政懸り
> 家令衆様　民政権判事
> 社寺懸り衆
>
> 護国院無住に付古井村光正院先々住羅逸え看坊申付候此段為御承知申進候　已上
> 七月二日
> 尚々御神用御祈念向等え付御取扱品も候はゝ宜御取計有之様存候　已上

とある。羅逸の俗姓は不詳であるが、明治十八年九月二十八日に示寂している。

では、羅逸が看坊となっていたのはいつ頃であろうか。おそら

く魯融が脱牌された後、まもなくと思われる。その後は「記録」によれば、

禅杲和尚大家ノ頽レタルハ一木ニテ支ヘ難シ。更ニ残余ノ器物ヲ売却シテ生活ノ資ト為ス。貧窶窮マレリ。瀕死ノ際一壜ノ葡萄酒ヲ購フ能ハズ。

とあり、同四年九月以後に素玄寺にいた禅杲が住持となった。しかし、その頃も疲弊しており、残った什器などを売却して運営を行っていた。

禅杲の略伝をながめてみると、明治十八年六月三十日調で曹洞宗務支局へ提出した各寺院の僧名報告書の「明治十八年僧侶現員調」(5)には、護国院の項に

愛知県士族尾張国名古屋区長塀町大橋政治同居
全国全区布ケ池町護国院住職
平民 竹　内　禅　杲
弘化四年五月十九日生
愛知県平民尾張国名古屋区小川町中島栄助同居
全国全区布ケ池町護国院前住職
平民 舟　橋　慶　雲
文政九年一月一日生
同寺前住大方徒
藤　岡　瑞　苗
十八年十月九日編入願

とあり、弘化四年（一八四七）五月十九日の生まれである。号は大圓であった。また、素玄寺蔵の「素玄寺僧籍簿」の縁三の弟子に

愛知県管轄尾張国愛知郡名古屋竹屋町桶工竹内儀蔵三男　弟子
禅杲　壬申二十七歳
安政元年甲寅四月二日於尾張国名古屋護国院得度文久三年癸亥ヨリ明治三年庚午マテ所々徧歴修学同暦四年辛未夏於信濃国長興寺長老
同年九月當山エ入寺修学罷在候

とあり、愛知郡名古屋竹屋町の桶工である竹内儀蔵の三男であったことがわかる。安政元年（一八五四）四月二日に護国院で得度しているが、受業師は当時の住職（三世）円爾大方である。文久三年（一八六三）より明治三年まで各地に偏歴し修学した後、同四年夏には長興寺（塩尻市大字洗馬）の結制で首座を務めており(6)、九月からは素玄寺で修学していた。その後、詳しい年次は不詳であるが、看坊の羅逸が退院した後に護国院の住職に就いている。

明治十六年六月には、盛巌寺（西尾市馬場町）十八世普説黙宣に護国院の什物であった黙室良要の糞掃二十五条衣を譲っている。その縁由が箱書きに

此糞掃二十五条衣者黙室禅師被衣ニノ而為リ護国院什物之一。師移化于今数十年際時勢之変遷ニ院モ亦頗属シ衰遅ニ余慮リ此ノ物後来或ハ散失センヲ就テ今ノ住職禅杲力生ニ請ヒ更ニ為テ盛巌室中ノ什宝ト力生蓄拶ニ肯可ス焉。余乃募リ篤信ノ信士女ニ少カ醵ニ集メ義貨ヲ

報スルニ以テス垂帷一帳及ヒ金貨少許ヲ。仍テ拝シ受シ此衣ヲ永ク鎮ニ在スル當山ニ矣。於テ是ニ記ス其縁由ヲ。以テ貽ス後昆ニ云爾。

禅師三世之嗣孫
明治十六年六月盛巖十八世宣普誌
謹誌

と記されている。なお、同十五年から二十年頃に曹洞宗の両大本山を維持するための永代祠堂金を募る護法会が生まれた。永平寺に所蔵する永代供養名簿の「愛知県第壹号　壹」には「護国院担當」があり、それをみると「尾張国名古屋区坂上町　竹内儀助」とある。続いて「釋香観信士　釋香道信女」と二名の戒名が記されている。「素玄寺僧籍簿」にある生家の住所の竹屋町は、後に坂上町と改められているところから、竹内儀助は禅杲の兄弟であり、戒名は両親かと思われた。そして同二十三年一月二十二日に示寂している。

護国院の住職になった後、明治十六年頃まではまったく明らかにならないが、「明治十八年僧侶現員調」には竹内禅杲の前住として舟橋慶雲の名があげられている。年次からすれば、四世縁三のようであるが、伝記からみると該当しない。では、魯融のことであろうか。魯融と慶雲が同一人物であったならば、文政九年（一八二六）一月一日生まれで、明治三十七年（一九〇四）六月四日示寂のため七十八歳の生涯となる。しかし、今のところ同一人物であることを確証できる資料はみえず、舟橋慶雲については不詳である。

注

（1）慶応三年正月十日に縁三より永平寺監院へ出された書簡の写は、永平寺に所蔵する慶応三年の「往復書簡留」にある。

（2）「護国院歴代事蹟略（珍牛　黙室　大方　縁山）」は名古屋市鶴舞中央図書館蔵の名古屋市史編纂資料　市11・113・23～24に所収している。

（3）安政六年八月七日の火災説は泉柳寺所蔵の「諸堂焼失以来の概要」や「由緒沿革書」による。また、同寺に所蔵する「半僧坊略縁起」（五世修禅圓證代作成）や「趣意書」（七世大機信哉代作成）によれば、文久元年（一八六一）八月六日の火災となっている。ここでは安政六年説を採った。

（4）天然元暁の示寂日は、泉柳寺の過去帳によれば明治十二年八月十八日とあるが、位牌裏には「明治十二年旧七月朔日」となっている。

（5）「明治十八年僧侶現員調」は永平寺に所蔵する。

（6）長興寺の明治四年当時の住持は二十世仙洲量海であり、略伝は田村岩雄『青松山長興禅寺寺史』（昭和五十三年十月　長興寺）五十六頁にある。なお、その時、禅杲は享和二年（一八〇二）八月十二日に珍牛より長興函丈大和尚（十五世角翁恵瑞）へ出した書状の軸（素玄寺蔵）を珍牛の法系者として譲り受けている。その軸の外書きには「書簡　珍牛和尚筆　旹明治四辛未夏禅杲具寿於埋山請第一座□□□牛老師法系也依随縁譲兄□□□」とある。

六世　伊藤俊禅

東向寺（本渡市本町）の岡部石龍の「記録」によれば、

瀕死ノ際一壇ノ葡萄酒ヲ購フ能ハズ。偶々禅芳寺大英和尚（現監寺）問疾ノ次テ之ヲ求メ与ヘリ。満面歓ヒヲ顕ハセリ。且ツ懇ロニ没後ノ継席ヲ嘱託セラル。大英和尚ハ悲境ニ迫リ不得已嗣子俊禅ヲシテ壱百参拾円ヲ債務（ママ）ヲ帯ビテ後董ノ任ニ當ラシム。

とあり、五世竹内禅杲の項でみたように当時の護国院は疲弊していた。そのため禅杲は開山珍牛以来の法系者より永平寺の同末である禅芳寺の住職門内大英に体調はよくなかったのにも拘らず、護国院の護持を求めた。そこで、禅杲は自分の示寂後の住職を嘱託したところ満面に歓びをあらわした。門内はやむを得ず、壱百参拾円の債務を肩代わりして、法嗣の伊藤俊禅を後任住職とした。

では、伊藤俊禅とはどういう方であろうか。明治十八年六月三十日調の「明治十八年僧侶現員調」の「禅芳寺」項によれば、当時の禅芳寺は住職の門内大英を始め前住職林鶴仙、門内大英徒弟の伊藤松兵衛、水野伊兵衛、吉田梅次郎の五人が在籍していた。俊禅は伊藤姓であるところから伊藤松兵衛のことであろうか。伊藤松兵衛は愛知県尾張国名古屋区常盤町甲十五番地戸主で、弘化四年（一八四七）十二月二十五日に生まれている。俊禅の一人娘きゃうの子で孫にあたる伊藤俊彦氏（あわら市龍雲寺住職　元駒沢大学教授）の御教示によれば、「母（きゃう）から俊禅の僧形の姿の話は聞いたことがなく、まったくの俗人であった」といわれる。しかし、明治二十三年以後の「愛知県第一号曹洞宗務支局下寺院表」の「護国院」には、住職として伊藤俊禅の名があげられている。(1) 前住職竹内禅杲は同二十三年一月二十二日に示寂しているところから、示寂後まもなく住職に就いたものと考えられる。

同二十六年十一月二十日には功徳院（名古屋市中区裏門前町）住職岩山臥龍の冬安居初会結制に随喜している。曹洞宗務支局へ

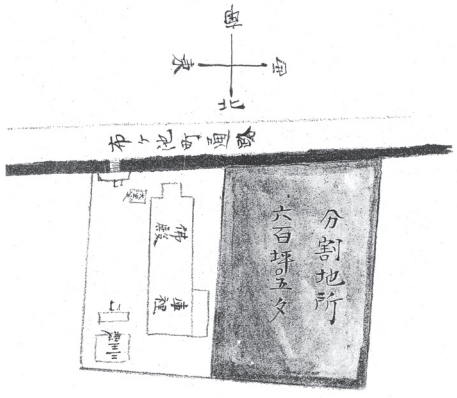

「境内地所分割願」別紙図面

提出した報告書をみると、護国院住職として名があげられている。(2)

同二十八年七月には、境内地の宅地（名古屋市布ケ池町壱番地）千坪九合のうち六百坪五勺を分割して境外地となし、愛知県第一号曹洞宗中学林新築のために貸渡すことになった。境内の西側部分であったが、当時の護国院が今だに疲弊していたため貸したのであろう。

その願が伊藤俊禅より越本山執事福山黙童と愛知県知事時任為基に出されており、それには、

境内地所分割ニ付御添書願

尾張国名古屋市布ケ池町壱番地
曹洞宗護国院

別紙願之通、該寺維持ノ為メ今回協議ノ上境内分割之儀願出度、依テ特別之御詮議ヲ以テ愛知県知事へ御添書被成下度、此亦連署ヲ以テ奉願候也

右護国院住職
伊藤俊禅

名古屋市布ケ池町十四番戸
信徒総代　八木秋豊

當市辰巳町十三番戸
同　斎藤弥五六

仝市水筒先町六十六番戸
仝　首藤俊之

仝市宝町禅芳寺住職
法類総代　門内大英

越本山執事
福山黙童殿

境内地所分割願

尾張国名古屋市布ケ池町壱番地民有地一宅地千坪〇九合　曹洞宗護国院敷地内六百坪五勺境外ニ分割スル分

右之地所本院境内ニ候処、該院維持ノ為メ今回分割シ境外之分貸渡ノ上、愛知県第一号曹洞宗中学林新築為仕度尤モ寺務ニ関シ聊差図筈無御座候条、御允許相成下度、別紙図面相添此亦奉願候也

右護国院住職
伊藤俊禅

名古屋市布ケ池町十四番戸
信徒総代　八木秋豊

仝市辰巳町十三番戸
仝　斎藤弥五六

同市水筒先町六十六番戸
仝　首藤俊之

仝市宝町禅芳寺住職
法類総代門内大英

愛知県知事時任為基殿

とある。続いて十一月十二日には、護国院（伊藤俊禅）より福山黙童執事へ願書に調印を請う書簡を出している。それは、

時下寒冷之砌リ、遥伏以福山御執事大閣下、増御壮栄ニテ宗務掌握被遊候条、奉南山候、専陳は弊院境内地所分割ノ上、曹洞宗中学林建築仕度候間、何卒別紙願書へ調印被成下度候也

二白　図面之儀は郵便税を省く為め、封入不仕候間、右様承被下候

永平寺直末
布ケ池町
護国院

十一月十二日
福山御執事大閣下(3)

とある。

さて、万松寺（名古屋市中区大須）境内にあった小学林は、明治二十三年七月の曹洞宗教育令の発布により、曹洞宗専門支校を曹洞宗小学林と改称して旧学科に一般普通学を教授することとなった。そのため校地を求めていたのである。そこで、護国院の境内地を分割して借り受け、教場や寄宿舎などを移転した。翌二十九年二月には小学林を中学林と改称し中学、小学の二教科とした。全国を三十学区に分け、一学区毎に一中学林を設けるという宗令により、愛知県は第八区に属して第八中学林と改称した。当時の役職員が「宗報」第六十一号（明治三十二年七月発行）に紹介されている。監理は近藤疎賢、教授は田中懐光、学監は石橋東倫、益山慈照、副学監は船橋孝道であった。しかし、同三十二年には第七、八、九の各中学林が合併し、愛知中学林と改称することになった。そのため校地をさらに拡張せざるを得なくなり、広い校地を求めた。しかも同三十五年九月には、全国を四大学区に分けて学区毎に一中学林を創立し宗務院の直轄とした。管長の統裁とする教育令に改正されたところから、曹洞宗第三中学林と改称した。同三十六年一月には大久手（愛知郡千種町大久手）に三千坪の土地を購入し教場、講堂を新築して寄宿舎などを移転し落成した。

このように明治二十八年十一月頃から同三十五年十二月頃迄は、護国院の旧境内地に曹洞宗第三中学林が所在したのであった。(4)

同三十年には、一月二十一日に京都の道正庵において行われる高祖大師御遠忌と家祖木下道正の六百五十年忌法要のため、影堂の再建や補助金、香誼などとして護国院は三十円を寄附している。(5)

同三十二年には、一月十八日午後二時より護国院で観音講員祖先供養のための大施餓鬼が行われ、法要後に水野雷幢の説教があった。（「能仁新報」第五七五号）三十五年には四月十八日より五月八日迄永平寺において高祖大師六五〇回大遠忌が修行された。この頃から護国院は、日本の真ん中に位置する地に宗門信仰

の地となるよう伽藍を建造し、永平寺に属する寺院として有志の寺院及び信徒の外護を得るように努めていた。[6] 三十七年八月一日には曹洞宗末派寺院の等級級階が査定され、翌三十八年一月一日より施行されることになった。それによれば、護国院は「四等法地　六十五級」であった。（「宗報」第一八三号）

四十年七月に調査された永平寺直末寺院の「直末寺院臺帳」には、護国院住職が伊藤俊禅となっており、開山は「五十七世禹隣禅師」とある。四十一年四月二十三日より二十九日迄、永平寺では三世徹通義介禅師の六百回大遠忌授戒会が修行された。全国より寺院住職が随喜することになり、護国寺(院)[ママ]住職の配役は名古屋宿坊係であった。また、伊藤俊禅の本師の門内大英（禅芳寺住職）は、菩提座妙高台の接客主任の役に就いている。[7] しかし、五月十二日には伊藤俊禅が示寂した。病名や示寂の様子はまったくわからないが、おそらく伊藤は四月に永平寺で行われた徹通禅師六百回大遠忌に随喜することはできなかったのでなかろうか。そこで、七月九日に門内大英が護国院の兼務住職に就くことになった。[8]

注

（1）「愛知県第一号曹洞宗務支局下寺院表」は「永平寺東京別院文書」38－14に所収している。

（2）平田寺（北名古屋市九之坪）に所蔵する「平田寺文書」135－2にある「尾張国名古屋市裏門前町功徳院冬安居初会結衆打給」に記されている。

（3）中学林新築のための「境内地分割添書類」は「御直末護国院境内地分割添書類」（「永平寺文書」7－94）にあり、本稿で初めて紹介する書類である。

（4）護国院境内にあった曹洞宗第八中学林時代から大久手の曹洞宗第三中学林時代への変遷は『愛知学院九十年誌』（昭和四十一年十月　成田芳髄）六頁以下、四十二頁～七十三頁や「興風」第壹号（明治三十六年十二月発行）や第十号（明治四十四年発行）附録の「曹洞宗第三中学林一覧」を参考にした。

（5）道正庵文書（永平寺蔵）四九八の「明治三十年高祖承陽大師御遠忌家祖道正六百五十年忌法要執行ニ付影堂再建ノ補助及香誼寄贈金領収原簿」による。

（6）名古屋別院に所蔵する「由緒沿革書」（昭和十七年三月十二日に住職大洞良雲より愛知県知事相川勝彦へ出した「寺院規則認可申請」に付けたもの）に「其後明治ノ変革ニ遇ヒ荒廃セシモ明治三十五年頃ヨリ有志ノ寺院及信徒ノ外護ヲ得テ今日ニ至ル」とある。また、大正三年八月に護国院住職木田韜光らより永平寺東京出張所監院大仏輔教に出された「請願書」による。

（7）「宗報」第二七六号（明治四十一年六月十五日発行）の「大本山永平寺三世徹通義介禅師六百回大遠忌授戒会」及び陸鈬巖『吉祥水』（明治四十一年六月　円通寺）十二、十三頁に紹介されている。

（8）「宗報」第二八一号（明治四十一年九月一日発行）の「住職任免」により明らかになる。

七世（八世重興）　門内大英

明治四十一年七月九日に護国院の兼務住職に就いた門内大英は、すでに同七年五月十八日に禅芳寺（名古屋市千種区園山町）六世に就いていた。

禅芳寺は慶長十九年（一六一四）に桂林彦左衛門、松井勘兵衛の取次により、尾張藩初祖義直公から寺地を拝領して元和年間（一六一五―二四）に永平寺二十一世海巌宗奕を開山に勧請して開かれた寺である。草創開山は海巌であるが、法地開山は龍山泰門、伝法開山は永平寺六十世臥雲童龍を迎えている。(1) 永平寺直末であり、禅芳寺と護国院は同末関係にあった。

門内は「明治十八年僧侶現員調」によれば

愛知県平民尾張国愛知郡横井村十番邸門内伝吉二男
仝国名古屋区宝町禅芳寺住職
平民　門内大英
嘉永三年三月十八日生

とあり、愛知郡横井村十番邸（現在、名古屋市中川区横井町）の門内伝吉の二男で、嘉永三年（一八五〇）三月十八日の生まれであった。しかし、「曹洞宗務院僧籍簿」には、

族籍	愛知県 愛知郡 荒子村 大字横井二七番地		
氏名	門内大英	誕辰	嘉永五年 一月 十 日生
		摘要	前住

とあり、族籍は「愛知郡荒子村大字横井二七番地」となっている。「明治十八年僧侶現員調」と異なるのは、所在地の表示の変更かと思われる。誕辰は嘉永五年（一八五二）一月十日となっているところから、嘉永三年三月十八日との二説がみえる。元治二年（一八六五）二月二十八日に禅芳寺五世の林鶴仙に投じて剃髪得度を受け、号を俊道、名を大英と称した。明治二年二月より清涼寺（彦根市古沢町）の長森良範について参禅修道するとともに、経論、余乗の研学にも努め、心事了畢の証明を得た。同六年夏には清涼寺で立職し、同年九月八日に受業師林鶴仙の室に入って嗣法した。翌七年五月十八日には師跡の禅芳寺を継いでおり、続いて八月二十八日には、永平寺に拝登し瑞世転衣した。同十年夏には禅芳寺で初会結制を修行しており、廃仏毀釈によって仏教界は混乱し多難な時代であったが、門内は道念を堅持して寺門の維持興隆に力を尽した。(2)

門内が護国院の住持となった明治四十一年頃は、京都の道正庵が疲弊に陥っていた。道正庵は京都市上京区道正町にあり、曹洞宗僧侶の宿坊のようなものであった。家祖は藤原隆英（一一七一―一二四八、号は縣山、初代木下道正）で、隆英は道元禅師に随って入宋した医僧であった。その関係から曹洞宗との関係は深

く、曹洞宗の僧侶が綸旨を下賜されるために参内する際、道正庵に宿泊し伝奏役である勧修寺家との取り次ぎ役であった。

屋敷内には衆寮を構えて宿坊としており、参内時の進退作法も指導していたといわれる。その役をする代わりに、道正庵の経営

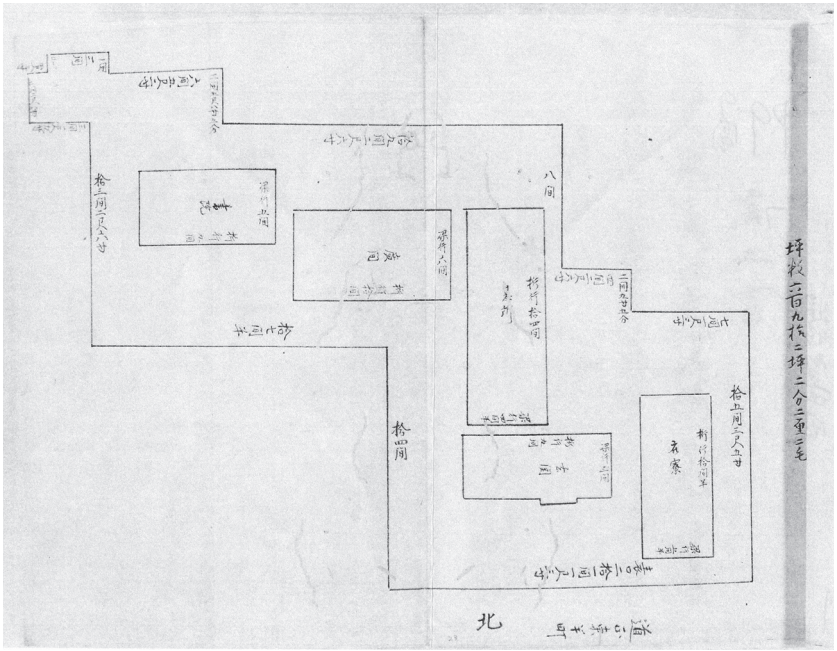

「道正庵建物配置図」（「社寺録」より）

費は永平寺、總持寺及び曹洞宗末派寺院の援助によっていた。寛永十一（一六三四）、十二年頃の参内における朝廷への礼金は銀子二二三匁五分、道正庵へは五匁の礼を納めている。当時金一両が銀五十～六十匁であったため、参内における費用は道正庵への礼金を含めて四両から四両半前後であった。[3] しかし、本来の道正庵は薬屋を生業としており、神仙解毒万病円（解毒円）という解毒薬を作り、曹洞宗寺院に販売していた。そこから解毒円は全国に広まっていったようで、[4] それらが道正庵の収入源であった。

ところが、明治維新によって天皇が東遷したため、旧都への上洛参内はできなくなり、宗内限りで瑞世転衣は行われたが、上洛参内の儀式は自然に廃せられた。[5] そのため瑞世転衣僧は道正庵へ行く必要がなくなり、道正庵の収入源は絶たれてしまった。衆寮などの建物の維持と管理、土地の税金支払などが難しくなり、木下家は疲弊した。京都市上京区にある道正町、木下町一帯は後堀河天皇から拝領した地であったが、土地の切り売りをせざるを得なくなった。[6] また、什物（墨跡、文書）なども売り払われたのである。

曹洞宗務本局より普達された明治二十九年九月二十一日付の号外で、道元禅師とともに木下家家祖の木下道正の大遠忌を営むにあたり、影堂再建のための寄附を全国寺院に願っている。しかし、物価上昇のため予定通りには集まらず、延期の広告が同三十一年三月十五日発行の「宗報」第三十号に当主木下隆禧より出されている。また、同三十七年十二月二十二日には、木下隆禧とそ

の母木下琴が連帯債務を負い、そのため千宗左を保証人に立て渡辺実雄（実は木田韜光）より金壱千八百円を借り受けており、その貸借證書があった。しかし、その債権は、実は木田韜光の債権で、渡辺実雄は名義主だけであった。しかも、渡辺は同三十七年十一月に死亡しており、そのため債権は木田であることを追認する必要が生れ、新たに證書を作成したのである。そのため一切の債務履行は木田に対して尽すことを一同承認し署名捺印しているのであった(7)。

土地の謄本によれば、明治三十二年八月頃から土地が売却されており、現在地（道正町四六六、四六七－一－一）の三六四坪は明治四十二年三月二十九日に永平寺が買取っている(8)。木下家（現戸主木下武彦氏）の口伝によれば、土地は当時の永平寺貫首森田悟由が私財を投じて買取った後、永平寺へ寄附されたといい伝えられている。また、同日、木下隆禧より永平寺東京出張所監院の弘津説三へ、

領収證

一金壱千弐百九拾七円弐拾八銭九厘
是ハ木田韜光殿ヨリ借入ニ係ル分
一金壱千六百円也
是ハ地所建家売渡代金トシテ
前記之金額正ニ領収仕候也
京都市上京区新町通寺ノ内上ル道正町
第四十壱番戸
木下隆禧

明治四拾弐年
参月弐拾九日
大本山永平寺代表者
監院弘津説三殿

と木田韜光よりの借入金、地所、建家の売渡代金の領収証を出している。さらに、それにともなう木田氏よりの抵当権取消などの委任状の書上を、

一、木田氏抵當権取消委任状
一、永平寺買受ニ関スル委任状
一、租税代納ノ書類
一、木下家よりノ借家證書
芝公園五号地　永平寺
大仏輔教
吉田郡志比谷村壱番地
永平寺住職
森田悟由

とあるように、永平寺東京出張所の大仏輔教、永平寺の森田悟由が受け取ったことを記している(9)。

このように道正庵は、かなり疲弊していたようであったが、永平寺の援助により、かつての敷地の一部は永平寺の所有地として現在まで残っている。したがって、道正庵に安置していた道元らの木像もどうなるかわからない状況下にあったと思われ、門内は木像を護国院へ移して奉安することを考えたのであろう。また、抵当権者の木田韜光を始め永平寺貫首森田悟由にも願ったのでは

なかろうか。なお、森田とは師兄で法を嗣いだ天瑞白龍が門内の住持していた禅芳寺三世であり、縁の深い関係にあった。

そこで、木田を再建工事の総裁に拝請して奉安殿と称する本堂工事に着手した。早速、五月には殿堂の起工式が行われ、また、隣地で御料林五千坪の払下げも出願した。十二月には御料林の払下げが許可され[10]、翌四十三年三月には地形築りが終わり、六月十日に奉安殿のほとんどが竣工した。そのため道正庵より道元自らが御点眼したといわれる木像と永平寺二祖の懐弉が自己開眼したといわれる木像を奉安して、その入仏式が行われた。ただし、懐弉の木像については明確でない。奉安殿は開山堂などの独立した建物ではなく、本堂（間口十間、奥行十七間半）に道元らの木像を奉安したことから本堂を奉安殿と称したのであった。

当日の様子が「新愛知」第6830号（明治43年6月10日発行）と「宗報」第330号（明治43年9月15日発行）に紹介されている。それをあげてみると、

●奉安殿入仏式　客年五月、起工に係る當市東区布池町の承陽大師奉安殿は殆んど竣工せしに付、昨十日入仏式を挙行したるが、同式の概要を摘記せんに午前十時開基徳川宗春卿の安置式を挙行し、次で上棟式を挙行したるが、参加寺院百五十ケ寺の僧侶出席、大般若の転読、発起人総代として堀内茂左衛門氏の建堂の辞、森本善七氏の頌辞朗読、木田総裁の式辞、白井有志寺院総代の祝辞朗読あり。次て各地より来し祝辞祝電四十余通の朗読、続て該工事関係者伊藤棟梁以下工匠及び工事関係者の焼香、次で発起人一同の焼香等あり。更に午後二時半より宝祚の武久を祈る為め祝聖を行ひ、次で本尊上供供養、出班焼香、入仏大法養を行ひて、全く式を終りて御親教に移り、鈴木随行長の説教ありたり。而して本日も零時三十分大般若経を転読し、施主家の祈祷、施主家先亡の施餓鬼法会を行ひ終つて御親教に移り、鈴木随行長の説教ある筈なり。因に昨日参集したるは、前記寺院の外、参詣の老若男女千三百余名なりと。（「新愛知」）

十日十一日ノ護国院奉安殿入仏式上棟式ニ御臨場アラセラル
入仏式　護国院奉安殿ニ於テハ、朝来続々来集セシ尊宿貴賓等約一千五百名サシモ、間口十間奥行十七間ノ大伽藍モ立錐ノ余地ナカリキ、午後一時殿鐘三会式ハ本殿ニ開カレタリ。総裁木田韜光師ノ先導ニテ猊下数多ノ随行ヲ従ヘサセラレ御臨場、上棟式転大般若御親修遊ハサレ、次テ発起者総代堀内茂右衛門氏及ヒ監督総代森本善七氏ノ本殿創立ノ主旨、総裁木田韜光師ノ式辞、大阪吉祥講代表者白井松之助氏、當地有志寺院総代陸鉞巌師ノ祝辞了テ、式場係小倉俊丈ハ四方雲来ノ祝文祝詞祝電五十余通ヲ朗読シ暫時休憩、其間参拝者一同　承陽大師ノ御真儀ニ随時焼香、二時半ヨリ再ヒ祝聖本尊上供、三祖奉安式、出班焼香観音経遶行ヲ御親香アラセラレ、次テ御親教了テ鈴木侍局ノ説教アリテ式ヲ終リ、祝菜ノ

饗応アリ。近年稀ナル盛況ナリキ、尚十一日モ前日ト同様ノ法要ヲ厳修シ、十二日ヨリ三日間永代祠堂施餓鬼会ヲ執行セシカ、日々多数ノ参拝者アリタリ。當日随喜寺院約百二十余名ナリ。猊下ハ十三日名古屋発錫御帰京アラセラル。（「宗報」）

とあり、これらによると、十日は午前十時より開基徳川宗春卿の安置式、次いで上棟式を挙行した。一五〇ケ寺の僧侶が出席し、『大般若経』の転読や総代らの祝辞、祝電の披露が行われている。その後の休憩時間には、参拝者一同が道元の木像に随時焼香し、午後二時半より再び祝聖本尊上供、三祖奉安式が森田悟由の御親修によって行われた。次いで、侍局の鈴木天山随行長の説教もあり、参詣者は老若男女一、三〇〇余人を数える程であった。翌十一日にも同様の法要が行われ、十二日より三日間は永代祠堂施餓鬼会を修行し、毎日多くの参詣者で賑わった。

六月十日の入仏式における森田悟由の香語は、

尾州名古屋市奉安殿入仏式

吉祥門下古禅林。新改二旧観一更布金。好雨洗二清天地一去。荘厳殿上演二円音一。(11)

とあり、当日は雨天のようであった。雨が天地を洗い清め、新しく成った伽藍によき雨音が響いていると述べている。なお、御親修による出班焼香は『観音経』で遶行したとあり、それは「三祖奉安式」となっている。「三祖」は二祖の誤りかと思われたが、もし「三祖」ならば、道元と懐奘以外の誰をさすのであろうか。

護国院の僧堂講師であった米本孝巌の「高祖道打成の霊境」によれば、

今更改めて言ふまでもないことでありますが、仁王山護国院が奉安殿と称せられて、高祖大師、二祖国師、太祖大師の三祖を奉安して、真箇の曹洞精神を弘通し、如法に仏道を研学修禅して、布教伝道と、人材の養成に、貢献するための道場を建立された理想と抱負との由来を三省四思することは、決して無意義のことでないと信じます。(12)

といっており、高祖大師（道元）と二祖国師（懐奘）、太祖大師（瑩山）の三祖の奉安であったという。

ところが、大正四年七月に刊行された『名古屋市史』社寺編を編纂するため、護国院を調査した記録がまとめられている『名古屋寺院誌』東区』の「護国院」には、

承陽大師木像　伝自己開眼　元在京都道正庵
孤雲懐奘木像　伝自己開眼　元在京都道正庵

とあり、続いて「道元、孤雲二師ノ木像ハ明治四十三年六月十日京都道正庵ヨリ移転入仏式ヲ挙ゲタリ」といっている。すなわち京都の道正庵より道元と懐奘の二祖師の木像を移転したとある。しかし、「宗報」第三三〇号には「三祖奉安式」となっており、米本孝巌の指摘した太祖大師の木像については何も記されていない。そのため道正庵より道元と懐奘の木像を奉安した後、新たに太祖の木像あるいは位牌を奉安して三祖としたのであろうか。

次に、道正庵に安置されていた木像について、道正庵の文書か

らながめてみよう。現在、永平寺に所蔵する「道正庵安置高祖御木像改装一件」によると、永平寺六十世臥雲童龍が安政元年（一八五四）に上洛の折、道正庵の道元らの木像に対して環をとりはずす改造の沙汰を出した。それに対し、安政四年（一八五七）の道正庵の答えは、

答申上仰之通何歟差縺候趣伝承仕候

一於道正庵に永平寺惣持寺開山之像并に道正庵元祖之像安置致有を、當春永平寺より當表え役僧を以右木像之環紐取直し候趣、其上金銀之わいろうにても貰取計候哉、何歟永平寺より書達にても可有筈、岐度相答候様御達

御答申上、右者去ル寅年比永平寺被達候儀者開山之法服等相違之処有之間、早速可相直様被申達を直し方後れ有之に付、當二月拙童と申僧上京にて申候者、已前相達置候通、急々取計候様申聞候に付、早速に取掛相直し申候

右に付わいろう等聊不申請、尤左様之儀は毛頭無御座候、付て者拙童口達にて取計候筈には無之証拠之書達にても有之者、無相違有体に申様御達

とあり、道正庵には永平寺、總持寺の両開山像と道正庵の元祖の像（木下道正）を安置していたことがわかる。同年春、永平寺より役僧の拙童[13]が来て、この木像の環紐を取はずすことと金銀のわいろまで請求していたのではないかといっている。また、京都の大仏師らが西御奉行所へ差出した「口上書」によれば、

京都大仏師共

西御奉行所え差出書面　弐通之内

就御尋口上書

一道正庵安置之木像相直し候儀御尋御座候、此義永平寺開山道元禅師木像は古来之古規様大衣に當二月相直し并道正庵木像者古来之外古規様五条衣之木像に新規、當二月相拵申候、且又惣持寺開山木像之儀者、いまた其侭にて御座候、就御尋此段奉申上候

大仏師

興聖寺開山之義者、萬安和尚時代に建仁寺より拝請之趣承知仕候

御尋に付乍恐口上書

一私共今日被召出古木像三体、時代年数監定[ママ]可申上旨被仰渡奉畏拝見仕候処、古代之風有之候様相見え候得とも、何分五六十年前修覆有之候趣に相見え候、其節多分手入に相成候様奉存候に付、年暦等難相分、尤右三体之内、道元禅師像袈裟之処、近頃之直シ有之候様相見得申候、就御尋此段奉申上候、以上

仏師

茂助

源之丞
藤次郎
清助
九右衛門
治郎左衛門

とあり、二月には道元の木像を古来の古規衣の大衣に直し、木下道正の木像は、新しく古規の五条衣の木像とした。また、總持寺開山の瑩山の木像は、従来のままにしたという。また、仏師らによる時代年数の監定（ママ）によれば、五～六十年前に修復したものとみられ、その際にかなりの手入れがなされており、年暦などは判明しない。道元の木像の袈裟については、最近の直しが入っているようだと述べている。

このように道正庵には道元、瑩山、木下道正の三体の木像があったことが明らかになる。道元、瑩山が祀られている理由は、永平寺か總持寺での瑞世を終えて綸旨頂戴のために京へ上り、参内する作法などを道正庵で習うところから、そこで宿泊した際、衆寮で朝夕の勤行を行うところから安置されていたのであろう。なお、安政四年十月二十七日に永平寺代として江戸の大円寺の是山、海雲寺の常焉、海晏寺の慈光から寺社奉行所へ出された「口上書」（永平寺蔵）によれば、嘉永五年（一八五二）三月に道正庵知客の田中正蔵より聞いたところによると、

去子年三月
禁裡御撫物御守護役永平寺代是山相勤候節、右三ヶ寺触達之趣道正菴并同菴知客田中正蔵え申聞、菴内に安置有之宗祖之木像は、天明年中當菴類焼之節、実は焼損之由に候得共、修復と申立再造之趣に承及候間、其節より定て弊風衣着用之像に相成候事と存候。當年は、別て宗祖之六百年忌相當にて諸国寺院も當菴に可致群宿候間、早々改正可申上置旨相達候様に禅師より被申付候。依て此段可相心得旨申渡候処、菴主正蔵共承知仕早々御改正可申上旨申答候。猶又菴主申候には、三衣改正之儀、関東より御触達御座候段、昨年より内々聞及申候。兼て其心得に罷在候。當菴元祖之木像往古より御本山に安置之像は、如法之御袈裟着用仕候処、當菴に安置仕候像は、慶安天明類焼之節造り替申候哉。掛子着用に相成居申候間、今般宗祖之御像改正申上候序に、元祖之像も御本山に御座候通に如法之御袈裟着用之像に仕度奉存候。乍併御袈裟着用之像には不相成者に御座候哉与相尋申候間、是山相答候には、夫は結好（ママ）成所存也。本山開山堂に往古より安置之像は如法之御袈裟着用に候間、當菴之像も同様可有之筈、掛子は元来仏教祖訓にも無之、後人之妄作近来之弊風衣に候得共、弐百年来より追々相用来候間、定て天明火災修復之時、右様掛子着用之像に相成候事に存候間、永平寺え往古より在之像之通に可致改正旨申聞……

とあり、道正庵にある道元の木像は、天明年中（一七八一－八八）に道正庵が類焼の節、実際は焼失したが、修復と申し立て再造したといわれる。それより弊風衣（掛絡）着用の像となった。

それを嘉永三年（一八五〇）の道元六百回忌にあたり、改正することを諸国寺院へ触が出され、道正庵へも達があった。往古より永平寺に安置されている道元の木像は、如法の袈裟を着用しているが、道正庵の木像は慶安（一六四八－五一）、天明（一七八一－八八）期に類焼したため、造り替えして掛絡の着用となった。そこで、今般、道元の像を改正するついでに木下道正の像も如法衣着用の像としたいと尋ねたところ、是山の答えは結好（ママ）といい、掛絡は仏教祖訓にもない後人の妄作の弊風衣である。天明の火災で修復した時、掛絡の着用の像となった。そのため永平寺にある往古の像の通りに改正すべきといっている。

この「口上書」から明らかなことは、慶安か天明の類焼以前の道正庵の道元の木像が、袈裟であったこと。しかし、類焼後に再造したものから掛絡となった。家祖の木下道正の木像も同じようであったと考えられる。

次に、現在の道正庵にある木像をみると、木下道正の木像が二体あるのみである。一体は僧形で、もう一体は衣冠束帯像である。僧形は縦七十三センチ、横四十九センチ、奥行三十一センチの木造漆塗で、掛絡を搭けている。この木像は、平成十四年（二〇〇二）三月の道元禅師七百五十回忌の時、記念事業として永平寺の聖宝閣を改築した際に展示された[14]。なお、永平寺承陽殿に安置されている木下道正像（始祖道正大菴主）は、現在、全体が黒漆で塗られており、掛絡ではなく環のない袈裟となっている。これは、嘉永～安政年間（一八四八－五九）の三衣論争の時、掛絡を覆い隠して袈裟にしたものか、あるいはそれ以前から袈裟であったかは明らかにならない。縦七十五センチ、横五十センチ、奥行二十九センチであるところから、道正庵安置の木像とほぼ同じ大きさである。そのため道正庵に安置されている木像と作成時期などは何らかの関係があったものと思われる。元禄十一年（一六九八）七月の裏書があるところから、元禄年間には安置されていたことがわかる[15]。

では、衣冠束帯像をみると、僧形よりかなり小さく縦二十八・二センチ、横三十六・五センチ、奥行二十五・四センチで、台座の裏には、

當處元祖隆英之肖像
明治廿壱年十一月廿四日書
廿九代　隆禧九拝

とあり、明治二十一年十一月二十四日に木下隆禧が台座を作り記したものと思われる。

次に位牌をみると、道元、懐奘、義介、瑩山、峨山の位牌がある。道元の位牌は、表が「永平開山仏性伝東国師」、裏には「嘉永七年二月廿四日依勅許謹改之」とある。瑩山は、表に「惣持開山弘徳円明国師」とあるのみで、裏は何も記されていない。これらは、道正庵衆寮にあった木像の前にあった位牌でなかろうか。なお、木下道正の位牌は、表が「道正庵元祖道正大庵主」とあり、裏には「縣山金吾将軍通議大夫藤原隆英朝臣　宝治二戊申年七月廿四日」と記されている。

日牌の「過去帳」は、萬延元年（一八六〇）九月に藤原隆禧が改めて書いたものである。二十八日には「永平開山仏性伝東国師　建長五丑八月」とあり、十五日には「總持開山弘徳円明国師　正中二丑八月」とある。道元と瑩山は記されているが、懐弉、義介、峨山については何も記されていない。

以上、道正庵の文書、木像、位牌、過去帳などの考察から、道正庵より護国院へ奉安されたものは道元と瑩山の木像のみで、懐弉の木像はなかったように思われる。また、位牌は奉安されなかったであろう。それは、両祖師とも国師号になっているためで、明治十二年と四十二年には承陽大師、常済大師と大師号を勅賜されている。そのため護国院で新しい大師号の位牌が作られ、祀られたものと思われる。しかし、残念ながら、現在、奉安されていた木像をみた人は誰もいない。そのためそれを確認することはできないが、道元の木像は、三衣論争で袈裟の環がとりはずされた姿となり、一方、瑩山は、従来のままの環がついている袈裟の姿であった。文書からみる限り、道元の木像は三衣論争で環をとりはずした姿と思われるが、実際にとりはずしされたかは明確でない。木下道正木像も同様であったが、現在、道正庵（木下武彦氏宅）にある道正像は掛絡のままである。そのため環がついた袈裟であったか、ついていない袈裟であったかを断定することはできないのである。

護国院が奉安殿となったことから、永平寺と同じように掛搭する雲水がでてきた。永平寺安居僧の記録である『大圓覚海』によれば、明治四十三年十月一日には馬場観道（群馬県上野国佐波郡伊勢崎町　同聚院住職鶴牧得之徒弟）、玉嶋鶴禅（山梨県西八代郡久那土村　長松院住職玉嶋鐵牛徒弟）の二人が直接に掛搭している。また、十二月一日から七日間、接心会を修行した。それには一般の方の参禅も許されている。入仏式以来、永平寺より数十名の雲衲が派出されており、西堂の戸沢春堂、単頭の鴻春湖らが接衆に務めた(16)。

翌四十四年一月二十三日、門内は三年間務めた兼務住職を辞任し、奉安殿再建工事の総裁であった木田韜光が住職に就いた。門内は監寺となり、護国院の実質上の運営に力を尽し陰の源動力者となった。

注

（1）禅芳寺の略由緒は、『名古屋市史』社寺編（大正四年七月　名古屋市役所）五八一頁による。

（2）門内大英の略伝は、柴山游月「面影」（昭和五十九年六月『奉安殿と門内監寺老師』（奉安殿同参会））五十八頁以下を参照した。

（3）道正庵と曹洞宗との関係や参内における礼金や道正庵の運営が曹洞宗一宗の勧化によっていたことは、『永平寺史』（昭和五十七年九月　大本山永平寺）五九六－六〇〇頁によった。

（4）粟野俊之「（解説）道正庵文書「一貞譲状」（その一）（平成十三年一月「傘松」第六八八号）井原淑朱「總持寺宝物殿所蔵の道正庵関係資料について」（平成十八年三月「宗学研究」第四十八号）納冨常

天「總持寺宝物殿所蔵『道正庵文書』」（平成十八年四月　「鶴見大学仏教文化研究所紀要」第十一号）などにも道正庵のことが説明されている。

（5）栗山泰音『總持寺史』（昭和十三年三月　大本山總持寺）三二一－二頁の出世参内の最終期による。また、麻蒔舌渓『曹洞宗史要』（明治二十六年五月　明教社）一三二、一五六頁によれば、明治五年に僧位僧官などが廃止されたことにより、転衣の儀式がかわってきたことをいう。

（6）道正庵の略由緒は、明治元年十一月に道正庵法眼より京都府御役所へ出された「口上書」に記されている。これは、明治三年十月に改められた「社寺録」（京都府立京都学・歴彩館蔵）に所収している。それによれば、境内の坪数や建物の配置図が添付されており、建物には衆寮、玄関、台所、広間、書院がある。衆寮は桁行拾間半、梁行五間半の大きさであった。なお、江戸期は課役免除の特典を与えられていた（松本利治『京都市町名変遷史Ⅰ　御所周辺Ⅰ（上京区）』（昭和六十三年二月　京都市町名変遷史研究所）六三八頁）。境内地の総坪数は六九二坪二分二厘二毛である。しかし、明治三年十月に道正庵法眼より京都御政府へ出された「拝領地」（明治三年十月「諸寺院坪数留」京都府土木掛）所収によれば、総坪数六六九坪七分三厘で、その内の二九三坪七分五厘が家の建坪で、三七五坪九分八厘が空地であった。そのため両文書では、坪数の相違がみえる。その後、道正庵は明治十八年に作成された「寺院明細帳（府内）」にあげられておらず、その間に道正庵はなくなり、土地も建物も木下氏（二十八代隆従、二十九代隆禧）の所有となった。しかし、木下家は疲弊したため土地の切り売りが行われるようになったのである。

（7）永平寺蔵「道正庵文書」七〇二の「追認證書正式謄本」による。

（8）京都市上京区新町通寺之内上る二丁目道正町四六六番（五三五、七〇平方メートル）四六七番一の一（六六九、八一平方メートル）の登記記録による。

（9）永平寺蔵「道正庵文書」七〇九の「領収證」「抵當権取消に要する書上」による。

（10）御料林払下げについては「新愛知」第六七三一号（明治四十三年三月二日発行）で出願中というが、「新愛知」によれば、明治四十三年二月に払下げが許可されたことになっている。

（11）森田悟由の奉安殿入仏式の香語は『永平重興大休悟由禅師広録』第二巻（大正八年三月　三合庵）五十七丁右にある。

（12）米本孝巖「高祖道打成の霊境」は「護国」第五号（昭和十年六月二十日　淡交会）十二頁にある。

（13）永平寺よりの役僧の名は、『永平寺史』一三一六頁で「拙量」とあるが、「拙童」の誤りと思われる。

（14）『大本山永平寺瑠璃聖宝閣』（平成十四年九月　大本山永平寺）二十四頁、六十二頁で「木下道正庵主坐像」としてとりあげられ、紹介されている。

（15）元禄十一年（一六九八）七月が家祖木下道正の四五〇回忌にあたり、曽孫の貞順が新しく木像を作り奉納した。その木像の裏には「書安置永平寺當庵元祖高像之後　道正庵元祖道正大庵主彫像（俗姓縣山従三位行左衛門督藤原隆英謹依　特賜大證無得大禅師之尊命奉安　吉祥山永平禅寺承陽庵塔下、伏願　仏日増輝　祖風永扇　寺門清浄　家道繁興　元禄第十一龍集戊寅七月廿四日　洛陽木下道正庵二十一代孫隆守貞順謹誌」と記されていた。（「道正庵備忘集」一六七（永平寺蔵））

（16）護国院での臘八接心については、「新愛知」第六九九八号（明治四十三年十一月三十日発行）で紹介されている。

付説――護国院住職に就くまでの門内大英――

門内が明治七年五月十八日に禅芳寺六世に就き、同四十一年七月九日に護国院の兼務住職になった頃迄をみたい。残念ながら文書などの資料がないため、地元で発行された仏教新聞の「能仁新報」や曹洞宗務局文書課より出た「宗報」などを中心にながめてみる。

明治二十五年八月十七日には永平寺、總持寺の両本山は分離するか、非分離かの紛議が起り、それに対し名古屋では、両本山非分離同志会が組織され、禅芳寺にその事務所が置かれた。そこで、役員を定め規則を設けて各寺院より義捐金を募集して運動が進んでいった。（「能仁新報」第一二〇号）九月十七日には、禅芳寺で愛知県下の非分離主義寺院の集会が開かれ、同日の夜には大光院（名古屋市中区大須）で金山貫苗らを招聘して大演説会を行った。（「能仁新報」第一二四号）十月一日には、禅芳寺内にあった金毘羅堂が前年の濃尾震災で破損したため修理し、上棟式と入仏式を行う予定であった。（「能仁新報」第一二五号）十二月十三日には愛知仏教会の発起で、大光院において開かれた千島艦沈没者追弔会に随喜している。（「能仁新報」第一三七号）

同二十六年十二月には、名古屋市内の信徒布教に中学林の職員を水野道秀らが私立曹洞教育と称して各所で講莚を開いた。しかし、今回からは組織を変え、「名古屋吉祥講」と改称して、市内を八部に区分し、役員六、七名を各部に配置して講員事務を整理している。なお、禅芳寺は第二部であった。（「能仁新報」第一八九号）

同二十七年三月には、「名古屋吉祥講」の規模が大きくなり、各地から支部の設置の申し込みが多くなったため「愛知吉祥講」と改称し、同講の布教師も任命された。（「能仁新報」第二〇二号）また、四月二十七日に禅芳寺で「愛知吉祥講」第三号支部の発会式があり、降雨にも拘らず参詣者で溢れた。（「能仁新報」第二一五号、第二一七号）七月二十七日午後二時からは、禅芳寺で野々部至遊、水野道秀らの説教、法話の吉祥講が開かれた。（「能仁新報」第二九〇号、第二九二号）

同二十九年には、四月二十七日午後二時より禅芳寺内の吉祥講第三号支部で、門内の導師によって両祖の報恩諷経、講員の先祖追福の無縁大施餓鬼会が営まれ、早川見龍が法話を行っている。（「能仁新報」第四一〇号）

同三十年には、三月より門内が首唱者となって信徒の妄信を除去するため、禅芳寺に仏教の通俗講義所を設けた。毎月十日と二十日の両夜に水野道秀と早川見龍が講師となり、『参同契』や『仏遺教経』の講義が行われた。この講義は同三十三年三月迄は続いていたようである。（「宗報」第四十号、第九十号）

ところで、この頃（明治二十九年）から永平寺への参拝者が多くなってきた。それは鉄道の北陸線が福井まで開通したためであ

る。同三十二年には米原から富山までが開通しており、容易に永平寺へ参詣ができるようになった。また、同三十年九月二十八日には、森田悟由永平寺貫首、畔上楳仙總持寺貫首より全国末派寺院へ

告諭

却後明治三十五年九月ハ実ニ本宗高祖勅諡仏性伝東国師承陽大師ノ第六百五十回遠諱ノ聖辰ニ丁レリ。大本山永平寺ハ前例ヲ参酌シ、今年ヨリ遠諱営弁ノ準備ニ従事シ、闔宗緇素ノ協力ヲ以テ仏殿僧堂庫院等ヲ改築シ及諸堂ノ営繕ヲ加ヘ、且仏器法器其他必要ノ什器ヲ調製シ、慇懃鄭重ニ恩徳報酬ノ法要ヲ正當ノ聖辰ニ奉修セント欲ス。惟フニ　高祖大師ノ聖徳諱業ハ広大悠遠ニシテ、今日ノ宗門アルコトヲ致シ、幾万ノ法孫ト幾百万ノ檀信ハ実ニ江海罔極ノ慈恩ニ沐浴セリ。是故ニ末派寺院僧衆ハ精誠ヲ傾ケ、此盛挙ヲ翼賛シ、又檀越信徒ヲ勧奨シテ此大典ニ随喜セシメ、切ニ報恩謝徳ノ道念ヲ竭シ初中後ノ完全円満ヲ企図スベシ。

明治三十年九月二十八日

大本山永平寺貫首

勅賜性海慈船禅師　森田悟由

大本山總持寺貫首

勅賜法雲普蓋禅師　畔上楳仙

と、来る同三十五年に迎える道元禅師六五〇回遠忌を奉修する「告諭」が普達された。そのため永平寺への参拝者が多くなり、「愛知吉祥講」では永平寺内に参詣者の宿坊の建立が計画され寄附金の勧募を始めた。（「宗報」第四十号）同三十一年には建設許可が出て工事が始まっている。

三十一年九月五日には、午後一時より禅芳寺で愛知吉祥講第三号支部の世話人などが出席して両祖の御忌を営んだ。その概況をみると、

宗祖御忌と水陸勝会

當市宝町の禅芳寺に設立されたる愛知吉祥講第三号支部にては、去る五日午後一時より仝講の世話人等が惣出席にて両祖の御忌を営みたりしが、今その概況を記さば、當日予定の時刻に到るや殿鐘を合図に一同式場に整列し、早川見龍氏は焼香師として粛しく正面に進み、最初に招首法語終て普同参拝をなし、最とも懇ろに参同契、宝鏡三昧を繞行諷経し、夫れより門内大英師は自から大導師として同寺例年定期の水陸勝会を営んで新亡諸霊の追薦供養をなし、最後に早川氏が一場の説教を演述されたる由なるが、同日は残暑の厳しきにも拘はらず参聴衆多く、近頃に稀れなる盛況なりしと云ふ。

とあり、（「能仁新報」第五五八号）門内は水陸会で新亡諸霊追善供養の導師を勤めている。残暑の厳しかったにも拘らず盛況であったという。

翌三十二年になっても毎月十日と二十日の両日は、午後七時より禅芳寺で『観音普門品』『證道歌』などの通俗講義が水野道

秀、早川見龍によって行われていた。（「能仁新報」第五八三号）そこで、尼僧の教育と接化に一生を捧げた堀密成も早川について余剰研究を行っていた。（『曹洞宗尼僧史』三七九頁）門内と早川は、その他にも名古屋市内の富豪家や篤信家、各寺院の檀信徒総代の家などへ勧化に赴き、寄附金の勧募に奔走していた。（「能仁新報」第五八六号）

五月十一日には永平寺の「愛知吉祥講宿坊」（名古屋吉祥講宿坊）の入仏式が修行された。森田悟由の導師の下に永平寺役寮、雲衲ら百余名が列席している。森田の遷仏供養法語は、

祖山名古屋宿坊遷仏供養語　明治三十二年五月十一日此日快晴

祖徳年々歳々隆。信心施主表二殊功一。新堂現出安二新仏一。起二吉祥雲一遍大空。

とある。（『永平重興大休悟由禅師広録』第二巻　十五丁）その様子は「能仁新報」第五九二号に早川見龍の特報として、

◎愛知吉祥講宿房の入仏式

（早川見龍氏特報）名古屋市に於ける曹洞宗の檀信徒より組織されたる愛知吉祥講は、創立以来七年の星霜を経て、其の講員も今や三千戸に近き程の大団体なるが、年々抽籤にて大本山永平寺の霊場へ参拝する者は、日一日より増加し、為めに参拝人をして宿泊上の不便を感ぜしむる事は、一方ならざりしを以て、昨年来仝講本部役員の斡旋にて祠堂寄付金を募集し、一大宿房を大本山の境内に建設せんとの議起り、幾多の苦辛を経て百方尽力したる結果、遂に先月迄に其の工事を竣工せしを以て、去る十一日、遂に其の成工入仏式を挙行されたりしが、今仝建物の構造は横十間に奥行き六間、尚ほ仏間は十二畳敷にて三方に壇を設け、正面は本尊仏の御厨子、左右の両壇は祠堂金施主家の霊牌安置場にして、仏器法具等より荘厳道具に到る迄、悉く完備して殆んど一つの寺院にも劣らざる装置なりし、今ま茲に入仏式の概況を記さば、仝日午前十一時に達するや、大鐘を合図に大本山の役員を始め一山の僧衆百余名は、各自威儀を具して宿房内の式場に列し、管長森田悟由禅師には大雷鼓を合図に五名の侍者を従へて式場に臨まる。此の時一仝最敬礼、夫れより鼓鉢三通、大禅師猊下の拈香法語、献茶湯、普仝三拝、夫れより般若心経を読誦して本尊上供の回向をなし終て、證義縷行諷経をなして祠堂霊牌の回向を行ひ、一仝最敬礼をなして式は全く終れり。仝日は當名古屋市の議員にして遥〳〵仝式場に参列せし者は百二十余名なりしが、式完結の後ち同講員一仝を瑞雲閣へ案内して清斎の饗応ありしが、一仝の講員は何れも承陽大師の祖徳に感佩しに随喜の涙に咽ばざる者は無かりしと云ふ。

と紹介されている。宿坊は芳川雄悟『曹洞宗大本山永平寺略案内記』（明治三十五年三月　永平寺出張所）四頁によれば、総二階で作られ、一部は三階の処もあったが、合計すれば一五〇余坪であった。なお、昭和十四年九月に高田副監院代に装幀された『諸堂間敷仏像宝物列祖年紀及例規法要』（永平寺蔵）の「伽藍之部」の「名古屋宿坊」によれば、奥行九間半、横十間であった。場所は

山門の西側で、その西側にある東司の西側に奥行八間半、横十間半の諸国の「吉祥講宿坊」が同年九月に建てられている。

立体的な建物の絵図は、明治二十四年九月三日印刷、五日出版の「越前州吉田郡志比荘吉祥山永平寺全図」に掲載されている。ただし、同絵図には「愛知吉祥講宿坊」と諸国の「吉祥講宿坊」の描かれていない絵図も存在する。明治三十二年五月に竣工した「愛知吉祥講宿坊」が描かれている絵図の出版は、明治三十二年五月以後であることは確かであろう。両絵図をよくみると、建物の周囲には白い縁取りがあり、背景との違和感から原図上に宿坊を貼りつけて再版し印刷したものとみられる。

宿坊が描かれていない絵図は、発行者、著作者兼印刷者が「京都市下京区六角通富小路東入大黒町拾四番戸　藤田又次郎」とあり、絵図の下には「京都団扇堂印刷」「祇園下河原　野崎刻」とある。野崎氏が印刻したものを藤田又次郎すなわち藤田団扇堂が印刷して発行したものである。しかし、宿坊のある絵図の発行者、著作者兼印刷者は藤田団扇堂とあり、その横に「和漢洋書籍経類　各宗仏具仏画　販売所　出雲寺文治郎」とある。京都の仏教書林の出雲寺文治郎が販売したものであった。そのため大遠忌を前に、出雲寺文治郎によって宿坊を原図に貼り応急処置的のようにして出版されたものと思われる。

ところが、宿坊の建立された後の明治三十二年九月二十五日印刷、十月十四日発行の「越前州吉田郡志比荘吉祥山永平寺全図」は団扇に描かれており、著作発行兼印刷者は「京都市六角通富小路東ェ入大黒町十四番戸　団扇堂　藤田又治郎(ママ)」とある。そのため先の絵図と同じく団扇堂の藤田又治(ママ)(次)郎である。ただ、本絵図の末尾には

黄色ハ今般改築ノ印　仏殿（間口拾間　奥行八間）　僧堂（間口拾四間　奥行拾間）　大庫裡（間口拾七間　奥行拾間）

不老閣（間口拾間　奥行五間半）　諸廻廊二百三拾間　其他諸堂悉皆修繕

とあり、黄色で印刷されている所は明治三十一年頃から改築されたもので、その他の諸堂もすべて修繕することが記されている。この修繕の文は「越前州吉田郡志比荘吉祥山永平寺全図」（平成二十七年十二月　「傘松」第八六七号所収「永平寺所蔵の宝物」その一一四）の末尾にもあり、修繕される部分は黄色で塗られている。この絵図は縦四十四・三センチ、横五十・九センチであるが、吉祥講の宿坊は描かれていない。そのため明治三十一年に宿坊が起工される前の伽藍図である。

何れにしても明治三十五年の道元禅師六五〇回遠忌を迎えるにあたり、永平寺のＰＲの役目でもあった絵図が刊行され、それに「愛知吉祥講宿坊」の掲載されているものといないものがあり、同じ絵図でも成立時期の異なっていることが明らかになる。また、「名古屋吉祥講宿坊」となっているもの、「第一吉祥講宿坊」とある絵図、「第二吉祥講宿坊」となっている絵図もみえる。名称が変わってきたものと思われるが、絵図の説明の誤りか製作年次によって異なったものと考えられる。しかし、昭和五年三月発行の「曹洞宗大本山永平寺全図」には宿坊がみあたらない。宿坊

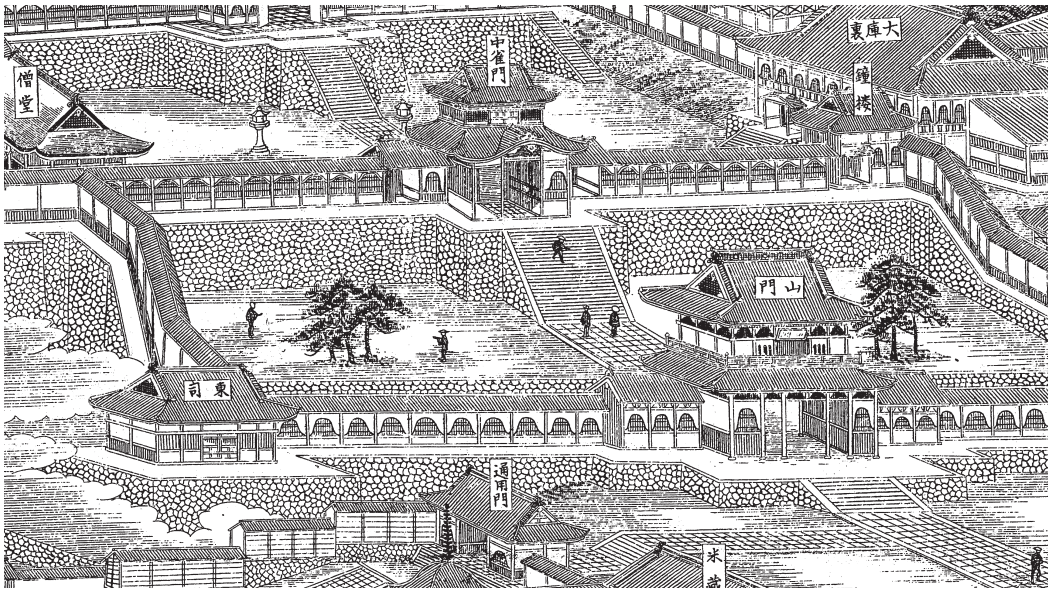

宿坊の描かれていない絵図

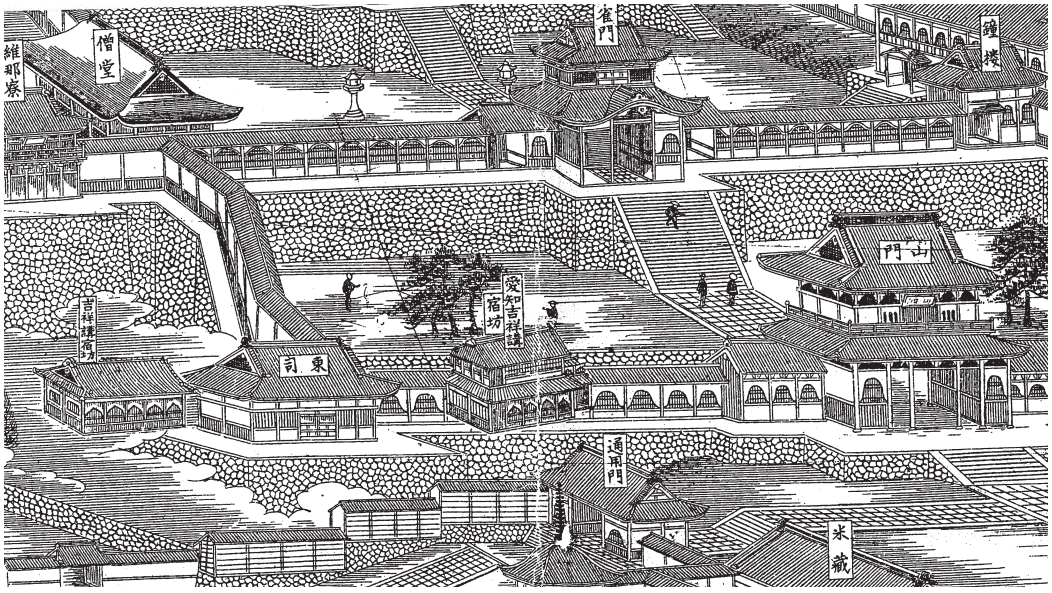

「愛知吉祥講宿坊」と「吉祥講宿坊」の描かれている絵図

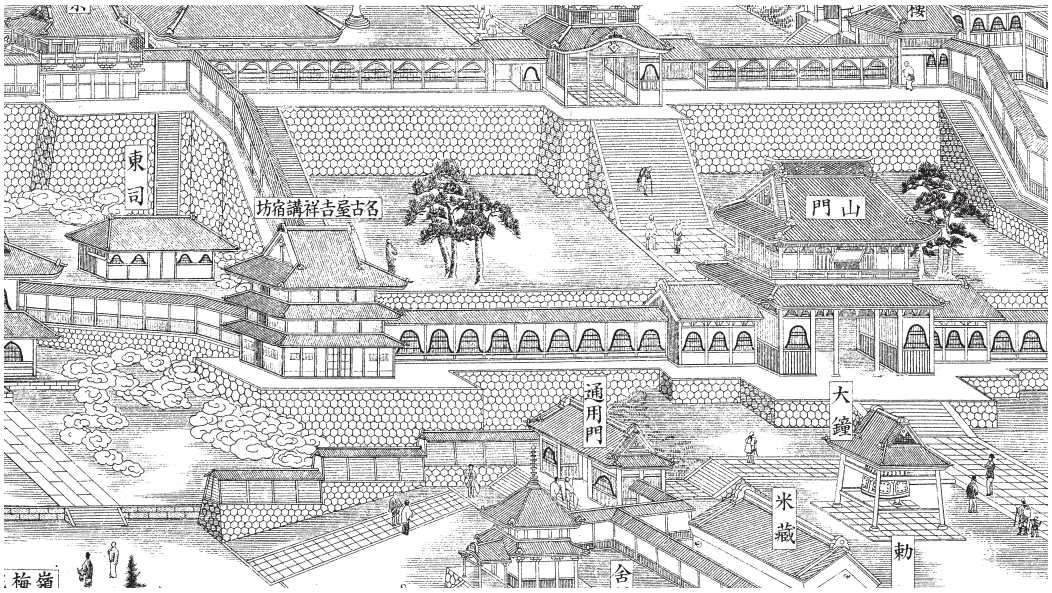

「名古屋吉祥講宿坊」となっている絵図

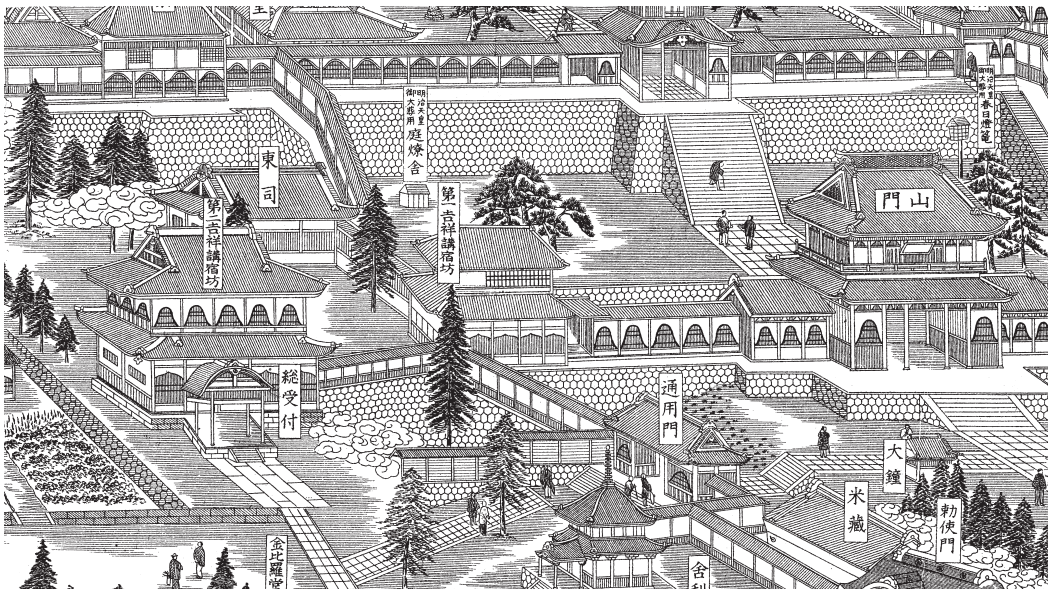

「第一吉祥講宿坊」と「第二吉祥講宿坊」となっている絵図

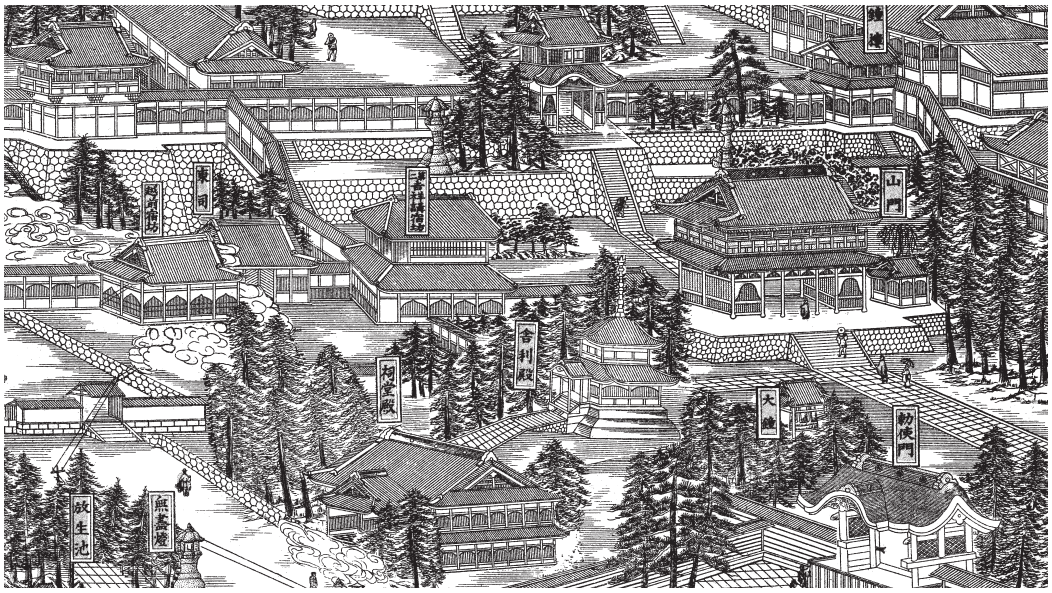

「第二吉祥講宿坊」と「越前宿坊」となっている絵図

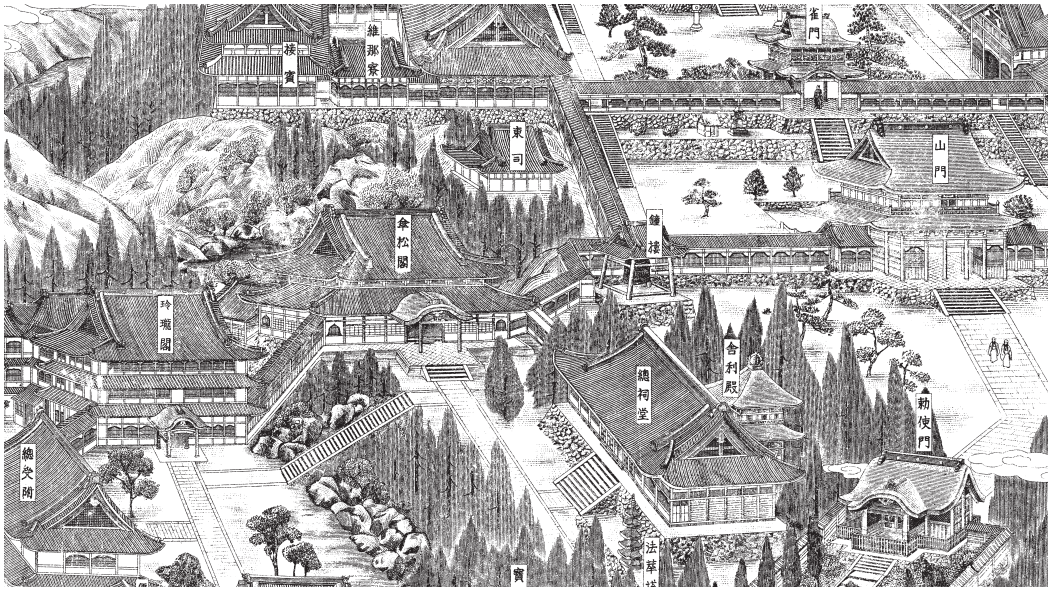

宿坊が傘松閣、玲瓏閣となった絵図

が建立されて三十年後には、傘松閣、玲瓏閣に建て替えられてしまったのである。

「愛知吉祥講宿坊」の入仏式を終えて、十三日には永平寺の仏殿などの諸堂再建の起工式が挙げられた。名古屋より吉祥講役員、幹事、寺院、信徒などの三百余名と棟梁伊藤満作、大工、人足など五十余名も列席した。（「能仁新報」第五九一号、「明治三十二年大遠忌日鑑」）

同三十三年は、三年前の一月に禅芳寺に開設された仏教講義所が創立以来三年を経過した。その間一度も休講せず、信徒の信仰は一層厚くなった。（「能仁新報」第六二五号）また、四月中旬には、永平寺仏殿の柱立ての式を挙行する予定であったが、仏殿の欄間に用いる桴板十二枚を大八車に積み、木遣歌を歌って新柳町通より鉄砲町、末広町を経て門前町の大光院まで運搬した。見物人は群集し、一時通行止めになった所もあったが、愛知吉祥講の世話人らが警衛して支障なく終了した。（「能仁新報」第六三四号、「宗報」第八十六号）

同三十五年には二月十六、十七の両日、門内が禅芳寺で道元禅師六五〇回予修法会を修行している。その様子は「宗報」第一二五号（明治三十五年三月一日発行）に

●名古屋市宝町の禅芳寺住職門内大英氏は去月十六、十七の両日を卜し、其自坊なる禅芳寺に於て最も熾んに宗祖承陽大師の六百五十回大遠忌予修法会を執行せしが、茲に其概略を記せば、先づ法会の大導師としては西野石梁師を招聘し外に随喜衆としては同師の随徒十五名並に市中の寺院四十余ケ寺にて法堂の荘厳、山門頭の装飾、其他内外の装置は頗る善美を尽して些少の欠点とてはなかりし、軈て十六日の午後三時に至る頃には、西野師の先導にて恭しく迎真諷経続て建夜諷経、翌十七日の早天には献粥諷経、禺中には出班焼香にて報恩諷経を行ひしが、法会の前後は都て奏楽入にて最ども殊勝に見受られたりし。尚ほ木田余鶴仙、早川見龍、久田龍峯、伴龍舟、中島分教、水野亥秀、鈴木敬岳の諸氏が法式の間には交も説教を勧められたりし為に、満場溢る斗りの参拝者は何れも整粛に謹聴して頗る随喜の涙に咽びたりしと。因みに記す、今回の法会に就ては同寺の建造物にも一層の修繕を加へたりしに、数多の檀信徒は吾れ一と競ふて浄財を喜捨したるのみならず町内一般は自他宗を論ぜず、各自の入費用を投じて（大遠忌）の文字を染め抜きたる軒提灯を調製して各戸の軒頭に掲げし等は、以て門内氏の輿望の如何に高かりしを窺ひ知るに足る可し。

と概略が記されている。

同三十八年二月には、門内の頂相に森田が賛を付しており、それには

個是禅芳六代師。住山機用在レ臨レ時。而今試問生涯事。拈払黙然口若レ槌。　咦勘破了兮主中主。如愚如魯一雙眉。

とある。（『永平重興大休悟由禅師広録』第四巻　三十九丁）それが今日まで禅芳寺に所蔵されている。なお、四月には門内や大沢重右

衛門、柴山寿太郎が吉祥講本部に参集し、名古屋の信徒に対して永平寺よりの特命布教師であった小倉俊丈とその後任者の増田活吟の歓送迎会を開いた。四月十九日午後二時より会場の大光院書院には六十余名の会員、来賓が集まり、惜別の辞や歓迎の意を表わした。この歓送迎会の開催に最も尽力したのが門内らであった。（「宗報」第二〇七号）

同四十年二月二十五日には、名古屋御供田の「明治三十九年収支決算報告」や「明治三十八年度残米売却分」「明治三十九年度分」などが禅芳寺内の永平寺御供田支配係の津田理三郎、堀田茂右衛門、大沢重右衛門、柴田清兵衛、織田源三郎より永平寺出張所の大仏輔教へ報告された。その報告書を送った封筒の裏には、ゴム印で

名古屋市宝町禅芳寺内
承陽大師遥拝所建設事務所

とあり、建設事務所内の御供田支配係からの発信であった。これにより護国院を「承陽大師遥拝所」とするべく建設の事務を禅芳寺で行っていたことがわかる。門内は翌四十一年七月九日に護国院の兼務住職に就いた。

八世（七世）　木田韜光

木田は明治四十四年一月二十三日に長年寺（高崎市下室田町）三十八世より護国院に転住した。[1] 宗門の要職を勤めてきた木田は、門内の後住のため本来ならば八世となるが、門内は木田を七世に拝請して、自らは八世となり監寺となった。また、森田悟由を勧請して奉安殿の開基とし再中興にも請したのである。住職となった木田は、従来二等法地であった護国院の寺格昇等に努め、二月二十四日には常恒会地の免牘を下附された。[2]

三月には、懇請されて護国院住職となった挨拶を「宗報」第三四二号で謹告した。それには、

謹告　大本山永平寺御直末仁王山護国院儀、今般越本山ノ御推選ト名古屋市及郡部吉祥講員各位等ノ懇請トニ依リ拙衲住職仕候、抑モ當護国院ハ尾州徳川侯爵家ノ開基ニシテ、曽テ越本山ヨリハ準四門首格ノ御免牘ヲ下附セラレ居候処、明治維新ノ際、當院境内地五千余坪モ八分通御料地ニ被召上候ト同時ニ、徳川開基家ノ保護ヲ失ヒ候為、宏壮ナル伽藍ハ勿論、内部ノ経済モ俄然衰頽相極メ悲境ニ陥リ候、然レ共古来内外ニ対シ、種々由緒有之候當院ノ事ニ付、護法篤信ノ慈善家等往事ヲ回慮シ、又現在及将来ノ宗教界ヲ察シ、数年前ヨリ殿堂ヲ旧観ニ復セン事発願シ尽力

セシモ、元境内地御料地タルヲ以テ如何共難致処、漸ク一昨年十二月ニ至リ、縁故払下ヲ得ル事ニ相運候ニ付、予テ篤信家各位企望被致居候処ノ奉安殿ト称スル本堂ヲ建設セリ（間口十間奥行十七間半）、目下猶之ニ相當スル処ノ附属建物営造ノ準備中ニ有之候、又寺格モ本年二月廿四日附ヲ以テ常恒会地ニ昇格致候、尤モ入仏式ノ儀ハ、既ニ昨年六月不老閣猊下ヲ拝請シ盛大ナル法会修行致候、其爾来大衆モ平素三十余名安居致居候間、拙衲モ目下大衆ト共ニ布教伝道ニ打光罷在候条、當地へ御来名ノ際ハ参拝旁御訪問奉希上候、敬白

名古屋市東区布池町護国院住職
明治四十四年三月　　木　田　韜　光

とあり、本堂の奉安殿を建設した後、付属の建物の造立準備をしているという。

四月一日には「寺院等級々階査定表」に異動増減があり、訂正された級階が「宗報」第三四三号（明治四十四年四月一日発行）の「告示第八号」で発表された。それによれば、護国院は「常恒会地　五十級」となっている。また、同月十四日から二十日までは伝昌寺（名古屋市中区古渡町）で授戒会があり、戒師の森田悟由に正戒者四八八人、因戒二三九人の戒弟がつき、教授師を木田が勤めている。(3)

七月二日には、「告示第十七号」によって石川県能登国鳳至郡櫛比村にあった大本山總持寺旧蹟地に總持寺別院が設立せられた。これは前年（明治四十三年）十二月十五日に発布された告諭の「曹洞宗宗憲改正ノ件」の第一条、第二条に

第一条　宗憲第一条ニ第二項トシテ左ノ如ク之ヲ加フ
　両本山ニハ各須要ニ依リ一箇寺限リ其ノ本山ニ専属セシメ之ヲ別院ト称スルコトヲ得
第二条　宗憲第三条ニ第二項トシテ左ノ如ク之ヲ加フ
　第一条第二項ニ定ムル別院ハ當該本山貫首ノ兼務住職地トス

とあり、両本山に一箇寺限りの別院と住職は本山貫首の兼務住職にすることが加えられた。總持寺旧蹟地が總持寺別院となったため、永平寺も永平寺東京出張所であった長谷寺を永平寺東京別院としたのである。(4)なお、十一月五日には神奈川県鶴見に移転した總持寺の移転式及び仏祖安座の儀式が行われており、すでに十月には、護国院境内の手水舎に手水の「漱玉盤」が名古屋市中区南瓦町の渡辺長三郎によって寄進されている。

ところで、本年も直接、護国院に掛搭する雲水がいた。三月二十日には鈴木良雲（愛知県西春日井郡豊山村　常安寺住職小林良天徒弟）、五月一日には小川霊一（尾張国西春日井郡師勝村　仁昌寺住職早川恵旭徒弟）、八月十六日には横地梁光（愛知県知多郡大府村　普門寺住職木村義童徒弟）、十月十日より内山梅園（愛知県愛知郡小碓村　如意寺住職）が掛搭している。また、永平寺安居者の名簿である『大圓覚海』には「御霊場直接掛搭」の付箋がついている人もおり、奉安殿を御霊場とも称していたこと

がわかる。その掛搭僧には川口鉦道（愛知県知多郡鬼崎村　桂岩寺住職石原大渓徒弟）、楠徹禅（京都市上京区寺町鞍馬口天寧寺門前町　天寧寺住職原山道仙徒弟）、渡邊真乗（岐阜県恵那郡長島町　円通寺住職伊藤文鏡徒弟）、中村悶定（新潟県中頸城郡柿崎村字東谷内　光禅寺住職八木琢定徒弟）の四人がいる。

翌四十五年四月二十二日には、会場の護国院奉安殿で愛知吉祥講春季法要が開かれ、森田悟由が導師を勤めている。[5] 十月十六日にも愛知吉祥講秋季法要が護国院で開かれており、森田が来錫している。[6] また、今月より翌年三月までに書院、玄関、庫裡、鐘楼、観音堂などが落成している。十一月十五日には午前十一時より善光寺（名古屋市東区百人町）で行われる毘沙門天一年祭に奉安殿の大衆が請されており、祈祷大般若を転読した。[7] なお、二月十六日より丹羽景堂（愛知県宝飯郡蒲郡町　長泉寺）が掛搭している。

翌大正二年には、三月十四日から二十一日まで光真寺（名古屋市昭和区滝川町）で授戒会があり、木田が教授師を勤めている。[8] 五月十七日には護国院で名古屋市吉祥講春期法要が勤められ、[9] 十月十六日より二十二日までは授戒会が開かれた。戒師は森田悟由、教授師は木田、引請師は上野瓶城であった。[10] なお、前日の十月十五日午後三時三十分より威音院（名古屋市中区新栄）前住職であった石川活龍（後に長曽我部氏と改姓）が、石材の観音宝塔（法華経一千部供養塔）に師父母の法号を記して寄進しており、その開眼式が森田御親修にて行われ、多くの参詣者で盛会裡に終えた。[11]

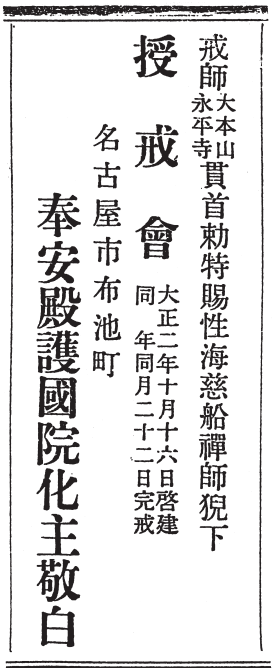
戒師 大本山永平寺貫首勅特賜性海慈船禪師猊下
授戒會 大正二年十月十六日啓建 同年同月二十二日完戒
名古屋市布池町
奉安殿護國院化主敬白

（「宗報」第403号より）

同三年には、三月二十三日に護国院で森田御親修の法要が修行され、[12] 四月には発願主として木田と村上妙光、賛助員として堀内茂右衛門、大沢重右衛門、柴山寿太郎が境内に舎利塔の建設を発願し、「舎利塔建設の大要」が記された。それには、

夫れ塔に、如来の舎利を奉納する処の阿育王所造の八万四千の塔あり。又仏祖の髪毛爪歯等を奉納する大小異容各種の塔あり。蓋し、此等は皆報恩謝徳の趣旨及見聞の衆生をして、慈善の信心を発起せしむる勧化の意を以て建造せられたるもの歟。

近頃、當奉安殿境内に骨舎利を奉納する処の霊塔を建設せんとする発願主あり。衲も亦大に此の趣旨を協賛し発起者の中に加名す。然る所以は、此の骨舎利塔は真俗何人を問はず。火葬者には其骨舎利を分納せられんこと乞。又埋葬者には其髪毛爪歯を納附せられんことを望む。然り而して、其の年回忌辰の日及征月忌命日等の際は、或は報恩のため、又は追善

のため香華を献備し法供養を営辨し相共に現當二世の勝縁を結はんとす。冀は、十方同感の真俗善男善女各位金穀の多少に拘らす喜捨せられは、之の資助力に依り舎利塔を建設し此を永世不汚(ママ)に伝へ、報恩謝徳及報地荘厳の法供養を勤修するものなり。

附言

一、舎利塔模様の大要は、別紙略図に示すか如し。
一、舎利塔の全体は、三河岡崎石を以て建造す。
一、舎利塔の高は、
一、舎利塔の周囲は、
一、骨舎利奉納所内部は約壱丈弐尺四方にして、天井の高は約六尺余。
一、舎利塔外部の周囲は、約弐丈四尺四方の見込なり。

以　上

大正三年四月仏誕生日

発願主等敬白

発願主

仁王山主　木田韜光
末広町　村上妙光

賛助員

祢宜町　堀内茂右衛門
鉄砲町　大沢重右衛門
西魚町　柴山寿太郎

とあり、舎利塔に納めて法供養されることをいう。なお、舎利塔は十月二十一日に森田悟由の御親修で開眼式が行われており(13)、その香語は、

尾州名古屋護国院塔供養

涌出霊山聳二育王一。如今護国放毫光。分身利益三千界。楓葉着レ丹菊放レ黄(14)。

とある。「舎利塔」は森田の揮毫で、銘によれば岡崎の石匠梅村兼吉の製作であった。

八月には木田住職以下、信徒の吹原九郎三郎、大沢常太郎、鈴木総兵衛、森本善七、大沢重右衛門、柴山寿太郎、堀内茂右衛門らが、永平寺東京出張所監院大仏輔教と前監院弘津説三へ護国院を早く永平寺の指揮下になるよう「請願書」（永平寺蔵）を作っている。それには、

請　願　書

謹テ請願書ヲ呈シ候
本殿ハ予テ、帝国中央部ニ於ケル宗門信仰ノ目標タラントノ誓願ニ依リ、明治三十八年中造営ヲ発起シ、主権ヲ大本山ニ属セシムルノ目的ヲ以ツテ計画ヲ立テ、示来幾多ノ障害ト困難ヲ排シテ漸ク現今ノ土地及殿堂ヲ構築シ、通常大法要ノ執行ニ支障ナキ迄ノ設備ヲ整ヘ、尚目下孜々トシテ諸種ノ付属物ノ整頓ト財務ノ整理トニ映掌致居候。然ルニ発起以来既ニ十星霜ヲ経、一般世話人ノ間ニ於テモ早ク大本山ノ指揮下ニ属シ、発起ノ目的ヲ貫徹致度旨屢々進言ニ接シ、幹部亦素ヨ

リ之ガ実現ヲ望ムコト頗ル切ナルモノ有之候ニ付、曩キニ覚書及口頭ヲ以ッテ概略ノ意向ヲ申上タル次第ニ御座候。然ルニ當殿ニ於テハ、土地ノ処分建造物施置ニ就キ、至急決定ヲ要スル事情差迫リ居候間、何卒特別ノ御詮議ヲ以テ至急御考慮ヲ煩シ度、此段請願仕候。謹言

大正参年八月　日

名古屋市東区布池町

奉安殿護国院

住職　木田韜光　印

信徒　吹原九郎三郎　印

仝　大沢常太郎　印

仝　鈴木摠兵衛　印

仝　森本善七　印

仝　大沢重右衛門　印

仝　柴山寿太郎　印

仝　堀内茂右衛門　印

大本山永平寺東京出張所

監院　大仏輔教　殿

前監院　弘津説三　殿

とあり、提出日を入れるのみであった。さらに六月十三日に作った「奉安殿ノ主権ニ関スル件」「法類ニ関スル件」「信徒総代ニ関スル件」「維持ニ関スル件」などの「覚書」や「護国院寺法」の抜萃もセットとなっている。実際にこれを提出したかは不詳であるが、早い時期に永平寺管轄下となるべく推進していたものと思われる。

八月二十六日には永平寺御山監院押野太寿、副監院長谷玉尖、顧問上野瓶城より本山東京出張所監院大仏輔教へ提出した伺書によれば、

粛啓

時下残暑尚厳敷御座候処

貴宗師益々御安全ニ被為渉候段奉欣賀候、専陳ハ本月廿四日名古屋市森本、堀内、大沢三氏（柴山氏臨時差閊不参）上山相成候主意ハ、奉安殿創立ヨリ庫院落成マデ収支積算之結果金五万六千円斗リ不足ヲ生ジ、弁償之方法種々協議講究致候、窮策トシテ護国院境内四千参百坪斗リ之内、目下草地同様ニ相成居候分、御本山へ御相談之上売却致度トモ愚考候得共、時価低落之折柄甚タ不得策ト被存候、且又市中近来不景気ニ際シ、寄附ヲ募集スルモ十分之見込無之、依テ善巧手段トシテ、大禅師猊下へ御縋リ御思召丈之下賜ヲ蒙リ候ハバ、是ヲ以テ一般寄附者ヲシテ感発セシメ度、喜捨之奨励法トモ相成候得者、奉安殿維持之思召ヲ以テ何卒御取成被下度云々被申出候、依テ拙職共熟考之上　不老閣猊下へ奏聞シ御内意篤ト相伺候処、猊下ニハ先年来、経済出納義ハ一切貴宗師及侍局へ委任シ、個々幾分之記憶ハ有之候得共、詳細全分之事実ハ貴宗師等へ問合セ、総計額中ヨリ多少奉安殿へ寄附スベキ義可取計旨御内命有之候ニ付、彼レ三氏へ思召之趣キ申伝

へ候得者、何レモ満悦致シ、廿五日下山相成候、就テハ貴宗師是迄御預リ保管被為在候、金額総計如何斗リニ相成候哉、此段御伺申上候間、乍御手数悉皆記録御通知被下度特ニ奉願上候、草々敬具

大正三年八月廿六日

大本山永平寺
監院　押野太寿
副監院　長谷玉尖
顧問　上野瓶城

本山東京出張所
監院　大仏輔教殿

とあり、八月二十四日に護国院の篤信者である森本、堀内、大沢の三氏が永平寺へ上山した。その理由は奉安殿創立より庫院落成までの収支を積算したところ、金五万六千円程が不足で、弁償の方法を伺いに来たのである。弁償の方法の一つとして境内地の内、草地となっている地所を売却しようとしたが、価格は下っているためあきらめ、寄附金を募集しようとしたが、世間は不景気であり見込はないため、禅師猊下の思召を賜わり、それに一般の寄附金を得るのが得策と考えた。そこで、猊下へ奏聞したところ、内意を得たのである。しかし、猊下の出納は大仏師及び侍局に委任しているとのことであった。そのため大仏師に問合せ、総計額より奉安殿へ寄附できるとの内命を受け、それを森本氏ら三氏に伝えたところ御満悦し、六月二十五日に永平寺を下山された。そこで、大仏師が預った保管金額の総計とそれに関する記録の通知報告を願上げているのであった。しかし、十一月二日には、木田より大仏師へ

名古屋市東区布池町
護国院

本院所有地ノ一部ヲ売却シ、旧債ノ一部償還ノ為、別紙通リ本宗管長猊下及愛知県知事ニ対シ、境外所有地売却出願致度候間、別紙宗務院及地方庁ニ対スル出願書ニ御添書御下附御願申上候也

右御直末護国院住職
木田韜光㊞

大正三年十一月二日
大本山永平寺御出張所
監院　大仏輔教殿

とあるように、旧債の一部を償還するため、護国院所有地の一部を売却するが、管長及び愛知県知事に対して売却を出願する期間、曹洞宗宗務院及び地方庁に対する出願書の御添書下附を願上げている。したがって、この書類からみる限り、所有地の一部を売却したものと考えられる(15)。

翌四年二月一日には、「告示第二号」によって寺院等級階級査定表の異動増減により、護国院の等級級階が訂正されている。それによれば、「常恒会地　五十六級」となっている(16)。同月九日には永平寺貫首森田悟由が遷化した。十三日には、永平寺東京出張

所より青松寺へ移され密葬を行ったが、御遺骨を永平寺へ納める途中の十六日午後四時八分には、名古屋駅へ到着し護国院に安置された。名古屋での様子は、

名古屋　午後四時八分名古屋駅に到着せり、未曽有の群集静粛に奉迎し、幾千人の行列整ふを待ちて、護国院奉安殿に向はせらる、駅よりは約一里半、途の両側に立ち並びて合掌する者堵の如く、途上二時間余を費し、黄昏漸く殿上に奉安し、昼夜の法要不断に厳修せられ、参詣の貴賤老若信男信女は堂の内外に充満し、一進不退の信念堅固なるを証せり。(17)

と記されており、十七日午後十時十分に名古屋駅を発車して福井・永平寺へ向かった。なお、何れの年か不詳であるが、木田の住職中（明治四十四年～大正四年）の六月二十日に尾張徳川侯爵家より金千疋を拝受している。そのため不在の木田に代わり、執事の的場無学が徳川侯爵家の家扶へ礼状を出している（著者蔵）。それには、

謹啓
御挨拶として金千疋御下賜被下忝く拝受仕候折悪く木田師不在の為茲に不取敢御受致置候　敬具

護国院執事
的場無学

六月廿日

徳川侯爵家
家扶御中

とあるが、封筒の裏には、

名古屋市東区布池町
奉安殿護国院
大本山永平寺出張布教所

と押印され、その横に「執事　的場無学」と記入しているところから、当時の護国院は「大本山永平寺出張布教所」とも称していたことがわかる。なお、的場は『大圓覚海』によれば、明治十四年四月八日に生まれ、滋賀県近江国高島郡饗庭村の覚伝寺住職久我絶学の徒弟である。同四十一年九月三十日に永平寺に安居しており、大正七年四月三十日に送行証明状を下附されているところから、当時、永平寺安居中で護国院執事も勤めていたものと考えられる。

森田悟由が遷化した後、護国院の信徒総代は永平寺の役寮などの各老師に

愁雲深ク祖門ヲ鑽スノ秋ニ際シ、陋々ノ煩情ヲ申述候事、寔ニ以テ忍ビ難ク候得共、遅疑致候エバ、却テ累ヲ後日ニ貽スノ慮モ有之ベクト存ジ、御考慮ヲ願フ次第ニ御座候
予テ
不老閣猊下ノ奉安殿ニ対スル御慈慮ノ趣、御内示ノ侭卒然御遷化被為在候ニ就而ハ、何卒後事御籌量ノ節宜シク御留意被成下度、切ニ奉懇願候
右時下不遜ヲ顧ミズ、爰ニ衷情ヲ披瀝致候段、偏ニ御寛恕ヲ

給ハリ度希上候　　謹言

名古屋市
吹原九郎三郎㊞
森本善七㊞
鈴木摠兵衛㊞
堀内茂右衛門㊞
大沢重右衛門㊞
柴山寿太郎㊞
村上庄造㊞

福山老大宗師
弘津老大宗師
押野老大宗師
大仏老大宗師
上野老大宗師
新井老大宗師
長谷老大宗師
栗木老大宗師
　各尊台下　　位次不同(18)

と、森田の御慈慮の内示はあったものの遷化されたため、御慈慮の件について今後も留意されたく願っているのである。その五ヵ月後の七月十一日には、住職の木田韜光が六十二歳で示寂した。示寂した頃の詳細は不詳であるが、木田はその他にも多くの功績があるところから、略伝を紹介しておきたい。

木田は嘉永六年（一八五三）に山口県に生まれているが、詳しい生誕日、生誕地、父母の名などは不詳である。十八歳（明治三年四月）で出家し、漢学を太田梁平、慤大機、渓毛介、中村謙などから受け、天外石橋、成川百衲、不破一牛、原坦山、折居光輪などに参禅、参学した。号は遼空と称し、天外石橋の法を嗣いでいる。明治七年一月には教導職試補、十一年八月には瑠璃光寺（大垣市上石津町）十七世に住職し、十三年三月には曹洞宗専門学校に入学して十六年三月に卒業した。十七年三月には禅幢寺（岐阜県不破郡垂井町）三十二世へ転住しており、宗門の時弊を憂い、弘津説三、斎藤運三らと栴檀社を設立し東洋宗教新聞を発行した。二十五年五月には越本山東京出張所詰副監院、二十八年三月には越本山御山詰副監院、二十九年九月には両本山より第十二区曹洞宗末派総代議員に任命され、十月には曹洞宗第四次議会会頭、三十年三月に越本山東京出張所詰監院、九月には大遠忌事務局参務、三十一年十一月より三十四年十二月までは第二護法会総轄、三十四年十二月には曹洞宗務院総務、三十五年七月より曹洞宗議会特選議員、曹洞宗制度調査評議員、大遠忌事務局副総裁、本山顧問などに就いている。三十七年七月には曹洞宗議会特選議員、四十二年六月には長年寺（高崎市下室田町）三十八世に住職し、四十四年一月に護国院へ転住した。翌四十五年七月には曹洞宗特選議員にも就いている。

このように木田は徳望があり、人格は高潔、温厚、篤淳で、遷

化したことに対し、「実に宗門の一大損失也」との評もあった(19)。

注

(1)「宗報」第三四二号（明治四十四年三月十五日発行）の一月二十三日の任願免住職による。

(2)「宗報」第三四二号（明治四十四年三月十五日発行）の木田韜光の謹告による。

(3)「宗報」第三四八号（明治四十四年六月十五日発行）の「本山記事」の「〇性海慈船禅師」による。

(4)『麻布長谷寺誌』（昭和五十二年四月　永平寺東京別院長谷寺）七十七頁に、三十世北越大賢時代の長谷寺の動向として紹介されている。

(5)「宗報」第三七二号（明治四十五年六月十五日発行）の「本山記事」の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報（承前）」による。

(6)「宗報」第三八二号（大正元年十一月十五日発行）の「本山記事」の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報」による。

(7)善光寺に奉安殿の大衆が請されて祈祷大般若を転読したことは、「新愛知」第七六九三号（大正元年十一月十五日発行）に紹介されている。

(8)「宗報」第三九二号（大正二年四月十五日発行）の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報」による。

(9)「宗報」第三九九号（大正二年八月一日発行）の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報（承前）」による。

(10)(11)「宗報」第四一〇号（大正三年一月十五日発行）の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報（大正二年分）」の「愛知県名古屋市布池町護国院授戒会」による。

(12)「宗報」第四一三号（大正三年三月一日発行）の「本山記事」の「〇性海慈船禅師」による。

(13)舎利塔の竣工や開眼式については「宗報」第四三四号（大正四年一月十五日発行）の「〇性海慈船禅師猊下御親化彙報（大正三年分続）」の「名古屋市布池町護国院吉祥講秋期法要御親化」による。

(14)『永平重興』大休悟由禅師広録』第二巻（大正八年三月　三合庵）九十五丁右にある。

(15)八月二十六日、十一月二日の文書は、永平寺に所蔵する「「参考書類綴」監院寮」及び「大正三年度書類綴」に所収している。

(16)「宗報」第四三五号（大正四年二月一日発行）の「告示第二号」による。

(17)『永平重興』大休悟由禅師広録』首尾（大正十年十二月　三合庵）四十二丁右にあげられている。

(18)信徒総代の永平寺の役寮などへの願いは、永平寺に所蔵する「「参考書類綴」監院寮」に所収している。

(19)木田の略伝は、安藤準成『名古屋案内記』第壹（大正三年三月　名古屋案内社）一一一頁、安藤準成『名古屋案内記金城寺院宝鑑』（大正四年四月　名古屋案内新聞社）一四八頁、安藤嶺丸『曹洞宗名鑑』（大正五年一月　壬子出版社）一四〇頁、『室田山長年寺史』（昭和四十八年三月　長年寺）五十五頁、川口高風「明治期以降曹洞宗人物誌（十）」（平成二十九年一月　「愛知学院大学教養部紀要」第六十四巻第二号）一五四頁などからとりあげた。

執 筆 者 紹 介

柴 田 哲 雄（本学准教授……歴 史 学）
SHIBATA Tetsuo

山 名 賢 治（本学准教授……化　　学）
YAMANA Kenji

尾 崎 順 子（愛 知 教 育 大 学 教 育 学 部）
OZAKI Junko

中 野 博 文（愛知教育大学教育学部教授）
NAKANO Hirofumi

川 口 高 風（本学教授……宗 教 学）
KAWAGUCHI Kōhū

中 村 実 生（本学非常勤講師……ドイツ語）
NAKAMURA Mitsuo

教 養 教 育 研 究 会 委 員

（会長） 福　山　　悟　　（副会長） 堀　田　敏　幸

（会計） 岩　佐　宣　明

青　山　健　太	※池　田　　健	※岩　佐　宣　明
※川　口　高　風	高　田　正　義	都　築　正　喜
富　田　啓　介	※西　谷　茉　莉　子	堀　田　敏　幸
前　山　愼　太　郎	山　口　拓　史	山　名　賢　治

※本号編集委員

編　集　後　記

『教養部紀要』第65巻第1号には、翻訳、資料を含めて6編が掲載されています。それらは、人文（宗教）、社会（歴史）、自然（化学）、外国語（ドイツ語）と4つの専門領域にわたっています。ご投稿を誠にありがとうございました。

著者の先生方には、短い時間で修正稿を仕上げて下さるなど御理解御協力を賜り、至らぬとりまとめ役としては大変助かりました。御礼申し上げます。

また、編集委員の皆様には、学期末及び定期試験期間と多忙な折、多くの時間を割いて頂き、編集作業を滞りなく進めることができました。この場を借りて、感謝致します。

『教養部紀要』は年3回の研究発表の場です。これからも多くの先生方の投稿により、ますます充実したものになることを祈念致します。（池田記）

愛知学院大学教養教育研究会会則

第　1　条　本会は愛知学院大学教養教育研究会と称する。

第　2　条　本会の事務所は愛知学院大学教養部に置く。

第　3　条　本会は大学設立の趣旨に則り、人文科学・社会科学・自然科学・語学・健康総合科学等の、教養教育に関する諸学の研究成果ならびに教育成果の発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ教育及び社会一般に寄与することを目的とする。

第　4　条　本会の会員は次の通りとする。

⑴　正 会 員　本大学の教養部専任教員とする。

⑵　準 会 員　本大学の在学生とする。

⑶　賛助会員　本大学の卒業生及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。

第　5　条　本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

⑴　機関誌「愛知学院大学論叢教養部紀要」の刊行

⑵　研究会、講演会、討論会等の開催

⑶　その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

第　6　条　「愛知学院大学論叢教養部紀要」は原則として毎年3回発行し、会員に配布する。

第　7　条　本会は教養教育研究会委員会を置き、委員は次の者で構成する。

⑴　会　　長　　1名

⑵　副 会 長　　1名

⑶　委　　員　　12名

⑷　会　　計　　1名

2　会長は学長これを委嘱する。

3　委員は正会員の互選により、人文科学・社会科学・自然科学・第1外国語・第2外国語および健康総合科学の各系列より2名あて選出する。委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4　副会長及び会計は委員の互選により、会長がこれを委嘱する。

第　8　条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2　副会長は会長を補佐し、会務を掌る。

3　委員は委員会を構成し、本会の企画運営にあたる。

第　9　条　会長は委員会を招集し、その議長となる。

第　10　条　会長は本会の会務執行のため、必要あるときは実行委員会を委嘱することがある。

第　11　条　会員は毎年度始めにおいて会費を納入する。

2　新入会員は入会金を納付するものとする。

第　12　条　本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第　13　条　本会の会計は4月に始まり、翌年3月に終る。

第　14　条　本会の会則の改正は正会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

付　　則

本会則は、昭和32年4月1日に制定し、即日施行する。

本会則は、昭和53年2月6日に改正し、即日施行する。

本会則は、昭和57年3月24日に改正し、同年4月1日より施行する。

本会則は、昭和58年６月17日に改正し、即日施行する。
本会則は、昭和63年４月１日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成２年７月６日に改正し、同年４月１日より施行する。
本会則は、平成８年７月19日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成11年12月17日に改正し、翌年４月１日より施行する。
本会則は、平成20年12月12日に改正し、翌年４月１日より施行する。
本会則の施行により愛知学院大学一般教育研究会会則を廃止する。
本会則は、平成27年４月１日に改正し、即日施行する。

愛知学院大学論叢「教養部紀要」投稿規定

1988年４月１日成立・実施

〔投稿資格〕
第　一　条　この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として教養教育研究会正会員とする。
〔転載の禁止〕
第　二　条　他の雑誌に掲載された論文・資料・翻訳・書評などは、これを採用しない。
〔原稿の形式〕
第　三　条　投稿に際しては、次の要領に従って本文、図および表を作成する。
⑴　原稿は、原則として原稿用紙または電子媒体による入稿とする。（電子媒体による入稿の場合プリントアウトを一部添付する。）
⑵　原稿の量はおおむね16,000字以内とする。
⑶　本文の前に、別紙で、次の３項を次の順序で付する。
(i)　和文の題目および執筆者名。
(ii)　欧文の題目および執筆者名。
(iii)　(イ)　論文・資料・翻訳・書評などの区別
(ロ)　その論文・資料・翻訳・書評などが属する専門領域名。
ただし、ここにいう専門領域は、人文・社会・自然・外国語・健康総合科学の５部門に区別する。
(ハ)　教授・准教授・講師・助教・外国人教師など別
⑷　原稿の欧文箇所は、すべて活字体で書くか、またはワープロを用いる。
⑸　図は、白紙または淡青色の方眼紙に墨書し、縮尺を指定する。これに対する文字は鉛筆で入れる。ただし、表はこれらの限りではない。
⑹　写真に文字または印を入れるときは、トレーシング・ペーパーを重ねてそれに書き入れる。
〔原稿の申込み〕
第　四　条　投稿希望者は、教養教育研究会委員会（以下、委員会と称す）の公示する期限までに、委員会の提示する申し込み用紙に氏名を記入する。
ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを越える場合には、委員会がこれを調整する。
〔提出期限〕
第　五　条　投稿は委員会の定める提出期限までにこれを行う。締切り日以後に提出された原稿は掲載されな

いことがある。

〔原稿組版の制限〕

第　六　条　図版・カラー写真などの掲載により一般の経費より多くかかる場合は、その必要性を各号の編集責任者に申し出て委員会を開催して審議し、承認を得ることとする。なお、承認を得られず掲載を希望する場合、その費用を別途に個人負担とする。

〔原稿修正の制限〕

第　七　条　投稿後の原稿の修正は、原則としてこれを行わないものとする。やむをえない場合は初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは追加費用を個人負担とすることがある。

〔校　　正〕

第　八　条　校正は原則として第3校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙・奥付その他については編集委員がこれに当たる。

〔抜き刷り〕

第　九　条　抜き刷りは、論文・資料・翻訳・書評など各1篇につき50部までを無料とする。これを越える分については実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を原稿の表紙に朱記する。

〔掲載論文等の複製権・公衆送信権〕

第　十　条　この会誌に掲載された論文等の電子化および公開に関わる複製権および公衆送信権は、教養教育研究会に属するものとする。

ただし、掲載された論文などの執筆者が他の機関への転載もしくは複製権または公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、教養教育研究会はこれを拒むことはできない。

付　　則

一、本規定の改正には、教養教育研究会正会員の3分の2以上の賛成を要する。

二、本規定は、1988年4月1日に成立し、即日施行する。

三、本規定は、1996年7月19日に改正し、即日施行する。

四、本規定は、1999年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。

五、本規定は、2003年11月21日に改正し、即日施行する。

六、本規定は、2005年4月22日に改正し、即日施行する。

七、本規定は、2007年11月16日に改正し、即日施行する。

申し合わせ（教養部会 2010. 7. 16）

●第一条の「投稿する資格を持つ者」には、以下の非正会員を含む。

⑴　正会員との共同執筆による投稿

⑵　正会員が推薦する本学教養部の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿

⑶　元正会員で、本務校をもたない人の投稿

●上記⑴⑵⑶に該当する投稿希望者がある場合は、担当編集委員が投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。担当編集委員で判断できない場合には、教養教育研究会委員会を開いて投稿の可否を決定する。

●投稿原稿の掲載に際しては、⑴の場合の原稿料は1篇分とし、⑵⑶の場合の原稿料は支払われない。また、⑴⑵⑶いずれの場合も抜き刷り50部までは無料とする。

●投稿者は、第三条の〔原稿の形式〕を厳守し、第四条の〔原稿の申し込み〕の時に委員会の提示する「投稿票」用紙に必要事項を記入のうえ添付して投稿する。

●投稿された原稿について担当編集委員から検討の申し出があった場合は教養教育研究会委員会を開き、委員会名において訂正を依頼したり投稿を断ることがある。

●第六条「図版・カラー写真の掲載」については、紀要作成予算の範囲内と見なされる場合、その採否は紀要編集委員の決議にゆだねるものとする。ただし、予算の範囲を逸脱する、あるいは採否の決議が困難の場合は教養教育研究会委員会を開催して、決定することとする。

（注）教養教育研究会が本会正会員の著書・論文等について書評を依頼する場合は、原稿料を支払うこととする。

平成29年９月19日　印 刷
平成29年９月27日　発 行

（非売品）

愛知学院大学論叢
教養部紀要第65巻
第１号（通巻第191号）

編集責任者
福　山　　悟

発行者　愛 知 学 院 大 学
教 養 教 育 研 究 会
〒470–0195
愛知県日進市岩崎町阿良池12
電　話〈0561〉(73) 1111（代表）

印刷所　株 式 会 社　あ る む
電　話〈052〉(332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol. 65 No. 1
(Whole Number 191)

CONTENTS

Articles

Tetsuo SHIBATA：Tadao IWAMOTO's Life and Relationship with Nuclear Power Plants:
The Resistance and 'Ideological Conversion' of a Sake Shop Owner in Futaba Town ····· (1)

Tetsuo SHIBATA：Yasuzo Suzuki: The Virtual Drafter of the Japanese Constitution Coming
from Odaka Ward Minami-Soma City ····· (37)

Kenji YAMANA, Junko OZAKI and Hirofumi NAKANO：Substituent Effect
and Rate Determining Step on the Lewis Acid Promoted Addition Reaction
of Trimethyl Phosphite to (*E*)-1,3-Diphenylprop-2-en-1-one ····· (89)

Kōhū KAWAGUCHI：A Study of the *Houanden Gokokuin* in the Meiji Era ····· (254)

Translation

Mitsuo NAKAMURA：Anja Salewsky: *››Der olle Hitler soll sterben!‹‹*
Erinnerungen an den jüdischen Kindertransport nach England –Einleitung von der Autorin– ····· (97)

Material

Kōhū KAWAGUCHI：On the Shohorin Journal Article Related to Welcoming Buddha's Remains (2) ····· (218)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2017